

9 月 定 例 村 議 会

(第 1 号)

平成29年9月天栄村議会定例会会議録目次

第1号（9月5日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
議事日程の報告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	4
陳情の付託	4
例月出納検査の結果	4
村長行政報告	4
一般質問	15
小山克彦君	15
後藤修君	29
服部晃君	41
大須賀溪仁君	56
散会の宣告	71

第2号（9月6日）

議事日程	73
本日の会議に付した事件	74
出席議員	74
欠席議員	74
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	74
職務のため出席した者の職氏名	74
開議の宣告	75
議事日程の報告	75

報告第1号の説明、報告	75
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	76
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	78
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	79
議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	80
議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	85
議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	87
議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	91
議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	92
議案第9号～議案第23号の一括上程、説明	94
延会の宣告	120

第 3 号 (9月7日)

議事日程	121
本日の会議に付した事件	121
出席議員	121
欠席議員	122
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	122
職務のため出席した者の職氏名	122
開議の宣告	123
議事日程の報告	123
議案第9号～議案第23号の説明	123
議案第9号の質疑、討論、採決	152
延会の宣告	180

第 4 号 (9月8日)

議事日程	181
本日の会議に付した事件	182
出席議員	182
欠席議員	182
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	182
職務のため出席した者の職氏名	183
開議の宣告	184

議事日程の報告	184
議案第9号の質疑、討論、採決	184
議案第10号の質疑、討論、採決	194
議案第11号の質疑、討論、採決	197
議案第12号の質疑、討論、採決	198
議案第13号の質疑、討論、採決	198
議案第14号の質疑、討論、採決	199
議案第15号の質疑、討論、採決	199
議案第16号の質疑、討論、採決	200
議案第17号の質疑、討論、採決	200
議案第18号の質疑、討論、採決	201
議案第19号の質疑、討論、採決	201
議案第20号の質疑、討論、採決	202
議案第21号の質疑、討論、採決	202
議案第22号の質疑、討論、採決	203
議案第23号の質疑、討論、採決	203
議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決	205
議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決	220
議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決	221
議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決	222
議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決	223
議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決	225
議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決	226
議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決	227
議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決	228
議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決	230
議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決	231
議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決	232
議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決	234
議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決	235
議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決	236
陳情審査報告	238
閉会中の継続審査申出	240

日程の追加	2 4 3
発議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 4 3
発議案第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 4 5
閉会の宣告	2 4 6

平成29年9月天栄村議会定例会

議事日程（第1号）

平成29年9月5日（火曜日）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 陳情の付託
- 日程第 5 例月出納検査の結果
- 日程第 6 村長行政報告
- 日程第 7 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（9名）

1番	北 畠	正 君	2番	円 谷	要 君
3番	大須賀 溪	仁 君	4番	服 部	晃 君
5番	小 山	克 彦 君	6番	揚 妻	一 男 君
8番	熊 田	喜 八 君	9番	後 藤	修 君
10番	廣 瀬	和 吉 君			

欠席議員（1名）

7番 渡 部 勉 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	添 田	勝 幸 君	副 村 長	森	茂 君
教 育 長	増 子	清 一 君	参 事 兼 総 務 課 長	清 浄	精 司 君
企 画 政 策 課 長	北 畠	さ つ き 君	税 務 課 長	黒 澤	伸 一 君

住民福祉課	熊田典子君	参事兼産業課長	揚妻浩之君
建設課長	内山晴路君	会計管理者	森廣志君
湯支所本長	星裕治君	天保育所栄長	兼子弘幸君
学校教育課	櫻井幸治君	生涯学習課	小山富美夫君

職務のため出席した者の職氏名

参事兼 議事局長	伊藤栄一	書記	星千尋
書記	大須賀久美		

◎開会の宣告

○議長（廣瀬和吉君） おはようございます。

本日は、公私ともにご多忙のところ、平成29年9月天栄村議会定例会にご参集いただき、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は9名であります。

よって、定足数に達しておりますので、平成29年9月天栄村議会定例会は成立いたしました。

7番、渡部勉君より、葬儀のため欠席の届け出がありました。

ただいまから平成29年9月天栄村議会定例会を開会します。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

○議長（廣瀬和吉君） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第1号をもって進めます。

日程に入るに先立ち、ご報告を申し上げます。

本定例会に説明のため、地方自治法第121条の規定により、別添写しのとおり出席を要求いたしました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（廣瀬和吉君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

5番 小山克彦君

6番 揚妻一男君

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（廣瀬和吉君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

議会運営委員会委員長からの発言を求めます。

議会運営委員会委員長、大須賀溪仁君。

〔議会運営委員会委員長 大須賀溪仁君登壇〕

○議会運営委員会委員長（大須賀溪仁君） おはようございます。

会期の報告。

本定例会についての会期の報告を申し上げます。

去る8月29日午後1時30分より議会運営委員会を開催いたし、平成29年9月天栄村議会定例会の会期について審議をいたしました結果、本定例会の会期は9月5日より11日までの7日間と決定を見ましたので、議長よりお諮りを願います。

議会運営委員会委員長、大須賀溪仁。

○議長（廣瀬和吉君） お諮りをいたします。

本定例会の会期は、ただいま議会運営委員会委員長からの報告がありましたとおり、本日より9月11日までの7日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本定例議会の会期は、本日9月5日より11日までの7日間とすることに決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（廣瀬和吉君） 日程第3、諸般の報告について。

閉会中の議会庶務報告については、皆さんのお手元に配付しておきました報告書のとおりですので、ご了承願います。

◎陳情の付託

○議長（廣瀬和吉君） 日程第4、陳情の付託について。

本日まで受理した陳情は2件で、皆さんのお手元に配付しておきました陳情文書表のとおりであります。なお、これらにつきましては、所管の総務常任委員会並びに産業建設常任委員会に付託しましたので、報告します。

◎例月出納検査の結果

○議長（廣瀬和吉君） 日程第5、例月出納検査の結果について。

皆さんのお手元に配付しておきました報告書のとおりですので、ご了承願います。

◎村長行政報告

○議長（廣瀬和吉君） 日程第6、村長行政報告。

村長より平成29年9月定例会における行政報告の申し出がありました。これを許します。
村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） おはようございます。

本日ここに、平成29年天栄村議会9月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本定例会におきましては、報告1件、議案38件をご審議いただくわけではありますが、議案の説明に先立ち、6月定例会以降の行政運営の状況につきましてご報告申し上げます。

まず、地域における夜間の犯罪の防止及び通行の安全確保、各行政区の電気料金の負担軽減を目的とした防犯灯更新事業につきましては、現在、各行政区からの補助金の交付申請に基づき随時決定を行い、LED防犯灯への更新を行っているところであります。

なお、各行政区からの実施要望が当初の見込みよりも多くなっていることから、更新に必要な追加費用を補正予算に計上しておりますので、ご審議をいただければと存じます。

次に、地方創生総合戦略の推進につきましては、定住・二地域居住推進関係では、7月に都内において東北U・Iターン大相談会と農業人フェアに参加し、移住や就農に関心のある方々と面談など説明会を行いました。

その後、8月19・20日には田舎暮らし体験ツアーを実施し、都内から23名の参加者があり、村内で野菜の収穫体験や地域散策など、地元の方々との交流を行いました。参加者の中には、まさに移住を考えている方、農業をしたい方、住む地域を検討中の方など状況はさまざま、移住に結びつくまでにはもう少し時間が必要かと思われませんが、今後も粘り強く呼びかけ、天栄村の暮らしを理解していただくよう努め、さらにこれらの取り組みを村民の方々にもご理解をいただきながら、よりよい人の流れが生まれるよう、活気ある事業を進めて参りたいと考えております。

次に、新規就農者支援センター運営関係では、新規就農者2名の登録があり、6月より天栄長ネギ生産組合の指導協力のもと、ネギ栽培農家として新たにスタートしたところであります。この農業担い手開拓におきましても、農業人フェアやイベント等で募集を行うとともに、県から定住・二地域居住推進モデル事業の委託を受けているふるさと子ども夢学校推進協議会において、農業に関心のある女性をターゲットにしたセミナーを9月に、その方々の農業体験ツアーを11月に実施することとなっており、今後も関係者の方々と連携しながら積極的に取り組んで参ります。

また、湯本地区の活性化を図るための湯本塾では、8月5日に馬尾の滝体験ツアーを開催したところ、11名の方の参加があり、湯本地区の大自然を満喫されました。今後も地域の資源を利用した取り組みを行い、地域を元気にして参ります。

次に、新たな試みとしまして、子供たちの生き抜く力を育む環境整備や、誰もが夢を持てる生涯学習社会を目指すこども未来応援事業では、6月中旬までの締め切りで28件の応募がありました。その後、7月に選考を行った結果、8名が選ばれ、8月21日からそれぞれの夢

実現のため、関係各所のご支援のもと、子供たちのチャレンジが始まりました。警察官や看護師、大工さんの職業・職場体験や、世界を目指した陸上選手、国際連合への見学など、内容は多岐にわたっており、子供たちが夢を描き、前に進んでいく姿は、とてもいきいきと輝いております。将来を担う子供たちの思いを少しでも実現できるよう、今後も応援して参りたいと考えております。

なお、この事業の詳細は、村のホームページ等で順次情報を発信して参ります。

次に、ふるさと納税事業に関しましては、7月までの寄附が483件、984万円の申し込みがあり、昨年度の同時期と比較しますと、件数では2.7倍、金額では2.5倍となっております。今後も多くの方々に応援していただけるよう、内容に工夫を凝らしながら、寄附金の確保とともに村製品のPRと村の情報発信に努めて参ります。

次に、放射線の健康管理対策につきましては、内部被曝検査を7月19日から22日までの4日間、1歳以上の子供を含む一般住民の希望者を対象に73人に実施し、全員が健康への影響はないとの結果でありました。

また、外部被曝検査につきましては、バッチ式積算線量計により、7・8月の2カ月間、295人の子供たちが測定し、現在、結果の評価を行っているところであります。

次に、健康づくりにつきましては、5月の住民総合健診の結果に基づく事後指導会を6月下旬から7月上旬に延べ5回開催し、62名の方に個別指導を実施いたしました。

また、今年度新規に追加しました尿酸値検査結果を見ますと、37名の村民の方が要精検、要指導となっており、痛風や腎臓疾患の予防のために、保健師の戸別訪問等で生活習慣の改善に取り組んでいるところであります。

さらに、7月19日と8月1日には乳がん検診を、8月3日には子宮頸がん、骨粗鬆症検診を実施し、昨年度を上回る延べ284人が受診しました。これらの集団検診の未受診者に対しましては、医療機関で実施する施設検診の受診を勧奨しているところであります。

次に、母子の健康づくりとしては、産後の母親の健康支援や育児不安の解消を図る目的で、本年度から新たに産後ケア事業を開始し、既に6月に契約した福島県助産師会に加え、9月からは公立岩瀬病院とも契約を締結し、受け入れ態勢を万全に整えたところであります。

今後も、村民の健康意識の高揚を図るとともに、運動や食生活の改善を中心に、さらなる心と体の健康づくりを継続的に推進して参ります。

次に、高齢者福祉関係につきましては、平成30年度から32年度までの3年間の計画期間とする高齢者福祉・介護保険事業計画の策定に向けて、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査と在宅介護実態調査の2種類の調査を65歳以上の方を対象に実施しました。高齢者福祉に関するご意見を伺い、調査結果をもとに計画策定に当たって貴重な資料とさせていただくところであります。

また、湯本へき地保育所跡に湯本デイサービスセンターが完成し、施設内の一部を介護予防施設として7月7日に開所式を行いました。現在は、介護予防・生活支援拠点の場として、いきいき湯本サロンや認知症カフェで利用されており、今後も高齢者の生きがいや健康づくりの場として活用して参ります。

なお、湯本デイサービスセンターの開所は10月初めを予定しており、現在、地域密着型通所介護サービス事業所及び指定第1号事業所の指定に向けての事務手続等が完了し、県の事業所登録を待っている状況であります。

次に、特別養護老人ホームの入所待機者の解消を図るため、天栄ホームの造成工事等を行って参りました。今月初めに30床増床の開所式を行い、入所が開始され、村内からも多くの待機者が入所されております。

次に、高齢者の皆様の長寿を祝う平成29年度敬老会を、9月16日に村体育館で開催することとしております。議員各位におかれましてもご臨席を賜り、今日の社会を築き上げてこられた皆様をお祝いいただきますようお願いいたします。

次に、景観の美化や環境意識の高揚を図るため、毎年実施している環境美化コンクールについては、先月審査を行い、花いっぱい部門では上松本行政区が、施設部門では沖内行政区が最優秀賞に選ばれました。入賞されました行政区につきましては、今後、役場において表彰を行って参ります。

次に、税務関係の本年度の課税状況につきましては、対前年比で個人住民税が4.1%の増、固定資産税が4.3%の増、国民健康保険税で3.2%の減となっております。

収税に関しましては、税滞納の抑制対策として、督促状の早期発付や催告書による新規滞納者の発生防止に努めるとともに、恒常的な滞納の抑制のため、電話催告や臨戸訪問などにより納税交渉に努めながら滞納額の圧縮を図った結果、平成28年度の収納率は対前年比2.3%増加の87.9%、収納額は約5,000万円の増で決算されました。

また、国土調査につきましては、昨年度に引き続き、湯本第24地区として、田良尾字野仲、湯本字関場ほか2字の細部図根測量、一筆地測量及び地積測量などに着手しているところです。本年度は、新規に広戸第25地区として、沖内集落を含む15字の一筆地調査に着手し、所有者の協力をいただきながら、境界立ち会いを進めているところであります。

次に、農業関係につきましては、まず米の生育状況は、先月中旬まで長雨や日照不足が続き、病害の発生が懸念されたため、県やJAと連携し、農家に対する注意喚起や栽培技術の情報提供等に努めたところであります。

また、平成29年産米の放射性物質全量全袋検査につきましては、8月17日に開催された須賀川岩瀬恵み安全対策協議会総会において実施方法等が決定され、現在、検査の円滑な実施に向け準備を進めております。

環境保全型農業直接支払交付金事業につきましては、85名の農業者が冬期湛水、堆肥の施用等に取り組む予定であり、対策の効果が十分に発揮されるよう支援を行って参ります。

園芸作物につきましては、須賀川・岩瀬地方の主力品目であるキュウリ、ナス、インゲン等の本格出荷を迎える6月下旬から7月にかけて、東京大田市場及び大阪東部卸売市場において、管内の市町村長とJA夢みなみ役員による農産物トップセールスを実施し、農産物の安全・安心、良食味に対する理解促進を図ったところであります。

鳥獣被害防止対策につきましては、8月までにツキノワグマ7頭、イノシシ35頭を捕獲するとともに、電気柵については15件の新規設置がありました。今後も有害鳥獣の捕獲や電気柵の設置を推進し、被害防止に努めて参ります。

農業用ため池における放射性堆砂物の除去事業は、本年度、大里東部地区の3カ所のため池で実施することとしており、先般、地元への説明会を行い、事業の必要性や実施方法についてご理解をいただいたところであります。

農業委員会につきましては、7月20日に去る6月定例会でご同意をいただいた9名の方々を新たな委員に任命いたしました。また、同日開催された臨時総会において、会長に内山正勝氏、会長職務代理者に円谷要氏がそれぞれ互選され、新体制での農業委員会がスタートしたところであります。

次に、商工観光につきましては、7月9日、東京グリーンパレスにおいて、関東地方天栄村人会総会が開催され、村出身の皆さんとの交流を深めたところであります。

7月17日には、商工祭とふくしま舞祭が合同イベントとして役場駐車場で開催され、村内外から訪れた多くの皆様に村の魅力を体感していただきました。

7月22日には、10回目の開催となる夏の羽鳥湖高原ウオークが行われ、約1,400名の参加者に、爽やかな羽鳥湖高原の自然とともに、ヤーコンカレーや田舎汁など、村特産品の味を楽しんでいただきました。

次に、放射性物質の除染土壌等につきましては、各仮置場において適切に管理し、本年度において一定量の搬出を予定しており、現在、大里中部の仮置場の輸送を実施しているところであります。また、上部シート未設置の仮置場につきましては、5カ所を発注し、順次上部シートの設置を進めているところであります。引き続き、中間貯蔵施設への早期搬出が実施できるよう、国・県へ求めて参りたいと考えております。

次に、主な道路整備についてであります。特定防衛施設周辺整備調整交付金事業では、事業着手から3年目となる戸ノ内・丸山線道路改良工事が過日完了し、良好な道路環境の確保が図られたところであります。また、本路線につきましては、一部改良が必要な箇所があることから、引き続き事業継続を図り、進めて参りたいと考えております。

また、社会資本整備総合交付金事業では、橋梁点検業務委託及び二岐線防護柵設置測量設

計業務委託を6月に発注し、萱立・岡谷地線につきましても舗装打ちかえ工事を発注し、防災力の向上に向けて取り組んでいるところであります。

そのほか、交通の安全確保を図るため、随時道路の維持修繕を図り、補修工事など順次整備に努めているところであります。

次に、昨年度より事業を開始した天栄村民間賃貸住宅建設事業助成金交付事業では、今年度、1業者からの申請があり、審査の上、過日、交付決定を行ったところであります。

上水道事業では、新たな水道水源の地下水調査として、昨年に引き続き水源試掘調査を発注したところであります。

湯本・野仲地区簡易水道事業では、昨年実施した配水管布設がえ工事等の本復旧実施のための発注準備を進めているところであります。

次に、学校教育関係につきましては、英語の村てんえいの一環として、次期指導要領を見据えた取り組みや、新しい英語教育・英語活動のあり方を見据え、村内幼稚園、小・中学校への英語指導助手を配置し、担任と一緒にそれぞれの学年に応じ次期指導要領を見据えた授業を取り組むとともに、昨年度、湯本小学校を研究指定校として実証研究した成果をもとに、オンライン個別英会話レッスンも小・中学校において年間15回程度計画し、話せる英語を目指し実践しております。

また、つなぐ教育推進事業の一環では、7月21日から4日間、天栄中学校を会場に、村内小学6年生を対象とした公営塾サマースクールてんえいを開催し、村内小・中学校の教諭が連携し、国語と算数の授業、さらには英語指導助手も加わり英語の授業にも取り組むとともに、中学生への支援も加え、中学校での学習や生活への不安解消を図るとともに、村内4小学校の児童が集まり、他校の児童と交流をすることにより、仲間づくりの場としても大きな役割を果たしました。

こうした小・中学校連携の取り組みや、学力向上のための研究成果を公開する天栄村公開授業研究会を今月15日に天栄中学校において、広戸小学校及び天栄中学校の国語科授業に加え、牧本小学校の外国語活動、天栄中学校の英語科授業を開催し、児童・生徒の学びと英語教育の取り組みを村内外に広く情報発信する予定であります。

また、子供たちの活躍におきましては、天栄中学校吹奏楽部が県南支部コンクールに引き続き、県コンクールでも中学校小編成の部で4年連続の金賞を受賞する快挙を成し遂げるとともに、県中体連陸上競技大会では、天栄中学校生徒10名、湯本中学校生徒1名が出場し、共通女子800メートルで天栄中学校3年生が第2位に、さらには2・3年女子1,500メートルで同じ天栄中学校3年生が第3位にそれぞれ入賞し、東北大会に駒を進め、青森県で開催された東北大会では、両種目ともに第5位に入賞するというすばらしい成績を成し遂げました。いずれも生徒の頑張りが実を結んだ結果ではありますが、学校・家庭・地域が一体となって

取り組んだ成果でもあります。

村内小学校水泳大会では、7月28日に晴天のもと広戸小学校プールで開催され、日ごろの練習の成果が発揮され、1つの新記録が出るなど、子供たちの頑張りが見えた大会となりました。

幼稚園では、7月7日に湯本幼稚園において保育・給食参観が行われ、親と子が一緒に七夕制作や会話をしながら給食を楽しむとともに、天栄幼稚園では、7月14日に恒例の年長児と保護者が参加しての夕涼み会を開催し、幼稚園生活最後の夏の思い出づくりができました。

また、天栄幼稚園におきましては、安心して子育てができる環境整備の一環として、第2学期より通園バスを広戸地区、大里地区、牧本地区の3路線において運行を開始いたしました。

また、学校給食センターにおきましては、施設の老朽化や学校給食衛生基準に合致していないことを見据え、施設の建て替えをする上での基本設計業務の委託が整い、施設の規模や場所などの基本的な事項の検討を今後進めて参りたいと考えております。

次に、生涯学習につきましては、6月17日に村体育協会主催の第37回行政機関対抗ソフトボール大会が総合農村運動広場において、8チーム参加のもと開催されました。参加された方々は、日ごろの運動不足を解消するため、積極的に試合に臨まれておりましたが、幸いにも大きなけが人もなく、終始和やかな中で試合が行われ、チーム相互の親睦が図られたところです。

6月22日には、生涯学習センターにおいて、青少年育成村民会議総会と、てんえい思いやりを育む推進委員会を開催し、いじめのない村づくりを進めるために意見交換を行いました。

また、同村民会議の主催による救命救急講習会を7月19日に開催し、子供たちの水難事故や突発性の心疾患等への対処について学んだところです。

7月には、村文化財保護審議員の協力のもと、歴史学び教室を実施し、各小学校の6年生を対象に村内の県・村指定文化財等を見学しました。子供たちは、審議員の説明に耳を傾け、熱心に勉強をしておりました。

また、てんえい夏休み子ども教室を山村開発センターにおいて開設したところ、37名の児童が参加し、英語でのDVD鑑賞や読書活動のほか、寿大学と合同での天の川体操の実施や、神田外語大学の学生による英語を使った体験活動、グリーンツーリズム団体によるかかし作りなど、バラエティーに富んだプログラムにより、安全管理員、活動指導員の方々のもと、安全・安心に過ごすことができました。

今年度も、昨年に引き続き各種教室を開設したところ、手話教室、パッチワーク教室を含む6つの講座に多くの住民に参加をいただいているところです。

ふるさと湯本工房では、三島町の工人まつりに参加し、初めて会員が作製した湯本地域特

有のみの、鍋敷きを販売しました。これからも地域の伝統を大切に、継承していけるよう活動して参ります。

また、天栄村女性団体連絡協議会との共催で、「伝えることの大切さ 伝わることの素晴らしさ」と題した講演会を生涯学習センターにおいて7月23日に開催いたしました。講師として、フリーアナウンサーの大和田新さんとシンガーソングライターの詠美衣さんをお招きし、大和田さんからは難病と闘う子供たちや支援者の活動についての講演を、詠美衣さんからはアコースティックギターによる応援歌を披露していただきました。大和田さんの気さくな人柄があふれたご講演と、詠美衣さんの透明感あふれる歌声に、会場にお集まりになられた約180人のお客様は魅了されていたところです。

8月15日には、生涯学習センターにおいて、41名の新成人と46名の小学4年生を招き、成人式、2分の1成人式を挙げてまいりました。成人者は、懐かしい旧友との再会に心を躍らせながらも、成人としての自覚や責任の重さを、式を通じて改めて実感していただいたものと思います。

続きまして、本定例会に提案いたしました報告1件、議案38件の大要についてご説明申し上げます。

報告第1号 地方公共団体の財政の健全化に関する比率の報告につきましては、平成28年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を報告するものであります。

議案第1号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつきましては、委員1名の任期が9月30日をもって満了となるところから、委員を任命するに当たり、議会の同意を求めるものであります。

議案第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることにつきましては、委員1名の任期が11月24日をもって任期満了となるところから、委員を選任するに当たり、議会の同意を求めるものであります。

議案第3号 大里財産区管理会委員の選任につき同意を求めることにつきましては、財産区の管理会委員の任期が9月30日をもって満了となるため、大里財産区管理会委員を選任し、議会の同意を求めるものであります。

議案第4号 天栄村中小企業・小規模企業振興基本条例の制定につきましては、本村における中小企業・小規模企業のさらなる振興を図るため、中小企業法及び小規模企業振興基本法の規定に基づき、天栄村中小企業・小規模企業振興基本条例を制定するものであります。

議案第5号 天栄村消防団活動支援隊設置条例の制定につきましては、火災発生時等における村消防団の支援に当たる消防団活動支援隊を設置するため、天栄村消防団活動支援隊設置条例を制定するものであります。

議案第6号 財産の取得に関し議決を求めることにつきましては、湯本スキー場で使用する

る圧雪車1台を購入するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第7号 村道の路線の廃止について、議案第8号 村道の路線の認定についてであります。また、県道郡山・矢吹線バイパス化に伴い、高林地内の村道の路線の廃止及び認定について、議会の議決を求めるものであります。

議案第9号 平成28年度天栄村一般会計決算認定についてから議案第23号 平成28年度天栄村水道事業会計決算についてまでは、平成28年度各会計の決算について、議会の認定に付すものであります。

各会計の概要を申し上げます。

一般会計は、歳入総額60億7,604万1,108円、歳出総額58億2,971万1,603円、歳入歳出差引額2億4,632万9,505円であります。前年度と比較しますと、歳入はマイナス7億8,553万9,043円、率にして約11.4%の減、歳出はマイナス7億7,940万9,157円、率にして約11.8%の減であります。

国民健康保険特別会計の事業勘定は、歳入総額8億5,733万7,406円、歳出総額8億2,062万8,500円、歳入歳出差引額3,670万8,906円であります。

また、診療施設勘定は、歳入総額4,659万634円、歳出総額4,411万5,199円、歳入歳出差引額247万5,435円あります。

牧本財産区特別会計は、歳入総額104万8,649円、歳出総額100万7,558円、歳入歳出差引額4万1,091円あります。

大里財産区特別会計は、歳入総額339万5,896円、歳出総額335万8,091円、歳入歳出差引額3万7,805円あります。

湯本財産区特別会計は、歳入総額176万4,067円、歳出総額167万4,054円、歳入歳出差引額9万13円あります。

工業用地取得造成事業特別会計は、歳入総額3,222万9,628円、歳出総額2,266万4,724円、歳入歳出差引額956万4,904円あります。

大山地区排水処理施設事業特別会計は、歳入総額1,322万6,321円、歳出総額1,001万2,015円、歳入歳出差引額321万4,306円あります。

農業集落排水事業特別会計は、歳入総額2億1,174万9,194円、歳出総額2億350万3,448円、歳入歳出差引額824万5,746円あります。

二岐専用水道特別会計は、歳入総額296万5,739円、歳出総額182万7,887円、歳入歳出差引額113万7,852円あります。

簡易水道事業特別会計は、歳入総額1億121万3,704円、歳出総額9,436万4,217円、歳入歳出差引額684万9,487円あります。

簡易排水処理施設特別会計は、歳入総額207万5,523円、歳出総額124万6,412円、歳入歳出差引額82万9,111円であります。

介護保険特別会計は、歳入総額6億8,092万9,528円、歳出総額6億6,903万6,954円、歳入歳出差引額1,189万2,574円であります。

風力発電事業特別会計は、歳入総額1億1,723万5,648円、歳出総額9,836万4,139円、歳入歳出差引額1,887万1,509円であります。

後期高齢者医療特別会計は、歳入総額4,615万9,257円、歳出総額4,604万1,628円、歳入歳出差引額11万7,629円であります。

水道事業会計の収益的収入及び支出は、収入1億5,017万2,196円、支出1億4,024万9,841円であります。

また、資本的収入及び支出は、収入が4,427万6,400円、支出が1億4,594万3,926円であり、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億166万7,526円は、当年度損益勘定留保資金1,288万4,795円、過年度損益勘定留保資金8,414万5,240円、当年度消費税資本的収支調整額463万7,491円で補填しております。

議案第24号 平成29年度天栄村一般会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,085万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ51億4,182万1,000円とするものであります。

議案第25号 平成29年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算につきましては、事業勘定において、歳入歳出予算の総額からそれぞれ286万1,000円を減額し、歳入歳出それぞれ8億96万5,000円とし、診療施設勘定においては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ187万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ4,948万4,000円とするものであります。

議案第26号 平成29年度牧本財産区特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算のうち歳入予算を補正するものであります。

議案第27号 平成29年度大里財産区特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ435万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ464万円とするものであります。

議案第28号 平成29年度湯本財産区特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ177万2,000円とするものであります。

議案第29号 平成29年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ856万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ3,849万7,000円とするものであります。

議案第30号 平成29年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ121万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ1,313万8,000円とするものであります。

議案第31号 平成29年度天栄村農業集落排水事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ513万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ2億1,176万7,000円とするものであります。

議案第32号 平成29年度天栄村二岐専用水道特別会計補正予算につきましては、歳入歳出の総額にそれぞれ9万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ264万2,000円とするものであります。

議案第33号 平成29年度天栄村簡易水道事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額からそれぞれ5万5,000円を減額し、歳入歳出それぞれ5,396万5,000円とするものであります。

議案第34号 平成29年度天栄村簡易排水処理施設特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ67万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ208万9,000円とするものであります。

議案第35号 平成29年度天栄村介護保険特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,764万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ6億8,889万4,000円とするものであります。

議案第36号 平成29年度天栄村風力発電事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,387万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ1億978万8,000円とするものであります。

議案第37号 平成29年度天栄村後期高齢者医療特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ23万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ4,702万7,000円とするものであります。

議案第38号 平成29年度天栄村水道事業会計補正予算につきましては、収益的収入及び支出において、収入支出予算の総額からそれぞれ100万円を減額補正し、資本的収入及び支出においては、収入支出予算の総額にそれぞれ100万円を追加補正するものであります。

以上、行政報告並びに議案の大要についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます、挨拶いたします。

平成29年9月5日、天栄村長、添田勝幸。

○議長（廣瀬和吉君） これで村長の行政報告を終わります。

それでは、暫時休議いたします。11時まで休憩いたします。

(午前10時46分)

○議長（廣瀬和吉君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午前11時00分)

◎一般質問

○議長（廣瀬和吉君） 日程第7、一般質問を行います。

天栄村議会会議規則第61条第2項の規定に基づき、一般質問の通告がありますので発言を許します。

今定例会における一般質問者は4名です。

質問は5番、小山克彦君、9番、後藤修君、4番、服部晃君、3番、大須賀溪仁君の順に行います。

一般質問の質問者は、質問席にて質問を行います。

また、質問は一問一答式で行います。

質問者の質問の持ち時間は、1人40分で行います。執行者の方は、事前に一般質問の通告が出されておりますので、答弁については的確にお答えをお願いします。

なお、あらかじめ申し上げておきますが、一般質問の通告に出されておりましたので、答弁については的確にお答え願います。

◇ 小 山 克 彦 君

○議長（廣瀬和吉君） 初めに、5番、小山克彦君の一般質問の発言を許します。

5番、小山克彦君。

[5番 小山克彦君質問席登壇]

○5番（小山克彦君） 天栄村議会会議規則第61条に基づき、通告の事項について一般質問を行います。

質問事項、天栄村の豊かな里山環境を守る方策について。

質問の要旨、我が村には、ほかに誇れる豊かな里山があります。里山は豊富な水を生み出し、天栄村の農業や観光の源となっています。日本一の米や評判の地酒、そしておいしい水、訪れる人々を癒やす緑と水の田園風景と高原の山々、そして温泉など。

我々は、この素晴らしい環境を若い世代に残していかなければなりません。最近、民間による別荘地開発や分譲、再生可能エネルギー目的の土地開発が行われています。これら各開発について、村としてどのように考えるのか。次の世代に残すべく、できること、できないことを今のうちに検証するべきと考えます。

そこで、次の4項目について、開発の現状と村としての所見、課題や対処策があれば伺いたいと考えます。

1、近年の民間の別荘地開発の実態について。

2、売電のための太陽光発電の計画を含めた稼働状況について。

3、小型風力発電開発について。

4、村の水資源保護について。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

まず、1番目の近年の別荘地開発の実態についてであります。村内における別荘地として開発された総合的な内容としましては、地区はほぼ田良尾地区になりますが、開発区画数は約4,500区画、そのうち分譲済みは約4,200区画であります。

別荘の現在の状況としましては、村内の大手事業所さんの例で説明させていただきますと、土地分譲後に住宅を建築しているのがそのうちの20%弱であり、さらにその15%ほどは別荘利用がなく、空き家状態とのことであります。また、住民登録者は90名ほどで、電気は東北電力、水道は専用水道、下水道は個別の合併浄化槽となっている状況であります。

2番目の売電のための太陽光発電の計画を含めた稼働状況についてであります。現在、村で把握している太陽光発電施設は、広戸地区8カ所、大里地区2カ所、牧本地区1カ所、湯本地区3カ所の計14カ所であり、その敷地面積の合計は約14万平方メートル、発電量の合計は約6,700キロワットであります。いずれも稼働中であり、現時点でこれら以外の新たな太陽光発電施設の設置計画は承知しておりません。

3番目の小型風力発電関係についてであります。村では今回の湯本地区における小型風力発電に関係する土地の動きは、現在のところ約16ヘクタール程度あると把握しているところであり、そのうちの8件、面積約13.1ヘクタール分の土地売買等届出書がことしの7月から8月にかけて事業者から村に提出されている状況であります。事業者は、これらの土地を投資家に売り、小型風力発電設備を設置することになるようではありますが、個人の土地取引もさることながら、この開発事業に対しても法令等に違反しない限り、村は関与することはできません。

また、小型風力発電の投資事業は始まって間もないものであり、同様に開発されている他地区の状況がつかめないこともあります。

したがって、これらの土地の活用について、当初の目的どおりに運用され、将来にわたり適正な管理をしていただくものとして、村としても引き続き注視して参りたいと考えているところであります。

4番目の村の水資源保護についてであります。村では豊かで良質な水の安定した供給や快適な生活環境を形成するため、水道事業として大きく3つに分かれ、事業を実施しております。西郷地区から沖内地区までを給水区域としている天栄村水道事業、湯本地区、田良尾

地区、大平地区に給水している簡易水道事業、そして二岐地区に給水している二岐専用水道であり、この天栄村水道事業に10カ所、簡易水道には3カ所、二岐専用水道には1カ所の水源を保有しており、維持管理に努めているところであります。

また、村管理以外の湧水や井戸水等を使用している個人や企業、または地区管理等の個別の水道については、それぞれで管理されているところであり、清水などについては地域の好意により良好な環境が保たれているものと考えております。

村内の水道水源については、飯豊地区にある第1水源の地下水を除いて、全てが国有林内にある湧水であり、このうち多数が水資源の供給を目的として管理されているものであり、水源涵養保安林に指定されております。このため、立木の伐採、開墾、土地の形質を変更する場合には県の許可が必要であり、また解除には国への申請が必要となってくるため、水源地域として保護されているところでもあります。

しかしながら、村管理以外の湧水や井戸水等につきましては、現在対処する規制がないことから、地域並びに個人による環境保全に頼らざるを得ない状況であります。

このため、個人・地域・行政が一体となり、水資源の環境保全に努めていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） 最近、村内で別荘地、太陽光、小型風力発電が開発ということで売買されておりまして、特に今年度になってから小型風力発電ということで、湯本、田良尾地区の山林、原野が売買されているということになっております。これは、日本の木材市場が長期的な価格低迷によって非常に安いということで、林業が著しく停滞し、そしてそのことによって従事者の高齢化、そして後継者不足というのが拍車になって、安い山林を持っているよりは、売ってくれという業者がいれば売っちゃったほうがいいかなというような考え方が出ている、それを開発業者が見込んで盛んに買っているのかなというふうに考えます。

地元の私としましては、大変寂しい限りではありますが、ただそういうことばかり言っておられませんので、それが地域にとってどれだけの有用性があるかというふうなことも考えなくてはならない。トータルでどうなるのかということ、さっき村長が答弁でおっしゃられましたように、しっかりと注視していかなければならないというふうに思っております。

ということで、4項目につきまして、現状をしっかりと把握しておくことが大事かなというふうに思っておりますので、まず最初に別荘地開発につきまして、先ほど村長の答弁では大規模開発、これは恐らく平和郷とかの大規模開発のことをおっしゃっているかなと思うんですが、私、今回質問の中で考えているのは、最近の小規模開発、これがどうなのかなということでもあります。これ、どのくらい村では把握しているのかなということ、これは先ほどの答弁では全部一緒に4,500区画で4,200区画売れているというようなことを話されま

したが、田良尾地区の羽鳥湖高原、あと黒沢地区では、多分小規模の別荘地開発、行われたと思うんですが、その状況については把握しておられるのかどうか、答弁願います。

○議長（廣瀬和吉君） 企画政策課長、北畠さつき君。

〔企画政策課長 北畠さつき君登壇〕

○企画政策課長（北畠さつき君） お答えをいたします。

黒沢山地区についてでございますが、現在把握しておりますのは35区画の土地の分譲があったというふうに認識しております。まだ分譲済みでない区画は5区画というふうになっているようでございます。そのうち、住宅が建築されているのは10棟ほどでございます。

こちらの分譲につきましては、平成13年から14年ごろに分譲したというふうな情報は得ております。記録的には、平成15年度に調査の記録が残っておりますので、そちらの情報と、あとは住宅の情報ということで、インターネット等の情報とかによりまして把握をしているところでございます。

○5番（小山克彦君） ほかはないですか。

○企画政策課長（北畠さつき君） あとレジーナ、すみません、今のエンゼルフォレストさん道路向かいの分譲につきましては、こちらも十数年前になるかと思うんですが、現在のところ、うちで把握しておりますのは土地の所有者と面積等だけでございまして、現在は道路側に樹木が生い茂っておりますして、道路も入れる状態ではございまして、公道からは全く見えないという状況です。当時、原野商法のような取引であったものかというふうに推測はしているところでございます。

現在のところ、把握している情報は以上でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） 黒沢山近くと、あとレジーナの向かいの、それだけですか。わかりました。

村長、黒沢山の別荘、あれ明神滝の並びになっているんですけれども、ご覧になったことございますか。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

黒沢山近辺には、何度か行っているものですから、明神滝のところの建物も初め、あとはこ・な・か・らさんといういろいろやっている方のところとか行って、見てきておりますので、そこは把握しております。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） それで、明神滝は天栄村の景勝地ということで、観光パンフレットに

も載っておるんですが、私、あそこのすぐ滝つぼの上の別荘を見たときにがっかりしたんです。あのぐらいの、何と申しますか、小規模開発、35区画ぐらいだと、村としてはどの程度把握、分譲前にとか売り買いのときに、どのぐらい把握できるものなのかどうかというのを教えていただければなど。

○議長（廣瀬和吉君） 企画政策課長、北嶋さつき君。

〔企画政策課長 北嶋さつき君登壇〕

○企画政策課長（北嶋さつき君） お答えをいたします。

村でどの程度まで把握できるかということでございますが、土地の取引に関しましては、国土計画利用法に基づきまして、まずは1ヘクタール以上の土地の取引のお届けをいただくと。あとは開発行為につきましても、1ヘクタール以上の開発行為があればということで、村のほうにはその段階で届け出があれば把握をすることはできます。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） ということは、1ヘクタール以下の小規模ですと、ほとんど民間の土地取引については把握できないということと理解してよろしいんですね。わかりました。

もちろん別荘地開発で山林原野が別荘地となれば、宅地というふうになるわけですが、じゃ、税務のほうからは把握することはできないんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 税務課長、黒澤伸一君。

〔税務課長 黒澤伸一君登壇〕

○税務課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

いわゆる土地取引の部分の税務課での把握ということなんですが、実際に土地の所有者の移転、そういったものが登記簿になされて、地目なりそういったものの変更、そういったものが出てきた時点でしか税務課においては把握できないということで、ご理解いただければと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） 先ほど、大規模開発で平和郷のお話がありましたが、皆さんご存じのとおり、現在所有者がわからないとか、どこに居住しているかわからないという中で、固定資産税の未収というのが結構問題になっているんですけれども、例えばこの黒沢山のところでは、住んでいる人、別荘だけ建てている人、それから売れない部分、その辺の納税とか収税はきちんとされているんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 税務課長、黒澤伸一君。

〔税務課長 黒澤伸一君登壇〕

○税務課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

今ほど、黒沢山の部分がございました。黒沢山の部分につきましては、先ほど企画課長が

申し上げましたとおり、35区画というようなことでお話がありました。

こちらにつきましては、基本的に会社の持っているもの、これについては、未納についてはございません。

ただ、個人につきましては、ちょっと今のところ、リストは持っておるんですが、細かい未納の状況まではちょっと今のところ、ここでは把握しておらないところがございます。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） 今の説明の回収の部分というのを、もう一回説明してもらえますか。

○議長（廣瀬和吉君） 税務課長、黒澤伸一君。

〔税務課長 黒澤伸一君登壇〕

○税務課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

回収の部分ということでございますが……

○5番（小山克彦君） 回収。

○税務課長（黒澤伸一君） 税金の回収ということでよろしいですね。

回収の部分については、固定資産税ということになるかと思いますが、こちらについても未納者の方については、同じように督促状を出したり、それから納められないものについては財産処分というようなことですが、今のところ私の把握している中で、この部分について財産処分をしているという案件はございませんので、なお細かい、誰が今、この時点で未納になっているかということとはわからないんですが、私の把握する中では財産処分を行った経緯はございません。通常の納付状況というようなことでございます。

以上です。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） 個別の案件については聞くつもりはございませんので。

それと、先ほどのやつで、レジーナの川向かいの、先ほど原野商法とかという話で、あそこも一時、別荘地販売したんですけれども、全然売れなかったということなんですけれども、あそこについての土地の所有者というのはわかっているんですか、どうですか。

○議長（廣瀬和吉君） 税務課長、黒澤伸一君。

〔税務課長 黒澤伸一君登壇〕

○税務課長（黒澤伸一君） お答えします。

レジーナの向かい側の土地ということなんですけど、こちらについては22筆ございます。

土地の所有者につきましては、某、一般のお名前でありまして、ほか1名というような形で手元にはございます。

地目につきましては、全て山林というようなことで、まだ宅地造成していないものというふうに理解しております。

以上です。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） じゃ、その22筆については、所有者ははっきりしており、税金のほうもちゃんというか、未納はあるかもわかりませんが、一応はっきりしているということで理解してよろしいですか。

答弁してください。首振ったってわからないから。

○議長（廣瀬和吉君） 税務課長、黒澤伸一君。

〔税務課長 黒澤伸一君登壇〕

○税務課長（黒澤伸一君） お答えします。失礼しました。

今、この22筆の所有者に関しましては、未納はございません。

以上です。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） 黒沢山の別荘地につきましては、住んでご商売なさっている方もいるということで、水道、それから電気、下水道に関しては、特にトラブルとかはあるのかなのかお伺いしたいんですけれども、担当は住民福祉課長か、いいや、誰でもいいんですけれども。

○議長（廣瀬和吉君） 企画政策課長、北畠さつき君。

〔企画政策課長 北畠さつき君登壇〕

○企画政策課長（北畠さつき君） お答えをいたします。

電気、水道、下水道等に関しましてでございますが、こちらについては苦情等は上がってきているという情報は入っておりません。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） この黒沢山は、我々が生活する鶴沼川の上流域でありまして、その昔、あそこの近くでごみ処理場をつくる計画があったりして、それが頓挫したり反対に遭ったりしたということで、やはり我々からすれば、上流域の衛生面というか、ごみの処理とか下水道の管理とかというのは一番心配な部分なんですけれども、まあ今のところトラブルもなくきちっとやられているということで一安心ということですが、この別荘地開発につきましては、売れ残ったところをどうするのか、ちゃんと管理してくれるのかということとか、あとは平和郷でも最近、もう何十年も経つと、全く住んでいなくて、もう廃墟と化したというような場所もございます。

やはり、小規模の別荘地開発というのは、安かろう悪かろうというふうなイメージがつきまといますが、この黒沢山のほうは割と健全にやられているのかなとは思いますが、今後こういった開発につきましてはぜひとも、なかなか把握するのは難しいかもしれませんが、き

ちっと注視してやっていただきたいというふうに思っております。

では、次の太陽光発電についてお聞きいたします。

先ほど、広戸地区8カ所、大里地区2カ所、牧本地区1カ所、湯本地区3カ所ということですが、先ほどいずれも稼働中という話が出ましたが、この各箇所の広さと発電量というのはわかりますか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えいたします。

広戸地区8カ所の合計でございますが……

○5番（小山克彦君） 個別で。

というのは、要するにメガ、広いところか小規模で、届け出ができるか、やらなくちゃいけないか、やらなくてもいいかという、その線引きで答えていただきたい。

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） はい、わかりました。

まず、広戸地区の1つ目が、敷地面積が3万2,000平方メートル、発電量が1,500キロワットです。

2つ目が、面積3万3,000平方メートル、発電量が1,361キロワット。

3カ所目が、敷地面積約7,500平方メートル、発電量が約450キロワット。

そのほか、あと敷地面積が833平方メートルで、これはちょっと発電量については確認はしているところですが、個人設置の分ですので、ちょっと今のところ報告いただいております。

それから、もう1カ所が敷地面積1,600平方メートル程度、ここにつきましても個人設置ですので、ちょっと発電量については報告をいただいております。

もう1カ所が、敷地面積1,000平方メートル程度、発電量が50キロワット。

○5番（小山克彦君） 1ヘクタール以上だけで結構です。

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） 1ヘクタール以上は、広戸は2カ所になります。

湯本地区が、1ヘクタール以上が2カ所になります。その他は全部1ヘクタール未満でございます。

湯本地区の1ヘクタールを超える部分の発電量ですが、1カ所は1,750キロワット、もう1カ所が1,200キロワット程度でございます。

以上でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） 総合計で14万平方キロメートルの太陽光発電所が村内にあるわけですが、これらは地目的にはどういうふうになって、税収、この太陽光発電が建設され、そして

稼働されてからの税収というのはどのようになっていますか。

○議長（廣瀬和吉君） 税務課長、黒澤伸一君。

〔税務課長 黒澤伸一君登壇〕

○税務課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

まず、1点目の地目についてなんですが、太陽光発電の場合については、底地につきましては宅地並み課税の雑種地という扱いになっております。規模であったり、取得年度によって若干変動はございますが、基本的には宅地の6割程度の底地の固定資産の価格というようなことで評価額を出しております。

それから、課税額の税収というようなことだったんですが、私、今、手元に持っておりますのが、いわゆる太陽光の上物については償却資産というようなことで、固定資産として課税しております。昨年度の部分しか把握しておらないんですが、いわゆる償却資産の部分では647万4,000円程度の村にとっての収入でございます。

固定資産のいわゆる雑種地の部分については、申し訳ございませんが、今回把握しておりません。よろしく願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） このメガソーラーにつきましては、平成12年にFITの固定価格買取制度という電力ができて、日本全国でメガソーラーの開発があったと思うんです。いろんなところで、要するに20年の固定買い取りですから、申請だけ出してつくっていないというところも何か多々あるみたいですが、天栄村は現在、先ほど村長の答弁では全部稼働しているというようなお話でしたが、それに間違いありませんか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

確認をしております限り、そういった状況にあるということでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） 先ほど、ちょっと地元の人に確認しましたけれども、半分稼働していない、まだ更地だというような話があったんですけれども、それどうなんですか。それは間違いなんですか。

小川地区のメガソーラーなんですけれども、計画の半分というか、計画の半分は今稼働しているが、あと半分は稼働していないというような話を聞いたんですけれども、それは違うというか間違いですか、どうですか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えいたします。

小川地区につきましては、その敷地面積については林地開発申請の書類に基づく面積でございます。ここは既に完了しているということでございます。

発電量につきましても、林地開発の申請並びに景観法に基づく届け出によりまして、既に29年7月20日には完成済みというふうな届け出がございましたので、現在は稼働中であるというふうに認識しております。

また、これ以外の、この先、もし計画があるので、そういったお話になっているのかもしれませんが、今の時点では村のほうには、そういった情報は入ってきておりませんので、現在村で把握している施設につきましては、稼働中であるというふうに整理をしているところでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） 広戸地区のこの3万2,000平米、3万3,000平米のどちらかと思うんですけれども、これは多分大規模開発になるかと思うんですけれども、まだ、じゃ、その業者には売買されていないということですか、残りの部分は。まだ山林原野のままということなんです。それともメガソーラーのために販売はもう完了しているんですけども、まだ稼働していない、ただ役場には申請されていないということなんです。どうですか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

この2カ所につきましては、土地の所有権もこの法人が取得をしまして、その上で林地の開発をし、太陽光発電施設を設置して、今年の7月20日には完了というような届け出がございました。

この2カ所以外に、この法人が土地を仮にお持ちであったとしても、まだ開発という手続には入っておりませんので、現在その開発をして、パネルを設置したこの2カ所については、7月までには完了し、稼働しているというふうに見ております。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） ということは、地元の人がおっしゃられる、計画はあるが、まだ設置されて稼働していないというのは、まだ申請が出されていないということで理解していいんですね。

ただ、その開発業者は、そこの部分はもう買収しているという情報は入っていますか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えいたします。

その他の地区は、その他の地番、土地ですね、そこをこの法人が所有しているかどうかにつきましては、ちょっと今の段階では把握しておりませんので、税務課の課税状況等を調べて把握したいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） 今回の質問で一番注目しているのが、やはりメガソーラー、太陽光パネルの設置ということで、売電価格が高いときに計画して、それが途中で頓挫して、その開発されていない土地がそのままになっていると。今後どういうふうになるんだろうという、将来に向けてどういう使われ方をするのかというすごい心配がありますので、その辺のところはきちっと村として、税務課ともよく情報交換しながら把握していただきたいなというふうに思っております。

その辺も、先ほどの別荘地開発と同じく、届け出がなければ把握できないという面もあるのかなとは思いますが、やはりその辺はしっかりアンテナを立てて、ぜひ調べて、何か対策できることがあれば対策を考えるというようなことをやっていただきたいと思います。

現在、各所にメガソーラー、太陽光が大きいのから小さいのからあるわけですが、これらについていろいろな面で、環境とか防災とか自然保護というふうないろいろな面でのトラブルというのは起こっていますか、いませんか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

今のところ、そういった情報は、村のほうには入ってきておりません。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） わかりました。

では、次に小型風力発電につきまして質問いたします。

先ほど、村長のご説明でもありましたが、土地を開発業者が購入し、そこに小型風力発電を設置して、それをオーナーさんを募って、風力発電の売電でもうけていただくというような計画であります。

その会社が天栄村ウインドファーム事業ということで名づけて開発しているんですけども、前に湯本地区で、湯本地区の区長主催でこの会社の関係者をお呼びしまして説明会を開きました。基本的に、民間の土地取引なものですから、それも小規模なものですから、届け出の必要、一部届け出あるというのは、恐らく農地の転用で農業委員会に届け出があったものだというふうに思いますが、それ以外にも山林の開発が行われて、その会社の計画ですと、今年度、来年度あたりに50基ぐらいつくり、そして将来的には100基、100区画を分譲して稼働させたいというような計画で進めているということでございます。

風力発電と申しますと、いろいろな影響が心配されるわけですが、それらについて湯本地区の住民からいろいろ疑問な点が出されましたが、例えば超音波、それから風切り音、それから風の乱気流を起こすとか、そういうものについては全く心配ないという説明で、こちらとしては何のクレームもつけようがないというような状態だったんですけども、別に私は反対しているわけではないんですけども、今現在、村長が思っている小型風力発電の、もしできたらどうなんだというそのイメージ的なものでどういうふうに考えていますかね、ちょっとすごく漠然とした質問で申しわけないんですけども。例えば、中には、いや昔から湯本地区は二岐のところには風車4基、それから平和郷のところにも2基、それから反対側の会津布引にはもう何十基、そういうところだもの、小型風力発電ぽつぽつと建っているのは景観的にもいいしとかという人もいます。その辺も勘案して、村長、漠然とで結構ですから、どんなイメージを持っていますか。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

当事者でなくて、その周りの方々からのやっぱりお話を聞きますと、不安がっている部分は確かにございまして、私もどういった場所に小型風力発電ができるのかと、大まかに見た中で、ここ本当に正直風が当たるのかなというような見方、ただこれもいろいろ聞きますと、いろいろ調査した中で、そこは風があるというような中で土地を求めたんだと聞いておりますので、そこについてはいろいろ県・国、小型風力というのは規制も何もかけられない、今後それが果たしてしっかりとしたものになるのか、これはもう注視していく方法しか、いろいろ手だてを見たんですが、今のところないものですから、村としてはいろんな情報を収集しながら注視していくというような方向でおります。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） それで、地元住民にはいろいろと不安があり、その不安を何点か挙げますと、先ほど村長が言われた風力どうなんだと。話によると、風力、最低5メートル平均で吹けばペイできるんだという会社の話なんですけれども、25メートルぐらいの高さの周りには20メートル以上の林があって、大体風、本当に起きるのかというような人がいっぱいいます。そういうふうになりますと、例えばこれ一遍に100基ぼん、50基ぼんという話ではないので、1基、2基、順々に建てていくわけですが、その中で、何だ、全然風が起きないというような情報があつたりすると、せいぜい何基かつくった後に、全然売れないで残っちゃうというような心配もあります。そのときに、その業者が買収した土地、今後どうなるのかなと、何も建たないで荒れ放題になっちゃうのかなと、地元としては何もできないというような危惧をする人もいます。あとそうすると、今度は逆に、建てたはいいけれども、全然働

かないで、管理もできなくなるというような恐れもあります。

そういう心配を考えると、村としては民間の取引なので、全くいろいろな面で規制もかけられないし、口も出せないというような話がありましたが、やはりいろんな面で、できるだけ村はその辺で将来のことについて、例えばその会社に対してきちっと村として、1回役場で私ども、区長3人とあと何人かで説明を受けました。それから、それだけじゃ足りないということで、湯本の集会場でも住民を呼んで説明を受けました。それだけじゃなくて、やっぱり役場として、業者の方は説明を求められればいつでも話に来ますよ、説明に来ますよというような話をしていますので、ぜひ公式に業者の方を呼んでいただいて、その辺をきちっと確認をとって、例えば風切り音も、100メートル以内のところに建つ予定の場所も何か所かあります。その近くの住民は、すごい風切り音とか低周波心配しているんですけども、業者の方は全く低周波なんかないですよ、風切り音ももう聞こえないですよというような話でありますので、その辺はやっぱりきちっと確認して、もしこういう状態が起こったらどうするんだというようなことまで、これはやっぱり村として公式にやるべきだというふうには考えます。

それと、これから小型風力発電つくっていくんですけども、やはりつくるのはある程度山の上とかそういうところなものですから、村道を使います。村道というものの耐久性、それってどのぐらい、村道、林道、あと水田の道路等々、例えば大型トラックがぼんぼん入って建設するとか、そういう話になると、その道路の維持管理にも支障を来す、そういう意味できちっと業者に確認しながらやっていただきたいんですが、道路に関しては建設課長、どのぐらいの耐久性あるんですか。今、わからないですか、まあわかる範囲で。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） お答えいたします。

強度についてはどの程度かというようなご質問でございますが、今ちょっと手元に資料がないものですから、さっとお答えできないということでご理解いただきたいと思います。

ただ、今おっしゃられました村道、農道、林道につきましては、道路構造令、そういったものにのっとった形で実施しておりますので、通常の使用に関しては問題ないというふうには考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） 単なるトラクター、軽トラが走る農道に、大型トラックが重い荷物を積んで入るということになれば、必ず道路の崩壊等々起きると思いますので、その辺きちっと、工事始まる前に考えてもらわなくちゃならないので、村長どうですか、やっぱり正式に村としてヒアリング、これやっていただきたいと思うんですけどもどうでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

今回、一応その建設する予定地を見てきましたら、やっぱり林道、村道に面している部分があると。ただ、別に作業道をつくるような話も聞いていますので、当然、今、議員おっしゃるように、農道に大型が入れば、当然道路は、これは傷んでいきます。そういったところはしっかりと対応しなくちゃならない。

それと、脱原発を打ち出した福島県の中で、風力も推奨している、阿武隈山系にも大分大型の風力発電ができるという話も聞いた中で、地元の中でも福島県内にも風力発電の企業誘致などをしたり、会社を起こす、起業なんかも勧めているというようなことでございますので、今後は県内の市町村とも、こういう話は多分もう大分あちこち行っているかと思っておりますので、そういう情報を収集しながら、村としてどんなことができるのか、そういうのもしっかり把握した上で対応して参りたいというような思いで考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） 今、私が、ぜひ村としてヒアリング、その会社にやってほしいというのには答えてくれませんでした。やはりやるべきだと思うんですよ。別にこれでもうかるのかとか、風吹くのかとか、そういうことは聞く必要ないと思うんですけども、要するにこれ小型風力発電建設に対して、村でそういう道路の被害とか、あとは地域住民のそういう被害にどういうふうに対処するのか、そこまでやっぱりきちんと聞いておくべきだし、それからこれって20年の計画らしいんですけども、20年の稼働の後のその処理、そういうものに関してもやっぱりきちっと聞いておくべきだというふうに、聞いて、それから記録をとっておくというようなことは、ぜひこれはやるべきだと思うんですけども、村長、もう一回お願いします。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

○村長（添田勝幸君） できる範囲の中で、その対応はしていきたいと思っております。

あとは、小型風力発電についても、今回まだ始まったばかりの部分でございますので、我々もそれについてしっかりと情報を収集しながら、そういう道路、あとは住民からの不安な部分、そういったところは業者のほうには話をしながら進める方法というのは必要かと思っておりますので、いろいろと検討しながら進めて参りたいとも考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） 時間もなくなりましたので、そういうことで村長にはぜひその情報収集、それから業者に対してのそういったお話、これはぜひやっていただきたいというふうに

思います。

やはり、これはいろいろ今後健康とか、そういうのが全くなければそれはそれでいいし、別にこの小型風力発電、反対しているわけでもないです。昨日も土地の測量ありましたけれども、区長のサイン、いいですよと、境界の確認をしてサインしたところですので、これがうまくいけば、本当にその昔、風の谷構想で風力発電ができた、それを天栄村が体现できるのかなと、景観的にもいいのかなとは思いますが、やはりそういった心配事もありますので、ぜひきちっと確認作業をよろしくお願いいたします。

それから、一番最後の水資源につきましては、実はもうちょっとお話聞きたかったんですけども、これは省略します、時間がないものですから。

以上で終わります。ありがとうございました。

〔「15分残っている」の声あり〕

○5番（小山克彦君） ちょっと待って、11時55分だよ。

〔発言する声あり〕

○5番（小山克彦君） いや、大体答弁でわかったからいいです。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君の一般質問は以上で終了します。

昼食のため1時30分まで休みます。

（午前11時56分）

○議長（廣瀬和吉君） 午前中に引き続き再開いたします。

（午後1時30分）

◇ 後 藤 修 君

○議長（廣瀬和吉君） 次に、9番、後藤修君の一般質問の発言を許します。

9番、後藤修君。

〔9番 後藤 修君質問席登壇〕

○9番（後藤 修君） 村議会会議規則第61条に基づき、通告のとおり2つの事項について一般質問を行います。

1つ目の事項、天候不順による農作物の影響は。

今年の夏の天候は、6月から7月上旬にかけては毎日非常に高温であったが、水稻にとっては大事な出穂から登熟の時期に雨の日が多く、かなりの減収になるものと予想されます。野菜等についても管理や手入れ、収穫に苦勞しており、思うように収穫が上がらないようです。

そこで、村内の農作物の状況はどのようなのかお尋ねします。また、農家の皆さんに対し

て何らかの支援策が必要と思うが、その考えをお聞きしたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

村内の主要な農作物の状況であります。まず水稲につきましては、山間部など一部の圃場を除き、穂数は平年並みからやや多い状況で、目立った病害虫の発生は見られない状況であります。8月下旬からは日照時間や気温も回復してきておりますが、登熟不足による収量や品質の低下が懸念されるところであります。

次に、露地キュウリにつきましては、曲がりなど、果実の不良や病害の発生が見られております。病害の進行は防除により抑えられておりますが、JA夢みなみによりますと、8月上、中旬の出荷量は前年の8割程度となっております。

次に、果樹につきましては、桃は果実の大きさは良好でしたが、糖度は平年よりも低い状況であります。また、リンゴは平年並みの生育状況で、病害は発生しておりません。

次に、長ネギにつきましては、やや生育の遅れが見られるものの、病害の発生もなく、平年並みの出荷量となっております。現時点では、各作物に大きな被害は発生しておりませんが、今後の天候によっては病害の発生や収穫量の減少などが懸念されますので、県やJAなど関係機関と連携を図りながら、生産者への技術対策の周知や指導を継続し、被害の防止に努めて参りますので、ご理解を願います。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 農業と申しますのは、今の農家の皆さんはかなり勉強して、技術も上がっております。栽培力も上がっております。しかしながら、この百姓の難しいところは、天候にすごく影響されやすい、左右されやすいんです。ですから、農家の皆さんの技術は上がっているとしても天候で左右される部分が大きなウェートを占めておりますので、今年の天候のような状態ですと皆さんがっかりして、いや、今年はだめだというような、半分諦めのような声が聞かれます。

そこで、まず水稲ですけれども、今の答弁ですと何とか持ち直してきたからよろしいのではないかというような話でございますが、稲というのは田植えの時期から生育して、出穂をして、登熟します。登熟したときの日照時間、温度が非常に大事なんです。と申しますのは、出穂したときはまあまあの天気であっても、登熟期間にいい天気でないとうまくいきません、米の粒が。大きくなるといいますと、米の形はしていてもみずりしたときに、その後、グレーダーというような機械に通すわけですが、そこからみんな落ちちゃうんです、粒が小さいために。と申しますと、それは結局、米子と違ってくず米になってしまいます。ですから、実際の収量は上がらなくても、農水省あたりは何とかそれまでも

見ますから。ですから、福島県あたりはやや良であるというような農水省のこの前の1回目の発表がなされました。

しかし、これからの、今の天気も含めて、お盆上がりの出穂後の天気を含めると、絶対、実は大きくなると思います。ですから、現在では予想しか言えないんですが、やはり収穫してもみずりをしたときに、ああ、こんなに米子が出て減収になるのかなというのが恐らく実態だと思います。

それで、野菜についても、キュウリは現在、何とか出荷量が減っているようなだけの話だったようですが、既に栽培者では全滅して終わった方もおります、雨のために。それから、半分くらい枯れちゃった人もいます。それから、桃のことは先ほど言いましたが、梨も私、友達から二、三カ所、やはり今回、幸水をもって食べたんですが、実が小さいし甘みが少ない、果樹については。天栄村の場合は、梨はないですから、そういうことは大した影響ないと思いますが、恐らくリンゴについても実は小さいんじゃないかと思います。それから、村で一生懸命、今進めているミニトマト「天姫」です。私も栽培しておるんですが、この天気のためにやはり赤くなるのが遅いです。なかなか赤くならない。最初、出荷したときだけは赤くなって出荷できましたけれども、その後の今度、温度のこの天気のために赤くなりません、ならないです。

ですから、全てのやはり作物に大きく影響しておりますので、大変ではないかと思います。

今の稲のこと、また戻りますが、稲のことですが、わせはかなりこごんでこうべを垂れたから何とかなるのかなと思います、田植えが遅くて出穂が遅い稲、これについてはまだまだこうべ垂れておりません。果たして本当にこごんで曲がってくれるのかなというような心配をしておりますが、湯本地区においてはどのような状況だか、課長、把握しておりますか、見に行ってきたんですか。状況を伝えてください。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えいたします。

湯本地区の状況でございますが、議員、今ほどおっしゃいましたとおり、田植えの時期が遅いということもございまして、まだ、何と申しますか、こうべを垂れるというような状況ではないというふうな現状でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 農家の方が所得が少ないと、村で何とかしてくれないか、助成金を出したらどうですかとどうしても質問したくなるんですが、農家の方にばかりどうして助成、助成と言うんだというような思いがあるかもしれませんけれども、やはり基幹産業である農業が、農家の方が元気でないと、村全体は絶対、元気にならないと思います。そのためにも、

やはり農家の方が秋の取り入れでがっかりして村がしゅんとしないように、やはり何らかの手だては必要ではあると思います。その点はどのように考えているかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

収入の件につきましては、今ほど議員おっしゃられましたとおり、直接、村が減収を補填するということとはなかなか困難であるというふうに思っております。その部分については共済の補填というような制度もございますので、直接の収入の減少については、そちらの補填をお願いするというようなことしかないのかなというふうに思っております。

それ以外につきましては、また来年の生産に向けて何らかの対策が必要だというような状況になった場合は、その状況に応じた支援策というものを皆様にご協議をさせていただきながら、決めて参りたいというふうに思っております。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） まだ今の時点では、水田については予想の域しか出ていないんですけども、秋になってやはり減収をして、農家の方が、今年は農協さんの未収金も半分しか払わないとか払えないなんていうような事態になれば大変なことだと思いますが、依然、今もやっているんですか、種もみの補助をやっていたときがありましたね。今はやっていないんですか。やっていなければ、種もみの次年度の注文の補助をするとか、あるいは収量の一部を助成するとか、そういうような具体的なことを考えてほしいと思うんですが、どうでしょうか。説明をお願いします。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

繰り返しの答弁になって恐縮でございますが、そういった点も含めまして、今期の収穫の具合等を総合的に見まして、来年に向けての支援策が必要であるというふうな状況であれば、そういった支援も講じていきたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 今、私が聞いた種もみの補助、何年だか忘れましたが、予算決算書を私、見ましたときに載っていた経過がございますが、課長はそこら辺は把握していませんか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

確たることは申し上げられないのですが、ちょっと手元に資料がないものですから。多分、米の値段ががんと下がったあの年に翌年に向けての支援策ということで、そういった措置を講じたというようなことであったというふうに思っております。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） ですから、農家の皆さんが正常ではない、異常事態に匹敵するぐらいの深刻な事態であるというようなことが秋の取り入れ後にわかりましたらば、やはりそこら辺は加味して考えてほしい、そのようにお願いをしたいと思います。

現在の状況では、農家としてはもう少し後にならないとわからないと思いますが、村としては、収量する所にそのような支援は考えるということで理解してよろしいんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

[参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇]

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

今の時点では、本当に仮定の話になってしまいますので、秋の上がりの状況が出た段階で必要というふうに判断されるような状況でありましたならば、当然、予算措置等も出て参りますので、改めて、また議員の皆様方にご相談を申し上げながら検討をさせていただきたいというふうに思います。今の時点では申し上げられるのはこの程度でございますので、ご理解いただければと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） この天候不順の問題は、今の時点ではそのぐらいの答弁しかできないのが執行部の考えだと思いますが、農家さんの苦しみをわかっていただいて、そのときには前向きな検討をするということのでぜひお願いして、次の質問に移らせていただきます。よろしく願いしておきたいと思います。

2つ目の事項、東日本大震災後における復興の進捗状況は。

未曾有の大震災から約6年半が過ぎましたが、我が村の復興状況はどのようなのか、また、これから進めようとしている復興事業はあるのか。

村が震災前の明るく元気で生き生きとした状態になることが真の復興の姿とされますので、次の3点について、今までの取り組み状況と今後の進め方を伺いたいと思います。

①上下水道や道路等のインフラ整備、②除染に伴う仮置場の状況、③風評被害の払拭について。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

東日本大震災後における復興の進捗状況についてであります。1点目の上下水道や道路等のインフラ整備においては、国庫補助対象となる災害復旧事業により、災害査定を平成23年度に行い、平成25年度には全ての復旧工事箇所が完成をいたしました。単独事業におきましても、平成25年度までに上下水道及び道路等の復旧工事は完了したところであり、また、26年度以降の震災関連の工事といたしましては、道路沈下の補修や水路の補修などを行ってきたところでございます。

今後は、道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業を実施するため、9月発注に向けて準備を進めているところであり、引き続き村のより良い環境整備に努めて参りたいと考えております。

次に、2点目の除染に伴う仮置場につきましては、平成24年度より各地区の仮置場の整備を進め、28年度に14カ所の仮置場の造成が完了したところであり、また、平成27年度には、中間貯蔵施設へのパイロット輸送により沢邸仮置場の土壌等の全量を搬出し、平成28年度に原形復旧を行い、土地を返却したところです。現在は、13カ所の仮置場を管理し、定期的に点検等を行っております。また、本年度は、大里中部、今坂及び中屋敷仮置場の除染土壌等の搬出を完了する予定であり、中間貯蔵施設への本格輸送を開始しているところでもあります。

今後は、次年度以降の搬出可能量を環境省と協議しながら、順次搬出を進めて参りたいと考えております。

3点目の風評被害の払拭についてであります。村では風評の払拭に向け、福島県やJAなど関係機関と連携し、米の全量全袋検査など安全・安心を復興する取り組みや、首都圏を中心とした販売イベント等におけるPR、市町村長とJA役員によるトップセールスなどを継続して実施しているところであります。今年の東京でのトップセールスは、須賀川、岩瀬地方、白川地方、石川地方の市町村長が一体となって実施し、安全・安心はもとより、鮮度のよさ、おいしさも訴え、市場関係者の理解促進に努めたところであります。

今後も、県、JA、市町村が連携し、消費者に正確な情報を伝える取り組みを着実に実施し、風評の払拭を図って参りますので、ご理解を願います。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 6年半も過ぎた東日本大震災ですが、我が村もすごく大きな傷を負って、今の添田村長が就任して、その復興に長け、震災のときは首長でなかったはずですが、その後、ちょうど添田村長が就任して、復興に精力的に働いていただきました。おかげさまで、現在の村の状況はほぼ、果たしてあんな大きな震災で村が大きな痛手を負ったのかなというような跡形もなかなか見ることができない、ようように復旧いたしまして、素晴らしいなと思います。

そこで、震災当時の状況を今さら思い出しても必要はないのですが、大まかでもよろしいですから、道路、下水等々が各旧村単位で、概略でいいですから、どのようにやられた、大きな被害をこうむったというのがそんな詳細ではなくてもいいから述べていただいて、それが25年に完成を見たというようなことをたどるためにも、ちょっとさかのぼって説明をいただければと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 暫時休議します。

（午後 1時54分）

○議長（廣瀬和吉君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 2時11分）

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） お答えいたします。

ただいまお時間をいただきまして、大変ありがとうございました。

今、お配りしました資料につきましては、ご覧のとおりでございますが、集計についてご説明したいと思います。

村道129件、下水道4件、公共施設、20施設でございます。

以上でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 当時の資料を思い出しと言いましたら、こんなに資料を出していただくとは思っても寄らなかつたわけでございますけれども、この資料をざっと見ますと、やはり大変な災害であったなと思います。それを平成25年度に全て完成して復旧を果たしたというのは、すごく村側の努力も大変だっただろうし、それを授かった業者の方の協力も素晴らしかったのではないかと思います。非常に早い復旧、復興にたどり着いたなというようなのが実感でございます。

それで、今後は、この大災害が地震に限らず、いつどこで起こるかわかり得ないようなことだと思えます。そこで、村としても、この教訓を踏まえて、いざというときに何ができるか、どのようにすれば村民の方たちの、ひいては安全を守ることができるかというようなことを常に考えていく必要が、この災害を教訓として必要だと思えます。

それで、たびたび新聞等でも目にしたんですが、村ではいざというときの災害の、この支援協定というんですか、この連携する協定を結んでおりますね。それはどのような会社と何社と結んでおりますか。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） お答えいたします。

今、何社ということで、ちょっと頭の中に全て入っておりませんが、例えばダイユーエイトとか物資を融通してもらったり、あるいは神田産業、段ボールでいろいろ塀を仕切るものとかございます。そういうもので、今、協定締結させていただいております。

今、ちょっとここに何社というのを一覧を持っておりませんので、また後でよろしければご報告させていただきたいと思います。では、時間いただいて、ちょっとよろしいですか。

○9番（後藤 修君） そんなにいっぱいあるのかい、何社も。ここで答弁できないのか。

○参事兼総務課長（清浄精司君） 今ちょっと、ここに持っていないものですから。

○議長（廣瀬和吉君） 暫時休議いたします。

（午後 2時15分）

○議長（廣瀬和吉君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 2時21分）

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） お時間をいただきまして、ありがとうございました。

幾つかございますので、ちょっと読み上げさせていただきたいと思います。

まず、県のLPガス協会須賀川支所とはLPガスの供給の協定。あと、ささつな自治体協議会という協議会がございまして、災害の支援協定。あと、天栄村建設事業社会で災害時における応急対策業務の支援協定。あと、社会福祉法人岩瀬福祉会とは福祉避難所の設置運営の協定。あと、株式会社ダイユーエイトとは災害時における物資等の供給協力に関する協定。東北電力須賀川営業所とは電力復旧のための拠点に関する協定。福島県福祉機器協会、福祉避難所への福祉機器等の供給、協力に関する協定。株式会社セブンイレブンジャパン、高齢者等の支援に関する協定。須賀川医師会、医療救護活動に関する協定。薬剤師会、歯科医師会も医療救護等に関する協定。あと、須賀川郵便局、村内郵便局とは災害時の対応に関する協定。あと、神田産業株式会社と災害時における物資供給協力に関する協定、このような協定を結んでおります。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 今、協定を結んだ内容等について答弁いただきましたが、当然、災害が起こったときにはこのインフラ整備がすごく大事であって、電気が天栄村の場合とはまら

なかったからよかったようなものの、これ電気がとまれば大変であったと思います。

そこで、村で水道水を確保いたしました、3日間、村民が確保できるだけ。あの水の利用というのは、どのように水を利用するというんですか。あれはどうするんですか、食料として皆さんに配るようにあれをあげるのか、それから水道に流して利用させるというような仕組みになっているんですか。あれはどのようになっているんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） お答えいたします。

地下のタンクの中には常時、水道をそこから流れるような形になっております。あそこにポンプがございますので、ポンプで水をくみ上げて住民の方に供給できるような形になっております。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） そうすると、今の水の確保の状態は、いざ震災が起きて水道水がとまったというような場合に、村民の方にどこに集まるかわかりませんが来て、そして飲料水として自分でもらっていくというような方法と理解してよろしいんですね。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

緊急時の地下貯水タンクなんですが、大きな地震が発生した場合、タンクに入ってくる水、入ってくるほう、出るほうに弁がついていて、緊急遮断弁というのが働いて、ぼんとそこでとまるようになっています。今度は供給できないところについては、そこから発電機を使って電動でくみ上げる方法、あとは手動でポンプでくみ上げる方法、くみ上げて使う。あとは、その当時によれば自衛隊の給水車なりを、よそから応援の給水車が来れば、その給水車にくみ上げて入れるということもできますので、そういったことが可能であるというようなことで、当時、6,000人の村民に対して飲料水として3日間、確保できる量を貯水しているというようなことでございますので、ご理解いただければと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） この東日本大震災のときにいろいろとそれは困ったことがございました。水もしかり、それから食料もコンビニにいろいろなものがなかったというようなことがあって、非常に住民が苦勞したと思います。それ以上に、やはりガソリンが思うようになくて、私もJAのスタンドで入れてもらうのに戸ノ内の裏の長沼線のあのところまで行って、後から並びました、もういっぱい。そういうようなことがございましたので、いざというときにJAのスタンド、あとは飯豊の石井さんのところとかに何らかの、いざというときに、

先ほどの会社との協定みたいなものは結べないかもしれませんが、どのようなことが協力を願えるような話を今からできることはないのでしょうか。

あのときのガソリンが不足して、皆さんがどこにも行けないと、じっと家にいるしかないと、ガソリンをもらうのにはもう4時ごろから行って、それでも並んで、何百メートルも後ろに行かないと、それで決まっただけしかもらえないというようなことを経験いたしましたので、あの教訓を何とか、この後、震災があったようなときに対応できるというようなことを考えておくべきではないかと思いますが、その点は、何か村としては考えていることはないのでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） お答えいたします。

燃料につきましては、この後どういうふうな協定が結べるか、その辺ちょっと調べていきたいと思います。

ただ、村のほうでも備蓄倉庫の中に今、食料とか毛布とか紙おむつとかミルクとか、そういうものを今備蓄しておりますので、まずそういうものは、使えるものについては使っていきたいと考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） それでは、この燃料については、今後検討してみるというようなことで捉えてよろしいんですね。それは大変重要なことですので、ぜひお願いをしたいと思います。

それから、震災についての特別な訓練、必要であるかないかというようなことがございますけれども、火災については消防団で毎年、火災訓練、各地域順番で行っております。村としては、この震災を教訓にした、自治体として何らかの防災訓練的なことは考えたことはないんですか。やる必要は、それともないのでしょうか。そこら辺の考えをどのように考えているかお聞きしたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） お答えいたします。

県中地方総合防災訓練ということで、昨年10月に一度、開催させていただいております。あと、今、議員のほうからもご指摘ありましたように、防災訓練のない年につきましては、消防団のほうで模擬火災訓練というふうな形で消火の訓練を、あるいは中継の訓練などを実施しております。また、今後でございますが、模擬火災訓練のほかにも防災訓練というものも今後、何年か置きという形で入れていく必要があるというふうなことで、今、その辺の準備

をしているところであります。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） わかりました。そのように進めていくというようなことで理解をしたいと思います。

それで、2番の除染に伴う仮置場の問題ですが、14カ所あった仮置場の沢邸1カ所が、全て搬出が終わって地権者に土地は返したというようなことでございますが、この搬出については当然、中間貯蔵施設の状況に県と国のあれによって変わるとは思いますが、仮置場が全て搬出し終わって整備がされて、そして地権者に返します。返すときに、地権者が1名ということはないと思います。10名とか何名とか、多くの方がまたがってと思いますが、その土地はどのようにして返すんですか。測量して、もとの原形にして返すんだか、どういうふうな区割りをして返すんだか、どのようにするんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） お答えをいたします。

原則的には、原形復旧というような形で当時の形に戻すというふうなことではございますが、地権者の方々とご相談をしながら復旧するというふうな形で進めたいというふうにご考えております。

〔発言する声あり〕

○建設課長（内山晴路君） 原形復旧ということで。失礼いたしました。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） そういたしますと、仮置場について、借地するときには地権者と当然、話し合いをして原形復旧というような条件で借りるというような話だったと思いますが、結構、これを原形復旧するのに測量としてもかなり経費は大変だと思います。それはあれなんですか、経費としては国の除染費用の一環として、全て出るんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） お答えをいたします。

環境省のほうから全額ということで、100%の補助で実施いたします。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） この仮置場については、まだまだ13カ所も残っているわけですから、これから何年かかるか、なかなか見通せないと思いますが、全ては中間貯蔵施設ができてから搬出がスピード感を持ってできるのではないかと思います。

それで、次に3番の風評被害の払拭についてですが、これについては、3月の議会でも重

点的に風評被害の払拭について質問した経験がございますけれども、先ほどのトップセールスやっておりますというような答弁でございましたが、トップセールスでいまだに福島産というようなネーミングで抵抗が消費者にあるというようなことは感じなかったですか。行ってみた感想をお聞かせください。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

昨年もお答えしたかと思うんですが、この風評払拭に向けてのトップセールスというように、いつまでもそういったことは言わないほうがいいですよと、もう食べ物の新鮮さ、おいしさ、それをしっかり伝えてくださいと。あと、末端の消費者にお話を聞く機会もありましたので、スーパーのほうに行きますと、余り皆さん消費者の方々、気にしていない方がやっぱり多いです。ただ、本当に絶対もうだめだという方はいます。この方に幾ら言ってもそれはだめなものですから、もっと食べ物のおいしさ、新鮮さ、そういったものを訴えてやるのがいいですよ。

ただ、流通過程の中で、そういう取り扱う方々が福島のものを取り扱いたがらないという話を聞いておりますので、これは何度も何度もそういう市場関係を回りながら、トップセールスを行いながら理解をしていただくというような取り組みを進める方法がよいのかと思います。また、その中でJAの組合長からお話聞いたのですと、なかなかスーパーの中にはお米の棚に陳列されただけでなかったのが、ようやく今年から静岡のイオン系のスーパーでそれを置いていただけるようになりましたよと。だから、少しずつそういうことで理解もしていただけるし、沖縄でもお米のほうも福島産のものを扱いたいというようなお話も出てきているというようなことでございますので、少しずつは成果は上がって行って、ご理解をいただいているかなというようなことで認識をしております。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） なかなか風評というのは、前にも言ったとおり、人間の心の問題、意識の問題ですから、それがだめだと思えばだめだ、安全で大丈夫だと思えば大丈夫でしょうし、そこら辺が難しい事案ではあるかと思います。

ただ、6年半も過ぎて、まだ風評被害に農産物の影響があるというのは非常に残念ではありますけれども、何とか早くもとの一般の農産物、あるいは商品と同じように売れることをぜひ期待したいと思いますので、今後とも、村長には村の代表としてトップセールス何なり、常に情報発信をして、お願いをしたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

以上で、ここで私の質問は終わらせていただきます。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君の一般質問は、以上で終了します。

◇ 服 部 晃 君

○議長（廣瀬和吉君） 次に、4番、服部晃君の一般質問の発言を許します。

4番、服部晃君。

[4番 服部 晃君質問席登壇]

○4番（服部 晃君） 天栄村議会会議規則第61条第2項に基づき、一般質問を行います。

質問事項1、特別養護老人ホームについて。

9月1日に天栄ホームの開所式が行われて、30床が増床されました。つきましては、次の点について質問します。

1、天栄村内の入所待機者が減少したと思われませんが、今現在、入所待機者は何人になったのか。

2、現在の介護保険料は平成27年4月に改正となりましたが、保険料の基準額は月額幾らなのか。また、その金額は改正前の額からすると、幾ら増額になっているのか。

3、村が策定する介護保険事業計画は今年で計画が終了しますが、来年度からスタートする新計画では保険料が平均幾らになると見込んでいるのか。

4、将来は人口が減り、要介護4、5の高齢者が増えると思われるが、近い将来、基準額が1万円の時代が来ると思います。今後に向けての対策はどのように考えているのか、お伺いします。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

○村長（添田勝幸君） 特別養護老人ホームに向けてお答えいたします。

1点目の現在の入所待機者数でございますが、天栄ホーム増床に伴い、村民の方が14名入所決定いたしましたので、現在、待機者につきましては25名でございます。

2点目の現在の介護保険料の基準額でございますが、平成27年4月に改正となった介護保険料の基準額は月額5,000円で、改正前の金額から900円の増額となっております。

3点目の来年度からスタートする次期計画での介護保険料でございますが、平成30年度から3年間の第8次高齢者福祉計画、第7期介護保険事業計画については現在、策定を進めているところであり、8月25日に第1回目の天栄村介護保険事業計画等策定委員会を開催し、7名の方に委嘱状を交付したところでございます。現在、65歳以上の高齢者に介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査を実施したところであり、この調査結果をもとに、被保険者の状況や介護保険サービスの今後3年間の必要量と供給量及び保険制度の円滑な実施に向けた施策などを定め、保険料の積算を行い、事業計画を策定していくこととなります。

4点目の今後に向けての対策でございますが、第7期介護保険事業計画の基本指針として、自立支援、重度化防止に取り組む方向でございます。現在も村ではさまざまな介護予防事業に取り組んでおり、今後も健康診査事業と合わせ、予防事業をさらに充実させるとともに、地域包括支援センターと連携し、介護予防事業の積極的な参加への働きかけ、生きがいや健康づくりに努めて参りたいと考えておりますので、ご理解を願います。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 9月1日に30床増床で開所をしたんですけれども、これ14人が天栄村から入ったんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） お答えいたします。

30床増床したうちの20床だけのうちで、14名の方が入所を決定されております。あと、10床につきましては、9月、10月の間に一遍には入れられませんので、随時追って決定になっていくと聞いております。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） これ、30床増やしても全部、天栄村の人間が入れるわけじゃないでしょう。これ何人って、20人までは大丈夫なんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） お答えいたします。

30床のうち20床というふうな決まりはなく、大体7割程度ぐらいは入所の枠はあるようなことは聞いておりますので、前に村長の答弁のところで、半分以上の入所のほうをお願いしていたというところも答弁しておりますので、その辺も踏まえて7割ぐらいは入所をさせていただくような形になっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） すると、入れなかった25名については在宅介護ということでよろしいんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） お答えいたします。

25人の待機者のうち、在宅で介護されている方が5名ほどになっております。介護3の方が2名、介護4の方が2名、介護5の方が1名で、そのほかの人につきましては老人保健施設、それからグループホーム等に入所されておりますので、本当に在宅で介護されている方

と申しますと、5名の方が残っている状況でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） すると、トータル的に特養とグループホーム天栄で何人入っているんですか、これ天栄村の中で。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） お答えいたします。

天栄ホームのほうには、8月末現在で30名の方が入所しております。それから、グループホーム天栄のほうには、6名の方が8月末現在で入所しております。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） これ、在宅介護をしている人5名と言いましたよね、先ほど。そして、今、30名入って、6名はグループホームに入っているということは、あと、残りはまだ余裕はありますよね、グループホームにはあれですよ。それ、やっぱり経済的な問題で入れないということなんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） お答えいたします。

グループホームのほうには枠はございますが、やはり金額等が特養よりもかさむということもありまして、経済的にちょっと無理だということで控えている方もいらっしゃいますし、特養が空くまで待っているということで待っている方もいらっしゃいますが、先ほどの5名の方のうち介護4の方につきましては、最近、入所申し込みをした方なので、前から待機になっていた方ではないです。あと、介護5の1名の方につきましては、順番が来てお声がけしたそうなんですけど、まだ家族で見られるということで断ったと聞いております。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） これ、グループホーム天栄というのは要介護1から入れると前、聞いたことあるんですけども、特養というのは要介護4から5だけですか。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） お答えいたします。

グループホームにつきましては、要支援2からの入所申し込みになります。特別養護老人ホームの申し込みにつきましては、介護3からの申し込みになります。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） そうすると、待機者は大体解消したということですよ。

ところで、これ村内はわかるんですが、村外には介護施設に入っているのが何人ぐらい天栄村ではいるんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） お答えいたします。

村外の介護施設と申しますと、介護老人福祉施設、それから老人保健施設、それから介護療養型医療施設、グループホーム、サービスつき高齢者住宅というような施設になると思いますが、そちらに入所されている方は、8月末現在で68名おられる状況でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） そうすると、村外と村内で大体100名近くいるんですか。そうすると、これ、グループホームと特養の1人、個人で出す金額は幾らだかわかりますか。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） お答えいたします。

前に調べた資料でございますが、介護5の方で入所していた場合、グループホーム天栄でございますと介護保険の適用と適用外があるんですが、そちらを合わせて本人負担額が約15万円程度、特別養護老人ホームでございますと両方合わせて8万5,000円、9万ぐらいになっております。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） これグループホーム、入所者が少ないというのはわかりますよ。これ大体、半額まではいかないですけども、6万ぐらいの差がありますよ。これはあれですか、保険が適用にならないということなんですか。これ、何でこっち、グループホームと特養とこんなに差があるんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） お答えいたします。

グループホームにつきましては、食事と家賃ということで、居住費、食事がそのままの金額で取られることとなります。特養につきましては、利用者負担限度額というものがございまして、所得に応じて段階がありまして、減額される制度となっているので、その差とか、あとは水道、光熱費がグループホームの場合、2万程度上乗せになっております。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） これでは大変、やっぱりグループホームに入らない理由がわかりますよ。結局、部屋代と電気料を取られることでしょう。1番につきましてはわかりました。

それでは、2番にいきます。

その介護給付費の財源は、国・県、村の負担の割合はわかりますか。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） お答えいたします。

介護保険サービスの財源の内訳ですが、国が25%、県が12.5%、市町村が12.5%、1号被保険者の方が22%、2号被保険者の方が28%というような内訳になっております。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） そうすると、村で12.5%というのは、先ほど村長が行政報告で言った6億6,900万円かかると言いましたよね。その12%だと、8,300、8,400万ぐらい、これにかかるんですか、村で負担しているのか。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） お答えいたします。

6億何千万という内訳ですが、今後、介護保険の特会の中の予算につきましては給付に関してでございますので、大体、28年度で給付費で6億2,000万、27年度で6億、26年度で約5億7,000万ほど給付のほうがかかっております。

介護の給付費だけですけれども、26年度で5億7,000万、27年度で6億、28年度で6億2,000万。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） もう、そうすると、これ介護給付費の全体のですよね。要支援から全部、入っての総額でしょう。6億、5億7,000万、毎年2,000万ずつ増えていると。そうすると、介護保険料は、今、これ負担するんですけれども、介護保険料は40歳から64歳までが第2号被保険者、65歳から第1号被保険者ですよね。これって全部、この介護保険料というのは村に入るんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） お答えいたします。

65歳以上の第1号被保険者の方の介護保険料につきましては、直接村のほうに入ってきます。40歳から64歳までの2号被保険者の方につきましては、医療保険のほうで徴収されて、それが社会保険診療報酬支払基金というところに医療保険者が納入義務者となりまして納めることとなります。そこから、介護給付費の実績に伴って、各市町村に22%を交付されるような制度になっています。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） そうすると、これ、65歳以上の保険料って22%ですよ。それ、村に入ってくるのでこれを賄うんですよ。そうすると、どんどん今まで基準額が900円上がったんですよ。この次もまた900円以上、1,000円ぐらいになるんですか、まだ策定していないからわからないんでしょうけれども。これ、だんだん上がって行って、1万円の時代が来るんじゃないですか。どうなんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） お答えいたします。

議員さんがおっしゃるように、このまま給付費が伸びていけば1万円というような基準額というのもあり得なくもないんですが、今現在、先ほども申しましたが、老人福祉施設の充実については、待機者の解消も十分、図られたのかなと認識しております。

今後につきましては、介護予防のほうに力を入れていきまして、介護給付費の抑制を図っていきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いします。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） これ、介護保険料って基準額がありますよね。これ、何段階になって、最高額って幾ら、今払っているんですか、一番最高額の方は。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） お答えいたします。

介護保険料につきましては、第1段階から第9段階までに分かれておりまして、所得に応じて9段階に分かれております。最低の方が年額2万7,000円、最高の方が年額10万2,000円になっております。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） これ、今言ったのは、年金から引かれるわけじゃないから、月額ですよ。2カ月に1回ではないですよ。これ、月額ですよ。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） お答えいたします。

大変失礼いたしました。基準額5,000円に対してですので、第1段階は月額2,250円になります。第9段階は月額8,500円になります。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） あれ、これ月額で8,500円、さっき10万2,000円と言ったんですよ。

これ月額金額でなくちゃ、これだと半分になるでしょう、2カ月だと。今、8,000円、これは一体、どこから来たんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） お答えいたします。

先ほど申しました金額につきましては、普通徴収の方で、納付書で払った場合の毎月の額で、年金天引きの特別徴収の方ですと、これを2倍していただければ年金のときの額になりますので、1段階が4,500円、9段階が1万7,700円、一度、年金額から引かれるということになります。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） これ、月にすると12で割るんですよね。大変失礼しました。

熊田課長、これ、そうすると8,500円で年額10万2,000円でしょう。これから、課長の考えでいいんですけれども、これ、本当にどのぐらいになるんですか。どんどん年金は減らされる、介護保険料は増やされるでは、生活していきようがないと思うんですけれども。これ、村の負担があれですよね、22%ですよ。村というか、介護保険65歳以上の人が22%払うんだから、財源がなければどんどん介護保険料が上がってくるわけでしょう。じゃ、介護給付費がどんどん増えていけば、この介護保険料も上がるということでしょう。そうすると今度、一番大変なのは、これ、このまま放っておいていいのかと俺は思うんですよ。これから高齢者がどんどん増えていって、ますます要支援から要介護からどんどん増えると思うんですよ。

対策といいますか、今、水中ウォーキングとかいろいろやっているんですけれども、あれは有酸素運動で大事だと思うんですけれども、それは私は行った人に話聞くと、どうしても年とってからだ水着になるのが嫌だ、そして男女一緒でしょう。だから、どうしても行きたいんだけど、女性だけとか男性だけとかといえば行きやすいんだけどという話は聞くんですけれども。俺、予防策が一番大事だと思うんですよ。この予防策に関して何か今、認知症を予防するのは、村で水中ウォーキング以外に何か考えていますか。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） お答えいたします。

高齢者を対象としました一般介護予防事業につきましては、ご案内のとおり、湯ったりミニデイサービス事業やいきいきサロン事業、それから、先ほど議員さんがおっしゃったような水中ウォーキング事業などを実施しております。

認知症につきましては、やはり自宅のほうに引きこもっていると認知症が進むというようなことも聞いておりますので、できるだけ介護予防事業を展開して、そちらのほうに参加し

ていただくような形で進めて参りたいと思いますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） そうすると、いろいろやっているのはわかるんですけども、何か不十分なような気がするんですよ。私が今まで調べた結果、新潟県佐渡市、これは認知症になる人が全国的にも低い水準らしいんですよ。それ何をやっているかという、週3回太鼓をたたいている。あと、体育館に行けないとか何かをする人は、ビニールのボールか何かで自分の家でタカタたたいて、その運動が一番いいらしいんですよ。これを新潟県の佐渡市に1回、電話でもして、その内容を聞いてみたほうがいいと思うんですよ。

あと、音楽を聞くのが大変、認知症予防にいいらしいんですけども、音楽療法のメリットについては寝たままでも大丈夫、体調が悪くても起き上がることが難しい、だるくて寝ていたい、そんな場合でも音楽は寝ながら聞くことができます。運動嫌いでも大丈夫、運動の習慣がない、運動は苦手という人でも音楽を聞くだけなので、すぐに実践できます。誰でも簡単にできる音楽療法は、好き嫌いや得意かどうかは関係ありません。自然に体が反応するもので、誰でも簡単に取り入れることができます。

これ、こういうのもいろいろあるんですけども、またあとカラオケです。カラオケで、集会場で昔の歌だったり、同じ高齢者の人とお互いにコミュニケーションを図りながらカラオケするのが認知症予防に大変いいらしいんですよ。だから、私は思うんですけども、生涯学習課でカラオケでも買って、それを各行政区に、週に何回ずつ行政区単位でカラオケ教室をやりながら貸し出しすることが大切だと思うんですよ。それが一番介護予防に大切だと思うんですけども、生涯学習課長はそれをどうですか、考えていますか。お互いに、住民福祉課長と一緒に考えながらこういういろんなことをやれば、村の負担も大分上がってくると思うんですよ。村で12.5%、これを払えるようになるでしょう。これ、どんどん増えればどんどん上がるんだから、村でもそれだけ最初に先行投資をして、予防もやるのも大切だと思うんですけども、生涯学習課長、そういうことを考えていますか。

○議長（廣瀬和吉君） 生涯学習課長、小山富美夫君。

〔生涯学習課長 小山富美夫君登壇〕

○生涯学習課長（小山富美夫君） お答えいたします。

議員おっしゃるように、カラオケ教室等に関しましては、脳の活性化等に関しましては、非常に有効であるという認識は私どもも持っているところでございます。ただ、しかしながら、今、私どもで生涯学習課の講座とか、そちらのほうでは今、実施しておりません。

ただ、社会福祉協議会等のほうで、そういったカラオケ教室もやっているということもちょっと耳に挟んだことがございます。先ほども議員さんおっしゃったように、住民福祉課や社会福祉協議会と連携をしながら、私どもの今やっている生涯教育の中の学習や教室等で

きるかどうか、今後、検討して参りたいというふうに思いますので、ご理解のほどよろしく
お願いします。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 村長、これは本気になって考えてもらったほうがいいです。介護保険
料だけで村でも大変な、今8,000万ぐらいなんですけれども、どんどん増えて、1億とかそ
の辺になったら大変だと思うんですよ。だから、予防が一番、今言ったカラオケとか何かあ
るんですけれども、その点はどう考えますか。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

議員おっしゃるように、介護施設をつくるよりもこの予防策というのが非常にやっぱり大
事だと、大切だというようなことで、村の中でも歩いてポイントがつく制度を置いたり、健
康寿命を延ばしましょうと、健康長寿の社会づくり、村づくりを進めましょうというような
ことでさまざまな健診も含めたり、あとは社会福祉協議会においても、新たにカラオケの機
械を購入して、それでカラオケ教室を開催したりサロンを開催したりというようなことでや
っておりますので、議員おっしゃるように、カラオケについては腹式呼吸についてもすごく
いいと、高齢者がどうしても肺が弱った場合、腹式で呼吸ができる、その部分も非常にカラ
オケには大きな効果がありますよ。あとは、歌詞を覚えたり楽しむというようなことで、
認知症予防にもつながりますというようなことで、今度は湯本にもデイサービスセンターが
できましたので、介護予防のための、そちらにもカラオケの機械を入れて、そういったサロ
ンも開設すると聞いておりますので、今後、さらに発展をさせていけるものと考えておりま
す。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） これ、カラオケをする老人センターでも何でもできるんですけれども、
バスに乗るのが大変だとか何かと言って、やっぱり集会場単位で、行政区単位でやったほう
が私はいいと思うんです。だから、生涯学習課でカラオケを用意して、それを貸し出して、
生涯学習課の職員が持って行って、セットしてくれて、あと回収もしてくれて、そのぐらい
の優しさを、今まで一生懸命納税してもらったんですから、やっぱりそのぐらいの優しさ
を持ってやったほうがいいと思うんですけれども、その辺はどうですか。

そのカラオケ教室って老人センターでやればいいんですけれども、それ、バスに乗って
くるのが嫌とか、全然知らない人と会うのが嫌だとか、そして行政区単位だと仲間意識が出る
んですよ。そして、お互いの近況報告とか何かしながらコミュニケーションを図れるから、
そのほうが一番、私は集まりやすいのかなと思うんですけれども、どうですか、その辺は。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

確かに、集会場を使ったカラオケ教室等が開催できれば非常にいいかと思うんですが、なかなか高齢者の中で老人クラブ連合会、これがなかなか組織立っていかなかったり、なかなか今、うまくいっていないところが現状としてあるんですよ。そういったところも高齢者の方々、あと各駐在員、区長さん、そういったところも含めて、今後どういった方法で、そういうサロンは必要だというようなことで、料理教室開いたり減塩教室開いたりしても人がやっぱり集まらないというような状況がありますので、どういうふうな形をとったら人が集まっていくのか、誰か、あと地域の中でリーダーシップをとっていただく方がいないとまとまっていけないというのがありますから、そういったものも含めながら今後、検討してもらいたいと考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 老人クラブ、組織にしちゃうとだめなんですよ。組織にすると、会長が嫌だとか事務局が嫌だとか何かして、みんな、今、老人クラブなくなったのもそういうのらしいんですよ。同士で集まって、区長さんが何曜日、じゃ毎週木曜日に飯豊区ではやりますよというのが必要だと思うんですよ。これ、やっぱり組織化しちゃうと、老人クラブとか何かで組織に入っちゃうと、もう会長とか副会長とか押しつけられるからやりたくないというのが、それで老人クラブがみんな、あれになっちゃうんじゃないですか。

だから、そうじゃなくて、やっぱり区長さんを中心に声かけてもらって、老人クラブを集めるというのが、高齢者を集めるというのが一番大切だと思うんですけども、私は思うんですけども、どうですか。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

私もちょっと説明が悪かったかと思うんですが、老人クラブではなくて、どうしても人が集まる中では世話役方、そういう方がやっぱり中心になっていかないとなかなか継続していかないというようなことで、それをやりたがらない方が多いものですから、そういったところをどういうふうな形でやっぱりやれるかというようなことを検討して参りたいというようなことで、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） これ、あと団体でやった予防策なんですけれども、今度、個人的に、個人で家庭でできるやつなんですけれども、これエッセンシャルオイル、ローズマリー、レ

モン、ラベンダー、オレンジスイートなどのにおいが物すごい効果あるらしいですよ。あと家計簿は、計算機を使わずに家計簿、例えば農協から10万円おろしてきたその中で、計算機を使わないで、頭で計算してやるのが一番効果的だというんですけれども、このぐらいみんな、住民福祉課長のパンフレットですか、これはパンフレットをつくって村民に周知させるのが必要だと思うんです。ああ、こうやっているとぼけないんだと読めば、やっぱりそれなりに実践すると思うんですよ。まだまだいろいろ予防策はあると思うんです。これは本当に要介護4、5になんていったら村も大変だし、個人的にも大変だと思うんですよ。この点、どうですか。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） お答えいたします。

介護予防事業について、まだまだわからない住民の方もいらっしゃると思いますので、こちらのほうの周知徹底とか、あと認知症予防とかにつきましても、いろいろとほかの市町村民の予防事業等を参考にしながら、チラシ等を作成して周知の徹底を図っていきたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） これは一番、やっぱり介護保険料はどんどん高くなっていくし、もうお互いに村でも大変になるし、個人的にも大変になるものですから、これは本当に、介護予防だけは本気になって、認知症予防ですか、これは本当に本気になって取りかかってもらいたいと思うんです。そして、村がやっぱりやがて10年後、20年後どうなるんだと、私らもどうなるかわからないんですけれども、やっぱりそういう意味合いを持っていろんなこと、知識、認識があればいろんな方法を使うと思うんですよ。だから、その点を考えて、よろしくお願ひしたいと思います。

これで、1つ目の質問は終わります。

次に、成人式の実施日について。

天栄村の成人式は、毎年、夏に実施されるのが慣例になっています。昭和30年生まれの方を対象にした成人式が夏に初めて実施されて以来、42年が経過しました。どのような理由から夏の成人式になったのか。また、村民からは冬の成人式に戻すことができないのかという意見を聞きます。

さらに、県内の59市町村で夏の成人式が実施されている自治体は幾つあるのかを伺います。

基本的に考えれば、成人の日がある1月に成人式が実施されているのが通常だと思いますが、村長の考えをお伺ひします。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） 成人式の実施日についてお答えいたします。

成人式は、大人になったことを自覚し、自ら生き抜こうとする生命を祝い、励ますため、各市町村が新成人を招いて実施している式典の一つでございます。本村においても同様の趣旨で、昭和30年の合併以来、主に村内の中学校を卒業され、二十歳を迎えた方々を招いて実施しております。成人の日は、国民の祝日に関する法律により、1月の第2月曜日を定めておりますが、成人式は地元へ帰省することなどに配慮し、前日の日曜日に実施している自治体がございます。また、積雪等を考慮して、1月ではなく、お盆などに実施している自治体もございます。本村においては、昭和50年に1月の成人式からお盆の成人式に変更し、現在に至っております。

1つ目のどのような理由から夏の成人式になったのかですが、詳細について不明な点がございますが、昭和50年9月の公民館報てんえい第106号に、成人式における成人者たちの服装が年々豪華になり、それらの衣装代も容易でないということから、村ではことしから夏の成人式に切りかえという一文が掲載されております。このことから、当時、成人者のご家庭の経済的負担の軽減が理由の一つと推測されます。

2つ目の県内での夏の成人式を実施している自治体の数ですが、59市町村中、17町村でございます。

3つ目の成人式を1月に実施する考えはあるのかでございますが、本村が夏に実施してきた伝統、または冬期間の実施の際に参加される方々の雪道での交通事故等への配慮を勘案すれば、現在の夏の実施が適切ではないかと考えております。

しかしながら、住民の方々のニーズも考慮しなければならないとも考えており、今後、適切に対応して参りますので、ご理解を願います。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） これ、成人式というのを私は鮮明に記憶しております。私の1つ上から夏の成人式が始まったんですよ。本当に衣装が高くなって、娘3人いると大変な金額になるという話は聞きました。

でも、今現在は貸衣装のレンタルがございまして、いいものにしたらもっと高いでしょうけれども、普通、平均5、6万で借りられるらしいんですよ。これ、2時間借りても6万、1日借りても6万という話は聞きました。だから、夏にドレスを買って冬に6万負担するならば、冬に豪華なものを着たいという成人者から話を聞いたんですけども、その辺はどうですか、どのように考えますか。

○議長（廣瀬和吉君） 生涯学習課長、小山富美夫君。

〔生涯学習課長 小山富美夫君登壇〕

○生涯学習課長（小山富美夫君） お答えいたします。

先ほど1つ目の質問の経済的負担のほうでございますが、やはり5、6万というお話、今伺ったところでございます。

ただ、やはり5、6万からということで、いろんなことを含めれば、それよりもやっぱりお金がかかってくるのは多いのかなというふうに思っております。そういった経済的な負担の昭和50年からの経済的負担のことという、そういった部分で、5、6万もなかなか経済的にきつい方もいらっしゃるということも中にはあるのかなというふうに思っているところでございます。そういうふうにご理解をお願いします。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 5、6万と言うんですけれども、これ冬、じゃ夏の場合、ドレスを買ってお金がかかる。冬は記念に和服を着て、衣装をレンタルして写真撮りをすると言うんですよ。だから、昔の40年前の、50万、60万のとは桁が違うんでしょうけれども、今は6万でも、夏のドレスを買って冬に今度、衣装を借りてやると2つ、両方お金がかかると言うんですよ。こういう意見なんですけれども、どうですか。

○議長（廣瀬和吉君） 生涯学習課長、小山富美夫君。

〔生涯学習課長 小山富美夫君登壇〕

○生涯学習課長（小山富美夫君） お答えをいたします。

この夏の成人式に関しましては、先ほど村長の答弁にもありましたように、17町村が今福島県内で行っております。そちらのほうで伺いましたところ、夏に関しても通常、ドレスとかそういうところも多いわけでございますが、中には浴衣で来ていただいたりとか、また振り袖でもおいでいただいているところの町村もあるというふうに伺っております。非常に夏の部分で多いということであるが、私ども、今現在、成人式等を行っている場合には男性はスーツ、または女性はドレスなどの式典にふさわしいものということでお願いをしております、成人の方々においでいただいている部分がございます。そういったところを今後、考慮しながら実施も可能ではないかというふうに考えているところでございますので、ご理解をお願いします。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） まだ、小学4年生ですか、これ10歳になるのは。これ、もう一件言われたんですけれども、お盆休みでちょうどディズニーランドに行く予定だったらいいんですけども、小学生だから、真面目だから、成人式出ないでディズニーランド行くということができなくて、やめた人と。あと、もう一人は、家族でお盆休みしか休みがとれないから家族で旅行に行くと思ったら、それも取りやめになっちゃったんだ、成人式に出なくちゃいけないからという少数意見だか何だかわからないですけども、お盆期間中というのは、そう

いうやっぱり家族でもどこかに出かけるのがいるから、10歳の小学校4年生ですか、4年生では真面目だから成人式には必ず出なくちゃいけないということもあるんでしょうけれども、またメッセージがやっぱり10年後のメッセージをして、自分で書いたやつを二十歳で読むというのは物すごいと思うんですけども、その辺はどうですか。

○議長（廣瀬和吉君） 生涯学習課長、小山富美夫君。

〔生涯学習課長 小山富美夫君登壇〕

○生涯学習課長（小山富美夫君） お答えをいたします。

議員おっしゃるように、2分の1成人式に関しましては、平成14年以来、成人式と合わせて2分の1成人式を実施しているところでございます。こちらのほうは、小学4年生の健全な成長を祝うためということで、成人式と合わせてやっているということで承知をしているところでございます。

議員おっしゃるように、やはり夏休み期間に関しまして、子供たちの各家庭のご事情が非常にあるかというふうには思っているところでございますが、夏休み期間という長期の休みの中で、また成人者と一緒にそういった成人、または2分の1を祝うというのは非常に有意義ではないかというふうに思っておるところでございます。そういった中でも、やはり今後も夏というか、一緒にやれるような形が一番適切ではないのかなというふうに考えているところでございますので、ご理解のほどをよろしくお願いします。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 本当に自分たちだけの考えじゃなくて、私はこう思いますと自分で思っているだけで、本当の成人者になる人、2分の1成人者の意見というのは全然、取り上げていないでしょう。こういう意見が飛んだから、もう来年の成人者のアンケートをとって、どういう方向に向かうか。雪が降るからと、1月ごろ、今、雪降っていないでしょう。昔、40年前と違うんだから。今、そういうこと、もう成人者になる人、2分の1成人者になる人のアンケートをとって、かたくなに40年やっているから、もうずっと変わらないんだから、ここで絶対、夏の成人式なんだという考えじゃなくて、今の成人者はどういう考えを持っているんだか、もう一回アンケートを、再調査をして決定すべきだと思うんですけども、どうですか、それは。

○議長（廣瀬和吉君） 生涯学習課長、小山富美夫君。

〔生涯学習課長 小山富美夫君登壇〕

○生涯学習課長（小山富美夫君） お答えをいたします。

今、議員おっしゃいましたように、やはり先ほど村長のほうの答弁にもございましたように、住民のニーズというの、非常にこれも大事になってくるかと思えます。今ほど、私どもものほうでは夏ということでございましたが、今後の新成人者の方々、そういった方々のご

意見も取り入れながら、今後検討して参りたいというふうに思いますので、ご理解をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） あと、今年成人式で聞いた、初めて私見たんですけども、今までは成人者が司会をやっていましたよ。これは、いい雰囲気が進められているなと思ったんですけども、今年は課長がやったというのは、どういふ理由なんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 生涯学習課長、小山富美夫君。

〔生涯学習課長 小山富美夫君登壇〕

○生涯学習課長（小山富美夫君） お答えをいたします。

成人式に関しましては、昨年まで成人の方が司会をやっていただいたというところがございます。今年度、やはり成人式に関しましては、式典ということもございまして、皆様方、成人の方をお呼びさせていただいた、そういった中でお呼びさせていただいた方々の部分で、やはり私ども主催者側としての担当課長がやるべきものと思ひまして、私どもさせていただいたというところがございますので、ご理解のほどをよろしくお願ひします。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 私ら司会でも何でも、やっぱり成人者がやって、うんと雰囲気が盛り上がっていたような気がするんですけども、それをこっちで、執行部のほうでそういうふうにしよつとして、来賓者があれだから、もう来賓者に司会やらせるわけにはいかないから、じゃ、あれだって、こう決めちゃったんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 生涯学習課長、小山富美夫君。

〔生涯学習課長 小山富美夫君登壇〕

○生涯学習課長（小山富美夫君） お答えします。

大変、その部分ではございますが、今ほど和やかな雰囲気の中の司会者をやっていただくことではございますが、私どものほうで、そういった式典の部分は主催者側がやるべき、生涯学習課がやるべきというふうなことでの認識でやらせていただいたということではございますので、ご理解のほどよろしくお願ひします。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） それ、今の話、生涯学習課長の意見なんですか、意見を村長に言って了解もらったんですか、どっちなんですか。村長から言った等、わかりますか。

○議長（廣瀬和吉君） 生涯学習課長、小山富美夫君。

〔生涯学習課長 小山富美夫君登壇〕

○生涯学習課長（小山富美夫君） お答えをします。

こちらの司会の部分は、私ども生涯学習課のほうで判断をさせていただきます、当日、

司会のほうを私がやらせていただいたというところでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 生涯学習課長が言ったことを別に反対するわけでもないんですけども、やっぱり昨年度、何か成人者が司会やって、ちょうどいい雰囲気だなと思ったんですけども、それも含めて、いろんな意味を含めて、夏を冬にするかも含めて、アンケートをとって、この次の、アンケートの結果はこういうふうになりましたと言えましょうがないでしょうけれども、夏でも構わないでしょうけれども。

やっぱりいろんな意味で、40年間、42年も一緒にやったからずっと来たから慣例で、今も夏にやっているんだということじゃなくて、いろんな、今の成人者に、今度、来年成人者になる、2分の1成人者の人にアンケートをとって、どっちがいいかと聞いて、それから、別に司会も実行委員もみんな成人者に任せるのも必要だと思うし、やっぱり生涯学習課長が1人で決めるんじゃないくて、自分でこう言ったものだからいいかなと思うんじゃないくて、雰囲気だと思うんですよ。確かに、式典は式典だと思うんです。だから、その辺をよく成人者になる人に配慮をしながらアンケートをとって、来年の実施日を決めてください。よろしくお願ひします。

以上で、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃の一般質問は、以上で終了します。

ここで暫時休議します。

10分間休みます。

(午後 3時41分)

○議長（廣瀬和吉君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午後 3時50分)

◇ 大須賀 溪 仁 君

○議長（廣瀬和吉君） 次に、3番、大須賀溪仁君の一般質問の発言を許します。

3番、大須賀溪仁君。

[3番 大須賀溪仁君質問席登壇]

○3番（大須賀溪仁君） 天栄村議会会議規則第61条第2項に基づき、一般質問を行います。

1点目、桜並木の景観整備を。

村内を流れる釈迦堂川沿いには、約2キロメートルにわたる大変美しい桜並木があり、国道294号線を走行する車窓からの眺めは素晴らしいものがあります。

しかしながら、駐車するスペースもなく、せっかくの桜並木をゆったりと観賞する場所が

ないのに等しい状況だと感じます。観光集客、また、地域住民の労働力の有効活用を図るためにも周辺の整備等が必要と考えるが、村ではそういった考えがあるか伺いたい。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

この桜並木は、近年のSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）などにおいても大変好評を博しており、桜の名所としても有名になっていることは承知しているところでございます。

この桜並木に関しましては、河川の堤防に面して植生しており、国道294号と並行している状況であります。また、同様に、農地につきましても良好な水田が整備され、桜の季節には一体となって景観を形成しているところであります。

議員がおっしゃるとおり、駐車スペースはないものの、国道沿線にあるコンビニエンスストアへ駐車し利用されている方々が多く、整備することによって景観を損ねることも想定されるため、桜並木の観賞に関して、今後どの程度の整備が必要か、また、観光集客など地域の活性化を含めての検証は必要なことであると感じているところであります。

しかし、この国道294号沿線には、道の駅季の里天栄、コンビニエンスストアなどがあり、これらの集客対策についても検討する必要があることから、村として観光、集客、イベントなど考慮した上で、駐車場整備について総合的に判断して参りたいと考えておりますので、ご理解を願います。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） さまざまな各ホームページとかSNSなんかでも、天栄村の釈迦堂川の桜並木を紹介されているところがございますが、やっぱりそれを見て訪れる方々もいらっしゃるわけで、お客さんを受け入れる側としての村として、駐車場の確保ですか、そういった配慮が足りないと思うんですよね。せっかく村の観光をPRしてくれていますホームページ、各福島県観光物産交流協会や日本観光振興協会のホームページにも掲載されており、また、そして来ていただいた方にも、村のPRをまた再度してくれるという可能性もあるわけですが、多分、村長も前にほかの人からも言われたことがあったと思うんですよね、満開の時期に誰も人が桜を眺めていないとか。そういったとき、村長は実際どう思いましたか、その対応策を考えないといけないと思ったはずですが。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） ただいまの質問でございますが、この桜が満開の時期に観光客がいない、そのことについての答弁でよろしいのでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○村長（添田勝幸君） 桜満開時期に人がいない、それを、じゃどうするかというふうなことでございますが、大変これは非常に難しい。ちょうどこの桜が咲く時期、この福島県内、全国どこでもそうなんです、同じような時期に桜があちこちでも咲いております。名所というのは、確かに国道294沿いの桜の名所も有名ではございますが、そのほかにも多くのところがございまして、そういったところに分散したりしている部分もあるのかと思いますので、それについて、じゃどうするかというふうな部分に関しましては、今のところPRをしてきて、実際、あの辺の路上に駐車したり農道に駐車して困ったというような話が、私の耳にはまだ届いていませんので、その辺の状況があれば、これは村としても、そういったところの駐車場の整備等々も考えていかなければならないのかなというふうな思いでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） つい最近なんですけれども、商工会の役員の方々からも桜並木の整備ということでちょっと話を伺いまして、川沿いに川床でもつくったらどうだという話もありますし、一般の方々にも、ちょっと桜を眺めるのにあずまやを建ててくれとか、そういう話もあるんですけれども、村にはそういった話とかは上がっていないんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

その川床の話、私、今ここで初めて聞いたのと、あずまやの件も初めてでございます。あとは、それ以外には確かに名所的な部分はあるということは聞いておりますが、駐車場がないという話は余り聞いては、今のところ私の耳には入っておりませんので、ご理解をいただければと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 今のところは、駐車場の問題も報告されていないということなんです、コンビニエンスストアの駐車場を借りていく、その辺も別に問題はないということでもよろしいのでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

コンビニエンスストアについても、特に今のところ、ことしも昨年も苦情という苦情も来ていないので、そこに来た方が、そこで買い物をしたり何かをして利用していただければ、すごい利活用につながっていいのかなというような思いでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 間もなく季の里天栄が再整備されて、訪れる方がますます増えると思われませんが、いかに天栄村内に滞在していただけるかが大事だと思うんですよね。桜の名所を回ったり、そのまま羽鳥、湯本、二岐まで足を運んで、一日中天栄村で楽しめるという状況が望ましいと思われませんが、そういった中で、今現在、コンビニ等、農道等、駐車して大丈夫ということですが、たまにその国道沿いに車をとめて写真を撮っている方とかいらっしゃって、たまに危険だなということを感じることもあるんですけれども、そういった方々、自己責任というか、そういうことでしょうがないとは思いますが、村内に何か所か撮影スポットなり、そういった名所をつくってお客様に案内するという感じができればいいのかなとは思いますが、そういった考えはございますでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） 桜の名所を増やしていく考えがあるのかというお尋ねという事でよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） 今の時点では、現状の桜を皆さんで楽しんでいただくというように考えておまして、これから新たに桜並木を整備するという事については、今のところは村としては考えてはおりません。

道の駅の周辺整備の中で、一応公園的な機能もつけるというような構想も含まれておりますので、そういった桜も含めて花の名所的な、花の楽しむことのできるような整備も、そちらでは考えていきたいなというようなことで思っております。よろしく願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） ですと、今のところは、釈迦堂川沿いの桜並木は、今のままの現状でいいという考えでよろしいのでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） お答えをいたします。

現状で桜が、河川敷にございます桜ですけれども、基本的には河川敷というふうな形になっておりますので、これ以上の整備はちょっと難しいのかなというふうに感じております。ですので、今、現状では、今の状況のままということで考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 今、河川敷ということで難しいということでの回答でしたが、例えば、須賀川の釈迦堂川沿いの桜並木とか、岩瀬の千本桜並木とか、ああいったところの整備を行っているというのはどうなんでしょうか。村ではできないんですか、そういった同じよ

うな部分を、遊歩道をつくったり歩いたりとか。

○議長（廣瀬和吉君） 副村長、森茂君。

〔副村長 森 茂君登壇〕

○副村長（森 茂君） 私のほうからお答え申し上げますが、河川の堤体に桜の木を植えるという件につきましては、確かに小野町の千本桜とか、釈迦堂川の須賀川のああいった桜もありますけれども、私が聞いている範囲の中では、堤防があつて、堤防の堤内というんですけれども、要は水 flow するほうじゃなくて、いわゆる例の294で言いますと道路沿い、要は堤体に支障を及ぼさない部分であれば植林してもいいよと、植木してもいい、植えてもいいよというような話ではあつたような記憶はしています。原則的には、土木のほうから言われていたのは、桜の苗木は植えないでほしいというような形では言われておつたような記憶しております。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） その堤防のところ歩いてもだめなんですか、歩いてもいいんですか、歩道整備とか。

○議長（廣瀬和吉君） 副村長、森茂君。

〔副村長 森 茂君登壇〕

○副村長（森 茂君） お答えいたします。

歩道整備というようなことなんでありますけれども、これも原則的には堤体をいじるというものについてはまかりならんというようなことになっております。河川法上は、そのようでございます。

〔「わかりました」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 今度、一度商工会の方々とちょっとお話ししてもいいのかなと思うんですよね。商工会のほうでも、春の咲いている短い時期ではありますが、ちょっと飲食店のスペース設けたいとか、駐車場をつくってくれという話が出ていますので、ぜひ一度、商工会の会長さんなり事務局なりともちょっと一度相談してほしいなと思っておりますが、その辺はどうでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

商工会から、そういった内容につきましてお話を伺いたしたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） ぜひともよろしく願いいたします。今後も村の観光振興、商工振

興に取り組んでいただきたいと思います。

以上で、1点目は終わります。

2点目、有害鳥獣対策の現状と課題は。

本村の有害鳥獣駆除対策においては、電気柵の設置、わな免許取得のための補助事業といった支援策を行っております。加えて、猟友会（駆除隊）や捕獲協力員の尽力により、増加傾向にある農作物の被害に対応していると思われるが、まだまだ村民の方々から被害を受けて困っているとの声が多く聞かれます。

そこで、補助事業が開始してからの電気柵設置、わな設置の申し込みと捕獲数の推移はどのようなになっているか。また、被害が続く現状に対しての村としての今後の対応策を伺いたい。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

まず、電気柵設置、わな設置の申し込みと捕獲数の推移でございますが、電気柵設置補助は平成25年度から実施しており、件数は、25年度24件、26年度43件、27年度34件、28年度38件であります。わな免許取得助成は、平成24年度から実施しており、件数は、24年度18名、25年度9名、26年度9名、27年度4名、28年度6名であります。鳥獣の捕獲数は、イノシシ、熊、鹿の合計で、平成24年度29頭、25年度48頭、26年度106頭、27年度121頭、28年度139頭であります。

次に、村としての今後の対応策につきましては、引き続き、鳥獣被害対策実施隊や捕獲協力員による捕獲数の増加に努め、個体数の減少を図るとともに、隣接する複数の農業者や集落単位など、電気柵設置の広域化を推進し、被害の発生や拡大防止を図って参ります。

また、一昨年度から村内の森林において実施しているふくしま森林再生事業による間伐等の森林整備が、野生鳥獣が生息しやすい荒廃森林の縮小や、人里への出没を防ぐ緩衝地帯の整備につながり、鳥獣対策にも効果が高いことから、本事業にも継続して取り組んでいくこととしておりますので、ご理解を願います。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 今ほど、森林再生事業を行っていて、有害鳥獣被害減少にも効果があるだろうということでございますが、今現在、森林再生事業を行った場所、これからの場所と、行った場所で結構ですのでお伺いします。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

[参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇]

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えいたします。

ふくしま森林再生事業につきまして、現場での森林整備が終了した箇所は、大里字白高山という、これは大里の丸山のほうになります。そこが1カ所です。

現在、森林整備、現場進めておりますのが天栄中学校の裏から老人センターのあたりにかかまの地区、それから牧本小学校の裏の付近、この2地区を進めております。

それ以外に、現在、計画を策定して、所有者の同意を進めている現場が下松本、その老人センターからちょっとのほう、上松本に続きの地区、それから大里は南沢地区、これらの2地区で所有者の同意をいただくなど、計画の策定を進めております。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） この事業は村内全域やるということによろしい、湯本地区も含めて全部やるということによろしいでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

[参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇]

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

村といたしましては、全村を対象に実施をしたいというふうには思っております。であります、1年度当たりのいわゆる補助金のつく面積が大体40ヘクタール程度、1市町村当たり40ヘクタール程度ということになっておりまして、この事業も間違いなく継続するのが平成32年度までという期間になっております。この先も継続していただきたいという要望は、あらゆる機会を捉えて続けているところでございますが、今の段階では32年度までの実施しか確定をしていないということです、全村で実施するというのは極めて困難な状況にあるというところでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 年間40ヘクタールということですが、これ全村やるとしたら、何年かかるような計算なんでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

[参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇]

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

以前出したところだと、多分100年ぐらいかかると、このペースでいけば、そのぐらいかかるというようなことだったように記憶しております。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） そうしますと、重点的にどういったところをやるんですか。住宅地周辺とか、どういう考えで事業を行う予定でおりますか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

[参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇]

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

この事業の目的が放射性物質を山林から流出するのを防ぐ、あとは山林の物質の低減を図るといような目的もございますといった観点から、まず取りかかりましたのは除染の最重点地区から、あとどんどんそこから広げていくといようなことで考えております。

加えて、こういった有害鳥獣対策にも効果があるということになっておりますので、今、議員おっしゃられるように、住宅地の付近の裏山ですとか、そういったところを重点的に進めていきたいというふうに思っております。よろしくお願いたします。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） あとは、農作物の被害が出ているところも、ある程度重点的にやっていただきたいとも思いますし、実施したところの今後もデータもとっておいていただいて、減少率とか、そういうものもまとめておいてほしいなとは思っています。

24年度から、そのわな、くくりわなですか、もうそれも始まったと思うんですけれども、捕獲数に対してのそのくくりわなでの捕獲ですか、捕獲数、捕獲率はどの程度かお伺いします。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

[参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇]

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

くくりわなにつきましては、イノシシの捕獲、ほぼ100%がくくりわなによる捕獲でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） イノシシはわかりました。熊などの被害はどうですか、熊に対しては数を把握していますか。箱わなというんですか、とか直接駆除するとか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

[参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇]

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

正確な数字はちょっと把握はしておりませんが、熊につきましても、箱わなによる捕獲がほとんどでございます。直接銃器による捕殺ですとか、一部、イノシシのくくりわなに誤って入ってしまって、錯誤で捕獲されたという件数はございましたが、ほとんどは箱わなによる捕獲というふうに捉えております。よろしくお願いたします。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） くくりわな猟での捕獲率が大変高いわけですがございますが、現在のこの人数ですか、申し込み数、設置数で十分足り得るんでしょうか、まだまだ不足している状況なんですか、伺います。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

わなの個数につきましては、今の時点では十分に足りていると、役場のほうでもまだまだ在庫ございますので、ご希望があれば十分対応できる状況でございますので、今の時点では十分足りているというふうに思っております。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 捕獲した有害鳥獣に関しましては、猟友会の方が最終的に銃を撃つということだとは思いますが、今現在、猟友会のメンバーというか数ほどのぐらいいらっしゃるのでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えいたします。

14名でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 14名ということでございますが、この人数、課長はどのようなふうに捉えていますでしょうか。私が知っている限りで、若手と言えるぐらいの人も1名程度だったとは思いますが、どうでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

若手の方につきましては、そうですね、40歳ちょっと前の方が1名いらっしゃる程度で、あとは60代、70代という方がほとんどで、平均年齢ですと大体66歳というふうな状況でございます。

人数的なこともさることながら、やはりこちらの捕獲隊につきましても、やはり高齢化というところが非常に心配をしているところでございますが、新たなメンバーの確保もなかなか今のところ進んでいないというふうな状況でございますので、皆様に大変ご苦勞をおかけはしているところでございますが、頑張っているというところがござい

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） そうしますと、どうしても若手のハンターの育成というのは、すごく大事になってくると思うんですよね、このまま有害鳥獣も減るわけではないと思いますので。

そういった中で、ハンターを育成するに当たりまして、その猟銃免許に対しての何か補助とかは村ではありましたでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

免許の取得経費そのものに対する補助ではなくて、今年度予算化しておりますのは、射撃訓練に要する経費として10万円の補助を予定をして、1名分10万円ということで予算化しております。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） こういったものも村内の方々に告知はしていらっしゃるのでしょうか。また、ハンター募集などのそういった応募ですか、そういう声かけとかもしているのでしょうか、どうでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

今年予算化しておりました射撃の補助につきましては、これは湯本地区でライフル砲の射撃をできる方がいらっしゃらないということで、湯本地区の今のメンバーの方、ちょっと期待をしていたのはその若手の方なのですが、その方にぜひ委嘱をしていただきたいということで、今お願いをしている最中でございます。

それから、ハンターの募集につきましては、今のところは、とりたてて募集の手だてといえますか、住民に対してお願いをしているというようなことは、今のところはやっておりません。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） でも、しなくちゃまずいんじゃないでしょうかね。その40代、現在1名ということで、60代、70代の方がまだ元気なうちにいろいろ指導とか、山の地形だったりあるでしょうか、結構急務だと思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

ハンターの確保は急務であるというふうにつけております。お声がけに努めて参りたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） ちょっとよくわからないんですが、天栄村で有害駆除に当たる場合

には、村外の人にもそれに携わることができるのでしょうか、どうでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

原則として、その市町村にお住まいの免許の保持者、それから捕獲に関しましては、実施隊に任命をしている方ということが基本になっております。

ただ、村外の方の応援を得て、その方を村のほうで委嘱をして携わっていただくということとは不可能ではないというようなことは聞いております。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） わかりました。

あと、捕獲して銃殺というんですか、有害鳥獣の処理というのはどういう形になっていますか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えいたします。

実施隊の隊員の方の土地をお借りをして、共同で埋設する場所を今年度確保いたして処分をしております。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 毎年100頭超えという状況なんです、それで間に合うんでしょうかね。もっと抜本的に、どこかで焼却処分するとか、そういうことはできないのでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

焼却炉の必要性というのは、かなり前から議論はされてきております。村としても、あればあるにこしたことはないというふうに思っておりますが、今のところ、その費用的な部分も、どのぐらいかかるかもちょっとつかんではおりませんが、単独での設置というのはなかなか厳しい状況にあるのかなと思っております。設置に当たりましては、やはり広域的な取り組みが必要かなというふうな思いもございますので、関係市町村と協議を進めながら、その点は検討していきたいというふうに思っております。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 関係する市町村との連携が大事ということでありましたが、前にもそういう話が出たと思うんですが、その隣接する市町村との連携、例えば広域対策協議会など、組織づくりのほうは進んでいるのでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

今のところ、そういった組織は設置されておられません。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） それも急いでやらなくちゃいけないのかなとは思いますが、それができないのであれば、村で例えば焼却施設をつくるという形も、そういう案も出てくるんだらうと思いますがどうでしょうか、村単独で、もうそういった施設をつくってしまうとか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

設置するための費用、まだつかんではおられません、恐らくかなりのコストがかかるというふうに思われます。ですので、財源の確保が一番重要な部分でございますので、なかなか単独での設置は厳しいのかなというふうに思っております。

広域的な取り組みも、例えば、具体的な名前を出してちょっと問題があるかなとは思いますが、例えば鏡石あたりなんかは、そもそも今まで有害鳥獣の出没、それから被害もほとんどなかったというようなことですが、やはり最近はイノシシが出没してきたとか、やはり熊についても、天栄村あるいはその周辺からだんだん近づいてきているというような、やはり危機感をお持ちになってきているようでございますので、そういった状況の変化もございまして、これから綿密に近隣市町村なり関係機関と協議を進めて検討していきたいというふうに思っております。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 了解しました。

県のイノシシ有害捕獲促進事業というのがありまして、村のほうではその対象になっているとは思いますが、天栄村にも入ってきているんでしょうかね、その助成金というものは。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

村のほうにも入ってきております。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） すみません、ちょっと細かく聞きたいんですけども、1頭幾らとかという多分感じだと思うんですけども、イノシシに対して。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

その捕獲の時期によりまして、金額が分かれております。いわゆる有害鳥獣としての捕獲期間、これはイノシシですと3月16日から11月14日までなんですが、これにつきましては、イノシシの大きな成獣が1頭1万6,000円、幼獣が2,000円というようなことと、あと、狩猟期間につきましては、昨年度は1頭1万3,000円が単価でございました。加えまして、村独自に2万円を上乗せをしております。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） それでは、その助成金というのは幾らぐらい入ってきているんでしょうかね。また、その使い道など伺います。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えいたします。

28年度でおおむね160万円ほど入ってきております。その用途につきましては、全額捕獲者に対する交付という形でお支払いをしております。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） この事業というのは、28年度からなんですかね、その以前にもあったんでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

そのスタートの時期は、ちょっと今、把握はしておりませんが、28年より前からスタートしております。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 了解しました。

あと、最近、ハクビシンの被害が増えているよという話を聞くんですが、その被害状況とかは、村のほうでは把握しておりますか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えいたします。

ハクビシンの被害につきましては、その被害の面積ですとか金額というものは、これは算定はしておりませんが、件数につきましては、28年度の捕獲件数ですが、3件でございます。

ただ、なかなかハクビシンの捕獲は困難だというようなことを伺っておりますので、現実的にその被害の発生については、この2倍から3倍の発生状況かなというふうに思っております。

27年度につきましては5件、26年度は17件の捕獲実績でございました。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 捕獲が難しいというのは、わなとかにはそういうのもかからないということなんですかね。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えいたします。

小動物用の小さな箱わなあるんですが、そこに入らないというようなことでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） よくハクビシンというのは、建物の中に巣をつくっちゃうということを知ったことあるんですけども、そういった方々は個別に駆除業者を頼んで駆除しているという状況なんですかね。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

このハクビシンにつきましても、捕獲に関しては許可が必要な動物でございますので、その許可を持っていない方がとってしまうということは、これはちょっと好ましくないということでございます。捕獲に当たりましては、村で捕獲の許可を出した上で、有資格者がわなを設置して捕獲するというような流れになります。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） そうすると、そういう業者というもの自体はないということなんですかね。やっぱり資格を持った方がわななりを仕掛けてとる以外しかないですか。建物から駆除する方法としては何かあるんでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

捕獲という観点からしますと、先ほどお答えしたとおりでございますので、これ以外の方法はございませんが、鳥獣の保護という観点から、その建物の中にいるハクビシンを保護をするというようなことで取り扱うことは考えられなくもないのかなと。これがいいかどうかはちょっとわからないんですが、捕獲以外の方法ですと、そのぐらいかなというふうに思

われます。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） もう、そうするとおのおの本人が捕獲なりしないといけないということなんですが、やっぱりそういう業者さんはいないということですよ。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） その業者は承知はしておりません。いらっしゃらないと思われま。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 了解しました。

あと、今、村でブランド化を進めておりますミニトマトなど、ワラビとかその他もろもろありますけれども、そういったものが被害に遭った場合の村の補填とかというのはあるんでしょうか、そういう考えがあるのかお聞きします。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

そういった作物につきましても、やはり電気柵を設置するというふうなことで、まずは被害の発生防止を図っていただきたいというふうに思っております。ですので、今のところ、そういった被害があったから収入の補填するとかいったことは考えてはおりません。なるべくその補助を活用していただいて、電気柵の設置等で被害の発生を防いでいただきたいというふうなことで考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 了解しました。

今現在、電気柵、くくりわな、箱わな等で予防しているということですが、新たな駆除方法とか、そういうものは検討していらっしゃるのかどうか伺います。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

今のところ、現状の対策を講じていくということを考えておりますが、全国的な取り組みですとかといったことも調査研究をしながら、有効的な取り組みがあれば取り入れて、被害の拡大防止に努めていきたいというふうに思っております。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 了解しました。

今後も、村民の皆さんの安心安全、また財産を守るという強い気持ちで、対策強化を図っていただきたいと思っております。

以上で、一般質問を終わります。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君の一般質問は以上で終了します。

以上をもちまして、一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（廣瀬和吉君） お諮りいたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれで散会することに決定いたしました。

どうもご苦労さまでした。

（午後 4時46分）

9 月 定 例 村 議 会

(第 2 号)

平成29年9月天栄村議会定例会

議事日程（第2号）

平成29年9月6日（水曜日）午前10時開議

- | | | |
|-------|--------|-----------------------------------|
| 日程第 1 | 報告第 1号 | 地方公共団体の財政の健全化に関する比率の報告について |
| 日程第 2 | 議案第 1号 | 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第 3 | 議案第 2号 | 固定資産評価委員会委員の選任につき同意を求めることについて |
| 日程第 4 | 議案第 3号 | 大里財政区管理会委員の選任につき同意を求めることについて |
| 日程第 5 | 議案第 4号 | 天栄村中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について |
| 日程第 6 | 議案第 5号 | 天栄村消防団活動支援隊設置条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第 6号 | 財産の取得に関し議決を求めることについて |
| 日程第 8 | 議案第 7号 | 村道の路線の廃止について |
| 日程第 9 | 議案第 8号 | 村道の路線の認定について |
| 日程第10 | 議案第 9号 | 平成28年度天栄村一般会計決算認定について |
| 日程第11 | 議案第10号 | 平成28年度天栄村国民健康保険特別会計決算認定について |
| 日程第12 | 議案第11号 | 平成28年度牧本財産区特別会計決算認定について |
| 日程第13 | 議案第12号 | 平成28年度大里財産区特別会計決算認定について |
| 日程第14 | 議案第13号 | 平成28年度湯本財産区特別会計決算認定について |
| 日程第15 | 議案第14号 | 平成28年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計決算認定について |
| 日程第16 | 議案第15号 | 平成28年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計決算認定について |
| 日程第17 | 議案第16号 | 平成28年度天栄村農業集落排水事業特別会計決算認定について |
| 日程第18 | 議案第17号 | 平成28年度天栄村二岐専用水道特別会計決算認定について |
| 日程第19 | 議案第18号 | 平成28年度天栄村簡易水道事業特別会計決算認定について |
| 日程第20 | 議案第19号 | 平成28年度天栄村簡易排水処理施設特別会計決算認定について |
| 日程第21 | 議案第20号 | 平成28年度天栄村介護保険特別会計決算認定について |
| 日程第22 | 議案第21号 | 平成28年度天栄村風力発電事業特別会計決算認定について |
| 日程第23 | 議案第22号 | 平成28年度天栄村後期高齢者医療特別会計決算認定について |
| 日程第24 | 議案第23号 | 平成28年度天栄村水道事業会計決算認定について |

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	北 畠	正 君	2番	円 谷	要 君
3番	大須賀 溪	仁 君	4番	服 部	晃 君
5番	小 山	克 彦 君	6番	揚 妻	一 男 君
7番	渡 部	勉 君	8番	熊 田	喜 八 君
9番	後 藤	修 君	10番	廣 瀬	和 吉 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	添 田	勝 幸 君	副 村 長	森	茂 君
教 育 長	増 子	清 一 君	参 事 兼 総務課長	清 浄	精 司 君
企画政策 課 長	北 畠	さ つ き 君	税 務 課 長	黒 澤	伸 一 君
住 民 福 祉 課 長	熊 田	典 子 君	参 事 兼 産業課長	揚 妻	浩 之 君
建 設 課 長	内 山	晴 路 君	会 管 理 計 者	森	廣 志 君
湯 本 支 所 長	星	裕 治 君	天 保 育 所 長	兼 子	弘 幸 君
学 校 教 育 長	櫻 井	幸 治 君	生 涯 学 習 課 長	小 山	富 美 夫 君
代 表 監 査 委 員	須 賀	章 君			

職務のため出席した者の職氏名

参 事 兼 議 会 会 長 事 務 局 長	伊 藤	栄 一	書 記	星	千 尋
書 記	大 須 賀	久 美			

◎開議の宣告

- 議長（廣瀬和吉君） おはようございます。
ただいまより本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員は10名であります。
よって、定足数に達しております。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

- 議長（廣瀬和吉君） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第2号をもって進めます。
-

◎報告第1号の説明、報告

- 議長（廣瀬和吉君） 日程第1、報告第1号 地方公共団体の財政の健全化に関する比率の報告についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

- 参事兼総務課長（清浄精司君） おはようございます。

1ページをお願いいたします。

報告第1号 地方公共団体の財政の健全化に関する比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条及び第22条の規定により、平成28年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を別紙のとおり報告する。

なお、これらの比率についての同法第3条及び第22条の規定による監査委員の意見は、別冊のとおりである。

平成29年9月5日提出、天栄村長、添田勝幸。

次のページをお願いいたします。

まず、健全化判断比率でございます。

項目、実質赤字比率、連結実質赤字比率、これらにつきましては、それぞれ黒字決算のため表示されておりません。

実質公債費比率8.5%、将来負担比率20.5%。下の表をご覧ください。早期健全化基準、財政再生基準、これらは国が定める全国共通の値となっております。本村の場合、いずれも

この基準を下回っております。

次に、資金不足比率でございます。

会計名、水道事業会計、大山地区排水処理施設事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、二岐専用水道特別会計、簡易水道事業特別会計、簡易排水処理施設特別会計、風力発電事業特別会計、工業用地取得造成事業特別会計、これら全ての会計におきまして資金不足が生じなかったため、一番右の資金不足率は算定されておられません。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（廣瀬和吉君） これをもって報告を終わります。

ここで、村代表監査委員から、平成28年度天栄村財政健全化判断比率並びに水道事業会計等特別会計資金不足比率に関する意見書が提出されておりますので、その報告を求めます。

代表監査委員、須賀章君。

[代表監査委員 須賀 章君登壇]

○代表監査委員（須賀 章君） それでは、地方公共団体の財政の健全化に関する比率の審査意見のご報告を申し上げます。

まず、財政健全化判断比率でございますが、書類はいずれも適正に作成されているものと認められました。実質赤字比率、連結赤字比率につきましては、実質収支は黒字のため、実質赤字比率は算出されませんでした。実質公債費比率につきましては8.5%となっており、昨年度とほぼ同様の比率であり、基準の25%と比較すると、これを下回り、良好でございます。将来負担比率につきましては20.5%となっており、前年度より約2.1%の減少であります。基準の350%と比較すると、これを大きく下回り、特に指摘すべき事項はなく、良好であると認めました。

次に、水道事業並びに特別会計の資金不足の比率でございますが、いずれも適正に書類は作成されているものと認められました。資金不足比率につきましては、資金不足が生じていないため算出されていませんでした。その他、特に指摘すべき事項はございませんでした。

なお、審査意見書については別冊のとおりです。

以上でございます。

○議長（廣瀬和吉君） ご苦労さまでした。

以上で報告は終わります。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第2、議案第1号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

議案を事務局に朗読させます。

[参事兼議会事務局長 伊藤栄一君登壇]

○参事兼議会事務局長（伊藤栄一君） 議案第1号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

本村の教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

平成29年9月5日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

住 所 天栄村大字大里字出田廻28番地

氏 名 小 沼 由喜枝

生年月日 昭和37年9月25日生

○議長（廣瀬和吉君） 提案理由の説明を求めます。

村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

○村長（添田勝幸君） おはようございます。

提案理由をご説明申し上げます。

本年9月30日をもって、吉成千加子委員の任期が満了となります。このため、小沼由喜枝さんを教育委員に任命したく、議会の同意を求めるものであります。

小沼由喜枝さんは、教育委員会評価委員の経験もあり、教育に対する識見が高く、人格にも優れた適任者であります。

なお、任期は4年であります。

以上、上程いたしますので、ご同意を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

[「なし」の声あり]

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

- 議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり同意されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（廣瀬和吉君） 日程第3、議案第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

議案を事務局に朗読させます。

〔参事兼議会議務局長 伊藤栄一君登壇〕

- 参事兼議会議務局長（伊藤栄一君） 議案第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

本村の固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

平成29年9月5日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

住 所 天栄村大字牧之内字矢中23番地

氏 名 永 山 勇 雄

生年月日 昭和26年2月10日生

- 議長（廣瀬和吉君） 提案理由の説明を求めます。
村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

- 村長（添田勝幸君） 提案理由をご説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会については、地方税法第423条第1項で、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するため、市町村に設置が義務づけられております。

本村の固定資産評価審査委員会は、3名の委員で構成されており、任期は3年ですが、このうち1名の任期が本年11月24日をもって満了となることから、同法第423条第3項の規定により後任の委員について選任の同意を求めるものであります。

選任の同意を求める委員は、永山勇雄さんであります。永山さんは、民生児童委員を3期9年、並びに人権擁護委員を2期6年務められ、平成26年11月より固定資産評価審査委員も務めていただいております。その豊かな経験と実績は、固定資産評価審査委員会委員として適任であるため、永山さんの選任に同意を求めるものであります。

なお、略歴につきましては、別紙のとおりであります。

ご同意を賜りますようお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第4、議案第3号 大里財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

議案を事務局に朗読させます。

〔参事兼議会事務局長 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼議会事務局長（伊藤栄一君） 議案第3号 大里財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて。

本村の大里財産区管理会委員に次の者を選任したいので、財産区管理会条例（昭和31年天栄村条例第5号）第3条の規定により議会の同意を求める。

平成29年9月5日提出、村長、添田勝幸。

記。

住所、氏名、生年月日。

天栄村大字大里字三斗蒔2番地1、須賀均、昭和25年6月20日生。天栄村大字大里字大里96番地、吉成良吉、昭和22年4月14日生。天栄村大字大里字沢邸2番地、大木康平、昭和21年3月30日生。天栄村大字大里字南沢114番地、石塚武敏、昭和28年9月10日生。天栄村大字大里字滑石23番地31、大竹俊、昭和61年6月11日生。

○議長（廣瀬和吉君） 提案理由の説明を求めます。

村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） 提案理由をご説明申し上げます。

現在の委員の任期が9月30日までとなっております。このことから、今定例会において委員の選任について同意を求めるものであります。

上程した5名の方々は、吉成さんが再任、ほかの4名の方が新任であります。駐在員さんのご推薦をいただき選任したものであります。

なお、任期は4年であります。

以上、上程いたしますので、ご同意を賜りますようお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第5、議案第4号 天栄村中小企業・小規模企業振興基本条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） 議案第4号 天栄村中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について。

天栄村中小企業・小規模企業振興基本条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成29年9月5日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村中小企業・小規模企業振興基本条例。

(目的)

第1条 この条例は、中小企業・小規模企業が本村における経済の発展に果たす役割の重要性に鑑み、その振興に関する基本理念及び基本方針を定めるとともに、村、中小企業者・小規模企業者、経済団体及び村民の役割等を明らかにすることにより、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を総合的に推進し、もって本村経済の持続的な発展及び村民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

第1号 中小企業者、中小企業基本法（昭和38年法律第154号。以下「法」という。）第2条第1項各号のいずれかに該当する者のうち、村内に事務所又は事業所を有するものをいう。

第2号 小規模企業者、法第2条第5項に規定する者のうち、村内に事務所又は事業所を有するものをいう。

第3号 経済団体、商工会その他村内において地域経済の振興に関する活動を行う団体をいう。

(基本理念)

第3条 中小企業・小規模企業の振興は、中小企業者・小規模企業者による経営の改善及び向上を図るための自主的な努力が促進されることを旨として推進されなければならない。

第2項 中小企業・小規模企業の振興は、中小企業・小規模企業が地域の経済及び雇用を支える担い手として重要な役割を果たしているという基本的認識の下に行わなければならない。

第3項 中小企業・小規模企業の振興は、地域において生産等される物品及び提供される役務の利用により、地域経済の循環促進が図られるよう推進されなければならない。

第4項 中小企業・小規模企業の振興は、国、福島県、村、経済団体、中小企業者・小規模企業者及び村民が相互に連携を図りながら協力することにより推進されなければならない。

(村の責務)

第4条 村は、前条に定める基本理念にのっとり、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第2項 村は、中小企業・小規模企業が地域経済の活性化並びに村民生活の向上及び個性豊かな地域社会の形成に貢献していることについて、村民の理解を深めるよう努めなければならない。

(施策の基本方針)

第5条 村は、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

第1号 経営基盤の強化に関すること。

第2号 人材の確保及び育成を図ること。

第3号 資金調達の円滑化を図ること。

第4号 工事の発注並びに物品及び役務の調達に際し、中小企業・小規模企業の受注機会の確保に努めること。

第2項 村は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を策定するに当たっては、中小企業者・小規模企業者、その他の関係者の意見を反映させるため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(中小企業者・小規模企業者の役割)

第6条 中小企業者・小規模企業者は、経済的又は社会的環境の変化に対応しながら、自らの創意工夫及び自主的な努力により、経営基盤の強化、経営の革新、雇用の安定及び人材の育成に努めるものとする。

第2項 中小企業者・小規模企業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識し、地域社会との調和を図ることにより、暮らしやすい地域社会の実現に努めるものとする。

第3項 中小企業者・小規模企業者は、事業活動を実施するに当たり、村内において生産、製造又は加工される物品及び提供される役務の利用に努めるものとする。

(経済団体の役割)

第7条 経済団体は、中小企業者・小規模企業者が自らの創意工夫及び自主的な努力により、経営基盤の強化、経営の革新、雇用の安定及び人材の育成ができるよう必要な環境整備に努めるものとする。

第2項 経済団体は、村が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(村民の理解と協力)

第8条 村民は、中小企業・小規模企業の振興が本村経済の発展及び村民生活の向上に果たす役割の重要性を理解し、村内において生産、製造又は加工される物品及び提供される役務の利用等により、中小企業・小規模企業の振興に協力するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第9条 村は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由をご説明申し上げます。

議案説明資料の3ページをお願いいたします。

中小企業・小規模企業は、経済の成長発展、雇用の安定等に重要な役割を果たしており、その振興を図ることは、国、地方共通の重要施策であり、中小企業基本法及び小規模企業振興基本法において、地方公共団体は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を策定、実施する責務を有することが明記をされました。

これらを踏まえまして、村において、中小企業・小規模企業の振興をさまざまな主体との連携・協力のもと、施策を総合的に推進すべく、基本となる事項を定める本条例を制定するものであります。

条例の主な内容ですが、第1条は目的で、基本理念、基本方針、役割等を定め、中小企業・小規模企業の振興を総合的に推進し、経済の持続的発展・村民生活の向上に寄与することとしております。

第2条は用語の定義であります。

第3条は基本理念で、中小企業者・小規模企業者の自主的努力の促進を旨とすることなどを規定しております。

第4条は村の責務で、法律で定められた責務である施策を策定・実施すること、及び村民の理解促進に努めることを規定しております。

第5条は基本方針で、経営基盤強化、人材の育成・確保、資金調達の円滑化、工事等の受注機会確保の4つを掲げ、また、施策には関係者の意見を反映させるよう努めることを規定しております。

第6条から第8条は、中小企業者・小規模企業者、経済団体、村民それぞれの役割等を規定しております。

第9条、第10条は、財政措置、委任に関する規定でございます。

なお、用語の定義につきましては、下の米印の表の記載のとおりとなっております。

以上でございます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 第5条ですか、基本方針、経営基盤強化、人材育成の確保ということ、

具体的にどういうことをやるんですか、これ。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えいたします。

個別具体的な施策の内容につきましては、この条例の基本方針に基づき別途策定をし、実施することとしておりますので、今後、具体的な内容については策定をしていくということになります。今回はその基本的な事項を定める条例を上程しているということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 了解しました。

具体的に後で説明するという事なんですよ、何かあれば。企業で相談すれば何か策定するという事なんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

第5条第2項に規定しておりますとおり、施策を策定するに当たっては、関係者の意見を反映させるための必要な措置を講ずるよう努めるというふうになっておりますので、関係者のご意見を伺う機会を設けるなど、所要の措置を講じた上で施策を策定して参るということになります。よろしくお願ひします。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 了解しました。

○議長（廣瀬和吉君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（廣瀬和吉君） 日程第6、議案第5号 天栄村消防団活動支援隊設置条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、清浄精司君。

[参事兼総務課長 清浄精司君登壇]

- 参事兼総務課長（清浄精司君） 議案第5号 天栄村消防団活動支援隊設置条例の制定について。

天栄村消防団活動支援隊設置条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成29年9月5日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村消防団活動支援隊設置条例。

（設置）

第1条 天栄村内で発生する災害の被害軽減及び地域消防力の強化を図るため、天栄村消防団設置等に関する条例（昭和44年条例第25号）第2条に規定する消防団（以下「消防団」という。）を支援するため、天栄村消防団活動支援隊（以下「支援隊」という。）を設置する。

（組織）

第2条 支援隊は、消防団の班ごとに組織する。

第2項 支援隊に隊長及び隊員（以下「支援隊員」という。）を置く。

第3項 支援隊員は、本村に居住する者又は村長が特に認める者であって、消防団の退団者とする。

（支援隊員の活動）

第3条 支援隊員は、消防団員が活動する上で必要となる支援活動を行う。

（支援隊員の定数）

第4条 支援隊員の定数は、支援隊ごとにおおむね5名程度とし、地理的条件や地域事情を考慮の上、決定するものとする。

（支援隊員の退隊）

第5条 村長は、支援隊員が次の各号のいずれかに該当するときは、退隊させることができる。

第1号 本人から退隊の申出があったとき。

第2号 その他消防団活動の支援に支障があると認めるとき。

(報酬等)

第6条 支援隊員の活動に係る報酬及び費用弁償は、支給しない。

(活動手当)

第7条 支援隊員が第3条に規定する活動を行った場合は、別表第1に定める活動手当を支給する。

(災害補償)

第8条 支援隊員が第3条に規定する活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態となった場合における損害の補償は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）に準ずるものとする。

(貸与)

第9条 村長は、支援隊員の安全面への配慮及び支援活動を標示するため、安全装備品を貸与する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1（第7条関係）

活動手当。

区分、火災、風水害の場合。手当の額、区分、1回。金額、1,000円。

提案理由をご説明申し上げます。

天栄村内で発生する火災等、災害の被害軽減と地域消防力の強化を図るため、消防団を支援する組織として、消防団活動支援隊設置のための準備を進めて参りました。その概要が固まりましたので、天栄村消防団活動支援隊設置条例として必要な事項を定めるため、今回ご審議をお願いするものであります。

ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第7、議案第6号 財産の取得に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） 議案第6号 財産の取得に関し議決を求めることについて。

次により財産を取得したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年天栄村条例第7号）第3条の規定により議会の議決を求める。

平成29年9月5日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

1、取得する財産及び数量、湯本スキー場圧雪車1台。

2、契約の方法、随意契約。

3、契約金額、3,078万円。うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額228万円。

4、契約の相手方、住所、山形県山形市東山形1丁目7番26号。氏名、日本ケーブル株式会社東北支店、支店長、秋場貞彦。

提案理由をご説明申し上げます。

湯本スキー場で使用する圧雪車1台を購入するため、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案説明資料4ページをお願いいたします。

購入の仮契約書であります。

2016年製ピステンブリーPB400スタンダードの中古車1台の購入につきまして、購入金額を消費税込み3,078万円、納入期限を本年11月30日として、日本ケーブル株式会社東北支

店と8月25日付で仮契約を締結いたしました。

次のページをお願いいたします。

見積もりの結果でございます。

購入車両は、今年ほかのスキー場から下取りされた中古車両を、それぞれのスキー場において実機等の状態等を確認いたしまして、また、担当者よりこれまでの使用状況等を聴取いたしました。その結果、それらの車両が損耗及び劣化が相当進んでおり、大規模な修理が必要な状態であることから、いずれも購入するには不相当であると判断し、昨シーズン、レンタルで使用した2016年製のピステンブリーP B 400を購入することといたしまして、取り扱い業者である日本ケーブル株式会社東北支店から見積もりを徴し、決定をしたものでございます。

なお、6ページは車両の仕様及び写真でございます。

以上でございます。ご審議のうえ、ご議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） この圧雪車の耐用年数というのはどのぐらいなんですか、前の実績を見て。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

法定の耐用年数は5年となっております。ただ、使用の状態によりまして、その年数は延びておりまして、前に使っていた機械は22年が経過しております。また今回、ほかのスキー場から下取りに出された車両は15年というような使用の年数でございました。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） そうすると20年ぐらいはもつということで理解してよろしいんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） その使用の仕方、それからその後のメンテナンスの的確さなどによりまして長く延びることも可能であると。ただ、年数につきましては、はっきりと20年とかということは一概には言えないというふうに考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 先ほどの答弁では、前のやつは20年くらいもちました、中古で買った場合は15年もちましたと言ったから20年はもつんですかと聞いたんですけども、その20年は新車で購入して、そして、その20年間の間に修繕費とか、そういうのがもしかかっていた

ら教えていただきます。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えいたします。

毎年基本的なメンテナンスは必要でして、その金額は大体30万から40万程度でございました。車両が古くなってきて、部品と、それから修繕が発生をしております、平成24年からの数字でございますが、昨年度まで合計しますと、修繕費で約1,100万円ほど必要となっていたというような状況でございました。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） この24年から26年というのは、新車で買って、購入してから何年目、24年から26年の1,100万というのは何年目なの。そこまで説明してくれないと。そのメンテナンスは30万から60万ぐらいかかりますというのはわかりますけれども、その24年から26年の1,100万というのは、何年目でそれだけかかったのか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

購入が平成7年でございますので、平成24年は17年目ということになります。それ以降、1年ずつ経過をして、28年が購入してからは21年目ということでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） そうすると、14、15年ぐらいはそんなに大きな修繕費はかからないということですね。そうすると、メンテナンスでいうと、その修繕というのか、オーバーホールみたいなのをする感じで30万から60万かかるぐらいで15年ぐらいもつ、そのように理解してよろしいんですね。

○議長（廣瀬和吉君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） ちょっとこの条例で見ると、この除雪車に対する整備基金というものがうたってあるんですが、ちょっと私も基金確認できないんですが、今まで基金は積み立てあったんでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） お答えをいたします。

除雪車の整備基金でございますが、7月末現在におきまして637万1,402円ということで積み立てております。

○議長（廣瀬和吉君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） わかりました、私の勘違いです。圧雪車と除雪車の違いでした。失礼しました。終わります。

○議長（廣瀬和吉君） ほかに質疑ございませんか。

5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） 昨シーズン、旧圧雪車、突発的な事故で結構出費がかさんだんですけども、この圧雪車に関する保険というのは、昨年度、その前、契約していたんでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えいたします。

保険につきましては、昨年度までは指定管理者である財団法人天栄村振興公社で加入をしていたというふうに承知をしております。村の保険につきましては加入はしていませんでした。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） 昨年は保険に入っていたということであれば、あの事故の後の撤去費用とか、そういう費用というのは出たんですか。それは保険に含まれない費用だったんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えいたします。

昨年度まで入っていた保険につきましては、対人ですとか対物の事故があった場合のそちらを補填する、いわゆる損害保険でございまして、車両自体に関する、いわゆる車両保険というものには入っていませんでしたので、その費用に関しては保険の対象外であったということでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） 今回3,000万もする圧雪車購入するわけですけども、振興公社が株式会社になりましたんですけども、保険の今度はその対物・対人だけではなくて、こういう事故がいつ起こるかかわからないということで、しっかりと指導、高い買い物ですから、それは指導というか、きちんと掛けるように話をするべきだと思いますが、どうでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

適切に保険に加入するようにお話をして参りたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第8、議案第7号 村道の路線の廃止についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） 議案第7号 村道の路線の廃止について。

次のとおり村道を廃止することについて、道路法第10条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成29年9月5日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

路線番号、路線名、起点、終点、摘要の順に読み上げます。

1036、西2号線、天栄村大字高林字西23番地、天栄村大字高林字西14番地。1037、南1号線、天栄村大字高林字日向67番地、天栄村大字高林字獅子舞窪26番地。1044、南5号線、天栄村大字高林字南27番地、天栄村大字高林字南11番地。

提案理由についてご説明申し上げます。

説明資料のほうの7ページをご覧くださいと思います。

まず、青色で表示されている路線が、今回廃止していただきます路線でございます。路線番号1036号、路線番号1037号、路線番号1044号でございます。

県道郡山・矢吹線のバイパス化に伴い、村道区の一部がバイパス内に含まれ県道として利用されることとなるため、本路線を廃止するものであります。

説明資料の高林地区の西側の道路及び南側の道路の青い部分の村道のそれぞれの路線の一部でございます。

なお、残された部分につきましては、改めて議案第8号により認定のご審議をいただく予定でございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、ご了承賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第9、議案第8号 村道の路線の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） 議案第8号 村道路線の認定について。

次のとおり村道を認定することについて、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求める。

平成29年9月5日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

路線番号、路線名、起点、終点、摘要の順に読み上げたいと思います。

1037、南1号線、天栄村大字高林字南50番地、天栄村大字高林字平林7番地1。1153、高林1号線、天栄村大字高林字西11番地2、天栄村大字高林字東55番地1。1154、日向1号線、天栄村大字高林字日向67番地1、天栄村大字高林字日向77番地2。

提案理由についてご説明申し上げます。

説明資料の8ページをご覧くださいと思います。

まず、赤い色で表示されている路線が、今回認定していただきます路線でございます。路線番号1037号、路線番号1153号、路線番号1154号でございます。

県道郡山・矢吹線のバイパス化に伴い、県道部の一部及び県道十日市・矢吹線の一部が村に移譲される予定とされております。

高林地区の東側及び中ほどの赤い部分の路線番号1153号と路線番号1154号の部分であります。また、先ほど議案第7号でご審議いただきました村道部の残された部分を含めまして、改めて起点部、終点部を定め、村道認定を求めるものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休議いたします。

11時10分まで休みます。

(午前10時54分)

○議長（廣瀬和吉君） 休議前に引き続き再開いたします。

◎議案第 9 号～議案第 23 号の一括上程、説明

○議長（廣瀬和吉君） 日程第10、議案第 9 号 平成28年度天栄村一般会計決算認定について、日程第11、議案第10号 平成28年度天栄村国民健康保険特別会計決算認定について、日程第12、議案第11号 平成28年度牧本財産区特別会計決算認定について、日程第13、議案第12号 平成28年度大里財産区特別会計決算認定について、日程第14、議案第13号 平成28年度湯本財産区特別会計決算認定について、日程第15、議案第14号 平成28年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計決算認定について、日程第16、議案第15号 平成28年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計決算認定について、日程第17、議案第16号 平成28年度天栄村農業集落排水事業特別会計決算認定について、日程第18、議案第17号 平成28年度天栄村二岐専用水道特別会計決算認定について、日程第19、議案第18号 平成28年度天栄村簡易水道事業特別会計決算認定について、日程第20、議案第19号 平成28年度天栄村簡易排水処理施設特別会計決算認定について、日程第21、議案第20号 平成28年度天栄村介護保険特別会計決算認定について、日程第22、議案第21号 平成28年度天栄村風力発電事業特別会計決算認定について、日程第23、議案第22号 平成28年度天栄村後期高齢者医療特別会計決算認定について、日程第24、議案第23号 平成28年度天栄村水道事業会計決算認定について、以上15議案を一括議題といたします。

ここで、決算書の提案理由の説明に入るに先立ち、代表監査委員より、平成28年度決算審査意見書について報告を求めます。

代表監査委員、須賀章君。

〔代表監査委員 須賀 章君登壇〕

○代表監査委員（須賀 章君） 決算審査意見書について申し上げます。

平成28年度天栄村一般会計決算及び特別会計決算並びに定額運用基金の運用状況の審査意見。

第 1 審査の概要

1 審査の対象

- (1) 平成28年度天栄村一般会計歳入歳出決算
- (2) 平成28年度天栄村国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- (3) 平成28年度牧本財産区特別会計歳入歳出決算
- (4) 平成28年度大里財産区特別会計歳入歳出決算
- (5) 平成28年度湯本財産区特別会計歳入歳出決算
- (6) 平成28年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計歳入歳出決算

- (7) 平成28年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計歳入歳出決算
- (8) 平成28年度天栄村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
- (9) 平成28年度天栄村二岐専用水道特別会計歳入歳出決算
- (10) 平成28年度天栄村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算
- (11) 平成28年度天栄村簡易排水処理施設特別会計歳入歳出決算
- (12) 平成28年度天栄村介護保険特別会計歳入歳出決算
- (13) 平成28年度天栄村風力発電事業特別会計歳入歳出決算
- (14) 平成28年度天栄村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- (15) 各会計に係る歳入歳出決算事項別明細書及び実質収支に関する調書
- (16) 財産に関する調書
- (17) 定額運用基金の運用状況を示す書類

2 審査の期間

平成29年8月2日から平成29年8月4日の3日間

3 審査の手続

この審査にあたっては、村長から提出された各会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況を示す書類について、関係法令に準拠して調整されているか、財政運営は健全か、財産の管理は適正か、さらに予算が適正かつ効率的に行われているか等に主眼をおき、関係諸帳簿及び証拠書類との照合等、通常実施すべき審査手続を実施したほか、必要と認めるその他の審査手続を実施した。

第2 審査の結果

審査に付された一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書は法令に準拠して作成されており、決算計数は関係諸帳簿と証拠書類と照合した結果誤りのないものと認められた。また各基金の運用状況を示す書類の計数についても関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており誤りのないものと認められた。

なお、次ページ以降についてはお目通しをしていただきたいと思います。

8ページをお願いします。

2 審査の意見

(1) 一般会計

財政構造については、前述のとおりであり、財政力指数は前年度と比較して概ね横ばいとなっている。これらはいずれも健全財政の範囲内であり、経常収支比率にあつては、やや上昇の傾向が見られるが健全性を維持していると認められる。

歳入の根幹をなす村税は、税全体での決算額は5,015万円の増、徴収率では2.3%の上昇と

なった。この要因としては、村民税個人分で主に給与所得の震災関連事業により、法人分では震災需要による法人税額がともに増加し、固定資産税では、家屋及び償却資産でそれぞれ収入額が増加したことによる。

また、収入未済額は1億403万円余りと依然として多額であり、負担の公平性の観点からも、地方税法に基づく厳正な滞納処分や、徴収不納者に対する不納欠損処分などにより、更なる徴収率の向上並びに収入未済額の縮減を図るとともに、課税客体を的確に把握し、適正公平な課税に努められたい。

これらの未納者は村税のみならず限らず、各種の税や水道料、保険料、使用料など他の滞納と重複するケースが多く見受けられ、関係各課の連携した対策をより一層進めていく必要がある。

次に村有施設の有効活用は村としても重要な課題である。限られた財源で村民に行政サービスを進めていくためにも、その効果や維持費など様々な角度から再点検を行い、財産処分も含め将来負の遺産とならないように努められたい。

また、現在村の財産として遊休土地化しつつある農工団地や墓地公園の未分譲地の販売促進にも力を注いでいただきたい。

更に村の長期的展望に立った場合、移住・定住者の受け入れは村としても喫緊の課題であり、現在村としても様々な事業展開をしているが、これらを今後より一層加速されるためにも、様々な情報を内外に向けて発信してもらいたい。

(2) 各特別会計

各特別会計は、特定の事業を行うため又は特定の歳入をもって特定の歳出に充てるため、国民健康保険特別会計など13の特別会計を設置して、その経理の明確性を図っているところである。

各特別会計とも、各種事業の執行は、全体的には良好なものとなっているので、今後も従来に増して歳入歳出両面にわたって財政運営に工夫をこらし、各種事業の推進になお一層努められたい。

次に、定額運用基金の審査意見を申し上げます。

審査意見。

地方自治法第241条第5項の規定に基づく基金の運用状況は、関係諸帳簿等を審査した結果、その運用状況は適正であった。

次に、水道事業審査意見でございます。

平成28年度天栄村水道事業会計決算審査意見

第1 審査の概要

1 審査の対象

1 平成28年度天栄村水道事業会計決算書

2 平成28年度天栄村水道事業会計決算附属書類

2 審査の期間

平成29年8月2日から平成29年8月4日までの3日間

3 審査の手續

この審査にあたっては、村長から提出された決算報告書、損益計算書、剰余金計算書、剰余金処分計算書（案）、貸借対照表について、関係法令に準拠して調整されているか、経営状況及び財政状態は健全か、さらに予算が適正かつ効率的に執行されているか等に主眼をおき、関係諸帳簿及び証拠書類との照合等通常実施すべき審査手續を実施したほか、必要と認めるその他の審査手續を実施した。

第2 審査の結果

審査に付された決算報告書、損益計算書、剰余金計算書、剰余金処分計算書（案）、貸借対照表は法令に準拠して作成されており、決算計数は関係帳簿と証拠書類と照合した結果誤りのないものと認められた。

なお、決算概要及び審査意見は次のとおりであります。

8ページをお開きください。

第3 審査意見

本水道事業会計は独立採算が原則であり、健全財政に向けての事業経営努力は認めるものの、さらなる収入率の向上等財源措置を検討し、繰入金の減に努めていただきたい。

また、過年度繰越水道料金の収納についても、継続して努めていただき、所在不明者など徴収が困難なものについては不納欠損等の手續を含め、今後ともなお根気強く未収金の回収に努力されたい。

以上です。

○議長（廣瀬和吉君） 大変ご苦勞さまでした。

平成28年度決算審査意見書の報告が終わりました。

これより、平成28年度天栄村一般会計決算書から順次提案理由の説明を求めます。

総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） 歳入歳出決算書によりご説明をさせていただきます。

歳入歳出決算書の10ページをご覧ください。

議案第9号 平成28年度天栄村一般会計決算認定について、歳入歳出決算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1款村税、1項村民税、1目個人分、予算現額1億9,453万9,000円、調定額2億

1,334万7,170円、収入済額 2億639万3,350円、収入未済額695万3,820円。収入未済の内訳でありますが、1節現年度課税分として336万9,322円、2節滞納繰越分として358万4,498円でございます。

2目法人税、予算現額3,618万5,000円、調定額、収入済額ともに4,084万3,500円。

2項固定資産税、1目固定資産税、予算現額 4億755万8,000円、調定額 5億2,308万683円、収入済額 4億2,861万4,936円、収入未済額9,446万5,747円。内訳でありますが、1節現年課税分といたしまして497万7,960円、うち土地の分といたしまして140万円ほど、家屋分といたしまして217万円ほど、償却資産として140万円ほどでございます。2節滞納繰越分 8,948万7,787円でございます。

2目国有資産等所在市町村交付金及び納付金、予算現額1,545万3,000円、調定額、収入済額ともに1,545万3,700円でございます。

3項軽自動車税、1目軽自動車税、予算現額1,898万4,000円、調定額1,912万6,666円、収入済額1,891万1,130円、収入未済額21万5,536円。内訳でありますが、現年課税分として18万3,070円、滞納繰越分といたしまして3万2,466円でございます。

4項村たばこ税、1目村たばこ税、予算現額3,627万6,000円、調定額、収入済額ともに3,773万4,029円。

5項入湯税、1目入湯税、予算現額613万8,000円、調定額860万2,930円、収入済額620万6,025円、収入未済額239万6,905円。内訳といたしまして、現年課税分が13万50円、滞納繰越分で226万6,855円でございます。

2款地方譲与税、1項地方揮発油譲与税、1目地方揮発油譲与税、予算現額2,318万4,000円、調定額、収入済額ともに2,444万4,000円。

2項自動車重量譲与税、次のページをお願いいたします。1目自動車重量譲与税、予算現額5,779万8,000円、調定額、収入済額ともに5,924万3,000円。

3款利子割交付金、1項利子割交付金、1目利子割交付金、予算現額79万9,000円、調定額、収入済額ともに50万6,000円。

4款配当割交付金、1項配当割交付金、1目配当割交付金、予算現額173万4,000円、調定額、収入済額ともに140万7,000円でございます。

5款株式等譲渡所得割交付金、1項株式等譲渡所得割交付金、1目株式等譲渡所得割交付金、予算現額111万9,000円、調定額、収入済額ともに75万4,000円でございます。

6款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金、1目地方消費税交付金、予算現額9,146万9,000円、調定額、収入済額ともに9,280万8,000円。

7款ゴルフ場利用税交付金、1項ゴルフ場利用税交付金、1目ゴルフ場利用税交付金、予算現額1,161万6,000円、調定額、収入済額ともに1,394万9,684円。

8款自動車取得税交付金、1項自動車取得税交付金、1目自動車取得税交付金、予算現額1,244万4,000円、調定額、収入済額ともに1,416万円でございます。

9款国有提供施設等所在市町村助成交付金、1項国有提供施設等所在市町村助成交付金、1目国有提供施設等所在市町村助成交付金、予算現額947万8,000円、調定額、収入済額ともに947万8,000円でございます。

10款地方特例交付金、1項地方特例交付金、1目地方特例交付金、予算現額177万3,000円、調定額、収入済額ともに177万3,000円でございます。

11款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、予算現額18億8,023万6,000円、調定額、収入済額ともに19億1,654万2,000円。

12款交通安全対策特別交付金、1項交通安全対策特別交付金、1目交通安全対策特別交付金、予算現額92万3,000円、調定額、収入済額ともに98万8,000円です。

13款分担金及び負担金、1項分担金、1目衛生費分担金、予算現額415万8,000円、調定額、収入済額ともに415万7,000円でございます。

2目農業費分担金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ、存目計上でございます。

3目総務費分担金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ、存目計上でございます。

4目教育費分担金、予算現額2万円、調定額、収入済額ともに2万575円。

5目消防費分担金、予算額ゼロ、調定額、収入済額ともに2万1,623円。

2項負担金、1目総務費負担金、予算現額22万8,000円、調定額、収入済額ともに22万9,365円。

2目民生費負担金、予算現額724万1,000円、調定額、収入済額ともに647万1,441円。

3目教育費負担金、予算現額400万4,000円、調定額、収入済額ともに400万4,200円。

4目農業費負担金、予算現額227万5,000円、調定額、収入済額ともに227万5,500円。

5目衛生費負担金、予算現額31万3,000円、調定額、収入済額ともに1万838円。

14款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料、予算現額222万6,000円、調定額、収入済額ともに228万3,453円。

2目民生使用料、予算現額3万8,000円、調定額、収入済額ともに3万9,400円。

3目農林水産使用料、予算現額130万5,000円、調定額、収入済額ともに123万7,350円。

4目土木使用料、予算現額1,197万1,000円、調定額1,375万6,748円、収入済額896万748円、収入未済額479万6,000円。この収入未済につきましては、住宅使用料、村営住宅及び定住促進住宅使用料の収入未済でございます。

5目教育使用料、予算現額167万8,000円、調定額、収入済額ともに193万9,650円。

6目衛生使用料、予算現額39万6,000円、調定額、収入済額ともに19万8,000円。

2項手数料、1目総務手数料、予算現額320万6,000円、調定額、収入済額ともに355万8,350円。

2目民生手数料、予算現額5万1,000円、調定額、収入済額ともに4万533円。

3目衛生手数料、予算現額60万1,000円、調定額、収入済額ともに58万4,290円。

4目農林水産手数料、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ、存目計上でございます。

5目商工手数料、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ、存目計上でございます。

6目土木手数料、予算現額2,900円、調定額、収入済額ともに3万5,500円。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、予算現額1億1,407万7,000円、調定額、収入済額ともに1億1,198万334円。

2目衛生費国庫負担金、予算現額29万3,000円、調定額、収入済額ともに17万6,040円。

3目土木費国庫負担金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ、存目計上でございます。

2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、予算現額6,289万5,000円、調定額5,842万4,000円、収入済額4,379万8,000円、収入未済額1,462万6,000円。この収入未済でございますが、2節総務費補助金の中で29年度の明許繰越がございます。上から3つ目、個人番号カード交付事業補助金で46万7,000円、また、地方創生拠点整備交付金で1,415万9,000円を29年度へ明許繰越しているものでございます。

次のページをお願いいたします。

2目民生費国庫補助金、予算現額6,792万3,000円、調定額6,814万7,723円、収入済額5,964万7,723円、収入未済額850万円。この収入未済につきましては、5節民生費補助金の中で、これも29年度明許繰越でございますが、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金を繰り越ししているものでございます。

3目衛生費国庫補助金、予算現額17万7,000円、調定額、収入済額ともに17万7,000円。

4目農林水産業費国庫補助金、予算現額1億5,506万4,000円、調定額1億4,938万620円、収入済額1億2,374万4,620円、収入未済額2,563万6,000円。こちらも1節農林水産業費補助金の中で農業基盤整備促進事業補助金を2,563万6,000円、29年度へ明許繰越しているものでございます。

5目土木費国庫補助金、予算現額8,926万2,000円、調定額、収入済額ともに8,926万2,000円。

6目教育費国庫補助金、予算現額51万3,000円、調定額、収入済額ともに51万3,000円。

7目消防費国庫補助金、予算現額1,000円、調定額、収入済とともにゼロ、存目計上でございます。

3項委託金、1目総務費委託金、予算現額20万9,000円、調定額、収入済額ともに17万3,000円。

2目民生費委託金、予算現額171万円、調定額、収入済額ともに177万1,016円でございます。

16款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、予算現額6,817万4,000円、調定額、収入済額ともに6,796万2,801円でございます。

2目衛生費県負担金、予算現額14万6,000円、調定額、収入済額ともに14万5,233円でございます。

3目土木費県負担金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ、存目計上でございます。

4目消防費県負担金、予算現額30万円、調定額、収入済額ともに30万円でございます。

2項県補助金、1目総務費県補助金、予算現額19万8,000円、調定額、収入済額ともに18万4,000円でございます。

2目民生費県補助金、予算現額4,198万2,000円、調定額、収入済額ともに4,180万5,367円でございます。

3目衛生費県補助金、予算現額13億9,961万1,000円、調定額、収入済額ともに12億1,739万5,150円でございます。

4目農林水産業費県補助金、予算現額7億6,915万7,000円、調定額7億6,950万2,696円、収入済額4億8,121万4,896円、収入未済額2億8,828万7,800円。この未済額につきましては、3節林業費補助金の中で、これも29年度への明許繰越でございますが、ふくしま森林再生事業補助金の明許繰越でございます。

5目商工費県補助金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ、存目計上でございます。

6目消防費県補助金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ、存目計上でございます。

7目教育費県補助金、予算現額88万8,000円、調定額、収入済額ともに88万7,000円。

8目災害復旧費県補助金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ、存目計上でございます。

9目労働費県補助金、予算現額1,876万5,000円、調定額、収入済額ともに1,872万3,700円。

10目土木費県補助金、予算現額545万7,000円、調定額、収入済額ともに545万7,000円でございます。

3 項委託金、1 目総務費委託金、予算現額1,926万7,000円、調定額、収入済額ともに1,987万8,691円でございます。

2 目農林水産業費委託金、予算現額397万7,000円、調定額、収入済額ともに397万7,000円でございます。

3 目土木費委託金、予算現額450万円、調定額、収入済額ともに567万2,083円でございます。

4 目教育費委託金、予算現額966万5,000円、調定額、収入済額ともに965万2,270円。

5 目衛生費委託金、予算現額12万9,000円、調定額、収入済額ともに12万9,600円でございます。

6 目民生費委託金、予算減額1万円、調定額、収入済額ともに1万円。

17款財産収入、1 項財産運用収入、1 目財産貸付収入、予算現額1,265万9,000円、調定額、収入済額ともに1,266万228円。

2 目利子及び配当金、予算現額49万8,000円、調定額、収入済額ともに57万5,223円。

2 項財産売払収入、1 目不動産売払収入、予算現額406万円、調定額、収入済額ともに456万3,618円。

2 目物品売払収入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ、存目計上でございます。

3 目生産物売払収入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロでございます。存目計上でございます。

4 目除雪車売払収入、予算現額97万2,000円、調定額、収入済額ともに97万2,000円でございます。

18款寄附金、1 項寄附金、1 目一般寄附金、予算現額8,340万3,000円、調定額、収入済額ともに8,486万9,473円でございます。この中には、がんばれ天栄応援寄附金7,700万円ほど、こども未来寄附金775万円ほどがございます。

2 目教育費寄附金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ、存目計上でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 説明の途中でありますが、昼食のため1時30分まで休みます。

(午前 1 1 時 5 0 分)

○議長（廣瀬和吉君） 午前中に引き続き再開いたします。

(午後 1 時 3 0 分)

[参事兼総務課長 清浄精司君登壇]

○参事兼総務課長（清浄精司君） 36ページをお願いいたします。

中ほどになります。

19款繰入金、1項特別会計繰入金、1目湯本財産区特別会計繰入金、予算現額146万3,000円、調定額、収入済額ともに146万3,694円。

2目工業用地取得造成事業特別会計繰入金、予算現額1,900万円、調定額、収入済額ともに1,900万円。

3目風力発電利用特別会計繰入金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ、存目計上でございます。

4目国保（事業勘定）特別会計繰入金、予算現額13万3,000円、調定額、収入済額ともに10万8,828円。

5目後期高齢者医療特別会計繰入金、予算現額7万7,000円、調定額、収入済額ともに7万8,000円。

6目介護保険特別会計繰入金、予算現額1,836万9,000円、調定額、収入済額ともに1,836万9,336円。

2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、予算現額2億100万円、調定額、収入済額ともに2億100万円。

2目人材育成基金繰入金、予算現額120万円、調定額、収入済額ともに120万円。

3目減債基金繰入金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ、存目計上でございます。

4目地域福祉基金繰入金、予算現額1億4,000万円、調定額1億4,000万円、収入済額1,771万円、収入未済額1億2,229万円。こちらにつきましても、事業へ、29年度へ明許繰越したものでございます。地域福祉基金繰入金、この事業を繰り越ししております。

5目がんばれ天栄応援基金繰入金、予算現額2,103万2,000円、調定額、収入済額ともに2,103万2,221円でございます。

6目東日本大震災復興基金繰入金、予算現額2,662万円、調定額、収入済額ともに2,662万円。

7目子ども未来基金繰入金、予算現額80万円、調定額、収入済額ともに70万円。

20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、予算現額2億5,245万9,000円、調定額、収入済額ともに2億5,245万9,391円。

21款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、1目延滞金、予算現額40万円、調定額、収入済額ともに19万5,419円。

2目加算金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ、存目計上でございます。

3目過料、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ、存目計上でございます。

2項村預金利子、予算現額7万5,000円、調定額、収入済額ともに5万6,969円。

3項貸付金元利収入、1目貸付金元利収入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ、存目計上でございます。

4項雑入、1目弁償金、予算現額32万7,000円、調定額、収入済額ともに32万6,735円。

2目雑入、予算現額1,459万1,000円、調定額1,750万6,703円、収入済額1,580万2,943円、収入未済額170万3,760円。この内訳につきましては、上から8行目です、通学バス協力費で13万円ほどの収入未済がございます。あと、29年度への明許繰越ということで、物件等移転補償費157万3,000円ほど明許繰越をしております。

次のページをお願いいたします。

3目過年度収入、予算現額1,006万4,000円、調定額、収入済額ともに1,031万1,336円。

22款村債、1項村債、1目総務債、予算現額1億4,355万1,000円、調定額、収入済額ともに1億4,265万1,000円。

2目土木債、予算現額970万円、調定額、収入済額ともに970万円。

3目農林水産業債、予算現額3,810万円、調定額、収入済額ともに270万円。

歳入合計、予算現額66億8,236万6,000円、調定額66億4,591万2,676円、収入済額60億7,604万1,108円、収入未済額5億6,987万1,568円。

次のページをお願いいたします。

続きまして歳出でございますが、順次、所管課長より説明をさせていただきます。説明に当たりましては、それぞれの節の欄中、支出額がゼロまたは不用額が10万円以上、あるいは特徴的な支出があるものを重点的に説明をさせていただきます。

歳出、1款議会費、1項議会費、1目議会費、予算現額7,169万8,000円、支出済額7,076万7,144円、不用額93万856円。この不用額につきましては主なものでございますが、職員手当等で21万4,000円ほど、こちらが議員の期末手当改正による支給率の減分と時間外勤務手当でございます。旅費についてもこちらも不用額でございます。あと需用費につきましては、広報印刷費のほうで不用額が出ております。

次のページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、予算現額2億6,764万円、支出済額2億6,303万4,405円、不用額460万5,595円。この不用額につきましては、3節職員手当等で期末手当、勤勉手当、こちらが見込みより少なかったものでございます。次に4節共済費でございますが、追加費用、共済組合のほうに支払います追加費用の負担率が下がって負担金額が見込みより少なくなったものでございます。7節賃金につきましては、臨時事務補助員の勤務日数確定による不用減でございます。

次のページをお願いいたします。

9節旅費につきましては、研修旅費の不用分でございます。10節交際費につきましては、額の確定によるものでございます。11節需用費につきましては、消耗器材、新聞雑誌購読料、食糧費、帳票費等の積み上げによるものでございます。12節役務費、こちらは郵便料、広告料、額の確定によるものでございます。13節委託料、こちらは職員健康診断の委託料、駐在員文書委託料、こちらの積み上げによるものでございます。15節工事請負費の中で、こちらで防犯灯の設置工事ということで12カ所ほど設置しております。19節負担金、補助及び交付金でございますが、こちら、次のページをお願いいたします、上から2つ目、ふくしま自治研修センター研修生負担金、額の確定による不用減でございます。

〔企画政策課長 北島さつき君登壇〕

○企画政策課長（北島さつき君） 続きまして、2目文書広報費、予算現額375万5,000円、支出済額375万1,471円、不用額3,529円。こちらは毎月発行の広報てんえいに係る経費でございまして、おおむね予算どおりの執行でございました。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） 3目財政管理費、予算現額7,004万8,000円、支出済額7,004万4,786円、不用額3,214円、こちらは村財政の管理及びふるさと納税に係る費用でございます。おおむね予算どおりの執行でございますが、報償費の中でふるさと納税報償品ということで5,400万円ほど、13節委託料の中でふるさと納税電算委託料ということで1,000万円ほどの支出をしております。

次に、4目会計管理費、予算現額51万6,000円、支出済額43万1,434円、不用額8万4,566円。おおむね予算どおりの執行でございます。

5目財産管理費、予算現額2億9,029万5,000円、支出済額2億8,145万11円、不用額884万4,989円。この不用額につきましては、11節需用費の中で消耗器材、ガソリン代、灯油代、電気料等が見込みより支出が少なかったもの、また、施設修繕費、車両修繕費、空調衛生設備修繕費、こちらも見込みより支出が少なかったものでございます。12節役務費につきましては、電話料、こちらが見込みより少なかったものでございます。次のページ13節委託料につきましては、環境整備委託料、登記の委託料、こちらが見込みより少なくなったものでございます。15節工事請負費でございますが、昨年度役場庁舎セキュリティ対策工事ということで、職員玄関のほう、警備員室の入り口の受付カウンターの設置、また、カードキーを使っている電気錠を設置しております。あと25節積立金でございますが、こちらでがんばれ天栄応援基金積立金、こども未来基金積立金、また昨年度から新たに今後の公共施設の整備改修に充てるため、天栄村公共施設整備基金積立金を積み立てております。

〔企画政策課長 北島さつき君登壇〕

○企画政策課長（北島さつき君） 続きまして、6目企画費、予算現額1億1,196万9,000円、

支出済額1億827万5,733円、繰越明許費157万4,000円、不用額211万9,267円。こちらの繰越明許費につきましては、県の湯本地区歩道設置工事に伴いまして、電柱の移設工事が行われているものでございます。

次のページをお願いいたします。不用額の主なものでございますが、12節役務費でございます。2段目の光ケーブルの敷設審査手数料が見込みより少なかったためでございます。

続きまして、13節委託料におきまして、一番下になります、情報セキュリティ強化対策業務委託料におきまして、こちらはマイナンバー制度が開始することに伴いまして、行政系のネットワークを強化するという事業でございました。こちらの請差分、またこちら繰越事業でございましたので、残額を調整することができず残ったものでございます。また、13節におきましては第5次総合計画を策定しております。

14節使用料及び賃借料におきまして、2段目になります、光ケーブル電柱の添架料が見込みが少なかったためでございます。

15節工事請負費におきましては、イントラネット光ケーブル移設工事請負費ですが、村の回線に影響する電柱の移設工事が見込みよりも少なかったためということです。その下の地域イントラネット接続機器更新工事でございますが、こちらは平成15年に整備したものでございまして、そちら老朽化ということで工事を行いました。

19節負担金、補助及び交付金、こちらにつきましては、中段にあります地域活力交付金におきまして、こちらは旧行政区において確定となりまして、200万の予算に対しての不用額となっております。また、こちらの地方バス路線対策事業補助金につきましては、福島交通に赤字補填分として支出しているものでございますが、前年と比較しまして150万円ほど減となったところでございます。

〔湯本支所長 星 裕治君登壇〕

○湯本支所長（星 裕治君） 7目支所及び出張所費、予算現額4,364万4,000円、支出済額4,333万5,764円、不用額30万8,236円。こちらの不用額につきましては、11節の需用費におきまして、ガソリン代、電気料が見込みより少なかったためであります。そのほかにつきましては、ほぼ予算どおりの執行となっております。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） 8目交通安全対策費です。予算現額154万3,000円、支出済額131万6,890円、不用額22万6,110円。おおむね予算どおりの執行でございます。

〔企画政策課長 北嶋さつき君登壇〕

○企画政策課長（北嶋さつき君） 続きまして、9目地方創生費です。予算現額5,071万1,000円、支出済額1,255万9,761円、繰越明許費3,418万8,000円、不用額396万3,239円。こちらの繰越明許費につきましては、道の駅羽鳥湖高原におけます農林産物加工施設の整備に係りま

す設計及び工事費となっております。

主な不用額といたしまして、13節委託料、プロモーション動画作成委託料、19節の一番下になります空き家改修事業補助金、こちら繰越事業でございます、減額調整できず不用となったものでございます。19節負担金、補助及び交付金の中で一番上にあります定住・二地域居住推進事業補助金としまして、村内での田舎暮らし体験ツアーを実施するための補助、その下の映画制作委員会運営費補助金、村内をロケ地とした映画制作に補助したものでございます。その下の高齢者バス利用補助金につきましては、12名の該当がありました。その下の新・農業人育成・確保支援事業補助金につきましては、新規就農者支援センターを設立いたしました、関係経費でございます。

〔税務課長 黒澤伸一君登壇〕

○税務課長（黒澤伸一君） 続きます、2項徴税费、62ページをお開きください。

税務総務費でございます。予算現額6,701万3,000円、支出済額6,633万5,090円、不用額67万7,910円でございます。この不用額の主な理由といたしましては、3節職員手当等で、年度末の時間外勤務手当等が見込みより少なかったために、31万4,903円の不用が生じたものでございます。そのほかにつきましては、各節ともほぼ予算どおりに執行いたしました。

続きます、2目賦課徴收费でございます。予算現額1,013万8,000円、支出済額986万4,439円、不用額27万3,561円でございます。この不用額の主な理由といたしましては、次ページになりますが、23節償還金利子及び割引料において、年度末に確定する法人村民税等に係る還付加算金の発生が見込みより少なかったために、12万8,600円の不用が生じたものでございます。そのほかにつきましては、各節ともほぼ予算どおりに執行いたしました。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） 3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、予算現額2,530万3,000円、支出済額2,414万4,295円、繰越明許費46万7,000円、不用額69万1,705円。繰越明許費でございますが、マイナンバー申請件数が補助金を下回ったもので、来年度に繰り越すものでございます。不用額につきましては、主なものが次のページの19節の中の個人番号カード関連事務負担金55万4,000円が不用となったものでございます。そのほかにつきましては、予算どおり執行しております。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） 4項選挙費、1目選挙管理委員会費、予算現額72万1,000円、支出済額67万7,476円、不用額4万3,524円。おおむね予算どおりの執行でございます。

2目参議院議員通常選挙費、予算現額771万5,000円、支出済額770万8,375円、不用額6,625円。こちらも昨年7月10日執行した参議院議員の費用でございますが、おおむね予算どおりの執行でございます。

3目広戸川沿岸防災溜池土地改良区総代選挙費、予算現額21万9,000円、支出済額21万7,606円、不用額1,394円。こちらは無投票となり減額となっております。ほぼ予算どおりの執行でございます。

4目矢吹西部土地改良区総代選挙費、予算現額1万4,000円、支出済額1万1,860円、不用額2,140円。こちらも無投票となり減額をしたものでございます。ほぼ予算どおりの執行でございます。

〔企画政策課長 北島さつき君登壇〕

○企画政策課長（北島さつき君） 続きまして、5項統計調査費、1目統計調査総務費、予算現額2万7,000円、支出済額2万2,500円、不用額4,500円。ほぼ予算どおりの執行でございます。

2目総務統計費、予算現額25万3,000円、支出済額25万1,726円、不用額1,274円。こちらは経済センサスの調査を実施いたしました。ほぼ予算どおりの執行でございます。

3目商工統計費、予算現額5,000円、支出済額4,259円、不用額741円。こちらもほぼ予算どおりの執行でございます。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） 6項監査委員会費、1目監査委員費、予算現額58万2,000円、支出済額53万1,984円、不用額5万16円。こちらほぼ予算どおりの執行でございます。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） 3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、予算現額5,427万4,000円、支出済額5,340万2,533円、不用額87万1,467円。不用額の主なものとしたしましては、まず3節職員手当等につきまして、時間外勤務手当が見込みを下回ったものでございます。次に11節需用費につきまして、車両修繕費、福祉バスの修繕が見込みより下回ったものでございます。

次のページをお願いいたします。

2目老人福祉費、予算現額4億4,021万9,000円、支出済額2億9,303万1,362円、繰越明許費1億4,410万3,000円、不用額308万4,638円でございます。繰越明許費につきましては、13節の委託料、15節の工事請負費、18節の備品購入費において、湯本デイサービスセンター設置に係る工事管理委託料、それから改造工事費、備品購入費を翌年度に繰り越しております。それから、19節負担金、補助及び交付金におきまして、特別養護老人ホーム整備事業補助金を翌年度へ繰り越しております。

不用額につきましては、8節報償費と13節委託料で、水中ウォーキング事業が施設側の事情で開催回数が減ったことの不用額となっております。同じく13節において、天栄ホーム用地造成事業開発許可申請等委託料の不用額でございます。15節につきましても、天栄ホーム

用地造成工事請負費の請差によるものでございます。18節備品購入費ですが、こちらにつきましては湯本デイサービス内の介護予防、生活支援、拠点の場の備品購入の不用額でございます。

19節負担金、補助及び交付金のうち、高齢者にやさしい住まいづくり事業補助金でございますが、28年度は10名の方が利用されました。

3目老人福祉施設費、予算現額1,305万2,000円、支出済額1,275万499円、不用額30万1,501円。不用額の主な理由といたしましては、老人センターの灯油代と電気料が見込みを下回ったものでございます。そのほかの各節につきましては、ほぼ予算どおりの執行でございます。

次のページをお願いいたします。

4目福祉医療費、予算現額9,551万3,000円、支出済額8,895万152円、不用額656万2,848円。不用額につきましては、19節の後期高齢者医療広域連合負担金が見込みを下回ったものでございます。

5目障害対策費、予算現額1億1,487万円、支出済額1億1,301万3,348円、不用額185万6,652円でございます。次のページをご覧ください。20節の扶助費で厚生医療費12万3,000円、育成医療費10万円、それから軽度中等度難聴児補聴器購入助成費10万円が該当者がなく支出しませんでした。それから、重度心身障害者医療費が見込みを下回ったためでございます。

6目放射能対策費、予算現額614万6,000円、支出済額608万2,443円、不用額6万3,557円。ほぼ予算どおりの執行でございます。

7目臨時福祉給付金給付事業費、予算現額3,942万円、支出済額3,797万2,948円、不用額144万7,052円。不用額でございますが、19節負担金、補助及び交付金で臨時福祉給付金給付事業の交付金が見込みを下回ったものでございます。

2項児童福祉費、次をお願いいたします。1目児童福祉総務費、予算現額5,939万3,000円、支出済額5,669万9,183円、不用額269万3,817円。不用額でございますが、7節の賃金、こちらで、広戸小児童クラブの支援員及び支援員補助員の出勤日数の減に伴う不用が生じております。11節の需用費ですが、健康福祉祭りのチラシを単独で作成予定しておりましたが、文化祭と一緒に作成したため、支出額がゼロでございました。それと児童クラブの消耗品の不用額でございます。次に19節負担金、補助及び交付金ですが、子育て支援保育料負担軽減補助金、これらにつきましては多子世帯に対する経済的支援として行っているものでございます。該当者が見込みを下回ったための不用が生じております。また、施設型給付費につきましても、予算額を下回って不用額が生じております。20節の扶助費につきましては、こども医療費が予算を下回ったためでございます。

〔湯本支所長 星 裕治君登壇〕

○湯本支所長（星 裕治君） 2目児童福祉施設費、こちらは湯本保育所の経費となっております。予算現額966万3,000円、支出済額916万1,116円、不用額50万1,884円。

次のページをご覧ください。

不用額の主な理由といたしましては、11節需用費18万7,631円、こちらは電気代、灯油代が見込みよりも少なかったためとなっております。そのほかの経費につきましては、ほぼ予算どおりの執行となっております。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） 3目児童措置費、予算現額8,772万4,000円、支出済額8,756万2,081円、不用額16万1,919円。

次のページをお願いいたします。

不用額につきましては、20節扶助費、児童手当について見込みより下回ったものでございます。そのほかの各節につきましては、ほぼ予算どおりの執行でございます。

〔天栄保育所長 兼子弘幸君登壇〕

○天栄保育所長（兼子弘幸君） 4目保育所施設費、こちらは天栄保育所に係るものになります。予算現額6,757万2,000円、支出済額6,687万1,011円、不用額70万989円。不用額の主な理由ですが、7節賃金の臨時保育士賃金が見込みより少なくなったため、36万4,000円ほどの不用減額となっております。また、11節需用費の中で賄材料費が見込みより少なくなったため13万5,000円ほどの不用額となっております。そのほかにつきましては、おおむね予算どおり支出となっております。

5目放射能対策費、これは天栄保育所の安全安心な給食を提供するため食材の放射能値を測定した費用です。予算額23万円、支出済額22万9,282円、不用額718円。予算どおりの支出となっております。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） 3項国民年金費、1目国民年金費、予算現額554万2,000円、支出済額546万5,005円、不用額7万6,995円。おおむね予算どおりの執行でございます。

4項災害救助費、1目災害救助費、予算現額24万円、支出済額24万円、不用額ゼロ。

次のページをお願いいたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、予算現額4,675万6,000円、支出済額4,666万3,882円、不用額9万2,118円。各節ともおおむね予算どおりの執行でございます。

2目予防費、予算現額2,295万3,000円、支出済額2,155万5,679円、不用額139万7,321円。主な理由といたしましては、13節委託料で母子保健事業委託料が見込みを下回ったものでございます。それから、19節負担金、補助及び交付金、一番下の不妊治療費助成事業交付金ですが、少子化対策の一環といたしまして1回10万円の補助を交付している事業でございます。

28年度は2件の申請で20万円交付しております。不用額は10万円でございます。次に、20節扶助費でございますが、該当者が少なかったため、不用となっております。また、28節の繰出金ですが、こちらは予防接種の委託料が少なかったため、国保診療所への繰り出しが不用となったものでございます。

3目環境衛生費、予算現額7,795万4,000円、支出済額7,730万7,590円、不用額64万6,410円。不用額の主な理由といたしましては、28節繰出金で国保事業勘定への繰出金が見込みを下回ったためでございます。そのほかにつきましては、おおむね予算どおりの執行でございます。

4目健康増進事業費、予算現額1,333万5,000円、支出済額1,312万1,629円、不用額21万3,371円。主な理由でございますが、19節負担金、補助及び交付金の人間ドック費用助成交付金、こちらにつきましては、28年度から新規事業で社会保険加入者の扶養者の方に対しての人間ドックに係る費用に助成を行っているものでございますが、28年度は5名の方が申請され、22万559円助成し、16万5,441円が不用となったものでございます。そのほかの各節につきましては、おおむね予算どおりの執行でございます。

5目保健センター施設費、予算現額1,905万5,000円、支出済額1,866万4,915円、不用額39万85円。こちらの不用額につきましては、灯油代が見込みを下回ったためでございます。

次のページをお願いいたします。

6目墓地公園施設費、予算現額95万5,000円、支出済額88万529円、不用額7万4,471円。おおむね予算どおりの執行でございます。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） 7目放射能対策費、予算現額14億1,559万3,000円、支出済額12億3,264万3,594円、不用額1億8,294万9,406円。主に除染及び仮置場などに係る費用でございます。

不用額の内訳でございますが、13節委託料におきまして、地区除染事業の委託料で平成27年から平成28年への繰り越しした分の不用額、及び現年度委託料の額の確定によりまして不用額が発生しております。また、15節工事請負費におきまして、こちらも平成27年から28年へ繰り越しした分の不用額がございます。また、現年度の工事請負費の額の確定により不用額が発生しております。また、19節負担金、補助及び交付金におきまして、内部被ばく検査負担金の確定により不用額が発生しております。そのほかにつきましては、おおむね予算どおりの執行でございます。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） 2項清掃費、1目ごみ処理費、予算現額5,798万2,000円、支出済額5,790万5,586円、不用額7万6,414円。おおむね予算どおりの執行でございます。

2 目し尿処理費、予算現額1,707万2,000円、支出済額1,707万2,000円、不用額ゼロ。予算どおりの執行でございます。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） 3 目合併処理浄化槽設置整備事業費、予算現額22万9,000円、支出済額22万3,800円、不用額5,200円。こちらは合併処理浄化槽の補助に係るものでございます。補助申請につきましては、1 基を交付しております。そのほかおおむね予算どおりの執行でございます。

3 項上水道費、1 目上水道施設費、予算現額2,732万4,000円、支出済額2,732万4,000円、こちらは水道事業会計への繰出金となります。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） 5 款労働費、1 項労働諸費、1 目労働諸費、予算現額1万3,000円、支出済額1万1,600円、不用額1,400円。おおむね予算どおりの執行でございます。

6 款農林水産業費、1 項農業費、1 目農業委員会費、予算現額731万7,000円、支出済額720万9,298円、不用額10万7,702円。農業委員会関係の経費でございます。おおむね予算どおりの執行でございます。

次のページをお願いいたします。

13 節委託料の中で、農地利用状況調査業務委託料でございますが、これは遊休農地の所有者に対しまして、その後の利用についての意向調査を実施したものでございます。

2 目農業総務費、予算現額5,174万7,000円、支出済額5,151万6,416円、不用額23万584円、所属職員の人件費でございます。3 節の不用額につきましては、超過勤務手当が見込みを下回ったものでございます。

3 目農業振興費、予算現額2億7,600万2,000円、支出済額2億2,556万2,652円、繰越明許費5,003万6,000円、不用額40万3,348円。

次のページをお願いいたします。

13 節委託料の繰越明許費でございますが、道の駅「季の里天栄」整備測量設計等委託及び道の駅「羽鳥湖高原」トイレ新築工事の管理委託料を翌年度へ繰り越したものでございます。

15 節工事請負費の繰越明許費でございますが、道の駅「羽鳥湖高原」のトイレ新築工事を29年度へ繰り越したものでございます。同じ15 節の羽鳥湖畔オートキャンプ場施設修繕工事請負費でございますが、シャワー用の給湯器の交換、それから漏水箇所の修理を行ったものでございます。

次のページをお願いいたします。

中ほどの元気な産地づくり整備事業補助金でございますが、これはキュウリの防虫ネット施設、それからパイプハウスの整備に対する補助でございました。その下の24 節投資及び出

資金3,000万円でございますが、株式会社天栄村振興公社の設立出資金でございます。

4目畜産業費、予算現額50万1,000円、支出済額35万8,300円、不用額14万2,700円。19節の不用額でございますが、天栄村畜産振興組合の補助のうち、家畜導入に対する補助でございますが、導入した頭数が予定よりも少なかったということによりまして、不用となったものでございます。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） 5目農業施設費、予算現額2億3,209万5,000円、支出済額1億9,630万117円、繰越明許費3,506万円、不用額73万4,883円。

繰越明許費の部分ですが、15節工事請負費の中の農業基盤整備促進事業工事請負費におきまして湯本糯田の水路工事のほうにつきまして繰り越しを行っております。また、19節負担金、補助及び交付金におきまして農業基盤整備促進事業費について繰り越しを行っております。こちらは暗渠工事ということで繰り越しをしております。

不用額の主な内容ですが、19節負担金、補助及び交付金の中で行政区協働の里づくり交付金、こちらについて見込みを下回ったものでございます。当初10地区を予定しておりまして、実質10地区が実施しましたが、金額が下回ったというようなことでございます。そのほかにつきましては、ほぼ予算どおりを執行しております。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） 6目水利施設管理費、予算現額1,919万9,000円、支出済額1,907万6,844円、不用額12万2,156円。竜生ダムの管理経費でございまして、各節おおむね予算どおりの執行でございます。

次のページをお願いいたします。

19節負担金、補助及び交付金の防災ダム事業負担金でございますが、こちらは県が事業主体となりまして実施をしております竜生ダムの改修事業の負担金でございます。村の負担割合は4%ということになっております。

〔税務課長 黒澤伸一君登壇〕

○税務課長（黒澤伸一君） 続きまして、7目国土調査費でございます。予算現額2,570万8,000円、支出済額2,553万4,312円、不用額17万3,688円でございます。こちらにつきましては、広戸第23地区と湯本第24地区の国道調査に関する費用でございます。各節ともおおむね予算どおりに執行いたしました。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） 8目水田農業構造改革対策費、予算現額1,167万8,000円、支出済額1,167万4,137円、不用額3,863円。

次のページをお願いいたします。

19節負担金、補助及び交付金の一番上でございます。水田利活用推進助成金でございますが、これは飼料用米に対する助成でございます。面積に換算いたしますと約92ヘクタール分の交付となりました。一番下の水田農業経営規模拡大支援助成金でございますが、新たに5年間以上の賃貸借を設定し、水田農業の経営規模を拡大した農業者に面積に応じて助成金を交付したものでございます。対象の人数は14名、面積は11.07ヘクタールに対する交付となりました。

9目地域農政特別対策推進活動費、予算現額204万2,000円、支出済額203万1,793円、不用額1万207円。19節負担金、補助及び交付金の一番下、青年就農給付金事業補助金150万円でございますが、新規就農者、こちら長ネギの新規就農者でございますが、1名に対する交付でございます。平成32年度まで継続の予定でございます。

10目開発センター費、予算現額94万3,000円、支出済額85万770円、不用額9万2,230円。各節ほぼ予算どおりの執行でございます。

11目羽鳥湖高原交流促進センター費、予算現額523万6,000円、支出済額497万4,972円、不用額26万1,028円。11節需用費の不用額は主に電気料につきまして見込みを下回ったため生じたものでございます。また、同じく11節の施設修繕費でございますが、屋根の雨漏りの修理、それから警備システムの機器修理を行ったものでございます。その他はほぼ予算どおりの執行でございます。

次のページをお願いいたします。

12目緊急雇用創出費、予算現額146万2,000円、支出済額146万1,800円、不用額200円。緊急雇用事業によりまして臨時職員1名を雇用したものでございます。配置先は農業委員会でございます。

13目放射能対策費、予算現額3億4,103万1,000円、支出済額3億3,338万980円、不用額765万20円。13節委託料のため池関係につきましては、ため池の底地の放射性物質の除去処理を行ったものでございまして、それに係る設計及び処理でございます。28年度は大里南部地区のため池3カ所について実施をしたものでございます。また、不用額につきましては、事業の終了が3月末となったことによりまして、処理量の確定が同時期となり、それが見込みを下回ったため不用となったものでございます。

農業系汚染廃棄物処理事業でございますが、放射性物質に汚染されたシイタケ原木、これをフレコンバックに詰め込んで集積保管をするというような事業の費用でございます。15節の工事請負費につきましては、そのフレコンバックの保管場所の造成工事を行ったものでございます。

19節負担金、補助及び交付金の東日本大震災農業生産対策交付金でございますが、これは畜産用の機械の購入に対する補助でございます。ホイールローダー、ロータリーレーキ、牧草

の刈り取り機それぞれ1台の購入に対する補助でございます。村のかさ上げ補助はございません。

2項林業費、1目林業総務費、予算現額5億7,999万3,000円、支出済額2億5,539万2,844円。繰越明許費3億2,356万2,000円、事故繰越84万3,000円、不用額19万5,156円。

まず、繰越明許費につきましては、ふくしま森林再生事業の経費を翌年度へ繰り越しているものでございます。それから、事故繰越につきましては、圧雪車の引き上げ作業を翌年度に繰り越ししたものでございます。

13節の一番下の年度別計画作成業務委託料、それから次のページをお願いいたします、同意取得業務、これにつきましては、27年度から繰り越しの予算で実施をしておりました天栄中学校付近、それから牧本小学校付近森林の整備に係る計画策定及び設計の費用等でございます。現在これに基づきまして現場での作業を実施しております。その下の森林整備業務委託料につきましては、これも27年度からの繰り越しでございまして、これは大里白高山地区の森林整備の委託料でございます。完了でございます。

15節工事請負費の湯本スキー場リフト改修工事請負費でございますが、リフトの油圧緊張装置のユニット及びシリンダーの交換を行ったものでございます。18節備品購入費のレンタル用品購入でございますが、主に子供用のスキー、スノーボード、ブーツなどを購入したものでございます。

19節負担金、補助及び交付金の下から3つ目、電気柵購入補助金でございますが、28年度は個人33件、団体5件に対し補助となったものでございます。実施面積は約19ヘクタールとなっております。その下のイノシシ捕獲管理事業補助金でございますが、これは狩猟期間の捕獲に対する補助でございます。その下の鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業補助金、これは狩猟期間以外、いわゆる有害期間における鳥獣の捕獲に対する補助でございます。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） 2目、予算現額1,097万1,000円、支出済額1,081万1,792円、不用額15万9,208円。不用額の主なものでございますが、こちら3節の職員手当等の不用額が発生しております。そのほかについては、予算どおり執行しております。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） 3目放射能対策費、予算現額10万円、支出済額4万8,800円、不用額5万1,200円。キノコ原木購入に対する補助でございまして、購入が約半分程度となったため、不用が生じたものでございます。

3項水産業費、1目水産業総務費、予算現額51万4,000円、支出済額42万3,962円、不用額9万38円、各漁協への補助などがございます。

7款商工費、1項商工費、1目商工総務費、予算現額1万2,000円、支出済額3,900円、不

用額8,100円。

2目商工業振興費、予算現額671万2,000円、支出済額668万2,898円、不用額2万9,102円。おおむね予算どおりの執行でございます。19節負担金、補助及び交付金の下から2番目の住宅用の太陽光発電システムの補助でございますが、8件分の補助となっております。

3目観光費、予算現額1,298万1,000円、支出済額1,206万3,537円。

次のページをお願いいたします。

11節需用費の不用額でございますが、パンフレットの印刷経費が追加印刷が不用となったということで生じたものでございます。そのほかにつきましては、おおむね予算どおりの執行で、事業内容もほぼ例年どおりの内容でございます。

120ページをお願いいたします。

4目地域開発費、予算現額708万円、支出済額699万5,902円、不用額8万4,098円。地域おこし協力隊及び湯本の古民家関係の経費でございます。おおむね予算どおりの執行でございます。

5目緊急雇用創出費、予算現額1,172万2,000円、支出済額926万3,000円、不用額245万9,000円。緊急雇用の事業でございますが、これら3つの事業によりまして、計5名の臨時職員の雇用をしております。不用額でございますが、それぞれの事業について職員の退職等がございます、雇用期間の短縮などにより生じたものでございます。

6目放射能対策費、予算現額1,080万円、支出済額1,070万1,062円、不用額9万8,938円。中ほどの風評被害対策商工業振興事業補助金でございますが、てんえい元気祭、それから清酒で乾杯への補助でございます。

次のページをお願いいたします。

一番上の合宿誘致助成事業補助金、これにつきましては、28年度は合計82団体、延べ3,451人の宿泊実績となっております。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） 8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、予算現額1,004万7,000円、支出済額997万2,625円、不用額7万4,375円。こちらにつきましては、同盟会及び協議会等の経費となっております。ほぼ予算どおり執行しております。

2項道路橋りょう費、1目道路維持費、予算現額1億1,347万5,000円、支出済額1億1,008万7,315円、不用額338万7,685円。不用額の主なものとしましては、除雪作業の減によりまして、11節需用費で燃料費及び車両修繕費が見込みを下回ったものでございます。また、13節委託料で除雪委託料が見込みを下回ったものでございます。そのほかについては、ほぼ予算どおり執行しております。

2目道路新設改良費、予算現額2億1,232万2,000円、支出済額2億855万7,084円、不用額

376万4,916円。不用額の主なものといたしましては、次のページの13節委託料で橋梁詳細点検委託業務の計画と見直し等によるもので、不用額が生じたものでございます。また15節工事請負費の請差等によりまして不用額が生じたところでございます。そのほかについては、予算どおり執行しております。

3項河川費、1目河川費、予算現額319万、支出済額318万8,558円、不用額1,442円。ほぼ予算どおり執行しております。

4項住宅費、1目住宅管理費、予算現額2,887万4,000円、支出済額2,849万6,175円、不用額37万7,825円。不用額につきましては、11節需用費におきまして、施設修繕が見込みより少なかったものでございます。また、22節補償、補填及び賠償金におきまして、移転補償費に係る費用が発生しなかったことによるものでございます。そのほかについては、ほぼ予算どおり執行しております。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） 9款消防費、1項消防費、1目常備消防費、予算現額1億1,918万4,000円、支出済額1億1,918万4,000円、こちら広域消防組合の分担金でございます。予算どおりの執行でございます。

2目非常備消防費、こちら消防団に要する経費、昨年度実施いたしました県中地方総合防災訓練に係る経費でございます。予算現額3,925万3,000円、支出済額3,733万1,272円、不用額192万1,728円。

この不用額の内訳でございますが、3節職員手当等で団員の出勤手当の確定によるもの、また旅費につきましては、研修旅費の確定によるもの、需用費につきましては、次のページになりますが、賄材料費、車両修繕費、こちらが見込みより少なかったためのものでございます。また13節委託料でございますが、こちらで地域防災計画の策定を委託をしておりました。こちらの不用額で29万ほど残っております。こちら繰り越しのため減額することはできませんでした。

3目消防施設費、予算現額1,525万3,000円、支出済額1,419万1,740円、不用額106万1,260円。不用額の主なものといたしましては、19節負担金、補助及び交付金でございます。ここでは、消防乾燥ポールの増設、大里地区火の見やぐらの撤去、あと消火栓の新設1基、更新3基を行っております。

4目水防費、予算現額2,000円、支出済額1,300円、不用額700円。予算どおりの執行でございます。

5目防災行政無線管理費、予算現額524万3,000円、支出済額505万1,861円、不用額19万1,139円。需用費でございますが、10万ほど不用残出しておりますが、こちら電気料、施設修繕費の積み上げによるものでございます。ほぼ予算どおりの執行でございます。

[学校教育課長 櫻井幸治君登壇]

○学校教育課長（櫻井幸治君） 132ページをお開きください。

10款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費、予算現額125万7,000円、支出済額119万4,739円、不用額6万2,261円。こちらは教育委員会運営に係る経費でございまして、各節のおおむね予算どおりの執行でございまして。

2目事務局費、予算現額9,721万5,000円、支出済額9,680万2,968円、不用額41万2,032円。不用額の主なものでございまして、次のページの12節役務費におきまして、各学校における廃棄薬品の処分料が見込みを下回ったことによるもの、また、各節の積み上げによるものでございまして。

136ページをお開き願います。

3目緊急雇用創出費、予算現額574万5,000円、支出済額561万6,183円、不用額12万8,817円。こちらは、小中学校へ特別支援教育支援員4名を緊急雇用により雇用した人件費等で、7節賃金におきまして、勤務日数の確定により不用額が生じたものでございまして。

4目放射能対策費、予算現額29万3,000円、支出済額29万2,800円、不用額200円。こちらは、幼小中学校へ給食を提供する食材のモニタリングに係る経費でございまして、各節ともに予算どおりの執行でございまして。

2項小学校費、1目学校管理費、予算現額4,938万8,000円、支出済額4,856万3,250円、不用額82万4,750円。こちらは、小学校の管理運営に係る経費でございまして。不用額の主なものでございまして、11節需用費におきまして、電気、水道料が見込みを下回ったことによるもの、また、各節の積み上げによるものでございまして。

140ページをお開き願います。

2目教育振興費、予算現額1,345万5,000円、支出済額1,311万3,262円、不用額34万1,738円。こちらは小学校における教育活動に係る経費でございまして。不用額の主なものでございまして、11節需用費におきまして、緊急を要する備品の修繕がなかったこと、また、18節備品購入費におきまして、小学校で使用する教材備品の購入請差によるものでございまして。そのほかにつきましては、おおむね予算どおりの執行でございまして。

3項中学校費、1目学校管理費、予算現額2,515万4,000円、支出済額2,428万4,303円、不用額86万9,697円。こちらは中学校の管理運営に係る経費でございまして。不用額の主なものでございまして、11節におきまして、灯油代及び電気料が見込みを下回ったことによるもの、また、18節備品購入費におきまして、中学校における管理用備品の購入請差によるものでございまして。そのほかにつきましては、おおむね予算どおりの執行でございまして。

144ページをお開きください。

2目教育振興費、予算現額1,852万円、支出済額1,807万9,276円、不用額44万724円。こち

らは、中学校における教育活動に係る経費でございます。不用額の主なものでございますが、18節備品購入費におきまして、中学校で使用する教材備品の購入請差によるもの、また各節の積み上げによるものでございます。

4項幼稚園費、1目幼稚園費、予算現額6,668万9,000円、支出済額6,531万217円、不用額137万8,783円。こちらは、幼稚園の管理運営に係る経費でございます。

不用額の主なものでございますが、3節職員手当等における時間外勤務手当が見込みを下回ったこと、また、7節賃金において、臨時職員の勤務日数の確定によるもの、11節需用費におきまして、電気、水道料が見込みを下回ったこと、また、15節工事請負費におきましては、湯本幼稚園開設に伴う校舎改造工事による請差によるもの、18節備品購入費におきましても、湯本幼稚園開園に伴う管理用備品の購入の請差によるものでございます。そのほかにつきましては、おおむね予算どおりの執行でございます。

〔生涯学習課長 小山富美夫君登壇〕

○生涯学習課長（小山富美夫君） 続きまして、5項社会教育費、1目社会教育総務費、予算現額3,594万4,000円、支出済額3,570万4,367円、不用額23万9,633円でございます。

まず、3節の職員手当等の不用額につきましては、主に時間外勤務手当が見込み額を下回ったために生じたものでございます。そのほかに関しましては、各節ともほぼ予算どおりの執行でございます。

次のページをお開きください。148ページ。

2目生涯学習費、予算現額458万4,000円、支出済額455万4,005円、不用額2万9,995円でございます。この目は各種講座を開催する経費及び文化祭等に要する経費でございますが、各節ともほぼ予算どおりの執行でございます。

〔湯本支所長 星 裕治君登壇〕

○湯本支所長（星 裕治君） 3目湯本公民館費、予算現額197万円、支出済額169万1,402円、不用額27万8,598円。不用額の主な理由としましては、11節需用費11万8,591円の中の修繕費が見込みより少なかったためとなっております。そのほかにつきましては、ほぼ予算どおりでございます。

〔生涯学習課長 小山富美夫君登壇〕

○生涯学習課長（小山富美夫君） 続きまして、4目文化財保護費、予算現額49万3,000円、支出済額48万8,928円、不用額4,072円でございます。こちらは文化財保護に要する経費でございますが、各節ともほぼ予算どおりの執行でございます。

次のページをお開きください。

5目伝統文化施設費、予算現額539万円、支出済額538万2,283円、不用額7,717円でございます。こちらは、ふるさと文化伝承館の管理運営に要する経費でございますが、各節ともほ

ぼ予算どおりの執行でございます。

続きまして、6目生涯学習センター費、予算現額967万7,000円、支出済額964万1,373円、不用額3万5,627円でございます。こちらは、生涯学習センターの管理運営に要する経費でございますが、各節ともほぼ予算どおりの執行でございます。

次のページをお開きください。

6項保健体育費、1目保健体育総務費、予算現額1,048万4,000円、支出済額1,046万3,798円、不用額2万202円でございます。こちらは、マラソン大会や体育協会補助などの各種体育事業に要する経費でございますが、各節ともほぼ予算どおりの執行でございます。

〔湯本支所長 星 裕治君登壇〕

○湯本支所長（星 裕治君） 2目湯本保健体育費、こちらは、バレー大会と運動会に要する経費でございます。予算現額382万、支出済額363万3,366円、不用額18万6,634円。こちらの不用額につきましては、電気代、灯油代が見込みより少なかったためであります。そのほかにつきましては、ほぼ予算どおりの執行でございます。

◎延会の宣告

○議長（廣瀬和吉君） お諮りいたします。

説明の途中であります。本日の会議はこれにて延会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

ご苦労さまでした。

（午後 2時55分）

9 月 定 例 村 議 会

(第 3 号)

平成29年9月天栄村議会定例会

議事日程（第3号）

平成29年9月7日（木曜日）午前10時開議

- 日程第 1 議案第 9号 平成28年度天栄村一般会計決算認定について
- 日程第 2 議案第10号 平成28年度天栄村国民健康保険特別会計決算認定について
- 日程第 3 議案第11号 平成28年度牧本財産区特別会計決算認定について
- 日程第 4 議案第12号 平成28年度大里財産区特別会計決算認定について
- 日程第 5 議案第13号 平成28年度湯本財産区特別会計決算認定について
- 日程第 6 議案第14号 平成28年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計決算認定について
- 日程第 7 議案第15号 平成28年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計決算認定について
- 日程第 8 議案第16号 平成28年度天栄村農業集落排水事業特別会計決算認定について
- 日程第 9 議案第17号 平成28年度天栄村二岐専用水道特別会計決算認定について
- 日程第10 議案第18号 平成28年度天栄村簡易水道事業特別会計決算認定について
- 日程第11 議案第19号 平成28年度天栄村簡易排水処理施設特別会計決算認定について
- 日程第12 議案第20号 平成28年度天栄村介護保険特別会計決算認定について
- 日程第13 議案第21号 平成28年度天栄村風力発電事業特別会計決算認定について
- 日程第14 議案第22号 平成28年度天栄村後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 日程第15 議案第23号 平成28年度天栄村水道事業会計決算認定について
- 日程第16 議案第24号 平成29年度天栄村一般会計補正予算について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	北 畠	正 君	2番	円 谷	要 君
3番	大須賀	溪 仁 君	4番	服 部	晃 君
5番	小 山	克 彦 君	6番	揚 妻	一 男 君
7番	渡 部	勉 君	8番	熊 田	喜 八 君

9番 後藤 修 君 10番 廣瀬 和吉 君
欠席議員 (なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	添 田 勝 幸 君	副 村 長	森 茂 君
教 育 長	増 子 清 一 君	参 事 兼 総 務 課 長	清 淨 精 司 君
企 画 政 策 課 長	北 畠 さ つ き 君	税 務 課 長	黒 澤 伸 一 君
住 民 福 祉 課 長	熊 田 典 子 君	参 事 兼 産 業 課 長	揚 妻 浩 之 君
建 設 課 長	内 山 晴 路 君	会 管 理 計 者	森 廣 志 君
湯 本 支 所 長	星 裕 治 君	天 栄 保 育 所 長	兼 子 弘 幸 君
学 校 教 育 課 長	櫻 井 幸 治 君	生 涯 学 習 課 長	小 山 富 美 夫 君

職務のため出席した者の職氏名

参 事 兼 議 会 事 務 局 長	伊 藤 栄 一	書 記	牧 野 真 吾
書 記	大 須 賀 久 美		

◎開議の宣告

○議長（廣瀬和吉君） おはようございます。

ただいまより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

よって、定足数に達しております。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（廣瀬和吉君） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第3号をもって進めます。

◎議案第9号～議案第23号の説明

○議長（廣瀬和吉君） 日程第1、議案第9号 平成28年度天栄村一般会計決算認定についてから日程第15、議案第23号 平成28年度天栄村水道事業会計決算認定についてまで一括議題となっておりますので、先日に引き続き議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

学校教育課長、櫻井幸治君。

〔学校教育課長 櫻井幸治君登壇〕

○学校教育課長（櫻井幸治君） おはようございます。

158ページをお開き願います。

3目学校給食センター費、予算現額4,191万3,000円、支出済額4,160万7,382円、不用額30万5,618円。こちらは学校給食センターの管理運営に係る経費でございます。不用額の主なものでございますが、3節職員手当等における時間外勤務手当が見込みを下回ったこと、11節需用費におきまして、電気、水道料が見込みを下回ったことによるもの、また各節の積み上げによるものでございます。

〔生涯学習課長 小山富美夫君登壇〕

○生涯学習課長（小山富美夫君） 160ページをお願いいたします。

4目天栄体育施設費、予算現額891万1,000円、支出済額886万7,909円、不用額4万3,091円でございます。こちらは運動広場や体育館などの体育施設の維持管理に要する経費でございますが、各節ともほぼ予算どおりの執行でございます。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） 11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、1目農業施設災

害復旧費、予算現額ゼロ、支出済額ゼロ。こちらにつきましては、農地等災害復旧費の補助金ということで申請がなかったもので、減額となったものでございます。

2項公共土木施設災害復旧費、次のページをご覧ください。1目道路橋梁災害復旧費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円。存目計上でございます。

[学校教育課長 櫻井幸治君登壇]

- 学校教育課長（櫻井幸治君） 3項文教施設災害復旧費、1目公立学校施設災害復旧費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円。こちらは公立学校施設の災害復旧に係る経費でございますが、災害がなく支出がなかったものでございます。

[生涯学習課長 小山富美夫君登壇]

- 生涯学習課長（小山富美夫君） 2目社会教育施設災害復旧費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円。こちらにつきましては、社会教育施設の災害があった場合の災害復旧でございますが、災害がなく被害がなかったため支出がなかったものでございます。

[参事兼総務課長 清浄精司君登壇]

- 参事兼総務課長（清浄精司君） 12款公債費、1項公債費、1目元金、予算現額3億5,642万6,000円、支出済額3億5,642万2,639円、不用額3,361円。

2目利子、予算現額4,007万3,000円、支出済額4,007万2,359円、不用額641円。予算どおりの執行でございます。

13款諸支出金、1項普通財産取得費、1目土地取得費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ。存目計上でございます。

2目建物取得費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円。存目計上でございます。

14款予備費、1項予備費、1目予備費、予算現額538万3,000円、支出済額ゼロ、不用額538万3,000円。予備費の使用がなかったものでございます。

歳出合計、予算現額66億8,236万6,000円、支出済額58億2,971万1,603円、繰越明許費5億8,899万円、事故繰越84万3,000円、不用額2億6,282万1,397円。

次のページ、ご覧願います。

実質収支に関する調書でございます。

区分、金額、1、歳入総額60億7,604万1,108円、歳出総額58億2,971万1,603円、歳入歳出差引額2億4,632万9,505円、4、翌年度へ繰り越すべき財源、繰越明許費繰越額9,267万8,000円、事故繰越繰越額84万2,400円、計9,352万400円、5、実質収支額1億5,280万9,105円。

以上をもちまして、平成28年度一般会計歳入歳出決算についての説明を終わらせていただきます。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） 議案第10号 平成28年度天栄村国民健康保険特別会計決算認定についてご説明申し上げます。

174ページをお願いいたします。

歳入歳出決算事項別明細書によりご説明申し上げます。

事業勘定。歳入、1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、予算現額1億4,375万1,000円、調定額1億8,731万621円、収入済額1億4,362万7,037円、収入未済額4,368万3,584円。収入未済額の内訳でございますが、1から3節の現年分につきましては80世帯、4から6節の滞納繰越分につきましては88世帯でございます。

2目退職被保険者等国民健康保険税、予算現額640万5,000円、調定額525万168円、収入済額522万8,289円、収入未済額2万1,879円。収入未済額につきましては、滞納繰越分が1世帯でございます。

2款使用料及び手数料、1項手数料、1目督促手数料、予算現額5万円、調定額、収入済額ともに5万7,540円。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金、予算現額1億2,279万3,000円、調定額、収入済額ともに1億2,470万8,257円でございます。

次のページをお願いいたします。

2目高額医療費共同事業負担金、予算現額374万円、調定額、収入済額ともに374万241円。

3目特定健康診査等負担金、予算現額98万3,000円、調定額、収入済額ともに103万3,000円。

2項国庫補助金、1目財政調整交付金、予算現額4,909万7,000円、調定額、収入済額ともに5,341万円。

2目国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金、予算現額51万3,000円、調定額、収入済額ともに51万3,000円。

4款療養給付費交付金、1項療養給付費交付金、1目療養給付費交付金、予算現額2,600万3,000円、調定額、収入済額ともに2,562万8,810円。

5款前期高齢者交付金、1項前期高齢者交付金、1目前期高齢者交付金、予算現額1億2,369万7,000円、調定額、収入済額ともに1億2,369万7,794円。

6款県支出金、1項県負担金、1目高額医療費共同事業負担金、予算現額374万円、調定額、収入済額ともに374万241円。

2目特定健康診査等負担金、予算現額98万3,000円、調定額、収入済額ともに101万4,000円。

2項県補助金、次、お願いします。1目都道府県財政調整交付金、予算現額3,965万8,000

円、調定額、収入済額ともに4,668万8,566円。

2目子ども医療費助成事業補助金、予算現額21万4,000円、調定額、収入済額ともに21万4,281円。

7款共同事業交付金、1項共同事業交付金、1目高額医療費共同事業交付金、予算現額1,599万2,000円、調定額、収入済額ともに1,599万2,613円。2目保険財政共同安定化事業交付金、予算現額1億5,402万6,000円、調定額、収入済額ともに1億5,402万6,866円。

8款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金、予算現額4万8,000円、調定額、収入済額ともに1万4,281円。

9款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、予算現額4,948万6,000円、調定額、収入済額ともに4,842万6,592円。

2項基金繰入金、1目国保基金繰入金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

10款繰越金、1項繰越金、1目療養給付費交付金繰越金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。存目計上でございます。

2目その他繰越金、予算現額1億528万9,000円、調定額、収入済額ともに1億528万9,329円。

11款諸収入、次のページをお願いします。1項延滞金加算金及び過料、1目一般被保険者延滞金、予算現額10万円、調定額、収入済額ともに6万3,010円。

2目退職被保険者等延滞金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

3目一般被保険者加算金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

4目退職被保険者等加算金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

5目過料、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。2目から5目はともに存目計上でございます。

2項村預金利子、1村預金利子、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともに101円。

3項雑入、1目滞納処分費、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

2目一般被保険者第三者納付金、予算現額21万2,000円、調定額、収入済額ともに21万1,331円。該当者1名でございました。

3目退職被保険者等第三者納付金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

4目一般被保険者返納金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

5目退職被保険者等返納金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。存目計上でございます。

6目雑入、予算現額1万円、調定額、収入済額ともに1万2,227円。

歳入合計、予算現額8億4,680万1,000円、調定額9億104万2,869円、収入済額8億5,733万7,406円、収入未済額4,370万5,463円。

次のページをお願いいたします。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、予算現額543万5,000円、支出済額525万5,222円、不用額17万9,778円。各節の積み上げによる不用額でございます。

2目連合会負担金、予算現額58万7,000円、支出済額58万6,200円、不用額800円。

2項徴税费、1目賦課徴収費、予算現額268万4,000円、支出済額265万8,972円、不用額2万5,028円。

3項運営協議会費、1目運営協議会費、予算現額11万6,000円、支出済額10万4,212円、不用額1万1,788円。

4項趣旨普及費、1目趣旨普及費、予算現額9万7,000円、支出済額7万7,760円、不用額1万9,240円。

以上、1款につきましては、ほぼ予算どおり執行でございます。

2款保険給付費、次のページをお願いします。1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費、予算現額3億8,970万円、支出済額3億7,569万9,523円、不用額1,400万477円。

2目退職被保険者等療養給付費、予算現額2,078万1,000円、支出済額1,753万5,379円、不用額324万5,621円。

3目一般被保険者療養費、予算現額300万円、支出済額268万2,454円、不用額31万7,546円。

4目退職被保険者等療養費、予算現額29万4,000円、支出済額13万4,625円、不用額15万9,375円。1目から4目まで全て療養給付費が予算を下回ったための不用額でございます。

5目審査支払手数料、予算現額125万1,000円、支出済額121万1,964円、不用額3万9,036円。

2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費、予算現額5,452万9,000円、支出済額5,209万7,464円、不用額243万1,536円。見込みを下回ったものでございます。

2目退職被保険者等高額療養費、予算現額476万7,000円、支出済額203万8,953円、不用額272万8,047円。同じくこちらも見込みを下回ったものでございます。

3目一般被保険者高額介護合算療養費、予算現額10万円、支出済額9,300円、不用額9万700円。こちらは、該当者は2名でございました。

4目退職被保険者等高額介護合算療養費、予算現額1万円、支出済額ゼロ、不用額1万円。該当者なしであります。

3項移送費、1目一般被保険者移送費、予算現額1万円、支出済額ゼロ、不用額1万円。

2目退職被保険者等移送費、予算現額1万円、支出済額ゼロ、不用額1万円。1目とともに該当者はありませんでした。

4項出産育児諸費、1目出産育児一時金、予算現額168万円、支出済額106万4,714円、不用額61万5,286円。2件分、見込みを下回ったものでございます。

2目支払手数料、予算現額3,000円、支出済額630円、不用額2,370円。

5項葬祭諸費、1目葬祭費、予算現額30万円、支出済額30万円、不用額ゼロ。該当者は6名でございます。

3款後期高齢者支援金等、次をお願いいたします。1項後期高齢者支援金等、1目後期高齢者支援金、予算現額8,109万7,000円、支出済額8,109万6,023円、不用額977円。

2目後期高齢者関係事務費拠出金、予算現額8,000円、支出済額5,467円、不用額2,533円。

4款前期高齢者納付金等、1項前期高齢者納付金等、1目前期高齢者納付金、予算現額5万3,000円、支出済額5万2,019円、不用額981円。

2目前期高齢者関係事務費拠出金、予算現額8,000円、支出済額6,286円、不用額1,714円。

5款老人保健拠出金、1項老人保健拠出金、1目老人保健医療費拠出金、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円。

2目老人保健事務費拠出金、予算現額5,000円、支出済額2,745円、不用額2,255円。

次のページをお願いいたします。

6款介護納付金、1項介護納付金、1目介護納付金、予算現額3,655万8,000円、支出済額3,655万7,316円、不用額684円。

7款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金、1目高額医療費共同事業拠出金、予算現額1,496万1,000円、支出済額1,496万965円、不用額35円。

2目保険財政共同安定化事業拠出金、予算現額1億6,491万9,000円、支出済額1億6,491万8,432円、不用額568円。

8款保健事業費、1項特定健康診査等事業費、1目特定健康診査等事業費、予算現額624万5,000円、支出済額574万3,805円、不用額50万1,195円。これらにつきましては、特定健診、施設検診受診者が見込みよりも下回ったことで不用額が生じております。

2項保健事業費、次のページをお願いいたします。1目保健衛生普及費、予算現額294万1,000円、支出済額280万7,915円、不用額13万3,085円。各節の積み上げによる不用額でございます。

2目疾病予防費、予算現額552万2,000円、支出済額516万1,912円、不用額36万88円。こちらにつきましては、人間ドックの委託料で118名の受診でございました。

9款基金積立金、1項基金積立金、1目国保基金積立金、予算現額2,100万1,000円、支出済額2,100万18円、不用額982円。

10款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目一般被保険者保険税還付金、予算現額113万7,000円、支出済額99万4,400円、不用額14万2,600円。こちらは国保税過年度還付が見込みを下回ったものでございます。

2目退職被保険者等保険税還付金、予算現額1万円、支出済額ゼロ、不用額1万円。こち

らは該当者がおりませんでした。

3目償還金、予算現額1,357万3,000円、支出済額1,357万1,497円、不用額1,503円。過年度分の精算返納金でございます。

4目小切手支払未済償還金、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円。存目計上でございます。

5目一般被保険者還付加算金、予算現額6万円、支出済額4万5,500円、不用額1万4,500円。

6目退職被保険者等還付加算金、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円。該当者がおりませんでした。

2項延滞金、1目延滞金、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円。

3項繰出金、1目一般会計繰出金、予算現額13万3,000円、支出済額10万8,828円、不用額2万4,172円。

2目診療施設勘定繰出金、予算現額1,213万8,000円、支出済額1,213万8,000円、不用額ゼロ。

11款予備費、1項予備費、1目予備費、予算現額107万4,000円、支出済額ゼロ、不用額107万4,000円。

歳出合計、予算現額8億4,680万1,000円、支出済額8億2,062万8,500円、不用額2,617万2,500円。

次のページをお願いいたします。

実質収支に係る調書。

歳入総額8億5,733万7,406円、歳出総額8億2,062万8,500円、歳入歳出差引額3,670万8,906円、実質収支額、同額であります。

次のページをお願いいたします。

診療施設勘定でございます。

1款診療収入、1項外来収入、1目国民健康保険診療報酬収入、予算現額388万7,000円、調定額、収入済額ともに366万8,485円。

2目社会保険診療報酬収入、予算現額210万3,000円、調定額、収入済額ともに213万5,158円。

3目後期高齢者診療報酬収入、予算現額1,499万1,000円、調定額、収入済額ともに1,487万9,100円。

4目一部負担金収入、予算現額316万2,000円、調定額、収入済額ともに331万8,450円。

5目その他の診療報酬収入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロでございます。

2項その他の診療収入、1目その他の診療収入、予算現額37万5,000円、調定額、収入済額ともに37万7,234円。これは実費診療分でございます。

2款使用料及び手数料、1項手数料、1目手数料、予算現額10万円、調定額、収入済額ともに10万1,960円。

3款寄附金、1項寄附金、1目寄附金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロでございます。

4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、予算現額727万2,000円、調定額、収入済額ともに716万9,872円。

2項事業勘定繰入金、1目事業勘定繰入金、予算現額1,213万8,000円、調定額、収入済額ともに1,213万8,000円。

3項介護保険特別会計繰入金、1目介護保険特別会計繰入金、予算現額1万5,000円、調定額、収入済額ともに1万5,000円。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、予算現額223万6,000円、調定額、収入済額ともに223万6,495円。

6款諸収入、1項雑入、1目雑入、予算現額55万9,000円、調定額、収入済額ともに55万880円。

歳入合計、予算現額4,684万円、調定額、収入済額ともに4,659万634円でございます。

続いて歳出でございます。

1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、予算現額3,301万2,000円、支出済額3,217万288円、不用額84万1,712円。8節報償費につきましては、代診医師の報償費、謝礼として予算計上しておりましたが、そういった診療がなかったということで、支出はゼロでございます。それから、11節の需用費の不用額につきましては、施設修繕、備品修繕がなかったため修繕費の支出がなかったことと、あと灯油代が見込みを下回ったものでございます。その他につきましては、予算どおりの執行でございます。

次、お願いいたします。

2項研究研修費、1目研究研修費、予算現額27万6,000円、支出済額12万8,460円、不用額14万7,540円。こちらにつきましては、各節の積み上げによる不用額でございます。

2款医業費、1項医業費、1目医療用機械器具費、予算現額112万7,000円、支出済額103万9,176円、不用額8万7,824円。

2目医療用消耗器材費、予算現額31万8,000円、支出済額27万9,801円、不用額3万8,199円。

3目医薬品衛生材料費、予算現額1,127万6,000円、支出済額1,032万3,250円、不用額95万2,750円。こちらにつきましては、薬剤購入費の不用額でございます。

4目委託料、予算現額23万1,000円、支出済額17万4,224円、不用額5万6,776円。

3款予備費、1項予備費、1目予備費、予算現額60万円、支出済額ゼロ、不用額60万円。

歳出合計、予算現額4,684万円、支出済額4,411万5,199円、不用額272万4,801円。

次のページをお願いいたします。

実質収支に関する調書。

歳入総額4,659万634円、歳出総額4,411万5,199円、歳入歳出差引額247万5,435円、実質収支額、同額でございます。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） 議案第11号 平成28年度牧本財産区特別会計決算認定についてご説明申し上げます。

214ページをお願いいたします。

歳入歳出決算事項別明細書によりご説明をさせていただきます。

歳入、1款県支出金、1項県補助金、1目造林補助金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。存目計上でございます。

2項県委託金、1目県委託金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。存目計上でございます。

2款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、予算現額12万7,000円、調定額、収入済額ともに1,000円。こちら土地の貸付収入でございます。

2目利子及び配当金、予算現額5,000円、調定額、収入済額ともに5,523円。基金利子でございます。

3款使用料及び手数料、1項使用料、1目使用料、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。存目計上でございます。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、予算現額104万2,000円、調定額、収入済額ともに104万2,126円。

5款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。存目計上でございます。

6款諸収入、1項雑入、1目雑入、予算現額ゼロ、調定額、収入済額ともにゼロでございます。

歳入合計、予算現額117万8,000円、調定額、収入済額ともに104万8,649円。

次のページをお願いいたします。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、予算現額77万3,000円、支出済額76万2,758円、不用額1万242円。

2目財産管理費、予算現額30万5,000円、支出済額24万4,800円、不用額6万200円。この

中で9節旅費、11節需用費につきましては支出がなかったものでございます。

2款予備費、1項予備費、1目予備費、予算現額10万円、支出済額ゼロ、不用額10万円。

歳出合計、予算現額117万8,000円、支出済額100万7,558円、不用額17万442円。

次のページをお願いいたします。

実質収支に関する調書。

1、歳入総額104万8,649円、2、歳出総額100万7,558円、3、歳入歳出差引額4万1,091円、実質収支額、同額でございます。

続きまして、224ページのほうをお願いいたします。

議案第12号 平成28年度大里財産区特別会計決算認定について、歳入歳出決算事項別明細書により説明をさせていただきます。

歳入、1款県支出金、1項県補助金、1目造林補助金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。存目計上でございます。

2款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、予算現額1万円、調定額、収入済額ともにゼロ。

2目利子及び配当金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともに511円。

2項財産売払収入、1目生産物売払収入、予算現額312万6,000円、調定額、収入済額ともに312万6,274円。こちらふくしま森林再生事業に伴います素材の売払収入でございます。

3款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、予算現額2万7,000円、調定額、収入済額ともに2万7,111円。

4款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、予算現額24万2,000円、調定額、収入済額ともに24万2,000円。

5款諸収入、1項雑入、1目雑入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。存目計上でございます。

歳入合計、予算現額340万8,000円、調定額、収入済額ともに339万5,896円。

次のページをお願いいたします。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、予算現額334万円、支出済額332万3,091円、不用額1万6,909円。

2目財産管理費、予算現額5万9,000円、支出済額3万5,000円、不用額2万4,000円。この中で11節需用費では支出がなかったものでございます。

2款予備費、1項予備費、1目予備費、予算現額9,000円、支出済額ゼロ、不用額9,000円。

歳出合計、予算現額340万8,000円、支出済額335万8,091円、不用額4万9,909円。

次のページをお願いいたします。

実質収支に関する調書。

1、歳入総額339万5,896円、2、歳出総額335万8,091円、3、歳入歳出差引額3万7,805円、実質収支額、同額でございます。

[湯本支所長 星 裕治君登壇]

○湯本支所長（星 裕治君） 議案第13号 平成28年度湯本財産区特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

234ページをご覧ください。

歳入、1 款県支出金、1 項県補助金、1 目造林補助金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロでございます。存目計上でございます。

2 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目財産貸付収入、予算現額3,000円、調定額、収入済額ともに3,720円でございます。こちらは東北電力の土地使用料となっております。

2 目利子及び配当金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともに6円でございます。こちらは基金利子となっております。

2 項財産売払収入、1 目不動産売払収入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロでございます。存目計上でございます。

2 目生産物売払収入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロでございます。存目計上でございます。

3 款繰入金、1 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。ともに存目計上でございます。

2 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金、予算現額167万4,000円、調定額、収入済額ともに167万4,000円でございます。こちらは公有林整備事業償還に係ります一般会計からの繰入金となっております。

4 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、予算現額8万6,000円、調定額、収入済額ともに8万6,341円。前年度繰越金でございます。

歳入合計、予算現額176万8,000円、調定額、収入済額ともに176万4,067円でございます。

次のページをご覧ください。

歳出になります。1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、予算現額21万7,000円、支出済額21万360円、不用額6,640円。こちらにつきましては、ほぼ予算どおりの執行でございます。

2 款事業費、1 項財産造成費、1 目造林振興費、予算現額3万7,000円、支出済額ゼロ。こちらにつきましては、賃金、旅費、これらに係る支出がなかったものでございます。

3 款諸支出金、1 項繰出金、1 目繰出金、予算現額146万4,000円、支出済額146万3,694円、不用額306円。こちらは先ほどありました公有林整備事業の償還に係るものでございます。

4 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、予算現額5万円、支出済額ゼロ、不用額5万円。

歳出合計、予算現額176万8,000円、支出済額167万4,054円、不用額9万3,946円。

次のページをご覧ください。

実質収支に関する調書。

歳入総額176万4,067円、歳出総額167万4,054円、歳入歳出差引額9万13円、実質収支額につきましては同額でございます。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） 244ページをお願いいたします。

議案第14号 平成28年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定について、事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1款県支出金、1項県補助金、1目商工費補助金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

2款財産収入、1項財産売払収入、1目土地売払収入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

2項財産運用収入、1目財産運用収入、予算現額2,889万1,000円、調定額、収入済額ともに2,889万1,904円。土地の貸付収入11者分でございます。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、予算現額333万7,000円、調定額、収入済額ともに333万7,724円。

5款諸収入、1項雑入、1目雑入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

歳入合計、予算現額3,223万2,000円、調定額、収入済額ともに3,222万9,628円であります。

次のページをお願いいたします。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、予算現額2,345万7,000円、支出済額2,266万4,724円、不用額79万2,276円。13節委託料につきましては、草刈り等の管理経費が見込みを下回り不用となったものでございます。

2款予備費、1項予備費、1目予備費、予算現額877万5,000円、支出済額ゼロ、不用額877万5,000円。

歳出合計、予算現額3,223万2,000円、支出済額2,266万4,724円、不用額956万7,276円であります。

次のページをお願いいたします。

実質収支に関する調書。

1、歳入総額3,222万9,628円、2、歳出総額2,266万4,724円、3、歳入歳出差引額956万4,904円、実質収支額、同額でございます。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） 議案第15号 平成28年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

254ページをお開き願います。

歳入歳出決算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1款分担金及び負担金、1項分担金、1目加入分担金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロでございます。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目施設使用料、予算現額963万5,000円、調定額1,288万4,854円、収入済額965万6,635円、収入未済額322万8,219円。こちらの収入未済額でございますが、現年度施設使用料としまして14件が未納となっております。また、過年度施設使用料としまして18件の方が未納となっております。

3款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金、予算現額3万円、調定額2万5,047円、収入済額、同額でございます。こちらは基金利子となっております。

4款繰入金、1項基金繰入金、1目基金繰入金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともゼロでございます。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、予算現額347万3,000円、調定額、収入済額ともに347万3,359円。こちら前年度繰越金になります。

6款諸収入、1項雑入、1目雑入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともに7万1,280円。こちらは原子力災害損害賠償金として入っております。

歳入合計、予算現額1,314万1,000円、調定額1,645万4,540円、収入済額1,322万6,321円、収入未済額322万8,219円。

次のページをお願いいたします。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、予算現額1,103万4,000円、支出済額1,001万2,015円、不用額102万1,985円。不用額の主な理由でございますが、11節需用費の中の施設修繕費、こちらが緊急の施設修繕がなかったための不用額でございます。そのほかにつきましては、おおむね予算どおり執行しております。

2款予備費、1項予備費、1目予備費、予算現額210万7,000円、支出済額ゼロ、不用額210万7,000円。

歳出合計、予算現額1,314万1,000円、支出済額1,001万2,015円、不用額312万8,985円でございます。

次のページをご覧くださいと思います。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額1,322万6,321円、歳出総額1,001万2,015円、歳入歳出差引額321万4,306円、実質

収支額、同額でございます。

○議長（廣瀬和吉君） ここで暫時休議いたします。

11時10分まで休みます。

（午前10時57分）

○議長（廣瀬和吉君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午前11時10分）

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） 続きまして、議案第16号 平成28年度天栄村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明を申し上げます。

264ページをお開きください。

歳入歳出決算事項別明細書によりご説明を申し上げます。

歳入、1款使用料及び手数料、1項使用料、1目農林水産使用料、予算現額5,971万円、調定額7,579万442円、収入済額6,090万5,502円、収入未済額1,488万4,940円。こちらの収入未済額につきましては、現年度排水処理施設使用料としまして73戸の方が未納となっております。また、過年度排水処理施設使用料の未納としまして76戸の方が未納となっております。

2款国庫支出金、1項国庫補助金、1目農林水産業費国庫補助金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロでございます。

3款県支出金、1項県補助金、1目農林水産業県補助金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロでございます。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、予算現額1億4,222万3,000円、調定額1億4,222万3,000円、収入済額1億4,222万3,000円。こちらは一般会計からの繰入金となります。

2目大山地区排水処理施設事業特別会計繰入金、予算現額156万1,000円、調定額、収入済額ともに156万1,000円でございます。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、予算現額569万5,000円、調定額、収入済額ともに569万5,772円。こちら前年度繰越金となります。

6款分担金及び負担金、1項負担金、1目工事負担金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロでございます。

7款諸収入、1項雑入、1目雑入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともに40万3,920円。こちらは原子力災害損害賠償金となります。

次のページをご覧くださいと思います。

2項加入金、1目加入金、予算現額88万2,000円、調定額96万円、収入済額96万円。

8款村債、1項村債、1目事業債、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロでございます。

歳入合計、予算現額2億1,007万6,000円、調定額2億2,663万4,134円、収入済額2億1,174万9,194円、収入未済額1,488万4,940円でございます。

次のページをご覧くださいと思います。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、予算現額9,924万円、支出済額9,633万7,904円、不用額290万2,096円。主な不用額につきましては、11節需用費でございます。こちらの薬剤、電気料が見込みより少なかったことと、施設修繕費で緊急を要する修繕がなかったということでございます。また、12節役務費の中で、し尿・汚泥くみ取り料が見込みより少なかったということでございます。また、13節委託料、こちらで緊急を要する検査がなかったということでございます。あと、15節工事請負費の中で緊急を要する工事がなかったということでございます。

次のページをご覧くださいと思います。

2款事業費、1項農業集落排水事業費、1目農業集落排水事業費、予算現額1億716万7,000円、支出済額1億716万5,544円、不用額1,456円。

3款予備費、1項予備費、1目予備費、予算現額366万9,000円、支出済額ゼロ、不用額366万9,000円。

歳出合計、予算現額2億1,007万6,000円、支出済額2億350万3,448円、不用額657万2,552円でございます。

次のページをお願いします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額2億1,174万9,194円、歳出総額2億350万3,448円、歳入歳出差引額824万5,746円、実質収支額、同額でございます。

続きまして、議案第17号 平成28年度天栄村二岐専用水道特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

278ページをお願いいたします。

歳入歳出決算事項別明細書によりご説明を申し上げます。

歳入、1款分担金及び負担金、1項負担金、1目工事負担金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロでございます。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目施設使用料、予算現額83万7,000円、調定額96万8,087円、収入済額88万1,255円、収入未済額8万6,832円。こちらの収入未済額でございますが、過年度分として未納となっております。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、予算現額50万円、調定額、収入済額ともに50万円でございます。こちらは一般会計からの繰り入れとなっております。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、予算現額157万3,000円、調定額、収入済額ともに157万3,129円。前年度からの繰越金となります。

5款諸収入、1項雑入、1目雑入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともに1万1,355円。こちらは原子力災害賠償金としまして、平成17年度請求分が入っております。

歳入合計、予算現額291万2,000円、調定額305万2,571円、収入済額296万5,739円、収入未済額8万6,832円でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、予算現額287万5,000円、支出済額182万7,887円、不用額104万7,113円。不用額の主な理由につきましては、11節需用費の中で、滅菌用次亜塩素及び消耗器材が少なかったことによる不用額でございます。また、13節委託料の緊急時検査委託料が見込みより少なかったことでございます。また、15節工事請負費の中で漏水等の修理工事が見込みより少なかったことが要因となっております。そのほかについては予算どおり執行しております。

2款予備費、1項予備費、1目予備費、予算現額3万7,000円、支出済額ゼロ、不用額3万7,000円。

歳出合計、予算現額291万2,000円、支出済額182万7,887円、不用額108万4,113円。

次のページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額296万5,739円、歳出総額182万7,887円、歳入歳出差引額113万7,852円、実質収支額、同額でございます。

続きまして、議案第18号 平成28年度天栄村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

288ページをお開きください。

歳入歳出決算事項別明細書でご説明を申し上げます。

歳入、1款分担金及び負担金、1項負担金、1目工事負担金、予算現額162万円、調定額、収入済額とも162万円。こちらは消火栓工事負担金となります。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目施設使用料、予算現額627万2,000円、調定額681万2,905円、収入済額613万135円、収入未済額68万2,770円。こちらの未済額につきましては、現年度で12戸、過年度分で8戸の未納がございます。

2項手数料、1目施設手数料、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロでございます。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 目保健衛生費補助金、予算現額2,087万円、調定額、収入済額とも2,087万円でございます。こちらは簡易水道等施設整備費補助金として入っております。

4 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、予算現額2,312万円、調定額、収入済額ともに2,312万円。一般会計からの繰り入れになります。

5 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、予算現額645万6,000円、調定額、収入済額ともに645万6,339円でございます。前年度繰越金になります。

6 款諸収入、1 項雑入、1 目雑入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともに1万7,230円でございます。こちらは原子力災害に伴う賠償金になります。

7 款村債、1 項村債、1 目事業債、予算現額4,300万円、調定額、収入済額ともに4,300万円。

歳入合計、予算現額1億134万円、調定額1億189万6,474円、収入済額1億121万3,704円、収入未済額68万2,770円でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出、1 款総務費、1 項施設管理費、1 目一般管理費、予算現額854万1,000円、支出済額574万6,977円、不用額279万4,023円でございます。主な不用額としましては、11節需用費で緊急を要する施設修繕がなかったことに伴いまして不用額が発生しております。また、13節委託料におきましても、緊急を要する検査委託がなかったということで不用額が発生しております。また、15節工事請負費におきまして漏水等の発生が少なかったということで、工事費に不用額が生じております。そのほかはおおむね予算どおり執行しております。

2 款事業費、1 項簡易水道事業費、1 目簡易水道事業費、予算現額8,864万4,000円、支出済額8,861万7,240円、不用額2万6,760円。こちらはおおむね予算どおり執行しております。工事費の中で簡易水道施設工事請負費並びに委託料としまして国道118号線の田良尾宮下から支所の周辺の管路布設工事をやっております。こちらの費用となっております。

次のページをご覧くださいと思います。

3 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、予算現額415万5,000円、支出済額ゼロ、不用額415万5,000円。

歳出合計、予算現額1億134万円、支出済額9,436万4,217円、不用額697万5,783円。

次のページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額1億121万3,704円、歳出総額9,436万4,217円、歳入歳出差引額684万9,487円、実質収支額、同額でございます。

続きまして、議案第19号 平成28年度天栄村簡易排水処理施設特別会計歳入歳出決算認定

についてご説明申し上げます。

300ページをお開き願います。

歳入歳出決算事項別明細書でご説明申し上げます。

歳入、1款使用料及び手数料、1項使用料、1目施設使用料、予算現額66万1,000円、調定額、収入済額ともに67万5,000円。こちらにつきましては、収入未済はございません。

2款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、予算現額84万2,000円、調定額、収入済額ともに84万2,643円でございます。前年度繰越金となります。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、予算現額54万6,000円、調定額、収入済額ともに54万6,000円でございます。一般会計からの繰り入れとなっております。

4款諸収入、1項雑入、1目雑入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともに1万1,880円でございます。こちら原子力災害損害賠償金の補償としまして入っております。

歳入合計、予算現額205万円、調定額207万5,523円、収入済額207万5,523円、収入未済額ゼロでございます。

次のページをご覧くださいと思います。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、予算現額135万3,000円、支出済額124万6,412円、不用額10万6,588円。不用額でございますが、おおむね予算どおり執行しておりまして、各節の積み上げによるものでございます。

2款予備費、1項予備費、1目予備費、予算現額69万7,000円、支出済額ゼロ、不用額69万7,000円。

歳出合計、予算現額205万円、支出済額124万6,412円、不用額80万3,588円。

次のページをご覧くださいと思います。

実質収支に関する調書。

歳入総額207万5,523円、歳出総額124万6,412円、歳入歳出差引額82万9,111円、実質収支額、同額でございます。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） 議案第20号 平成28年度天栄村介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

310ページをお願いいたします。

歳入歳出決算事項別明細書についてご説明いたします。

歳入、1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料、予算現額1億95万円、調定額1億655万5,560円、収入済額1億366万8,920円、収入未済額288万6,640円。収入未済額につきましては、現年度分が21名、滞納繰越分が26名でございます。

2款使用料及び手数料、1項手数料、1目総務手数料、予算現額1,000円、調定額、収入

済額ゼロ。

2目督促手数料、予算現額1万6,000円、調定額、収入済額ともに1万3,360円。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金、予算現額1億1,629万8,000円、調定額、収入済額ともに1億1,629万8,306円。

2項国庫補助金、1目調整交付金、予算現額5,766万1,000円、調定額、収入済額ともに4,942万9,000円。

2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、予算現額196万2,000円、調定額、収入済額ともに246万500円。

3目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の事業）、予算現額300万3,000円、調定額、収入済額ともに304万2,000円。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、次のページをお願いいたします。1目介護給付費交付金、予算現額1億7,859万9,000円、調定額、収入済額ともに1億7,859万9,857円。

2目地域支援事業支援交付金、予算現額215万1,000円、調定額、収入済額ともに172万8,000円。

5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金、予算現額9,690万5,000円、調定額、収入済額ともに9,690万5,000円。

2項県補助金、1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、予算現額116万円、調定額、収入済額ともに124万8,125円。

2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の事業）、予算現額150万1,000円、調定額、収入済額ともに152万1,000円。

6款財産収入、1項財産運用収入、1目財産運用収入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

2目利子及び配当金、予算現額1万円、調定額、収入済額ともに8,399円。こちらは基金の積立利子となっております。

2項財産売払収入、1目不動産売払収入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

2目物品売払収入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金、予算現額1億561万1,000円、調定額、収入済額ともに1億561万1,000円。

次のページをお願いいたします。

2目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）、予算現額98万5,000円、調定額、収入済額ともに98万5,000円。

3目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の事業）、予算現額150

万1,000円、調定額、収入済額ともに150万1,000円。

4目低所得者保険料軽減繰入金、予算現額71万7,000円、調定額、収入済額ともに71万7,000円。

5目その他一般会計繰入金、予算現額720万9,000円、調定額、収入済額ともに720万9,000円。

6目地域支援事業繰入金（介護予防事業）、予算現額43万4,000円、調定額、収入済額ともに43万4,888円。

2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金、予算現額269万1,000円、調定額、収入済額ともに269万1,000円。

8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、予算現額685万7,000円、調定額、収入済額ともに685万7,973円。前年度からの繰り越し分でございます。

9款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、1目第1号被保険者延滞金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともに200円。

次のページをお願いいたします。

2目第1号被保険者加算金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

3目過料、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

2項預金利子、1目預金利子、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

3項雑入、1目滞納処分費、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

2目第三者納付金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

3目返納金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

4目雑入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

歳入合計、予算現額6億8,623万3,000円、調定額6億8,381万6,168円、収入済額6億8,092万9,528円、収入未済額288万6,640円。

○議長（廣瀬和吉君） 説明の途中であります。昼食のため1時30分まで休みます。

（午前 11時41分）

○議長（廣瀬和吉君） 午前中に引き続き再開いたします。

（午後 1時30分）

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） 318ページをお願いいたします。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、予算現額155万1,000円、支出済額149万5,435円、不用額5万5,565円。

2項徴収費、1目賦課徴収費、予算現額15万円、支出済額13万6,499円、不用額1万3,501円。1項、2項ともに予算どおりの執行でございます。

3項介護認定審査会費、1目介護認定審査会費、予算現額252万9,000円、支出済額241万4,000円、不用額11万5,000円。不用額につきましては、介護認定審査会委員研修費等の減による負担金の不用額でございます。

2目認定調査等費、予算現額291万8,000円、支出済額201万5,960円、不用額90万2,040円。内訳でございますが、7節の賃金で、介護保険認定調査員4人分の調査回数が見込みを下回ったものと、あと12節役務費で、同じく主治医意見書の手数料が見込みを下回ったためでございます。

4項趣旨普及費、1目趣旨普及費、予算現額6万1,000円、支出済額3万9,942円、不用額2万1,058円。

2款保険給付費、次のページをお願いいたします。

1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費、予算現額1億9,930万円、支出済額1億9,497万3,269円、不用額432万6,731円。給付費が見込み額を下回ったものでございます。

2目特例居宅介護サービス給付費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円、存目計上でございます。

3目地域密着型介護サービス給付費、予算現額3,178万円、支出済額3,093万1,353円、不用額84万8,647円。同じく給付費が見込み額を下回ったものでございます。

4目特例地域密着型介護サービス給付費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円、存目計上でございます。

5目施設介護サービス給付費、予算現額3億1,700万円、支出済額3億1,061万9,803円、不用額638万197円。見込み額を下回ったためでございます。

6目特例施設介護サービス給付費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額ゼロ、存目計上でございます。

次のページをお願いします。

7目居宅介護福祉用具購入費、予算現額84万円、支出済額60万8,985円、不用額23万1,015円。福祉用具購入の申請者が見込み額を下回ったためでございます。

8目居宅介護住宅改修費、予算現額124万円、支出済額95万3,478円、不用額28万6,522円。同じく申請者が見込み額を下回ったためでございます。

9目居宅介護サービス計画給付費、予算現額2,450万円、支出済額2,408万7,070円、不用額41万2,930円。こちらも見込み額を下回ったためでございます。

10目特例居宅介護サービス計画給付費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円、

存目計上でございます。

2 項介護予防サービス等諸費、1 目介護予防サービス給付費、予算現額584万円、支出済額518万1,939円、不用額65万8,061円。こちらも給付費が見込み額を下回ったためでございます。

2 目特例介護予防サービス給付費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円、存目計上でございます。

次のページをお願いいたします。

4 目特例地域密着型介護予防サービス給付費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円。こちらは該当者なしでありました。

5 目介護予防福祉用具購入額、予算現額24万円、支出済額9万8,600円、不用額14万1,400円。

6 目介護予防住宅改修費、予算現額72万円、支出済額38万9,276円、不用額33万724円。5 目、6 目ともに申請者が見込み額を下回ったためでございます。

7 目介護予防サービス計画給付費、予算現額118万円、支出済額82万400円、不用額35万9,600円。こちらも給付の見込みを下回ったものでございます。

8 目特例介護予防サービス計画給付費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円、こちらは存目計上でございます。

3 項その他諸費、1 目審査支払手数料、予算現額44万円、支出済額41万7,948円、不用額2万2,052円。

次のページをお願いいたします。

4 項高額介護サービス等費、1 目高額介護サービス費、予算現額1,470万円、支出済額1,437万1,618円、不用額32万8,382円。こちらも見込み額を下回ったものでございます。

2 目高額介護予防サービス費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円、該当者なしでありました。

5 項高額医療合算介護サービス等費、1 目高額医療合算介護サービス等費、予算現額189万円、支出済額158万2,330円、不用額30万7,670円。こちらも見込み額を下回ったものでございます。

2 目高額医療合算介護予防サービス等費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円、該当者なしであります。

6 項市町村特別給付費、1 目市町村特別給付費、予算現額72万円、支出済額60万円、不用額12万円。こちらは紙おむつの給付費ですが、こちらも申請者が見込みを下回ったため不用額が生じております。

7 項特定入所者介護サービス等費、1 目特定入所者介護サービス費、予算現額3,900万円、

支出済額3,821万1,920円、不用額78万8,080円。こちらも見込み額を下回ったためでございます。

2目特例特定入所者介護サービス費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円。

3目特定入所者支援サービス費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円。

4目特例特定入所者支援サービス費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円。

2目から4目までにつきましては、存目計上でございます。

3款財政安定化基金拠出金、1項財政安定化基金拠出金、1目財政安定化基金拠出金、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円、存目計上でございます。

4款基金積立金、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金、予算現額1万円、支出済額8,399円、不用額1,601円。

次のページをお願いいたします。

5款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費、1目介護予防・生活支援サービス事業費、予算現額432万4,000円、支出済額432万3,733円、不用額267円。こちらは総合事業へ移行した要支援1、要支援2の方の通所介護サービス、それから訪問介護サービスの給付費でございます。

2目介護予防ケアマネジメント事業費、予算現額220万5,000円、支出済額204万4,100円、不用額16万900円。こちらは総合事業対象者に係るケアプラン作成の委託料でございます。

2項一般介護予防事業費、1目一般介護予防事業費、予算現額150万円、支出済額150万円、不用額ゼロ。

3項包括的支援事業・任意事業費、1目総合相談事業費、予算現額540万円、支出済額540万円、不用額ゼロ。

2目権利擁護事業費、予算現額50万円、支出済額50万円、不用額ゼロ。

3目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費、予算現額55万円、支出済額55万円、不用額ゼロ。

4目任意事業費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円。

5目在宅医療・介護連携推進事業費、予算現額5万円、支出済額2万9,160円、不用額2万840円。

6目生活支援体制整備事業費、予算現額120万円、支出済額120万円、不用額ゼロ。

4項その他諸費、1目審査支払手数料、予算現額6万4,000円、支出済額1万672円、不用額5万3,328円。

6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目償還金、予算現額515万1,000円、支出済額514万9,629円、不用額1,371円。

2目第1号被保険者保険料還付金、予算現額4,000円、支出済額2,100円、不用額1,900円。

2項繰出金、1目一般会計繰出金、予算現額1,837万円、支出済額1,836万9,336円、不用額664円。こちらは過年度精算によるものでございます。

7款予備費、1項予備費、1目予備費、予算現額29万2,000円、支出済額ゼロ、不用額29万2,000円。

歳出合計、予算現額6億8,623万3,000円、支出済額6億6,903万6,954円、不用額1,719万6,046円。

次のページをお願いいたします。

実質収支に関する調書。

歳入総額6億8,092万9,528円、歳出総額6億6,903万6,954円、歳入歳出差引額1,189万2,574円、実質収支額、同額であります。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） 340ページをお願いいたします。

議案第21号 平成28年度天栄村風力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について、事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1款国庫支出金、1項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ゼロ。

2款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金、予算現額5万1,000円、調定額、収入済額とも7万9,381円。

3款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、予算現額1,972万1,000円、調定額、収入済額ともに1,972万1,670円。

4款諸収入、1項雑入、1目雑入、予算現額9,087万5,000円、調定額、収入済額ともに9,743万4,597円、売電収入でございます。

歳入合計、予算現額1億1,064万8,000円、調定額、収入済額ともに1億1,723万5,648円あります。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目総務管理費、予算現額1億736万7,000円、支出済額9,836万4,139円、不用額900万2,861円。15節の工事請負費、18節備品購入費の不用額につきましては、落雷等による緊急復旧分として見込んでいたものがそれぞれ不用となったものでございます。27節公課費につきましては、消費税の確定による不用でございます。

2款予備費、1項予備費、1目予備費、予算現額328万1,000円、支出済額ゼロ、不用額328万1,000円。

歳出合計、予算現額1億1,064万8,000円、支出済額9,836万4,139円、不用額1,228万3,861円あります。

次のページをお願いいたします。

実質収支に関する調書。

1、歳入総額1億1,723万5,648円、2、歳出総額9,836万4,139円、3、歳入歳出差引額1,887万1,509円、実質収支額、同額であります。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） 議案第22号 平成28年度天栄村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてご説明いたします。

350ページをお願いいたします。

歳入歳出決算事項別明細書によりご説明いたします。

歳入、1款医療保険料、1項医療保険料、1目特別徴収保険料、予算現額1,960万円、調定額、収入済額ともに1,960万800円。

2目普通徴収保険料、予算現額554万5,000円、調定額、収入済額ともに557万7,500円。

2款手数料、1項手数料、1目証明手数料、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

2目督促手数料、予算現額3,000円、調定額、収入済額ともに2,170円。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目事務費繰入金、予算現額52万2,000円、調定額、収入済額ともに52万2,000円。

2目保険基盤安定繰入金、予算現額1,828万3,000円、調定額、収入済額ともに1,828万3,700円。

3目広域連合分賦金、予算現額23万1,000円、調定額、収入済額ともに22万7,000円。

4目保健事業費繰入金、予算現額30万3,000円、調定額、収入済額ともに24万7,000円。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、予算現額7万7,000円、調定額、収入済額ともに7万7,200円。前年度繰越分でございます。

5款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、1目延滞金、予算現額1,000円、調定額、収入額ともにゼロ。

次のページをお願いいたします。

2目過料、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

2項受託事業収入、1目健診受託事業収入、予算現額77万9,000円、調定額、収入済額ともに77万8,887円。

3項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金、予算現額29万1,000円、調定額、収入済額ともに26万5,200円。

2目還付加算金、予算現額7万円、調定額、収入済額ともに6万7,800円。

4項預金利子、1目預金利子、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

5項雑入、1目雑入、予算現額57万円、調定額、収入済額ともに51万円。

歳入合計4,627万8,000円、調定額、収入済額ともに4,615万9,257円、収入未済額はゼロでございます。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。

1 款総務費、1 項一般管理費、1 目一般管理費、予算現額18万9,000円、支出済額14万6,321円、不用額4万2,679円。

2 目徴収費、予算現額33万3,000円、支出済額31万9,363円、不用額1万3,637円。おおむね予算どおり執行であります。

2 款広域連合納付金、1 項後期高齢者医療広域連合納付金、1 目後期高齢者医療広域連合納付金、予算現額4,343万6,000円、支出済額4,343万5,800円、不用額200円。

3 款保健事業費、1 項保健事業費、1 目保健事業費、予算現額185万円、支出済額172万9,144円、不用額12万856円。不用額につきましては、人間ドック事業で2名のキャンセルが出たためでございます。

4 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目保険料還付金、予算現額29万2,000円、支出済額26万5,200円、不用額2万6,800円。

2 目還付加算金、予算現額7万1,000円、支出済額6万7,800円、不用額3,200円。

2 項繰出金、1 目一般会計繰出金、予算現額7万8,000円、支出済額7万8,000円、不用額ゼロ。これは過年度精算によるものでございます。

5 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、予算現額2万9,000円、支出済額ゼロ、不用額2万9,000円。

歳出合計、予算現額4,627万8,000円、支出済額4,604万1,628円、不用額23万6,372円。

次のページをお願いいたします。

実質収支に関する調書。

歳入総額4,615万9,257円、歳出総額4,604万1,628円、歳入歳出差引額11万7,629円、実質収支額、同額であります。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） 別冊でございます。

議案第23号 平成28年度天栄村水道事業会計決算認定についてご説明申し上げます。

6 ページをお願いいたします。

平成28年度天栄村水道事業損益計算書についてご説明申し上げます。

営業収益、給水収益9,040万3,759円、受託工事収益372万6,000円、その他営業収益9万8,000円、合計9,422万7,759円。

営業費用、原水及び浄水費462万3,969円、配水及び給水費1,135万4,287円、受託工事費

345万円、総係費1,302万2,011円、減価償却費8,030万635円、資産減耗費66万7,651円、その他営業費用8万1,460円、合計1億1,350万13円、営業損失1,927万2,254円。

営業外収益、受取利息及び配当金2万2,834円、他会計補助金2,732万4,000円、雑収益3万9,538円、長期前受金戻入2,132万5,768円、合計4,871万2,140円。

営業外費用、支払利息及び企業債取扱費2,387万7,875円、雑支出28万3,042円、合計2,416万917円。

営業外利益2,455万1,223円、経常利益527万8,969円、当年度純利益同額でございます。前年度繰越利益剰余金2億2,139万7,933円、当年度未処分利益剰余金2億2,667万6,902円。

次のページでございます。

平成28年度天栄村水道事業貸借対照表についてご説明申し上げます。

資産の部、固定資産、有形固定資産、イの土地からトの建設仮勘定まででございます。有形固定資産合計21億4,440万7,970円。無形固定資産、電話加入権38万3,300円、無形固定資産合計同額でございます。固定資産合計21億4,479万1,270円。

流動資産、現金預金1億2,443万7,413円。未収金2,292万7,348円、貸倒引当金△452万4,000円。未収金合計1,840万3,348円。貯蔵品15万3,000円。流動資産合計1億4,299万3,761円。

資産合計22億8,778万5,031円。

次のページをお願いいたします。

負債の部、流動負債、未払金、営業未払金648万3,278円、営業外未払金1,097万8,840円、未払金合計1,746万2,118円。企業債、建設改良費等の財源に充てるための企業債8,445万1,904円、企業債合計8,445万1,904円。引当金、賞与引当金35万8,150円、法定福利費引当金6万5,375円、引当金合計42万3,525円。計でございます。1億233万7,547円。

固定負債、企業債、建設改良費の財源に充てるための企業債8億5,974万4,260円、固定負債合計同額でございます。

繰延収益、長期前受金、国庫補助金1億7,736万943円、他会計補助金1,480万円、その他長期前受金7億6,920万2,126円、計9億6,136万3,069円。

長期前受金収益化累計額、国庫補助金△7,829万639円、他会計補助金△825万8,400円、その他長期前受金△2億6,613万4,654円、計△3億5,268万3,693円、繰延収益合計6億867万9,376円。

負債合計15億7,076万1,183円。

資本の部、資本金、自己資本金、固有資本金2,551万1,489円、出資金2億4,823万261円、組入資本金4,607万3,608円、自己資本金計3億1,981万5,358円。

資本金合計同額でございます。

剰余金、資本剰余金、国庫補助金7,596万6,200円、他会計負担金ゼロ、その他資本剰余金2,591万3,929円、資本剰余金合計1億188万129円。

利益剰余金、減債積立金6,165万1,459円、建設改良積立金700万円、当年度未処分利益剰余金2億2,667万6,902円、当年度純利益527万8,969円、利益剰余金合計2億9,532万8,361円、剰余金合計3億9,720万8,490円。

資本合計7億1,702万3,848円。

負債・資本合計22億8,778万5,031円。

次のページをご覧くださいと思います。

平成28年度天栄村水道事業剰余金計算書についてご説明申し上げます。

まず、資本金の当年度末残高でございます。自己資本金3億1,981万5,358円、借入資本金ゼロでございます。

次に、剰余金のうち資本剰余金でございます。国庫補助金7,596万6,200円、他会計補助金ゼロ、その他資本剰余金2,591万3,929円、資本剰余金合計1億188万129円。

次に、利益剰余金でございます。減債積立金6,165万1,459円、建設改良積立金700万円、未処分利益剰余金2億2,667万6,902円、利益剰余金合計2億9,532万8,361円、資本金合計7億1,702万3,848円でございます。

平成28年度天栄村水道事業剰余金処分計算書(案)でございます。

未処分利益剰余金が527万8,969円出ておりますので、減債積立金の積み立てとして積み立てする案でございます。

18ページをお願いいたします。

平成28年度天栄村水道事業収益費用明細書でございます。

収入、1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益、予算現額9,707万円、決算額9,763万6,056円、増減額56万6,056円の増でございます。こちらにつきましては、水道料の使用が見込みより多かったことと、水道加入金、加入者の方がふえたということがございます。

2目受託工事収益、予算現額472万8,000円、決算額372万6,000円、100万2,000円の減でございます。こちらは、消火栓工事が見込みを下回ったものでございます。

3目その他営業収益、予算現額9万1,000円、決算額9万8,000円、7,000円の増です。こちらは、審査手数料が見込みより多かったということがございます。

4目負担金、予算現額2,000円、決算額ゼロ、増減額2,000円の減でございます。存目計上でございます。

2項営業外収益、1目受取利息及び配当金、予算現額4万円、決算額2万2,834円、増減額1万7,166円の減でございます。こちらは、見込みを下回ったということがございます。

2目他会計補助金、予算現額2,732万4,000円、決算額2,732万4,000円、同額でございます。こちらは、一般会計からの繰り入れとなります。

3目雑収益、予算現額2万円、決算額3万9,538円、増減額1万9,538円の増でございます。

4目消費税還付金、予算現額1,000円、決算額ゼロ、増減額1,000円の減でございます。

5目長期前受金戻入、予算現額2,132万2,000円、決算額2,132万5,768円、増減額3,768円の増でございます。

次のページをお願いいたします。

支出、1款水道事業費、1項営業費用、1目原水及び浄水費、予算現額815万2,000円、決算額498万6,931円、不用額316万5,069円。こちらにつきましては、4節の委託料でございますが、臨時の水質検査が発生しなかったためのものでございます。また、5節の修繕費につきましても、緊急の漏水工事が発生しなかったためでございます。また、8節の薬品費でございますが、こちらも薬品の使用料が見込みより少なかったためでございます。

2目配水及び給水費、予算現額1,519万3,000円、決算額1,218万6,548円、不用額300万6,452円となっております。こちらの不用額でございますが、6節の修繕費におきまして、緊急の漏水工事が発生しなかったため不用額が発生しております。また、9節の動力費でございますが、こちらも電気料が見込みより少なかったことによりまして、不用額が発生しております。

3目受託工事費、予算現額474万3,000円、決算額372万6,000円、不用額101万7,000円。こちらの不用額でございますが、4節の修繕費におきまして、緊急を要する修繕等がなかったため不用となったものでございます。

4目総係費、予算現額1,412万8,000円、決算額1,348万6,884円、不用額64万1,116円でございます。こちらは、おおむね予算どおり執行しております。

次のページをお願いいたします。

5目減価償却費、予算現額8,046万3,000円、決算額8,030万635円、不用額16万2,365円、こちらにつきましては、有形固定資産減価償却費が見込みを下回ったためでございます。

6目資産減耗費、予算現額74万1,000円、決算額66万7,651円、不用額7万3,349円でございます。

7目その他営業費用、予算現額9万4,000円、決算額8万7,112円、不用額6,888円。

2項営業外費用、1目支払利息及び企業債取扱費、予算現額2,388万1,000円、決算額2,387万7,875円、不用額3,125円。ほぼ予算どおり執行しております。

2目雑支出、予算現額10万1,000円、決算額7,605円、不用額9万3,395円。こちらは、過年度使用料の還付がなかったことによる不用額でございます。

3目消費税、予算現額210万円、決算額92万2,600円、不用額117万7,400円。こちらは、消

費税額の納税額が見込みより少なかったためでございます。

3項特別損失、1目固定資産売却損、予算現額1,000円、決算額ゼロ、不用額1,000円、存目でございます。

2目過年度損失修正損、予算現額1,000円、決算額ゼロ、不用額1,000円、存目でございます。

4項予備費、1目予備費、予算現額100万円、決算額ゼロ、不用額100万円でございます。
次のページをお願いいたします。

平成28年度天栄村水道事業資本的収入及び支出の明細についてご説明申し上げます。

収入、1款資本的収入、1項企業債、予算現額2,500万円、決算額4,230万円、増減額1,730万円。こちらにつきましては、石綿セメント管の更新事業によるものでございます。

2項負担金、1目負担金、予算現額197万6,000円、決算額197万6,400円、増減額400円の増でございます。こちらにつきましては、管の布設の後の舗装復旧の負担金でございます。

3項補償費、1目補償費、予算現額1,000円、決算額ゼロ、増減額1,000円の減でございます。

4項国庫補助金、1目国庫補助金、予算現額ゼロ、決算額ゼロ、増減額ゼロでございます。

支出、1款資本的支出、1項建設改良費、1目配水設備工事費、予算現額6,444万円、決算額5,918万2,520円、不用額525万7,480円。こちらの不用額についてでございますが、こちらについては、1節の工事請負費の請け差によるものでございます。また、3節の委託料におきまして、事業量の減によるものでございます。

2目固定資産購入費、予算現額547万7,000円、決算額547万3,400円、不用額600円。

2項企業債償還金、1目企業債償還金、予算現額8,128万9,000円、決算額8,128万8,006円、不用額994円。

以上でございます。

○議長（廣瀬和吉君） ここで暫時休議いたします。

2時35分まで休みます。

(午後 2時18分)

○議長（廣瀬和吉君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午後 2時35分)

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりました。

◎議案第9号の質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） これより各会計決算ごとに質疑、討論、採決を行います。

日程第1、議案第9号 平成28年度天栄村一般会計決算認定についてを質疑を行います。
8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 11ページをお願いします。

村税、村民税、個人税の点について伺います。

1,432万800円ですか、この納税に対して3年以上の納税者、あと高額納税者がいると思いますけれども、あと別荘地は今現在どのぐらいの滞納者がいるのか。あと、高額30万以上の3年以上滞納者は何名いるかをお聞きいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 税務課長、黒澤伸一君。

〔税務課長 黒澤伸一君登壇〕

○税務課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

まず、村税の滞納なんですが、今30万以上という話だったんですが、申し訳ございません、ちょっと私のほうで用意したのが100万以上の資料しか今は用意していないものですから、100万以上のものに関して、ちょっとお話しさせていただくということで、とりあえずご了解ください。

まず、100万以上であって、さらに3年以上の滞納者というようなことですが、まず、すみません、税務の特性上、今回一般会計の部分の普通村民税、固定資産税、軽自動車税、その他入湯税とか聞かれていると思うんですが、ちょっと国保税も入ってしまったの100万円超えるという形で、ちょっとご了解いただきたいんですが、国保税も含めて100万円を超える高額滞納者に関しては22名いらっしゃいます。その中で、長期的な者というのが1名を除く方、21名の方については、今までの分がもう積み重なってというようなことがございます。何度か、いわゆる一気に税金を滞納したというような経緯がなく、長年積み重なったもので、このような形になってございます。

それから、別荘地分ということでございます。別荘地分につきましては、現年度分のいわゆる固定資産税、こちらの未納が79件99万4,150円、過年度分につきましては、別荘分ということで5,798万4,160円というような形になってございます。

以上です。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） そうすると、この1,000万の中に5,790万8,000何がしというのが別荘地が入っているということです。この別荘地の滞納している方は、何年ぐらい滞納しているんですか、これ。例えば、もう4年も5年も滞納している方が何名いるんですか、別荘地の方で。

○議長（廣瀬和吉君） 税務課長、黒澤伸一君。

〔税務課長 黒澤伸一君登壇〕

○税務課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

今ほどのお話だったんですが、まず先ほど一千何百万という部分だったんですけれども、まず固定資産の現年度分に関しては、別荘地分が先ほども申し上げましたが、79件で99万4,150円ということでございます。今ほどおっしゃられた滞納繰越分というようなことであれば、全ての件数で2,857件、180人の方が8,948万7,787円というようなことでございます。そのうちの、失礼しました、先ほど5,798万と申し上げましたのは、別荘の管理会社さんの部分の滞納、そのこの1件の滞納でございました。失礼しました。

そのほかの分というようなことになりましたが、約79件分ということなんです、その滞納者分については、ちょっと今こちらに資料がないということでご理解いただければと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） これ、村長さんにお聞きしますけれども、この100万以上が22名の滞納者があるということ、この滞納者は5年とか10年重なっているんですよね。払っていないんですよ。そして、私も調べたというのは、ある程度の調査したところ、本当に困って払わない人じゃなくて、裕福な暮らしをしても何年も払っていない方というのは、そういうのは税務課のほうではわかっていますか。

○議長（廣瀬和吉君） 税務課長、黒澤伸一君。

〔税務課長 黒澤伸一君登壇〕

○税務課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

税の滞納に関しましては、私ども督促状、それから催告状、そして電話の督促、そして臨戸訪問というような形で督促、そしてまた悪質なものについては差し押さえであったり、例えば財産の処分であったりというようなことでございます。

ただ、私どもでも家庭のほうは訪問させていただいた上で、なかなか高額になってしまっているものについては、なるべく早期に滞納を凶るべく、納付誓約書をいただいて、月に幾らというようなことでお約束してお支払いでいただいているというのが現状でございます。なかなか一遍に解決できないという部分はあるんですが、その辺はご了承いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 村長さんにお聞きします。

私の言いたいのは、結局はまず、何ていうんですか、滞納、税金の払う能力があっても払わない方がいるんですよ。前の、今の室長が税務課長のときにも言いましたけれども、そう

いうときには車を押さえることもできるんですよ、例えば乗れないように。車も乗って、しかもすばらしい車乗っていて、そして滞納している人も何名もいるんですよ。だから、そういう方に対して、ある程度厳しい措置、あと今差し押さえたといいますけれども、差し押さえましたけれども、競売にかけたことはないでしょう、差し押さえにしているだけであって。郡山とかああいうところは、もうちゃんと車とか何か差し押さえて、競売にもかけるんです。

だから、今の村長さんじゃなくて、前の村長さんにも同じようなことを言ったんですけども、結局、ある程度厳しくしないと、この100万以上の方が22名もいるということでしたら、今の税務課長、前の税務課長の責任じゃないんですよ。今までのずっと累積してたまった金なんですよ。だから、その金を今の税務課長に無理にどうのこうのやれというのは余りにも酷だかもしれないけれども、でもある程度線を決めてやらないと、結局は真面目に納税している人がばか見るようなことになっているわけですよ。そうすると、22名の方々には、これはこの中にですよ、この方は恐らく水道料、国保料、そういう別なやつも払っていないと思いますよ、私もいろいろ調査しましたけれども。監査のときにはいろいろ厳しくしましたけれども、やっぱりある程度村長は決断をもってやらないと、こういうふうなずい考えの人間は、そのままずっと幾らずつ払う払うと言うかもしれないけれども、本当に例えば100万の以上の方々には、年間にしてどのぐらいのパーセンテージで集金しているんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 税務課長、黒澤伸一君。

〔税務課長 黒澤伸一君登壇〕

○税務課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

分納のほうなんですけど、今ほどどのぐらいのパーセンテージということだったんですけども、私どものほうでも一応生活の調査というものをさせていただきまして、その家計においての収入が幾らくらいあるのか、そして生活費として絶対的に必要なものは幾らくらいあるのか、その中で幾らずつお支払いできるのかというようなことを換算させていただいて、分納していただいているというようなことでございますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 村長のほうに聞きます。

そういった件の決意があるかないかですよ。やっぱりある程度の、50万たら50万の滞納者の場合は、50万ではちょっときついかもしいから100万、100万円以上の滞納者に対してはある程度のペナルティーを与えないと、このままずるずると、もうずっと10年も20年もこのまま来ているんですよ。恐らく200万、300万という方もいると、こう思いますよ。そうい

う方に差し押さえだけして、何の対応もしなければ、その家は売買したり、土地売買しない限りは自分の家で耕作もできるし、住んでいるとかもできるんですよ。そうすると、払わなくてもそれで住んでいられるという、そういう感覚にもう相手がなっているということです。それに対して、村長はどういうふうなこれから対応は決断するんだか、村長の答弁をお願いします。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

この税の公正、公平性から、余りにも悪質なものに関しましては、ここはやっぱりしっかり対処しろというようなことで、全庁挙げて、その家庭に訪問しながら、その対応策、対策、そして差し押さえをして、今後はインターネット、公売等も視野に入れて、そこはしっかりとやる考えでおりますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） じゃ、ちゃんと決断してけじめをつけるということで、そういうふうにとってよろしいんですね。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

これに関しましては、家庭の状況を見ながら、その生活を圧迫するような、そこまではならないことというように話をしておりますので、余りにも悪質な部分に関しては、私はそれは指示しておりますので、そのようにご理解をいただければと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） あと、別荘地の問題なんですけれども、この所在地がわからないというところもあるらしいんですけれども、その場合はどのような対応をしているんですか。例えば、もう転売、転売で誰が持ち主なんだかわからないという、そういう家も何件かあるみたいなんですけれども、あと結局、天栄村じゃないから、東京だかどこに住んでいるかわからないから、直接交渉に向けて、交渉の旅費のほうがかかるんだという、そういうふうな説明も受けましたけれども、そういう場合は、これは今後どういう対応をするんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 税務課長、黒澤伸一君。

〔税務課長 黒澤伸一君登壇〕

○税務課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

まず、所有者がわからない固定資産があるんじゃないかというようなお話だったんですが、固定資産に関しましては、所有者等の移転がある際に、一応法務局のほうから登記書をとっ

て全て把握しておるつもりでございます。ただ、しかし相続人がいない場合、相続人が放棄している場合、そういったものの固定資産については、結局持ち主が不在というようなことになっております。先ほど議員さんおただしのとおり、固定資産の公売につきましても、差し押さえして公売しないと、結果的には村税に入っていないものですから、そこら辺は費用対効果を十分に考えて滞納処分ということをさせていただきたいと思っております。

それからもう1点、いわゆる村外にいらっしゃる方の納付交渉ということなんですが、基本的には、我々東京のほうに滞納整理には行くんですけども、基本的には電話で交渉させていただいたり、文書で督促をさせていただいて、その上で東京の方につきまして、我々が行くときについては銀行等の調査を経て、預金をもう差し押さえてしまって、そんなに滞納多額な方ばかりではないので、それで1年分を預金から差し押さえするという方法をとっております。よろしくお願ひします。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） そういうことなので、今の質問の内容で一生懸命やっているようなんですけども、なるべく勤勉に払っている人がばかを見ないように、やっぱり先ほど言ったように、払う能力があっても払わない方にある程度のペナルティー、前の税務課長に言いましたけれども、車差し押さえることも今あるらしいんですよ。車を歯止めで動けなくする、そういうこともできるらしいんですけども、そういうこともやったらどうかと前、税務課長に言ったこともありますけれども、ある程度のペナルティーを村長さんがやるということなので、じゃ、次に入らせてもらいます。

115ページの19節ですか、イノシシ捕獲管理委託事業補助金59万8,000円ですか。前にも、これ一般質問でやったと思いますけれども、今のイノシシの繁殖、3番議員さんですか、質問いたしましたけれども、平成24年が29頭だったですよ。そして、平成25年が48頭、平成26年が106頭、平成27年が120頭、今年度が188頭というんですか。そうすると、これはもう私が5、6年前に質問したときに、あと5年過ぎれば、これは繁殖力が半端でなくて、5年過ぎると5倍、6倍になりますよと言ったとおりになりましたよね。そうすると、これ今までの状態で置くと、これが来年度には、これが今度は200頭、300頭という、そういうふうになる可能性があるんですけども、この駆除隊に対して、イノシシに対しては、農家に対しては田んぼの上に行って転がったり、あと作物を食べたり、大変な被害を受けているということで前も一般質問やったと思いますけれども、村長さん、この数字を見て村はどのように対応するんですか、数字を見て。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

イノシシの対策でございますが、まず被害を防止するというところで、電気柵の設置を皆さんにお願いをしているところでございます。

昨年も個人の方はそうなんですが、あとは例えば集落単位ですとか、中山間、多面的といった、そういう集団で大きな規模で電気柵を回していただいているということで、ある一定の被害を防ぐ効果は上がっておりますので、引き続きその電気柵の設置を水田に限らず、畑についても推奨をしていくということで、まず防止をしていきたいと思っております。

それから、個体数が増え続けておりますので、これの減少には、やはりつかまえて殺処分するというようなことが必要でございますので、引き続きわな免許の補助、これも続けていながら捕獲の補助員を増やしていったり、あとは捕獲に努めて個体数を減らしていくと。

それから、一般質問でもお答えしましたが、人里と農地と分ける、山から出てこないようにすると。それから、荒れた山林をきれいに整備をして、住みにくい環境をつくっていくということで、森林の整備も引き続き続けていくということで、総合的に被害の防止、それから減少に努めていきたいと思っております。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 村長、今の課長の答弁で、これで駆除対策できると思いますか。恐らく、これは例えばですよ、あの岩瀬、今でいう旧長沼、岩瀬の方々が駆除対策やりますよね。すると、相当天栄村に逃げているはずですよと言われたことがあると前にも村長に言ったことありますよね。結局は、だから3番議員さんも言ったとおりに、やっぱり広域でやらなくちゃだめなんですよ。結局、例えば須賀川市、天栄、今は白河市になるんですか、そうすると、そういうふうな各市町村で駆除の対策とか、そういう話し合いとかよその、例えば天栄村なら天栄村だけでやっても何の効果もないということもあるんですよ。やってもよその市町村から入ってくるということ、だからそういうことは広域でやらないと。村挙げて各市町村と広域でやらないと。

でも、この数から見ると、倍ぐらいつに増えているんでしょう、毎年。だからって猟友会の人数が増えて捕獲したわけじゃないでしょう。今のわなを多くかけたから、こういった多くなったわけじゃないでしょう。そのわなの数とか、今までは10個だったのを100個に増やしたから入ったと、そういうわけじゃないでしょう、これ。わなの数なんかは、恐らく100個なら100個の数でずっとやっているんでしょう。去年が、例えば平成24年が20個だったのが今年は100個にしたからとったと、そういう意味じゃないでしょう、これ。結局は、イノシシの個数が増えているということでしょう、これ。ということは、あとこの平成24年で29頭のとときにそれだけの対策をとってれば、こんなことにはならなかったんじゃないですか。だから、私、そのときに言ったはずですけども、4年、5年後にはこの5倍、10倍に増えますよと、その繁殖力が半端じゃないですよと、そういうふうに言いましたけれども、

これ村長さん、よその市町村とか、そういうイノシシ対策とか、そういうお話なんかはしたことあるんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

議員おっしゃるように、イノシシの個体数がやっぱり増えてきているというようなことで、村の中でもできる限りの対応というようなことで電気柵を行ったり、また建設課においては協働の里づくりでワイヤメッシュ等々、いろいろそのほかのものも使って防ぐ方法、それと近隣の市町村、先日も岩瀬、旧岩瀬村、長沼、そこにも大分イノシシが出て困ったと須賀川の市長が話しておりましたので、今後は広域的な対応をとらないと。鏡石も阿武隈山系からイノシシが来たと、これは対応しなくちゃならないと、そういう意識になってきましたので、今後広域的な、そういう県も交えて、県中地方振興局とも話をしたんですが、この一市町村だけではなかなか対応できないと、広域的な対応をどういう形で、じゃ、できるのか、そういった今度検討に入りましょうというような話まではいきました。ここから先は、今後県も交えて、そういった協議をするというような方向でありますので、これがまた進展すれば、そういったことで私も進めていきたいというようなことでありますので、ご報告を申し上げたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 村長さんをお願いしますけれども、これはもう天栄村だけの問題ではありませんので、隣の市町村とよく話し合っ、そして村長が先頭になって、やっぱりそういうのを駆除隊に、あと農家の方々に作物を安心してつくってもらえるような環境をつくってあげないと、結局は今度は、何ていうんですか、山沿いの人なんかは作物つくっても、どっちみちイノシシにやられるんだからと、そのような農家の方々が農作意欲が湧かないようでは困りますので、そういうことで、これからも村長のできる限りの村民に対しての協力ですか、をお願いします、そして一日も早くそのイノシシ、全滅するのは、それは大変、それは無理だと思いますけれども、農作物に被害の与えないように、前にも質問しましたけれども、今は人間が山に入らなくなったんです。だから、山里というのがなくなっらしいんです、境界が。前は人間が木を、まき取りとか何かに行っていたから、ある程度の山里のあれがあったらしいですけれども、今は境がないからという、それらしいですけれども、前の農業振興課長にテレビでやったビデオのやつをあげたんですけれども、その後どうなったんだかわかりませんが、その当時の5年か6年前のマスコミでは、その繁殖力が半端じゃないらしいですよ。それも前に言ったと思いますけれども、とにかくこの駆除対策に対しては村長が先頭に立って、村民の方々、農家の方々に生産意欲の湧くようにしてもらおうように願

いいいたします。

じゃ、もう1点。

89ページ、19節の公立岩瀬病院看護学院賦課金421万円とありますよね。これ、天栄村、あと鏡石、玉川、須賀川ですか、須賀川で分担金出しているわけですよね。そうして、これ前にもらったんですけども、看護学校の地区受験者数、合格者の入学数の、これ一覧表を平成22年から29年までのをもらっているんですよね。そこで、例えば天栄村が2名受験してゼロという年もあるんですよね、天栄村が。そして、例えば4名で3名というときにもありますけれども、簡単に言うと、天栄村は結局看護学校に対して分担金を400何がしの金を出しているんですよね。そして、ここにこの分担金の出していない圏外、例えば郡山、そちらのほうの受験の入学数のほうが多いんですよ。合格者が平成22年が35名なんですよ、入学者が19名。平成23年ですか、33名で、30名が結局は分担金のないところのほうが入学者が多いんですよ。ずっとこれ見てみますと、大体その分担金払っているところよりも払っていないほうが入学者が多いんですよ。

私の言いたいのは、分担金を払っているところにある程度の枠をくれと言ったことがあるんですよ、2名なら2名の枠のくれと。だって、400万というと大学2人充てるだけの分担金払っているんじゃないですかと、前の相楽新平管理者に。看護学校は、優秀な人を集める看護学校なんですかと、それとも地域の優秀な看護師をつくるための学校なんですか、どちらなんですかと言ったんです。両方だと。私の言いたいのは、地域の分担金を出している市町村からある程度枠をもらって、なぜかという、その方は卒業したならば地域の医療に貢献するんですよ。山形県とか宮城県から来ている人が看護学校に入って、卒業したら、その方々は全部宮城県とか山形県に戻っちゃうんですよ。公立病院には、卒業しても5人か6人しか入らないんですよ。

それに対して、今、村長さんは理事になっているはずですよね。そういうことに対して、そういう議論なんかはないんですか、私はそういうことを質問したことあるんですけども。ということは、すごくこれ分担金は払っていて採ってもらえない市町村が多いですよ、その分担金払っているのに。この人たち、村長さん、どう思いますか。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

先ほど議員もおっしゃったように、4名受けて3名がそこに入ったというようなことがありましたものですから、あとは、やっぱりここは看護学院という中でございますので、試験を受けて入るという中で、確かに構成市町村の中での枠というようなお話が、それは当然議員おっしゃるようなことがあるかとは思いますが、我々もそこに話を出せるのは、あくま

でもその試験で入る部分でございますので、天栄からまたそういう優秀な子供たちがそこをやっぱり受験するというようなことで考えておりますので、その分担金というのは構成市町村として公立病院を支える上で、そこに負担するものだというようなことで私は認識しておりますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 私の言っているのはあれですよ、公立病院の分担金じゃないですよ。看護学校の分担金ですよ。公立病院の分担金ならわかります、それは。私は公立病院の看護学校の分担金に対しておかしいんじゃないですかと言っている。

その公立病院に対しての分担金は、それはわかりますよ。といっても看護学校ですよ。あの看護学校というのは、あそこを卒業したからと全部が全部公立病院に入れるわけじゃないんですよ、その卒業生が35名とか47名とかといいますけれども、ずっと。そうすると、あそこは枠があけないと入れないですから。そうすると、私も聞いたんですけども、大体5名か6名しか卒業生は入れないんですよ。ということは、地域の方は、例えば岩瀬管内、玉川入れて、須賀川市、鏡石入れて、その方々は卒業したときには地域の医療に貢献するでしょうと。そして、あそこは全寮制で、たしか2万8,000円の月謝と思いましたがよね。そうすると、分担金も払っていないところも同じ金額なんです。それはおかしいんじゃないですかと私言ったんですよ。分担金払っている市町村と全然、山形県とか宮城県から入っている人の、月謝も皆同じのもおかしいんじゃないですか。何のために分担金払う、じゃ、必要ないんじゃないですかと私言ったんですよ。そういうことを疑問に思いませんか、村長さんは。だって、分担、病院じゃないですよ、看護学校ですからね。そこに分担金を払っているんですよ。

そして、やっぱり地域の医療に貢献するためには、地域の人を採って、地域の結局は看護養成学校でしたら、優秀な人材を育てるのがこの看護学校の役目じゃないですか。優秀な人を集めたら、よそからどんどん来ますよ、あそこはあれですから、本看制ですから。そうすると、あそこを卒業すると普通の准看護婦じゃないですから、待遇が違うんですよ、病院に入っても給料も。だから来るんですよ。あその場合は、普通の准看護婦じゃないですよ。本看護婦ですから、待遇が違うんですよ。そうすると、卒業しても地域の医療に貢献するということでは、そういうことに対してやっぱり天栄村はこれだけの、だから平成26年なんかは2名受けてゼロですよ。そのときには、4市町村のほかからは18名も受かっているんですよ。私、これ見ると、本当に矛盾と思うんですよ。

後で、これ村長はあると思いますから見て、そして今度の理事会のときにそういう話を出してみてください。そんなことは言えないんですか、言えるんですか、どうですか。そんなことは村長としては言えないんだか、ちゃんと言うんだか、おかしいと。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） これはあくまでもその採用試験で入るものですから、そこまで私は口出しはできないと思いますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） そうしたならば、天栄村の分担金払う必要ないんじゃないですか。何も試験で入るんだっただらば、何も分担金払う必要ないでしょう。優秀な人集めるんなら、そのとおり、今までどおりだったならば、わざわざ天栄村は看護学校に分担金払う必要ないでしょう。優秀な人材を育てるんじゃないなくて、優秀な人材を集める学校だったならば、そう思いませんか。それ、分担金払う必要ないでしょう、あくまでも試験でやるんだというんだっただらば、なぜ天栄村が分担金払う必要があるんですか。その4市町村のよそのほうからのほうが入学者が多くて、そして卒業したならば、その方々は地元に戻ってしまって、分担金の払っている地域には何の貢献もしないのに、それ納得いきますか。そうしたら、分担金払う必要ないんじゃないですか、村長、答弁ください。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

あくまでもこの看護学院は、公立病院に附属するものというような私も認識でいるものですから、構成市町村として、そこには分担金は負担するのは、これはやぶさかではないのかなと思っております。

また、分担金をお支払いしているから、じゃ、村から何名というような、そんな話は多分、それは今ほど話したように、これはあくまでもその試験で入るというようなことで、4名を受けて3名採用されたと、入学できたというようなときもありますので、それはそれで、あとは看護師になりたい、そういう意欲を持った方がいて、受けて、それで入るというようなことで私はいいかと、そのような認識をしてもおりますので、ご理解をいただければなと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 4名を受けて3名というのは特例、3名を受けて1名とか、2名を受けてゼロとか、そういうふうなのが多いんですよ。後でよく見てください。村長とこれ以上話しても時間が、食い違いありますので、とにかく私はそういう考えでおります。

別にこれに対して、ただ納得いかないで質問しましたけれども、村長がどうしてもその理事会で、そういう話を出すことは村長としてはできないというんなら、それはそれで結構です。ただ、私の言い分は、そういう納得いかないということです。

以上、私の質問を終わります。

○議長（廣瀬和吉君） ほかに質疑ございませんか。

3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 25ページお願いします。

5節地域介護・福祉空間整備推進交付金とありますが、この内容と、村のどういった事業で主に充てられたのか、お伺いします。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） お答えいたします。

地域介護・福祉空間整備推進交付金の473万7,000円の内訳でございますが、こちらにつきましては、介護ロボット導入事業というものがございまして、国の100%補助で、みんなの家の通所介護事業所、あそこと天栄ホームのほうにそのロボットのほうを導入して100%の補助で、国からそのままストレートで行っております。残りの300万円につきましては、湯本デイサービスセンター内に設置しました介護予防・生活支援拠点の場、介護予防事業を実施する一部屋を設けたわけなんですけど、そこに入る備品等の補助で、こちらも100%の補助になっております。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 申し訳ないですが、ロボットのことで、もうちょっと簡単に説明、どういったものなのか。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） お答えいたします。

ベッドのところにセンサーみたいのがついておりまして、一人で起き上がって落ちてしまう、そういったものを防止するような、天栄ホームで導入したのは、そういったものでございます。みんなの家につきましても同様な感じのもので、やはりちょっと目が届かないときに徘徊して、事故が起きてしまうのを防ぐための介護ロボットと呼んでいる事業でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 了解しました。

続きまして、89ページ、19節被災者用住宅借上家賃補助とありますが、これは東日本大震災のほうの被災された方への支援策でしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） お答えいたします。

今ほど議員さんがおっしゃったように、東日本大震災の災害に遭われた方の住宅補助なんです。県の借り上げ住宅のほうの補助の被害等となった方で1名いらっしやっただので、それを村の単独事業で実施しまして、28年度で県のほうの補助が終わったのと同時に、村のほうも終了といたしました。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 村の補助ということですが、これ何年まで見ていますか。1年ごとなんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） お答えいたします。

何年までというのはあれですか、継続ですか。この24万円につきましては、28年度で終了でございます。29年度からは計上しておりません。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 了解しました。

続きまして、137ページ、7節特別支援教育支援員4名とありますが、ちょっと内容をお聞きします。

○議長（廣瀬和吉君） 学校教育課長、櫻井幸治君。

〔学校教育課長 櫻井幸治君登壇〕

○学校教育課長（櫻井幸治君） お答えいたします。

特別支援教育支援員4名の内訳というか、内容ですか。内訳ですか、配属の内訳でわかりました。

主に仕事なんです。特別な支援を要する子供が普通学級で授業を行う場合、一般の子供たちに授業の妨げとなるというところをカバーする上で支援員を配属しているわけでございます。4名の内容につきましては、広戸小学校、大里小学校、牧本小学校、天栄中学校にそれぞれ1名配属しております。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） これは学校にあります特別支援教室というんですか、今ちょっと言葉がわかりませんが。その担当教諭ということなんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 教育長、増子清一君。

〔教育長 増子清一君登壇〕

○教育長（増子清一君） お答え申し上げます。

今、議員おっしゃっているのは、特別支援学級のことだと思うんですけども、その場合については就学審議会、そういうふうなところで医療関係者等含めて、あと親さんと話をし

て、この子はこういうふうなことで、例えば肢体不自由だとか、あるいは知的児対応するとか、そういうような形で審議会がございます。天栄の場合については、鏡石町と共同でやっているわけなんですけれども、ただ総合で適というふうな形になっても、これはあくまでも最終的には保護者さんの同意、あるいは保護者さんがやっぱり特別支援学級で勉強をさせたほうがうちの子供のためにはいいという判断した場合については、そんな形をとりますけれども、ただ、中にはやはり普通学級で一緒にやりたいと。国のほうもインクルーシブ教育推進というふうなことで、国のほうの考え方も、できれば普通学級で特別支援を要するような子供たちも一緒に学習する、そういうふうな方針をとっておりますし、また障害者差別解消法、そういうふうなものも今年でしたっけかな、適用されて施行されたというふうなこともありまして、できる限り国・県、天栄もそうなんですけれども、保護者の意に沿った教育をしていくというふうなことで、今、課長のほうからも話ありましたように、特別支援を要するような、そういうふうな子供でも普通学級で一緒に学習したいと、そうふうな場合については、今ほど支援員さんを配置をして、できる限り普通教室でみんなで一緒に学習する、そういうふうな環境を進めているところでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 特別支援学級自体は村内に、1校でしたか。

○議長（廣瀬和吉君） 教育長、増子清一君。

〔教育長 増子清一君登壇〕

○教育長（増子清一君） お答え申し上げます。

特別支援学級につきましては、まず広戸小学校に1つ、あと大里小学校に1つ、あと湯本小学校に1つ、小学校は4校なんですけれども、3校に設置してあります。あと、天栄中学校に1つ、中学校は天栄中学校のみです。

以上でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 了解しました。

以上で終わります。

○議長（廣瀬和吉君） ほかに質疑ございませんか。

1番、北島正君。

○1番（北島 正君） 11ページの入湯税の関係でちょっとお聞きしたいんですが、本来入湯税というのはお客さんからいただいて、それをここに納めるものだと思うんですが、それらについての税務課の徴収の仕方というんですかね、そういうやつをどういう方法でやっているのか。また、滞納分が226万6,000円という非常に大きくなっていますので、これも一般の税金と同じく何年かに何カ月に分けて、こういうふうを集めていかないと、もうこの

ままいっちゃうんじゃないかと思うので、そこでちょっと見解をお聞きしたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 税務課長、黒澤伸一君。

〔税務課長 黒澤伸一君登壇〕

○税務課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

入湯税の滞納についてのご質問でございます。

こちらにつきましては、入湯施設を利用したお客様がお支払いになって、それを旅館さんのほうで特別徴収義務者として集めるという制度になってございます。毎月末のものを月末締めで15日までに村のほうに申告、そして納税するというのが法律になってございます。しかしながら、やはり金額がそれほど大きくないということもございまして、やはり宿屋さんのほうでは結構な申告自体をためられて、一遍に申告して納税するというスタイルをとっていたのが実情のようなんです。

それで、私のほうでも4月にそういった旅館さんのほうに訪問させていただきまして、これはお客さんから預かる預かり税だというようなことで、一般の支払いと会計を分けて、その都度その都度払ってくれないかというようなお話をさせていただいております。一応、200何がしの滞納額があるんですが、そちらについても2件の旅館さんというようなことで、非常に額が大きくなってございます。とりあえず、私どもがお願いしたのは、現年度分につきましては、予定どおり納めていただきたいと。大きな滞納分につきましては、実を言うと、ほかの分のほかの税についても、ほかの支払いについても恐らく滞納とか借金があるというようなことで、そこらについては計画的に、議員おっしゃるとおり、分納していただくというようなことで対応したいと思っておりますので、よろしくご理解お願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 1番、北島正君。

○1番（北島 正君） では、今の件については、これからも努力していただきたいと思いません。

次に、19ページの土木使用料の中で住宅使用料、これは収入未済額479万6,000円と大きくなっていますが、これの内訳、何戸あるのか、これをちょっとお聞きしたいと思いません。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） お答えをいたします。

定住促進住宅につきましては、現年度分で9戸、過年度分で6戸となっております。村営住宅につきましては、現年度分が2戸、過年度分が3戸というふうな形となっております。

○議長（廣瀬和吉君） ほかにございせんか。

4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 115ページ、15節の工事請負費、湯本スキー場リフト改修工事請負費

ってどんな改修したんですか、これ。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

リフトの一番端っこのほうにワイヤをこう引っ張ってワイヤの緊張を保つ、そういう装置があるんですけども、その油圧緊張装置というんですが、そのユニットと、あとこう引っ張るためのシリンダーついているんですが、このシリンダーとユニット部分を全部交換をしたと、老朽化のため交換をしたというような内容でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 私、一般質問したときだと思うんですけども、その圧雪車もリフトも大丈夫かなと聞いたと思うんですけども、そのとき大丈夫と言ったんですよ、これ。圧雪車も今整備があつた柿沼君が一生懸命やっていて、整備十分だから十分ですとなったのに、これ1年も経たないうち、こんなになっちゃったんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

リフトの整備につきましては、老朽化によるもの等の交換、それから定期的にやらなければならないものということで、一応年次計画のようなものがございまして、昨年度実施しました油圧緊張装置は計画どおりの整備でございました。そこが急に壊れたということではなくて、これは計画上入っていたものでございます。

あと、この後も大きな整備が2件ほど予定しておりますが、計画的に整備をするというものについては、そういった内容で年次計画を立ててやっておりますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） すると、年次計画ということは、今年もやるということですか、これ。今年は何ぼ使う予定なんですか、これ。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

ことし、29年度につきましては、整備の予定はございません。来年度でございますが、そのリフトのワイヤの、その張りかえと、そのワイヤをこう支柱で受けているんですが、そこについているワイヤが乗っかっている部分のローラー、その交換を予定しております。その後、2年後について、今度は動かしているモーターのそのオーバーホール、これ設置から

まだ一回もやっておりませんので、それをやるということで、その2点が今後の整備の予定でございます。

金額でございますが、まずそのワイヤの張りかえにつきましては、概算で大体400万円程度、それからローラーの交換につきましても400万円弱ということでございます。モーターのオーバーホールにつきましては600万円程度の予定でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 改修、改修と、これ2年置きにずっと改修、もう改修することないということはないんですか。これいつまで続くんですか。2年後、2年後なんですか。400万、400万でいくんですか、これ。またどこか壊れるんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えいたします。

今後の予定は、今ほど申し上げました450万から400万程度、600万程度、この3件の予定だけでございます。これ以降、何かあるかということは、今のところございません。

そのワイヤの張りかえの450万円程度のものと、あとローラーの交換で400万円、それからモーターのオーバーホールの600万円、これがあるだけでございます。整備の予定は、この3件でございます。これ以降は、整備の予定は今のところございません。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） これで1,450万かかるといいますよね、これから予定では。そうしたら圧雪車が3,000万ですよね。これ以上かかるんですか。あとはもっと何かあるんですか。それで完璧なんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

予定している整備は今ほどの3件でございまして、これ以上の整備は必要ないという状況でございます。

また、故障等の発生のしないようにメンテナンスもしっかりやって、維持管理を適切にしていきたいと思っております。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） これ、4,500万もかけて、そして去年が957万ですよね。これ、本当にずっと倍ぐらいに増えるんですかね。今の社長、大丈夫なんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

5年間の計画を出していただいております。その計画の達成に向けて努力をしていただきたいということで、再度指定管理者のほうにも強く要請をしていきたいと思っております。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） だから、課長からも強く言っていてください。これだけの金かかっているんだからということと言わないと、やっぱりそれだけの本気度が違うと思うんですよね。よろしくをお願いします。

あともう一つ、18節の湯本スキー場レンタル用品購入費と、これ何買ったんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

大きなもの、数が一番多いものは子供用のスキーとスノーボード用のブーツ、それからスキーの板、ストック、スノーボード、それから大人用も若干ございましたが、主に子供用のレンタル用品を購入したものでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） もっと細かくスノーボードが何台買って、幾らで何台買ってと、そこを細かく言ってもらえますか。

○議長（廣瀬和吉君） 暫時休議いたします。

（午後 3時38分）

○議長（廣瀬和吉君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 3時47分）

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えいたします。

子供用のスノーボード用のブーツが64、それから大人用のスノーボードブーツが15、子供用のスキーブーツが46、大人用のスキーブーツが15です。それから、子供用のボードが19、それから大人用のボードが1、それからゴーグルが大人用が26、子供用が30、それから子供用のスキーの板が31、大人用が15。

以上でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） これは初めて買ったわけじゃないでしょう。もう古くなって新しく交

換したということですか、更新したということ。そうすると、それは何年ぐらいもつんですか、これ。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

これも使い方にもよると思うんですが、前回更新といいますか、それをやったのが大体10年前ぐらいだったというふうに聞いておりますので、昨年購入した分につきましても、10年はもたせていただければなというふうに思っております。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 何か、これスノーボードの割には、スノーボードが壊れていないから使えるということなんですか、ブーツばかり多いですけども。ブーツばかり多くて、スノーボードが余りないような気がするんですけども、スノーボードって傷んでいなくて、余り前の分も使えるということですか、これ。合っていないんじゃないですか、靴と。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

使えるボードについては、ちょっとリニューアルをして、また使っていただくということで、もう使えなくなったボードについて新しくしたものだということでございます。使えるものについては、またリニューアルして使うということでございます。

ボードの数とブーツの数、合わないんですが、ブーツだけ新しくして、ボードはそのままリニューアルしてまた使うという、そのブーツの部分だけ交換というのもかなり数は多いものですから、ボードの数とブーツの数はちょっと合っていない状態でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） これって結構借りるんですか。人の靴、履いた靴、自分で履くのも嫌だと私なりに思うんですけども、結構これ貸し出し、レンタルするんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えいたします。

特に子供さんなんかは、年に何回かしか滑らないということで、自分のもの持っている方ももちろんいらっしゃいますが、多くはレンタル用品を使って滑るというふうなことが多いようでして、レンタルの貸し出しも伸びております。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） それじゃ、湯本スキー場は万全の体制なんですか、これ。何人来ても、

お客さん来ても大丈夫なように田代社長によく言って入場者数を多く、なるだけ使ってもらように、頑張ってくれるように言ってください。よろしくお願いします。

次に、141ページ、需用費の中で灯油代、中学校のこれ灯油代です。これ74万1,000円というのは、あの天栄中学校でオール電化になっているのに、これ湯本中学校が幾らで、天栄中学校が幾らというのはわかるんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 学校教育課長、櫻井幸治君。

〔学校教育課長 櫻井幸治君登壇〕

○学校教育課長（櫻井幸治君） お答えいたします。

中学校に係る灯油代の内訳ということでございますが、天栄中が灯油代8万194円、湯本中学校においては重油も使っております。その分も含めての値段となりまして66万830円と。トータル74万1,024円ということになっております。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） それじゃ、天栄中、別に8万ぐらいなら、オール電化になっているのもっと使っているのかと。湯本中がやっぱりかかるんですね。了解しました。

続きまして、161ページ、19節の負担金、補助及び交付金の中で学校給食費負担金というのは、これは何のお金ですか。

○議長（廣瀬和吉君） 学校教育課長、櫻井幸治君。

〔学校教育課長 櫻井幸治君登壇〕

○学校教育課長（櫻井幸治君） お答えいたします。

学校給食費の負担金120万の件で。こちらは野菜の高騰によって給食費が10円ほど高くなるということでありまして、そちらのほうの負担分ということで120万ほどお出ししております。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） ということは、生徒からもらっている給食費では間に合わないということですね。それで、極端に野菜が高くなったから負担したということですか。了解しました。

終わります。

○議長（廣瀬和吉君） ほかにございませんか。

2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） 私のほうからは1つだけ、確認のためにちょっとお聞きしたいことがあります。質問をいたします。

115ページの、これもまた羽鳥湖じゃなくて、湯本スキー場の関連なんですけれども、今回圧雪車の購入費3,000万何がして購入するということになりましたけれども、去年の賃貸

料、使った756万、レンタル料、これは昨年、2016年に製造された新型ですよ。その新型はわかるんですけども、その前のページ、113ページに湯本スキー場圧雪車点検整備費で260万、じゃ、ありますよね。260万何がして出ているんですけども、これはどういうふうな費用なんだか、ちょっと説明お願いしたいんですけども。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

点検整備費の260万というのは、前の圧雪車の費用でございまして、その点検整備をして使える状態にして、営業シーズンを迎えました。残念ながらちょっと事故になってしまったということで、そういうことで前の圧雪車の点検整備費用でございまして、ご理解をいただければと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） それは先ほどまで4番議員さんからもいろいろ指摘あったと思うんですけども、余りにも管理ミスで費用のかかる面が多々あるんじゃないかなと思ひまして、私はちょっとわからなかったものですから、前のやつも整備したというのは聞いていなかったものですから、だからなぜ新しいやつ260万もかかるのかなと。前の説明では30万くらいで、整備では終わるということでしたので、今度の管理状態を前にも質問されたとおり、保険等もみっちり入っていただいて、費用のかからないように管理状況もしっかりと、今度は株式会社になりました天栄村振興公社の田代社長にもよくお話をし、管理をしっかりやっていたかのようにお願いいたします。

以上で終わります。

○議長（廣瀬和吉君） ほかに質疑ございませんか。

6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） またしても関連でお聞きいたします。

このレンタルのブーツとスキー、これ購入したんですけども、これ今までもやっていたというんですが、大体どのくらいの収益上がったんだか、教えていただきたいと思ひます。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

大体平均しますと、80万から90万程度の収益でございました。1年間、80万から90万。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） そうすると、これ大変なあれですね、利用料が上がるんです。それ、このレンタル料は全部向こうの、スキー場の管理委託者のほうに行っているわけなんだけ

ども、これほど上がっていながら、またしても買ってくれなきゃならないということはどうなんですかね、これ。3年も過ぎたらもともとっちゃうと、10年ももつということなんだけれども、その中で今までの管理とといいますか、管理預託料、ずっと同じ金額で来ていたわけですよ。全然上がらないというのは、ちょっと私らにとっては不可思議でならないんですが、もうまるっきり何でもかんでも、もうもらった金は全部きれいにツープイにしておいて、これだけの80万も上がるということはかなりの利用料じゃないかなと思うんですよ。今までもそういうものだと思ってやってきたわけなんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

その設置者である村と指定管理者とのすみ分けの問題になると思うんですが、今までにつきましても、施設の大規模な修繕、それから備品関係の取得、整備については設置者である村が行って、簡易的な修繕ですとか消耗品については指定管理者が賄うというような、そういったすみ分けで運営をして参りましたので、今回についても備品、レンタル用品の備品でございますので、設置者である村のほうで購入をしたというようなことでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 確かに、備品と言われれば備品なんですけれども、だけれども、これだけを収益を上げる備品なんだから、普通の、収益上がらないのが普通備品じゃないんですか。収益、レンタルで金もうけするやつは備品ですか。どうもそこは私は納得できないんですが、どうなんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

今までの考えですと、その収益を生む生まないという観点からではなくて、取得費用等によって備品か消耗品かというような観点で分類をしておりました。昨年度は、その備品という分類という中で設置者の村が購入したということでございますが、今後につきましては、議員おっしゃるとおり、何年かすれば、投資した費用も回収できるというような状況でございますので、今後の更新については指定管理者と協議をいたしまして、なるべくそちらのほうで対応していただくというふうな方向でお話し合いを進めていきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） そうですね。返すと、なるべく早く返したいという気持ちでやっているということは大変ありがたいことなんです、そういう割には、このところずっとお金

がかかっているわけでございます。何とか早く今まで以下の管理料くらいに抑えることができればと思っておりますが、それを得たとしてもですよ、まだまだこれからもう何千万も、もう2年後に1,000万だ、400万だ、600万だとかかってくるわけなんですから、本当にきちんとその辺は細かく、やはり今度株式会社となった振興公社ときちんと内容のすり合せはしていただきたいなと思います。

その厳しさというのは、社長としてもまだわからないと思うんですよ。こういうこれほど今後金かかっていくというふうなこと。安易に考えて、人が増えれば、何とか収益上がるんじゃないのかなというのは考えておるんじゃないのかなと。そうでなかったら、これは大変失礼なんですけど、ひとつきちんとやっていただきたいと思いますが、それともう一つ、指定管理者の契約は3年に1回ですよ。3年に1回なんだけれども、26年度まで1,100万、27年度が990万、28年度が1,100万と、こうなっているんですけど、この辺はどうなっているんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

27、28、29年度の指定管理料は、3年間990万円ということで協定を結んでおります。28年度につきましては、9月の議会で補正をいただいたんですが、その前の年の雪不足によって収益が上がらなかったと、大幅な赤字になってしまったというようなことで、何とかその補填といいますか、110万円を戻して、1,100万円までなんですけれども、その1年間に限ってそういう対応をしていただきたいということで、村としても議員の皆様にご了解をいただいて、そういった対応をしたということでございます。ですので、残り29年度につきましては、引き続き990万円ということで、28年度についてのみ110万円がプラスになったという状況でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 29年度は1,100万じゃないんですか。990万ですか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えいたします。

990万の予算措置でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 私の間違いです。勘違いです。

それで、先ほどのレンタルの話なんですけど、やっぱり当初の予算の中で、これはスキー場のこういうものだとすることを教えてくれないとわからないんですよ。備品というから、

備品という、まさかレンタルのスキー靴だのスキー買うとは思ってもみない。何かあそこの備品が必要なくらいにしか思っていなかったんですが、やっぱりこういう重要な、特に50万か100万以上、そういった金額出るものについては、やっぱり細かく説明してくれないと、大ざっぱな説明で言われても、私ら細かく一々ここで聞くのもちょっと気の毒だと思って聞かないんですが、こんな説明では、本当に今後は特別委員会でもつくって事細かにやらないと、ただ上辺だけずっと説明して終わりでは、決算になって、こういうのが出てくるというようなことでは困ります。やはり大事なものは、きちんと説明もしていただきたいと思います。

村長にもお願いしたいんですが、これは今決算認定なんですが、このスキー場、本当にもう次から次へと金が出てくるんですよ。来年度の予算組むときには、やっぱりスキー場に関しては特別に5カ年なり10年間の費用の、大きな費用かかるものを全部出してやっていただかないと、小出しにぼちぼちやられれば、ここまで来たんだから、じゃ、しょうがないから、うん、認めましょうという話になっちゃうんですよ。じゃ、200万しょうがないなど、ここまで来たからしょうがないなというようなことでずるずる来ているわけなんですよ。

羽鳥スキー場の問題もあるとおり、多くの金を村で負担して、一般企業まで出資金も返すこともできないで、倒産したわけなんですよ。そういったいい例があるわけなんですから、やはりその辺はきちんと、今後のスキー場とキャンプ場、これらについてもよく今後の計画を、特に村で出さなきゃならない金については、大きな金額はやはり洗いざらいきちんと出して説明をしていただきたいと思います。小出しにちょこらちょこら200万だ、300万だなんて出したってだめですから。

キャンプ場なんかも、何か一時より、いや、今年はもうかっていますよなんていうから、今年はもうかるんだかわからないんだけど、この決算書を見ますと、一時よくなったようなものが去年は下がっているんですよ、結局のところ、キャンプ場の収益が。だから、今年上がれば、150%行っていますよなんていっても、去年は下がっているんですよ、収益が。その中で、もとに戻ったくらいで、150%やっていますなんて、いや、これは大変だ、よく頑張っているなんて思ったら、何だか見たら、決算書見たら、28年度になって落ちているんですよ、すごく収益が。そういったことがありますから、これら2つについては、やはりとにかく羽鳥湖周辺のあの施設、湯本のスキー場も含めて、相当の金をかけているわけですよ。

あと、今ボートの関係、浮き桟橋の関係、あれは棚上げになっているんだけど、あれはどうするつもりなんですか、お尋ねします。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

あの浮き栈橋につきましては、今後のやっぱり利活用なんていうようなことで、ずっといろいろと検討したり、あとはウオーキング大会のときに活用してきた部分はあるんですが、なかなかあとはいいい、その活用ができないというようなことで、今後はあそこを撤去するというようなことで、ちょっと今後見積もりを出していただくような方向で今考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） じゃ、もう完全に撤去をすると、撤退するというようなことで理解していいんですね、あの浮き栈橋については。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） 今後も老朽化したもの等々、公共施設であるものですから、そういったものの一応積算をして、解体撤去等々、どのぐらいかかるのか、そういったものも含めながら、議会議員の皆様方とご相談しながら方向性は決めて参りたいと考えておりますので、今の時点では、その見積もり、撤去費用、そういったものはどのぐらいかかるのかと、そういうものを今多く本当に把握していかないと、古い建物もあの浮き栈橋ばかりでなくてございます。今後は、そういうのも視野に入れながら、持続可能なやっぱり村づくりというように掲げておりますので、そこはしっかりと対応して参りたいと考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） それはそれでいいんですが、特にあのとき買ったいろんな備品ありますよね、ボートもどうなっているんだかわからないんですが、どこかにしまい込んでおると。無線機なんかだのいろんな備品も買ったわけですよ。何ですか、ライフジャケットですか、そういったものから、そういった備品関係はきちんと保管してあるのだから、もう終わっちゃったからなんていって、そのまんまぶん投げっ放しにして、あと使えないような状況であるんだか、きちんと管理されているんですか。

また、先ほどのレンタルのブーツやスノーボード、スキーについても、これは終わったときにはきちんと手入れをして保管しておることなんですか。そのまま保管ということはないと思うんですが、やはりきちんとされているんですか、あわせて2つ。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えいたします。

まず、ボートとライフジャケットにつきましては、旧羽鳥小学校の建物の中に保管をして

おります。それから、無線機につきましては、いろいろなイベントでも活用しておりまして、使っていないときは振興公社の事務所のほうで管理をしております。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 今、幾つか申し上げたんですが、船外機なんかもあるわけですよね。あれなんかは機械なんですから、きちんとメンテナンスしてしまっておかないと、もう本当にこれではあれになっちゃうし、無線機なんかもやはり常時きちんとしておかないと、すぐ使えなくなっちゃうというようなこともありますから、今後きちんと管理していただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（廣瀬和吉君） ほかに質疑ございませんか。

7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） ちょっと確認なんですけど、43ページの3目過年度収入ですか、の中で天栄村湯本学生寮使用料6万6,800円というのがございます。これは学生寮は、いわゆる廃寮になったと思うんですが、過年度収入なので、前に要するに払ってもらえなかったものを28年度に払ってもらったという意味なんでしょうか、確認します。

○議長（廣瀬和吉君） 湯本支所長、星裕治君。

〔湯本支所長 星 裕治君登壇〕

○湯本支所長（星 裕治君） お答えいたします。

湯本学生寮使用料につきましては、先ほど議員さんがおっしゃったとおりで、過年度分を前年度の28年度に1名の方だったんですが、払っていただきました。

以上です。

○議長（廣瀬和吉君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） 了解しました。

それと、次に、75ページの老人福祉施設の中の工事請負費、75ページ、天栄ホームの用地造成工事請負費、天栄ホーム調整池工事、調整池ですか、工事請負費ということで載っているんですが、要するに天栄ホームにどのぐらいのお金がかかったのかと、新しく30床増設したものに。

ちょっと資料といいますか、主要施策の成果というものをいただいていますので、そちらを見てみたんですが、総額、補助事業に要する経費ということで3億8,352万7,840円、これは県費が9,900万円、村が村補助1億円で、借入金1億5,732万7,840円、自己負担金2億7,200万円ということになっています。この主要施策の成果の中で、こんなふうになっているんですが、1つ目の質問なんですけど、この借入金は村が借り入れたという意味なのか、自己負担金、それともこの事業主体である岩瀬福祉会が借り入れたり、自己負担をしたという

意味なのか、お願いします。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） お答えいたします。

借入金につきましては、事業主体が岩瀬福祉会のほうになっておりますので、そちらで借り入れを行っております。自己負担金につきましても、岩瀬福祉会の自己負担で、あくまでも建物につきましては、岩瀬福祉会のほうで全て負担しております。

○議長（廣瀬和吉君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） それと、この天栄ホームの増床分については、土地も村が提供していると思うんですが、この土地代、それから設計代は、これには含まれていないと思うんですが、土地代、設計代の金額はわかりますか。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） 申し訳ございませんが、今手元に持ってきておりませんので、ちょっと金額的にはお答えすることができません。

○議長（廣瀬和吉君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） いや、いいです。じゃ、後からで構いません。

ただ、私確認しておきたかったのは、要するに土地代も設計代も、これは含まれていないわけですから、恐らく総額で、この建物だけで3億8,300万ということなので、恐らく土地代、設計代含まれると5億ぐらいかかっているのかなと思うんです、総額でいきますと、いろんなものを含めると。この半分以上が、この建設費の半分以上を天栄村で持ったということになりますよね。そんなことで、村は裕福だから、かなり使える土地が裕福だから、こういうことができるかなと思うんですが、いずれにしても、そのことを頭に置きながら、この運営をしていただいたと思うんですが、皮肉なことに、この文書のほうに載っています待機者を減らしていきたいということなんですが、待機者を減らして入所者を増やせば増やすほど、要するに介護費は一般の人たちに、あそこに天栄村の入所者を増やせば増やすほど介護費はかかってくると、介護保険料は高くなるということだと思うんですが、住民課長、どうでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） お答えいたします。

今、議員さんがおっしゃったとおり、特養のほうに入られるということは、介護保険料のほうで65歳以上の介護保険料、そちらのほうでだんだん上がっていくという状況になってい

きます。ただ、これから施設のほうは十分に体制が整ったと思いますので、今後は介護予防のほうに十分力を入れて、ここから上がっていかないように十分やっていきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） それで、住民福祉課長、この介護保険料はどうも私感じからして、いわゆる須賀川市とか鏡石町から比べて天栄村は高いと思うんですが、どうですか、わかりますか。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） 基準額で申しますと、天栄村が基準額5,000円に対しまして、須賀川市は5,580円、鏡石町が4,800円というふうになっております。

○議長（廣瀬和吉君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） ちょっと私見た書類では、ちょっと須賀川のほうが安かったように思ったんですが、いずれにしてもその辺のことも十分に留意して、保険料が余り高くなることとは、また滞納も生むということにつながるわけですから、ひとつこの天栄ホームの運営に当たってほしいと思います。

それと、もう一つ伺っていきます。

115ページのこれは何になるんですか、委託料になるんですかね、森林整備委託料1億3,946万6,812円と、これ載っていますが、これを恐らく何カ所か、今森林整備を補助を受けてやっているというふうな説明がありましたので、そういうことだと思うんですが、これを要するにどういったものを基準にその場所というのを選んでいくんですか。そういう基準というのは設けてあるんですか。何カ所か、3カ所か4カ所、もうやられておると思うんですが、その辺説明してください。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

場所の選定につきましては、まず放射線量の高い地区、除染理由最重点地区を優先的に進めるということで、その中でも子供らの影響を考えて、幼稚園の近くですとか小学校の近くということで、まずそこを今進めているというようなことをございます。

そういう基本的な方針はあるんですが、この議会でもいろいろ議論になりました有害鳥獣の対策という観点もございますので、そういう観点も含めながら、住宅地の裏の山の整備を今後継続して進めていきたいというふうな方針でおります。

○議長（廣瀬和吉君） 7番、渡部勉君。

- 7番（渡部 勉君） 課長、私が言いたかったことを今言われたんですが、やっぱり人家に近いところを特に進めてほしいものですから、こういった質問をしたわけで、ぜひ今後人家に近いようなところ、里山的なところをこの対象に入れていただければと思います。
- 以上です。
-

◎延会の宣告

- 議長（廣瀬和吉君） お諮りいたします。

議案審議の途中ではありますが、本日の会議はこれにて延会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

（午後 4時32分）

9 月 定 例 村 議 会

(第 4 号)

平成29年9月天栄村議会定例会

議事日程（第4号）

平成29年9月8日（金曜日）午前10時開議

- 日程第 1 議案第 9号 平成28年度天栄村一般会計決算認定について
- 日程第 2 議案第10号 平成28年度天栄村国民健康保険特別会計決算認定について
- 日程第 3 議案第11号 平成28年度牧本財産区特別会計決算認定について
- 日程第 4 議案第12号 平成28年度大里財産区特別会計決算認定について
- 日程第 5 議案第13号 平成28年度湯本財産区特別会計決算認定について
- 日程第 6 議案第14号 平成28年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計決算認定について
- 日程第 7 議案第15号 平成28年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計決算認定について
- 日程第 8 議案第16号 平成28年度天栄村農業集落排水事業特別会計決算認定について
- 日程第 9 議案第17号 平成28年度天栄村二岐専用水道特別会計決算認定について
- 日程第10 議案第18号 平成28年度天栄村簡易水道事業特別会計決算認定について
- 日程第11 議案第19号 平成28年度天栄村簡易排水処理施設特別会計決算認定について
- 日程第12 議案第20号 平成28年度天栄村介護保険特別会計決算認定について
- 日程第13 議案第21号 平成28年度天栄村風力発電事業特別会計決算認定について
- 日程第14 議案第22号 平成28年度天栄村後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 日程第15 議案第23号 平成28年度天栄村水道事業会計決算認定について
- 日程第16 議案第24号 平成29年度天栄村一般会計補正予算について
- 日程第17 議案第25号 平成29年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第18 議案第26号 平成29年度牧本財産区特別会計補正予算について
- 日程第19 議案第27号 平成29年度大里財産区特別会計補正予算について
- 日程第20 議案第28号 平成29年度湯本財産区特別会計補正予算について
- 日程第21 議案第29号 平成29年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計補正予算について
- 日程第22 議案第30号 平成29年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計補正予算について
- 日程第23 議案第31号 平成29年度天栄村農業集落排水事業特別会計補正予算について

- 日程第24 議案第32号 平成29年度天栄村二岐専用水道特別会計補正予算について
 日程第25 議案第33号 平成29年度天栄村簡易水道事業特別会計補正予算について
 日程第26 議案第34号 平成29年度天栄村簡易排水処理施設特別会計補正予算について
 日程第27 議案第35号 平成29年度天栄村介護保険特別会計補正予算について
 日程第28 議案第36号 平成29年度天栄村風力発電事業特別会計補正予算について
 日程第29 議案第37号 平成29年度天栄村後期高齢者医療特別会計補正予算について
 日程第30 議案第38号 平成29年度天栄村水道事業会計補正予算について
 日程第31 陳情審査報告
 日程第32 閉会中の継続審査申出
 日程第33 発議案第1号 「全国森林環境税」の創設に関する意見書の提出について
 日程第34 発議案第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	北 畠	正 君	2番	円 谷	要 君
3番	大須賀 溪	仁 君	4番	服 部	晃 君
5番	小 山 克	彦 君	6番	揚 妻 一	男 君
7番	渡 部	勉 君	8番	熊 田 喜	八 君
9番	後 藤	修 君	10番	廣 瀬 和	吉 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	添 田 勝 幸 君	副 村 長	森 茂 君
教 育 長	増 子 清 一 君	参 事 兼 総 務 課 長	清 浄 精 司 君
企 画 政 策 課 長	北 畠 さ つ き 君	税 務 課 長	黒 澤 伸 一 君
住 民 福 祉 課 長	熊 田 典 子 君	参 事 兼 産 業 課 長	揚 妻 浩 之 君
建 設 課 長	内 山 晴 路 君	会 管 理 計 者	森 廣 志 君

湯支所 学校教育課	本長 教育長	星 櫻	裕 井	治 幸	君 治	君 君	天保 生涯課	栄所長 学習長	兼 小	子 山	弘 富	幸 美	君 夫	君 君
--------------	-----------	--------	--------	--------	--------	--------	-----------	------------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

職務のため出席した者の職氏名

参議 事務局	兼 会長	伊 藤	栄 一	書 記	星 千	尋
書 記		大 須	賀 久		美	

◎開議の宣告

○議長（廣瀬和吉君） おはようございます。

ただいまより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

よって、定足数に達しております。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（廣瀬和吉君） 本日の議事はお手元に配付いたしました議事日程第4号をもって進めます。

◎議案第9号の質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第1、議案第9号 平成28年度天栄村一般会計決算認定について、昨日からの質疑を再開いたします。

5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） おはようございます。

それでは、35ページ、17款の財産収入の中の土地貸付料75万5,994円の中身なんですけれども、旧羽鳥小学校、あそこは多分昨年度だと思う、その前の年も何年かあったと思うんですけれども、杉の集材場として使われていたと思うんですけれども、あれは一般の業者に多分貸し付けていると思うんですけれども、幾らぐらいで昨年度貸し付けていたのかお伺いします。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、清浄精司君。

[参事兼総務課長 清浄精司君登壇]

○参事兼総務課長（清浄精司君） 答えいたします。

今、旧羽鳥小学校校庭の貸し付けということでございますが、款項目でいきますと、18ページのほうになりまして、款が使用料及び手数料、総務使用料、行政財産使用料ということで、一番上、総務使用料というところがございます。この中の行政財産使用料58万2,000円の中で、貸付料ということで7万5,624円ほど、その収入として入っております。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） 昨年度7万5,624円で、あれ年間貸し付け、1回貸し付けですか。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、清浄精司君。

[参事兼総務課長 清浄精司君登壇]

○参事兼総務課長（清浄精司君） お答えいたします。

期間といたしまして、28年7月1日から29年3月31日まで、この期間の貸し付けの収入と
いうことで入っております。

あとその貸付相手先でございますが、森林管理署の白河支署のほうにお貸しいたしました。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） 旧羽鳥小学校なんですけれども、あの校舎の話なんですけれども、何
年か前までめばえ工舎ということで、木材の加工の多分若林さんに貸していて、ここ何年か
は多分誰にも貸していなかったというふうに思いますが、その羽鳥小学校、校舎校庭も含め
て、今後の利用についてどのように考えているのか。やはりだんだん、使っていないものです
から、屋根とか外壁、それから中も傷んできているかなというふうに思いますが、今のうち
だったらば、ほかの転用もできるかもしれないし、売却することもできるかもしれない。そ
の辺、いろいろな使い道、それともあとは壊すか、更地にするかというふうなこともあるん
でしょうけれども、現在のところどういふふうな考えをお持ちなのか、お答え願います。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

旧羽鳥小につきましては、今体育館のほうは振興公社で羽鳥湖に浮かべていたボートを保
管しているところで、屋根の塗装もしたりメンテナンスをしながら、今維持しているところ
でございます。また、プールにつきましても、随分老朽化してきているというようなことで、
プールについては今後解体をする予定を組みたいというような思いであります。

また、校舎につきましては、木造の校舎というふうなことで、大変趣のある校舎で、大変
価値のあるものだというふうなことで私は認識しておりますので、これについては、民間の
方々がさまざまな活用の仕方があれば、民間の方で使用していただくというようなことで、
他県でも木造の校舎を利用した農家レストランであるとか、あとは山村留学であるとか、そ
ういったところで活用しているというようなお話も聞いておりますので、今、湯本地区につ
いては当然、少子化というような中で、もしその山村留学等々、民間でぜひ活用したいとい
うような方がいれば、そのような方にお貸ししながら維持する方法もあるのかなと、そうい
うことも模索しながらどういふ方法が活用されるのかと、ただ単に古くなったから壊す、壊
してしまったらばあれだけの価値あるものはなかなかできないというようなことでございま
すので、今後もめばえ工舎のような、そういう方もあらわれる可能性も高いものですから、
その中でちょっと維持しながら、そこは見ていきたいなというような思いでございますので、
ご理解いただければと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） 今、村長がおっしゃられたようにぜひ有効な、貴重な財産といえば貴重な財産なので、ぜひ有効に今後利用されることを念頭に、やっぱり年数経過すればだんだん建物も老朽化していきますので、なるべく早い段階にいい方法で、お金のかからない方法で利用できるように、ひとつお願いしたいというふうに思います。

続きまして、同じ歳入のほうなんですけれども、別冊の主要施策の成果ということの28ページ、村民税の下から5行目ですか、法人村民税については、震災復興事業や公共事業受注での建設業等の業績上昇のほか、大型競走馬トレーニング施設の業績の向上等が挙げられますというふうなことを成果として書いてあるんですけれども、これ大型競走馬トレーニング施設の業績の向上、私は余りぴんとこないんですけれども、業績の向上ってどういうことなんですか。お願いします。

○議長（廣瀬和吉君） 税務課長、黒澤伸一君。

〔税務課長 黒澤伸一君登壇〕

○税務課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

大型競走馬トレーニング施設の業績の向上というお尋ねなんですけど、こちらにつきましては、小川にございます大きなトレーニングセンターのことでございます。昨年、一昨年までこちらのほうについては、事業は大きくやっておったんですが、なかなか施設投資であったり、経営が軌道に乗らなかったということで、利益が出ていなかったというようなことが実情でございます。それが今回、昨年度からは利益、黒字に転じたというようなことで、業績向上というようなことでございます。よろしく申し上げます。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） 業績向上なったから利益が出たということはわかります。どうして業績向上、内容的にどういふものが業績向上なんですかという質問です。

○議長（廣瀬和吉君） 税務課長、黒澤伸一君。

〔税務課長 黒澤伸一君登壇〕

○税務課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

実際にあちらの施設におかれましては、サラブレッド、競走馬の育成牧場、トレーニングというようなことでございます。以前は一企業さんで持っていたんですが、今は大型というか、大きないわゆる日本でも有数の牧場施設の傘下に入りまして、預託数であったり扱っている馬の数、それから実際に競争成績、そういったものが大幅にアップして、また利用する方も増えているというようなことで業績上昇というようなことで聞いております。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） それでですね、こういう主要施策の成果の中で、天栄村には大型競走馬トレーニング施設って1カ所しかないんですね。こういうふうに出しちゃうと非常に、い

いのかなというふうには私は逆に心配しちゃうんですけども、その辺は問題ないですか。

○議長（廣瀬和吉君） 税務課長、黒澤伸一君。

〔税務課長 黒澤伸一君登壇〕

○税務課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

確かに以前は牧場2つあったんですが、今この大型競走馬トレーニング施設というようなことで書いてしまうと、やはり限定されるという部分がございますので、今後についてはよくよく留意して掲載したいというふうに思っております。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） この競馬の業界ではこの天栄村のトレセンというのはかなりメジャーで、昨年度のダービー馬も輩出しているということで、言ってみれば天栄村の大きな目玉でもあるんですよ。今後ともここいろいろなつながって、村内にも100人からの従業員が住んでいらっしゃるということで、いろんな面で経済効果もあるし、ネームバリューもあるしということで、今後ですね、今まではそれほど村とのつながり、文化祭等で乗馬のイベントとかやったりはしていますけれども、今後ともいろんな面につながっていくことが望ましいのかなというふうには思いますが、その点について今後、このホースパークとどういうふうな関係性というか、村のいろんな面に生かせればというふうなことを思っているかお伺いしたいんですけども。

○議長（廣瀬和吉君） 副村長、森茂君。

〔副村長 森 茂君登壇〕

○副村長（森 茂君） お答え申し上げます。

ノーザンファーム天栄というようなことで、大変全国的に有名な馬を輩出している牧場だというような認識はしておりまして、実は去年ですか、ダービー馬がいるというようなことでわざわざ面会に行きまして、会わせていただきました。また今年もですね、ダービーを勝った馬がいたというようなことで、素晴らしい牧場だというような認識はしておりまして、これは今後村とのかかわりにつきましてでありますけれども、今現在、民間によるアパート経営というようなことでやっているわけでありまして、そういったものを、今年8戸ほど建設したわけでありまして、そのうちの二、三戸だと思うんですけども、ホースパークに勤めている方がそこに入居しているというようなこともございまして、29年度も建設する予定でありますから、そういった方々が村に住んでもらうというような観点からも、このホースパークとの関係を良好なものにしていくべきなのかなというような認識は持っております。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） わかりました。以上で終わります。

○議長（廣瀬和吉君） ほかに質疑ございませんか。

9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 19ページをお願いいたします。

4目土木使用料の中で、昨日2番議員さんも質問したことでございますが、村営住宅使用料、収入未済額が479万6,000円ございますね。これは大分以前から増えております。といいますのは、私調べてみたんですが、26年度が191万円だったんですね、未済額が。そして27年度が275万6,000円。といいますと、28年度は約200万増えています、未済額が。どのような理由なんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） お答えをいたします。

議員おっしゃるとおり、確かに結構な金額が増えているというふうな状況にはなっております。

こちらにつきましては、27年度の後半からお住まいになっている方々の中で、何名かの方が勤務先を解雇になったりですとか、あとは収入が少なくてなかなか思ったように納付ができないというふうな状況でございまして、28年度の際に何度か折衝しながら、納付いただけないかというふうな形で交渉はしてはしておりますが、なかなか納めていただけないというふうな状況でございます。こちらにつきましては、何度か交渉の中で納めていただけるといふことでお話ししたんですが、やはり納めていただく時期になったときにちょっと待ってくれというふうな形で、それが延び延びになってこのような状態になったような状況でございます。

実際、これだけの金額が未納になっているというようなことで、対応としましては、確かに明け渡し請求というふうな形ではございますが、それにあわせて、同じように水道料の未納というふうなこともございますので、そちらを利用しながら折衝を図ってきておまして、今後この未納が増えないように、今現在対策をしているところでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 特に未済額が多いのは、未納が多いのは、促進住宅のほうが金額が大きいわけでございまして、この促進住宅に入っている方で過年度使用料が未納になっている方、恐らく同じ家庭かと思いますが、その家庭だといいますと、何年入居して何年になるんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） お答えいたします。

定住促進住宅にお住まいの方で未納の方が何年居住しているかというようなことでござい

ますが、ちょっとただいま手元に資料がないものですから、はっきりしたことは申し上げられませんが、その中で未納の方、未納となった年数につきましては、古いもので25年、新しいもので28年というようなことで……

〔発言する声あり〕

○建設課長（内山晴路君） ちょっとただいま資料のほうを持っていないものですから、大変申し訳ございません。

○議長（廣瀬和吉君） 暫時休議いたします。

（午前10時20分）

○議長（廣瀬和吉君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午前10時36分）

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） お答えをいたします。大変お時間をいただきましてありがとうございます。大変失礼いたしました。

入居者で一番、金額の多い方で、入居した年度が平成21年入居の方が60万ほど未納になっている。あとそれぞれ平成16年、平成18年、平成20年というふうな形になっています。

○議長（廣瀬和吉君） 暫時休議します。

（午前10時38分）

○議長（廣瀬和吉君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午前10時46分）

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） 大変申し訳ございません。

平成16年入居の方が、平成26年から36万、平成18年入居の方が平成26年から44万、平成20年入居の方が3名おまして、24年から103万4,000円、21年入居の方が平成25年から60万というふうな形になります。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 今、何年に入居して幾ら幾らとって、なかなかのみ込めなかったんですが、このうちで入居して何年、入居して何年ですよ、一番長い人で、何年になって、そ

の方は、未納の方で一番長い人ね。何年入居して幾らなんですか。今の数字だと最初説明したのではなかなかわからなかったものですから、再度聞きたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 副村長、森茂君。

〔副村長 森 茂君登壇〕

○副村長（森 茂君） 私のほうから答弁させていただきますけれども、一番長く入居している方が16年から入居している方で、平成26年度から滞納してしまっていて、トータルが36万の滞納額がございます。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） この住宅の使用料はいわゆる税金ではないんですよね。家賃ですから、村で一戸建ての建物を建てて、そして入居してもらって人口減少あるいは少子化対策に対応するというような目的のもとに、あの場所に20棟を建設したわけでもございまして、家賃であるわずか月4万だと思いますが、それも払えないようで、先ほど課長が水道料も滞納しているというようなことは言いましたけれども、それだけじゃないと思います。家賃も払えない人が水道料ならず、住民税払っているんですか。住民税のほうは滞納ないですか。

○議長（廣瀬和吉君） 税務課長、黒澤伸一君。

〔税務課長 黒澤伸一君登壇〕

○税務課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

今住民税の滞納はないのかというようなお尋ねでしたが、今ちょっと名簿を確認、お互いすり合わせはしていないので、しっかりしたことは言えないんですが、おおむねやはり同じように滞納しているというふうに認識しております。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 一番、その少子化対策に対して、特に大里地区の子供たちが少ないということであの地域に建設したわけでもございますが、このような未納の状態が続いて、過年度の方が6戸、また増えて、今度当年度の方と合わせると9戸も未納になるというような現状では、先が非常に思いやられます。

それで、何年でしたっけ、以前は20年入居すると100万円だけ払って自分のものになるというような制度でしたが、年度が何年か前に変わったと思うんですが、それ何年でしたか、もう一回説明していただいて、それから、この年数がもう少しでなるというような場合に、滞納はもちろんないと思いますが、滞納があった場合にはそういう方が買うことができるかできないか、そこら辺はきちっとすべきだと思いますが、その辺の説明もあわせてお願いします。

○議長（廣瀬和吉君） 副村長、森茂君。

〔副村長 森 茂君登壇〕

○副村長（森 茂君） お答え申し上げます。

あの定住促進住宅につきましては、あの当時、大里小学校の児童が減ってしまうというようなことから、平成15年から始まった事業でありまして、現在20戸ほど建っております。そういった中で、今申し上げたとおり、16年から入居されている方が大分多くの滞納をしているというようなことございまして、それらの解消につきましては、当然建設課員が訪問して徴収をする、さらには連帯保証人もおられるわけでございますから、そちらのほうにも伺って徴収をしていくというようなことには話はしておるところでありますけれども、ましてさらに29年度につきましては、課長経験者がいわゆる専門員として建設課に配置しているわけでありまして、そういった方にも今後十分に活躍をしていただいて、滞納の解消に努めていきたいというような考えであります。

監査委員のほうからも大分滞納が指摘されまして、村として今後どうするのだというようなこともありまして、村とすれば、退去も辞さない、退去してもらおうとも考えていくというようなことで、今後、今ちょっと弁護士と相談しながらやっているところでございますので、もう少しお時間をいただきたいと思っております。

〔発言する声あり〕

○副村長（森 茂君） その払い下げにつきましては、当初20年経過した物件については払い下げるというようなことございまして、滞納があればだめだと。当然滞納がある方が、そういった金を捻出して購入するというのもなかなか難しい話だとは思いますが、今現在20年を12年というようなことで、8年繰り下げて払い下げを可能だというようなことでは改正をしています。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 今の話ですと、12年で自分のものになるというような話でございますが、建設したのが15年ですか、そして入居を始めたのが16年からといいますと、一番長い人は間もなくそういうふうな時期に達するかと思います。

今、副村長がそういうふうこれから未納を改善するように努めていくというようなことございましてから、少しは安心をしてお任せするしかないなと思っておりますが、その未納している家庭状況、プライバシーの件もありますから、詳しくは説明する必要はありませんけれども、非常に困っているような、誰が見ても未納がやむを得ないなというほど家庭的に大変だというような状況のうち中にはあるんですか。誰が見てもそんなことがない、払って当然だと思えるような家庭だと思っておりますが、支障のない程度でその点を説明願います。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） お答えいたします。

建物については、きれいな状態というふうな形なんですけど、住宅のほうの、玄関を入りますとやはりちょっとちらかっていたり……

○議長（廣瀬和吉君） 課長、そんなこと聞いてない。生活。

〔「生活保護受けるような人が入っているのかって聞いているわけ」の
声あり〕

○建設課長（内山晴路君） 生活保護まではいくような状況ではございません。ただ、実態調査といいますか、聞き取りといいますか、そういった交渉の中で今の現状等を把握しながら話をしておりますので、実際所得状況についてはどうなんだというふうなことで交渉はしておりますが、やはり収入が少ないであったり、また先ほど申し上げましたように、解雇をされたら、そういうふうな状況の方ですとか、あとは借金があるというふうなことをお伺いしていますので、そういった中で考えますと、その中で住民税ないしそのほかの使用料等も発生しているものがありますので、なかなか支払っていただけないというふうな状況でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） この問題で余り長くやっているわけにいきませんので、最後ですね、村長のこの未納に対して進め方を、意気込みをお聞かせ願いたい。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

先ほども副村長から答弁があったように、元課長経験者がそこに当たっているというような取り組みと、また退去というようなことも視野に入れながら、これも顧問弁護士と相談しながら、どういう方法でやれるのかというようなことで話し合いもしたところでございます。

その中で、今ほど生活困窮者いないのかというふうな質問でございましたが、私も社会福祉協議会、会長をあずかっている中で、生活資金を借りに来た方もいらっしゃいます。その中で、実態調査もしながら、余りにも追い込むようなこともしないようにしながらですね、そこは見きわめて進めていただきたいというようなことで話もしました。

その方もようやく職も決まって、先月少しずつですが返済にも対応できたというようなことですから、そういうのを見ながら、あとはその子供たちの育成というようなことで進めてまいりたいというようなことでおりますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） この問題については、あと当局にお任せして、早く未納者が完済できるように努めていただきたいと思います。

次に入ります。もう一つお伺いいたします。

51ページ、15節工事請負費の中で防犯灯設置工事がLEDの電球交換ということで、28年度12カ所行いましたということで、32万上がっていますね。このLEDの交換は毎年10カ所前後ずつやっているかと思いますが、何年から始めて、今まで何カ所くらいやったのでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） お答えいたします。

28年度の防犯灯設置工事請負費の件でございますが、これについては交換というよりも、各行政区から設置の要望があったものの設置でございます。交換につきましては、今年度から各行政区の区長さんに申請していただいて、村のほうで補助金という形で出しまして、それぞれ行政区のほうでやっていただくというような形にしております。

あと、今申し上げましたように、交換というのは今年度からでございますので、最近は新設の部分、これもLEDの蛍光灯、ここ2、3年はLEDの蛍光灯を設置しております。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） このLEDはすこぶる明るいんですね。明るいし長持ちをするということで、大変、LEDに今、どこでも交換するようになっていきます。村でもやはり村全体が明るくなりますし、これ防犯灯というんですから、防犯のためにもやはり、明るい村にするためにも、早目に交換の部分でも進めていってほしいと思います。

村内、防犯灯かなりあると思います。何百だか幾らだかわかりませんか。これを進めていくのには結構の年数がかかると思いますが、1年に何カ所くらいずつこの交換はやっていく考えでしょうか。何カ所もあるわけですから、かなりのペースで上げないと、村内全部がLEDに交換するにはかなりの年数がかかると思いますので、どのくらい、どういうことを考えているかお聞かせ願います。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） お答えいたします。

まず防犯灯、村内各行政区で管理していただいている防犯灯でございますが、約400灯、400基ぐらいは今確認しております。これにつきましては、今年度から防犯灯のLED化、LEDへの交換ということで、当初でも予算を確保しているところでございますが、各行政区、今年度からスタートいたしておりますので、各行政区からの申請、今当初予算の枠でおさまらない状況でございます。これにつきましては、この後補正予算のほうで提示させていただきますので、その中でまたご説明をさせていただければと思います。

あと、どのぐらいで終わるかということでございますが、今年度、ほぼ8割ぐらいの行政

区から申請出ておりますので、今年度やって、あと来年度ぐらいではほぼ100%になるような見込みでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） わかりました。早く進めていただくようお願いいたしまして、私これで質問を終わります。

○議長（廣瀬和吉君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第10号の質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第2、議案第10号 平成28年度天栄村国民健康保険特別会計決算認定について質疑を行います。

6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 200ページの診療施設の勘定をちょっと見ていただきたいと思います。が、外来収入、診療報酬あるんですが、ここにはですね、この収入の中に患者に対する支給というか、出しております薬代も入っているかどうかお尋ねしたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） お答えいたします。

1款1項の外来収入ですが、1、2、3目につきましては医療保険からの収入になります。

そこには薬のほうも入っております。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） そうしますと、薬代で幾らの収入があったかわかりますか。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） お答えいたします。

合算になって決算書のほうに載っておりますので、レセプトのほうを点検しないとわからないのでお答えできません。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） それは後から調べていただきたいと思います。

そこでですね、これ薬の件なんです、薬の在庫はこの中に出ていないですが、薬の在庫はどのくらい抱えているか。これわからないですか。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） 大変申し訳ございません。年度末に診療所のほうで棚卸しで在庫の数はきちんと把握しておりますが、ちょっと今手元に、私のほうに持っておりませんので、申し訳ございません。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 棚卸しをしておるといふうなことで、きちんと薬の管理はされていると思います。

それでですね、診療所の薬というのはこれは全て現金買取していると思うんですが、効力の切れた、期限の切れた薬は返品しているのかどうか。また、期限が切れたのは廃棄処分しているのかどうか。その辺ちょっとお尋ねしたいですが。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） 申し訳ございません、時間をいただければすぐ確認します。

〔発言する声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 暫時休議いたします。

（午前11時11分）

○議長（廣瀬和吉君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午前11時21分）

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） 大変お時間をいただいて申し訳ございませんでした。

診療所のほうを確認したんですけれども、ただいま医師と看護師しかおらず、ちょっと棚卸しの件数については確認がとれなかったんですが、薬の切れたやつにつきましては、麻薬については保健所のほうで処分ということで、あと期限の切れているものにつきましては焼却処分しているということです。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） ちょっとわからないということなんで、1つですね、じゃ私が言いますからこれは調べてください。この年間の薬代の売り上げといいますか代金。それから棚卸しの残高。幾ら今薬残っておるのだから。それと焼却した薬の金額、毎年です、これ3年ぐらい調べてもらって。ということでお願いしたいと思います。

ただ、今心配なのはですね、一応麻薬なんかは保健所で処分すると、そのほかはそれなりの処分しているというんですが、この辺の処分についての確認は役場のほうでは把握しているんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） お答えいたします。

処分するときには役場のほうで立ち会いということは行っておりませんので、把握しておりません。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 立ち会っていないということで、処分するのは問題ないですが、例えば差損が当然出てくると思うんです。差損が出なきゃ一番いいんですが、差損も当然棚卸表の中に差損も出てきているかなと思うので、それを見れば当然わかると思いますが、そこまできちっとしないとですね、やはり薬は大事なものですから、これは本当に麻薬みたいに害になる薬もあるわけですから、やはりそういった管理ですね、管理がきちんとできているか等についてもよく調べて、後からきちんとしたことをお伺いしますので、ちょっと調べていただきたいと思います。

以上です。

○議長（廣瀬和吉君） ほかに質疑ございませんか。

1番、北島正君。

○1番（北島 正君） 今の関連ではないんですけれども、診療所の関係でちょっとお聞きしたいんですが、毎年多分診療収入は減っていると思うんですね。そのうち収入が4,600万のうち、医者への賃金というのは2,000万近く、約半数になっているんです。前は訪問ですか、してお医者さんが行っていたと思うんですけれども、今現在はそういう状況はやっています

か。実施していますか。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） お答えいたします。

往診診療のことだと思いますが、往診のほうはやっている状況でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 1番、北嶋正君。

○1番（北嶋 正君） では、少しでも診療報酬を上げるように努力していただきたいと思
います。

○議長（廣瀬和吉君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第11号の質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第3、議案第11号 平成28年度牧本財産区特別会計決算認定につ
いてを質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第12号の質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第4、議案第12号 平成28年度大里財産区特別会計決算認定についてを質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第13号の質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第5、議案第13号 平成28年度湯本財産区特別会計決算認定について質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これより採決を行います。
本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。
〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第14号の質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第6、議案第14号 平成28年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計決算認定について質疑を行います。
〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終わります。
これより討論を行います。
討論はありませんか。
〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これより採決を行います。
本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。
〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第15号の質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第7、議案第15号 平成28年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計決算認定について質疑を行います。
〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終わります。
これより討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第16号の質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第8、議案第16号 平成28年度天栄村農業集落排水事業特別会計
決算認定について質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第17号の質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第9、議案第17号 平成28年度天栄村二岐専用水道特別会計決算
認定について質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第18号の質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第10、議案第18号 平成28年度天栄村簡易水道事業特別会計決算認定について質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第19号の質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第11、議案第19号 平成28年度天栄村簡易排水処理施設特別会計決算認定について質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第20号の質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第12、議案第20号 平成28年度天栄村介護保険特別会計決算認定について質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第21号の質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第13、議案第21号 平成28年度天栄村風力発電事業特別会計決算認定について質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第22号の質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第14、議案第22号 平成28年度天栄村後期高齢者医療特別会計決算認定について質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第23号の質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第15、議案第23号 平成28年度天栄村水道事業会計決算認定について質疑を行います。

6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 資料の8ページ、ちょっとお願いします。

ここにですね、下のほうに長期前受金収益化累計額ということで、イロハそれぞれ補助金がありますが、ここの負債の部のマイナスになっているということはどういうことなのか、説明をお願いしたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） お答えをいたします。

こちらの長期前受金収益化累計額の、こちらのほうの三角表示につきましては、補助金として受け入れたものに関しては長期前受金として計上するというふうな形になっております。そして事業年度ごとに、長期前受金戻し入れとして営業外収益に計上することとなっております。減価償却見合い分として同様に計上することとしておりまして、各事業年度ごとに減価償却としてそれぞれ計上しているところでございます。

こちらにつきましては、平成23年度に会計制度の改正がございまして、当時みなし償却ということで補助金分は計上していなかったんですが、その補助金分を計上するような形になりまして、長期前受金とこの下のほうの長期前受金収益化累計額のほうと相殺するような形で両方に計上しているような状況になっております。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 確認させていただきますが、補助金で来たものについては償却資産なんでしょうけれども、これは減価償却の見合い分だけしかその年度におろすことができないという理解でよろしいですか。わかりました。以上です。

○議長（廣瀬和吉君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案審議の途中であります。昼食のため1時30分まで休みます。

(午前 11時38分)

○議長（廣瀬和吉君） 午前中に引き続き再開いたします。

(午後 1時30分)

◎議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第16、議案第24号 平成29年度天栄村一般会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、清浄精司君。

[参事兼総務課長 清浄精司君登壇]

○参事兼総務課長（清浄精司君） 議案書35ページをお願いいたします。

議案第24号 平成29年度天栄村一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

平成29年度天栄村一般会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,085万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億4,182万1,000円とする。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成29年9月5日提出、天栄村長、添田勝幸。

40ページをご覧願います。

第2表、地方債補正（変更）

起債の目的、1、臨時財政対策。補正前、限度額1億円。起債の方法、証書借入または証券発行。利率、年4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）。

償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、村財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利債に借り換えすることができる。補正後、限度額1億1,625万8,000円。起債の方法、利率、償還の方法については変更ございません。

次に、歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入。

10款地方特例交付金、1項地方特例交付金、1目地方特例交付金、補正額18万2,000円。減収補てん特例交付金の額の確定による増でございます。

11款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、補正額3,842万3,000円の減。まず普通交付税の額の確定による減でございます。そして、震災復興特別交付税、側溝堆積物除去に充てるものでございますが、そちらのほうの2,000万円ほどでございます。

13款分担金及び負担金、2項負担金、3目教育費負担金、補正額46万8,000円。こちらは幼稚園の広域入園負担金ということで、矢吹町在住の園児でございますが、天栄幼稚園のほうに入園、通園しております。そのための負担金として矢吹町のほうからの負担金でございます。

14款使用料及び手数料、1項使用料、5目教育使用料、補正額5万9,000円。こちら、今の矢吹町からの園児の授業料でございます。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、補正額82万3,000円。こちら社会保障・税番号システム整備に係ります補助金でございます。

5目土木費国庫補助金、補正額2,000万円。こちらは福島再生加速化交付金、側溝堆積物除去に充てるものでございます。

8目労働費国庫補助金、補正額1,171万6,000円。こちらはその下、県支出金の一番下、9目労働費県補助金がございます。こちら県補助金、県支出金から国庫支出金への組み替えでございます。内容といたしましては、地場産品安全安心PR事業、観光産業振興促進事業、中小企業復興事業、こちらに充てるものでございます。

16款県支出金、2項県補助金、3目衛生費県補助金、補正額50万円。こちらは除染対策事業の交付金でございます。

4目農林水産業費県補助金、補正額182万4,000円。こちら3つほどございます。これは支出のほうでご説明させていただきます。

5目商工費県補助金、補正額166万8,000円。こちら新規で、福島県観光力づくり支援事業の補助金でございます。

9目労働費県補助金は、今申し上げたとおりの組み替えでございます。

16款県支出金、3項委託金、6目消防費委託金、補正額1万1,000円。手数料でございます。

7目民生費委託金、補正額1万円。こちら事務費の交付金でございます。

18款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金、補正額3,744万円。こちらはがんばれ天栄応援寄附金見込みによる増額でございます。

19款繰入金、1項特別会計繰入金、2目工業用地取得造成事業特別会計繰入金、補正額700万円。5目後期高齢者医療特別会計繰入金、補正額10万7,000円。6目介護保険特別会計

繰入金、補正額639万2,000円。それぞれ特別会計からの繰入金でございます。

2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、補正額1,300万円。

20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金9,280万9,000円。額の確定によるものでございます。

21款諸収入、4項雑入、2目雑入、補正額38万8,000円。3目過年度収入、補正額33万9,000円。額の確定によるものでございます。

22款村債、1項村債、1目総務費、補正額1,625万8,000円。臨時財政対策債でございます。46ページをお願いいたします。

次に、歳出でございます。歳出につきましては、各目の中で2節、3節、4節の人件費の補正を計上しております。当初予算につきましては1月1日現在の人員で編成しておりますので、その後の人事異動等によりその差額を計上するものでございます。

1款議会費、1項議会費、1目議会費、補正額9万9,000円の減。こちら3節、職員異動による減でございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額2,706万6,000円。2節、3節、4節につきましては、人件費異動による増減でございます。報償費で3万円。工事請負費ということで、こちらが防犯灯の工事請負費でございます。こちらは60基、これは村で管理している防犯灯を工事請負費という形で今回更新するものでございます。次に、19節でございますが、こちら700万円。こちらは各行政区のほうに補助金として支出するもので、230基ほど見込んでおります。

5目財産管理費、補正額2,747万1,000円の減。まず委託料でございますが、これは国で定めた地方公会計標準ソフトウェアを導入するための委託料でございます。15節で庁舎内に喫煙室を整備するための工事請負費でございます。25節積立金は、こちらは減額でございます。

6目企画費、補正額203万4,000円。次のページをご覧くださいなのですが、次のページで19節、ここで、下ですが、こども未来応援事業補助金で70万円の減額をしております。これを8節報償費のほうで、こども未来応援事業の講師謝礼、ここの需用費のほうで消耗器材、ここで20万円、こちらに組み替えを行っております。また、もう一度19節のほうをお願いいたします。ここで情報セキュリティクラウド負担金ということで79万9,000円減額しております。こちらは14節使用料のほうで、セキュリティクラウド使用料ということで組み替えをさせていただいております。

48ページのほうをお願いいたします。

7目支所及び出張所費、補正額218万5,000円。まず職員手当につきましては、時間外勤務手当でございますが、災害発生時に湯本支所のほう、避難所となっておりますので、その関係の時間外勤務手当でございます。15節工事請負費、これは湯本支所に椅子式の階段昇降機を設置するための工事請負費でございます。支所が避難所となっておりますので、高齢者、な

かなか2階に上がるのが困難な方もいらっしゃるということで、階段式の昇降機を設置するものでございます。

10目ふるさと納税費、補正額6,958万6,000円。歳入のほうで見込みより増とした分を報償品、あとふるさと納税電算委託料、あとがんばれ天栄応援基金積立金ということで、それぞれ見ております。

2項徴税費、1目税務総務費、補正額169万2,000円の減。こちら2節、3節、4節、職員の異動に伴うものでございます。

2目賦課徴収費、補正額30万3,000円。こちらにつきましては、相続人のいない財産、土地を滞納処分するための費用でございます。まず報酬のほうで財産管理人の報酬予納金、あと委託料のほうで弁護士の委託料を見ております。

3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、補正額46万6,000円の減。2節、3節、4節、職員の異動に伴うものでございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、補正額75万6,000円の減。こちらも2節、3節、職員の異動に伴うものでございます。

2目老人福祉費、補正額195万円。まず需用費につきましては、天栄デイサービスセンターのエアコン修繕でございます。あと委託料でございますが、こちら高齢者いきがい活動支援事業委託金、これ水中ウォーキングに係るものでございますが、ここで10万円減額して、使用料のほうで会場借り上げ料ということで、こちらに組み替えをしております。あと委託料の中の介護保険システム改修委託料は、県からの補助を受けまして改修を行うものでございます。

15節工事請負費、こちら291万6,000円の減でございますが、こちら機械の入浴機、工事費のほうで見ておりましたが、18節備品購入費のほうに組み替えを行うものでございます。324万円。あと工事請負費は、湯本デイサービスセンターの看板設置工事請負費、あと備品購入費のほうで30万円の減で、GPS徘徊探知機、こちらを20節扶助費のほうに組み替えまして、GPS貸出事業という、QRコード事業ということで組み替えをしております。繰出金につきましては、115万円、介護保険特別会計の繰り出しでございます。

5目障害対策費、補正額64万9,000円。こちらシステム委託料、あと償還金利子及び割引料につきましては、実績による返納でございます。

7目臨時福祉給付金給付事業費、補正額126万2,000円。こちら23節で実績による精算返納でございます。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、補正額157万9,000円。こちら委託料システムの改修。あと23節が実績による返納でございます。

3目保育所施設費、補正額303万1,000円。2節、3節、4節は職員の異動によるものでござ

ございます。あと15節でございますが、天栄保育所の屋根塗装工事請負費ということで、今回補正をさせていただいております。

3項国民年金費、1目国民年金費、補正額380万4,000円。2節、3節、4節、職員の異動に伴うものでございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、補正額12万3,000円の減。2節、3節、4節、職員の異動に伴うものでございます。

3目環境衛生費、補正額9万1,000円。こちらもシステム改修に伴うものでございます。

7目放射能対策費、補正額1,447万1,000円の減。こちら2節、3節、4節でございますが、これまで原子力災害対策室という形でありましたが、組織改編による2名分の減でございます。11節需用費につきましては、仮置場のフェンスの修繕でございます。

2項清掃費、1目ごみ処理費、補正額23万5,000円。こちら小川のリサイクルハウスの修繕工事でございます。

6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費、補正額7万4,000円。こちら8節、11節、農業者年金加入促進のための費用でございます。

2目農業総務費、補正額293万5,000円。こちらも2節、3節、4節、職員の異動に伴うものでございます。

3目農業振興費、補正額135万9,000円。需用費につきましては、道の駅羽鳥湖高原の屋根の修繕でございます。19節につきましては、元気な産地づくり整備事業補助金ということで、県からの補助で歳入があったものでございますが、長ネギ生産組合で購入する管理機に対して、県の補助に上乗せをして村の補助を行うものでございます。

6目水利施設管理費、補正額5万9,000円の減。こちら2節、3節、職員の異動に伴うものでございます。

8目水田農業構造改革対策費、補正額8万3,000円。こちらも新規事業で、ふくしまプライド日本酒の里づくり事業補助金ということで、酒米の精米費用の一部を県で補助するというものでございます。

9目地域農政特別対策推進活動費、補正額150万円。こちら19節で、農業次世代人材投資事業補助金ということで、新規就農者、新たに1名ございまして、その方への補助でございます。

11目羽鳥湖高原交流促進センター費、補正額31万4,000円。こちらは消防設備、誘導灯、火災報知機等の修繕でございます。

2項林業費、2目林業振興費、補正額197万2,000円。2節、3節、4節、職員の異動に伴うものでございます。

7款商工費、1項商工費、3目観光費、補正額222万6,000円。こちらも新規事業で、福島

県観光力づくり支援事業に取り組むためのものがございます。旅費、需用費、委託料ということで、委託料につきましては観光番組制作委託料ということで上げさせていただいております。

4目地域開発費、補正額20万円。こちらは湯本古民家、カヤぶき屋根の修繕に伴うものがございます。

6目放射能対策費、補正額200万円。こちらは合宿誘致助成事業補助金ということで、冬期合宿の誘致キャラバン及び申し込み団体への助成金として補正するものがございます。

8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、補正額54万円。2節、3節、4節、職員の異動に伴うものがございます。19節でございますが、こちら国道118号道路改良促進期成同盟会負担金ということで、看板制作のための費用でございます。

2項道路橋りょう費、1目道路維持費、補正額4,510万円。需用費、車両修繕についてはダンプの修繕でございます。工事請負費、15節につきましては維持工事ということで、村道法面から出ております枝の伐採費用を見ております。また、側溝堆積物除去工事を見ております。

2目道路新設改良費、補正額1,280万円。2節、3節、4節、職員の異動に伴うものがございます。あと15節が橋梁の補修工事、村道舗装の打ちかえ工事でございます。22節が電柱移転補償料、こちら児渡・滝田線道路改良工事に伴うものがございます。

9款消防費、1項消防費、2目非常備消防費、補正額8万円。まず3節でございますが、こちら消防団活動支援隊の活動手当を見ていますものがございます。

3目消防施設費、補正額16万9,000円。こちらは備品購入ということで、ホース格納箱を見ております。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、補正額372万6,000円。2節、3節、4節、職員の異動に伴うものがございます。11節、13節、15節でございますが、これは大里小の教員住宅の関係するもので、外国語指導助手が入っておりますが、その修繕あるいは警備装置等でございます。

2項小学校費、1目学校管理費、補正額85万2,000円。11節修繕費といたしまして、広戸小学校のポンプ修繕、湯本小のトイレパネルヒーター修繕等でございます。

4項幼稚園費、1目幼稚園費、補正額965万6,000円。2節、3節、4節、人事異動に伴うものがございますが、これまでの天栄幼稚園に加えまして、今回湯本幼稚園の2名、こちらに入っております。7節賃金につきましては、嘱託教諭の減によるものがございます。

5項社会教育費、1目社会教育総務費、補正額8万7,000円。2節、3節、4節、職員の異動に伴うものがございます。

6目生涯学習センター費、補正額30万8,000円。こちらは14節で図書館の情報システム機

器、システム更新に伴う費用でございます。あと備品購入費につきましては消火器の購入でございます。

6項保健体育費、2目湯本保健体育費、補正額80万円。こちら15節で湯本体育館トイレを和式から洋式に2カ所改修するものでございます。

3目学校給食センター費、補正額544万3,000円。こちら13節委託料で給食センターの地質調査業務を委託するものでございます。

4目天栄体育施設費、補正額11万7,000円。こちらが、11節が運動広場ランニングコースの照明をLED化するもの、あとは備品購入については体育館の消火器を購入するものでございます。あと屋内消火栓のホースでございます。

14款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額12万4,000円の減。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 57ページの13節の観光番組制作等委託料、これ内容をもう少し詳しくお聞きしたいんですけども。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

天栄村の持つ秋冬の時期の観光の魅力を紹介するためのテレビ番組の制作でございまして、内容といたしましては、羽鳥湖周辺の紅葉ですとか、それから露天風呂の風景、雪の積もったカヤぶきの風景、ブリティッシュヒルズの冬のライトアップなど、村ならではの観光素材をPRするための番組を制作するものでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） これは何テレビで何時から放映で、何時からやる予定、その内容。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

テレビ局は東京メトロポリタンテレビジョンを予定しております。放送の時期ですが、これから正式な契約になって取材を行いますので、来年の1月の実施を予定しております。その時期、放送日時についてはまだ未定でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） これは福島では放送しないということですか。福島放送にはそういう

テレビ局ありませんけれども、どの辺エリアで放送するんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

放送地区は関東エリアでございます。首都圏からの誘客促進を図るということから、そちらでの放送を行うというものでございます。

○議長（廣瀬和吉君） ほかに質疑ございませんか。

6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 地方債の償還方法の件なんでありますが、ここの、40ページ見ていただきたい、償還の方法がございませぬ。ここにただし書きとして、村財政の都合によっては償還期限の短縮、または繰上償還もしくは低利債に借り換えすることができるとなっておりますが、ここで政府資金についても、途中でこういった前の利率のところに書いてありますが、整理見直しを行うというようなことが書いてありますが、こういった約定が政府資金にもあるのかどうかお尋ねしたい。

○議長（廣瀬和吉君） 暫時休議いたします。

（午後 2時00分）

○議長（廣瀬和吉君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 2時03分）

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） お時間いただきありがとうございます。お答えいたします。

政府資金の借り換えはございません。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） そのことについてはできないということなんです、ここの償還方法のところについてはそういうふうにもとれるし、また、全部市中銀行と同じく、金融機関と同じくできるのかと、これどっちにもとれるような書き方になっているわけなんで、できないという、はっきりできないということだね。

ということは、この政府資金、ひもつき資金を何か借りなきゃ、使わなきゃならないということがあるんです。村で。普通の市中銀行なり金融機関から政府資金使わないで借りるということではできないのね。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） お答えいたします。

この政府資金を借り入れるか、市中銀行を借り入れるかは、資金区分によって決められているものがございます。その中で今借り入れを行っているというところがございます。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） そうすると、市中銀行ではだめだという資金も中にはあるということ。何でかんで政府資金を使わなきゃならないという。それは資金によって違うということやむを得ないんですが、大分水道の借入金は少なくなっているんですが、やはりこれも前から言っているとおり、大分少なくなっているんですが、今見ると0.5くらいからあるのに、5%も6%も払わなきゃならない。こういうばかげたことを政府自体がですね、各自治体から高い金利を吸い上げるという事態が、私にとってみれば納得できないような話なんですよ。皆さんに言ってすぐこれ直せと言っても、相手が国なものでちょっとらといかないと思うんですが、できるだけこういう資金はですね、使わないようにしていただければなと思うんです。

やはりそういう資金によっては借りなきゃならないということなんだろうが、こういった問題を誰に言ってもいいかわからないんですよ。ここで騒いでも私たちの言葉が国のほうに通じないわけですから。何とかこれを、やはり村長のほうも、やはりおかしいと思うんで、どういった機会に言えばいいんだか私もわからないんですが、やっぱり正すべきは正さなきゃならないんじゃないんですかと思うんですが、どうですか。こういう10倍もする金利を払わされるとい、こういう低金利に、村長仕方ないと思って納得しますか。どうでしょう。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

私も就任後、議員がおっしゃるように、余りにも金利が高いの何とかならないかと言ったこともございました。まだ同じような話の中で、なかなか借り換えというのはちょっと難しいですよというようなこともやっぱり言われた中で、やむを得ない部分、あとは単独でやれる部分とか、そういった部分に関しては市中銀行なり、そういったところのものを借りてやるというような方法もありますので、それは、私もそこは疑問に思って、機会あるごとには、要望に行ったときなんかは話したりはしておりますが、他の市町村もそのようなことで、納得をするわけではないですけど、やむを得ないというような思いでおりますので、今後はそういったところをしっかりと、もしできるものであれば見直しをしながら、借り換えをしながら、進めていければという思いでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） そんなことで、村長に言ってもなかなかち明く問題でない、昔の借り入れですから、ひとつ機会があるごとに正すべきだと思っております。

そしてもう1つなんですが、47ページの、大変たばこを吸ってる身分として心苦しいわけでございます。そんな関係で、できるだけ簡易な喫煙所というようなことで、この前、あそこの3階の奥、西の奥の炊事場というんですか、あそこあたりが金がかからないでいいだろうと思ったら、ここを改修するのこれほどかかるのですね。60万。私らは5万10万の世界で、雨さえ降らなきやいいからつくってほしいなと思って要望していたわけなんです、これは何でしょう、こんなにかかるんですか。ちょっと内容を教えていただきたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、清浄精司君。

[参事兼総務課長 清浄精司君登壇]

○参事兼総務課長（清浄精司君） 答えいたします。

喫煙室整備の内容でございますが、まず流し台、今大体面積の3分の1ぐらい占めておりますので、あれを撤去いたします。そしてあと壁をちょっと塗ったり、あと換気扇を、今の換気扇は本当に小さいものですから、もう少し大き目の換気扇、取り入れるような考えをしております。あとは入り口につきましても、今は中が見えませんが、中が見えるような形でドアのところも改造というか、そのような形で考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） あそこで吸う人だってそんなにいないわけだから、あの台所、あれを処分するのは必要だと思うんですが、狭いから。けども、そんなにいっぱい入って吸うところでないから、換気扇はちょっと小さいかなと思うんですが、金かけないでやってみたらどうなんでしょうか。だめなら直すと。これはちょっと金かかり過ぎるんじゃないかなと思ってるんです。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、清浄精司君。

[参事兼総務課長 清浄精司君登壇]

○参事兼総務課長（清浄精司君） 答えいたします。

今議員さんおっしゃられた内容をもとに、もう一度その辺を検討させていただきたいと思っております。

○議長（廣瀬和吉君） ほかに質疑ございませんか。

4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 57ページですね、放射能対策費で合宿誘致助成事業補助金とあるんですけども、これ200万も計上していますけれども、これどんなのに使うんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

[参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇]

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

観光協会のほうに補助金を出しまして、10人泊ですと3万円ですとか、県内外から合宿していただく方を誘致するというような事業で、これは昨年も実施しまして、今年もやっております。当初予算で150万計上して実施しているのですが、もう既に使い切るといような状況で、まだまだこれから誘致が見込めるといようなことですので、昨年度並みの人数まで補助金として予算の確保をさせていただきたいといような内容で、今回の補正を計上させていただいているといところでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） それ150万当初予算でとった、150万とりましたよね。県外のどこどこの大学が何人とか、そういうの細かくわかりますか。県内でも県外でも、使った内容ですね。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

[参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇]

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

8月のお盆までの人数でございますが、既に60団体、延べ人数で2,348人泊のご利用をいただいております。不足額につきまして、今観光協会のほうで立て替えをさせていただいているといふような状況でございます。

それで、県外からは35団体、延べ宿泊者で1,640名、県内は21団体で573名、村内もございまして、4団体で135名ということで、合計60団体2,348人というのが内訳でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） これほとんど湯本地区なんですか。本庁舎内で、この辺近辺では合宿やってる様子見なかったんですけど、これ全部大体湯本なんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

[参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇]

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

合宿事業に伴って宿泊する施設は、おっしゃるとおり、二岐、湯本、羽鳥湖高原といことでございます。その合宿の目的であるスポーツですとか、そういった実施につきましては、こちらの運動場とか季楽里を使ったフットサルですとか、野球とか、体育館を使った剣道ですとか、そういった種目もいらっやっていますので、宿泊についてはもちろん、宿泊施設のある湯本地区でございますが、活動についてはこちらの施設もご利用いただいているといような状況でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） それ200万って補正組むってというのは、もう商工会が立て替えててそ

の足りない分を、もう終わったんですか、まだこれからもまだ合宿する人がいるってことじゃないんでしょう、これ。立て替えた分が200万ですか。あとですね、この例えば宿泊料1人に対して1万円のところ8,000円にして2,000円を割引するとかっていう、その補助金なんですかこれ。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

既に観光協会のほうで立て替えた分だけということではなくて、現在延べで240万円ほどは実績として上がっておりますが、残り、冬期間のスキー、スノーボードといった合宿の分も含めまして、トータルで今回の補正を含めて350万円の予算額としたいということでございます。

それから、補助の仕方ですが、あくまで個人の値引きということではなくて、団体でご利用いただいた際に、その人数に応じて団体に対して3万円とか5万円とかというような補助をするものでございまして、1人当たりの宿泊費を幾ら引くというような内容ではございません。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） これは本当にすごい人数来てると思うんですね。それ毎年だんだん増えてきているんですかこれ。評判が評判呼んで、天栄村で合宿しようという人が増えて、その、いつからこれは始めた事業なんでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

事業の開始は平成27年度でございます。27年度の実績が16団体で948人ございました。昨年度が82団体、3,451人まで増加をしております。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） これは大変いいことだと思うんですよねこれ。これだけ増えてくるといことは、そうしたらもっと、来年もうちょっと増やしてその当初予算でとって、やっぱり湯本も宿泊結構するようになるんですから、やっぱりそれは特にすごいいいことだと思うんです、私は。天栄村もPRするのもにも絶好のチャンスだと思うので、来年の当初予算にもうちょっと多く見込んでやったほうがいいんじゃないですか。

ではこの質問終わりますけれども、もう1つ、62ページ、学校給食センター費、13節委託料で給食センター地質調査業務委託料ってあるんですけれども、546万、これは場所はもう決定したんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 学校教育課長、櫻井幸治君。

〔学校教育課長 櫻井幸治君登壇〕

○学校教育課長（櫻井幸治君） お答えいたします。

場所についてでございますが、現在天栄中学校の裏に学校給食センターがありますが、学校の敷地内ということで考えてはおります。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 発表はできないですかこれ。

○議長（廣瀬和吉君） 教育長、増子清一君。

〔教育長 増子清一君登壇〕

○教育長（増子清一君） ちょっと説明不足でしたので、今、天栄中学校の裏に実際あるわけなんですけれども、新しい給食センターを設置する場合について、法律的に若干面積が広くなりまして、あそこには入らないというふうな結果でございます。それでありまして、やはり給食は中学校に併設するのが一番合理的なものですから、今の体育館の下にプールがございます。そのプールの下に空き地がございます。そのところを若干、プールよりも一、二メートルですか、ちょっと前に来ればそこに入るというような計算ができたものですから、あそここのところに計画をしようかというふうなことで今考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 何も隠すことないでしょう、ちゃんとあそこに行って地質調査しますよって、学校の敷地なんていっぱいあるでしょう。そういうのははっきり言ってくださいよ。どうせこれからいつ、これからまた今度建物の設計始まって着工するんでしょう。これいつから、いつ頃の予定なんですとかこれ。

○議長（廣瀬和吉君） 学校教育課長、櫻井幸治君。

〔学校教育課長 櫻井幸治君登壇〕

○学校教育課長（櫻井幸治君） 今後の予定なんですけど、今年度基本設計を行いまして来年度実施設計、再来年度に工事に入る予定でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 了解しました。終わります。

○議長（廣瀬和吉君） ほかに質疑ございませんか。

1番、北島正君。

○1番（北島 正君） ちょっと疑問に思った点があったのでお聞きしたいのですが、48ページ、支所及び出張所の中で工事請負費、支所の本当に2階に上がるのに昇降機つけることはいいことだと思うんですが、これつけた後のメンテナンスというんですか、管理とかそういうやつというのは、当初の年度はつくった年だからいいのか、この工事請負費の中に含まれ

ているのかどうなのか。そういうのが必要じゃないかなとちょっと疑問に思ったものですか。人乗っけて歩くから点検とかそういうやつも必要でないかと思うんですが。

○議長（廣瀬和吉君） 湯本支所長、星裕治君。

〔湯本支所長 星 裕治君登壇〕

○湯本支所長（星 裕治君） お答えいたします。

このたびの工事費の中にはメンテナンス費は含まれておりません。今後必要となりますので、検討していきたいと思えます。

○議長（廣瀬和吉君） ほかに質疑ございませんか。

5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） 47ページ、こども未来応援事業講師謝礼というのがありますが、これはこども未来応援補助金の減額したものから組み替えてやるのだと思えますが、まずこども未来応援事業の、夏休みが終わったのでほぼ事業は終わっているのかなというふうに思えますが、その具体的な内容、どういうふうな応募が何件ぐらいあって、それをどういうふうな基準で選定して、何件が採択になってどういうような体験をしてどうだったのかということをお教え願えます。

○議長（廣瀬和吉君） 企画政策課長、北島さつき君。

〔企画政策課長 北島さつき君登壇〕

○企画政策課長（北島さつき君） お答えをいたします。

こども未来事業への質問でございますが、まずこちらの募集につきましては、5月から6月中旬にかけて1カ月程度で行いました。その後、各学校から上がってきたんですが、そちらにつきましては28件上がってまいりました。小学校が23件、中学校が5件でございます。

そのうち、基準でございますが、当初上がってきた際に、まず課内で、職員で点数化をしてみたんですが、なかなか難しいというところもございまして、その後、全員に面接をさせていただきまして。一人一人聞く中で、最終的に意欲というもの、あと実現性ということも考えまして、最終的な判断につきましては、私どもの職員と村長さん、副村長さん、教育長さんとともに最終決定をさせていただいたところでございます。内容につきましては8件選ばせていただきました。

最初にスタートしたのは8月21日からなんですが、こちら具体的に申し上げますと、建設業事業者会の方にご協力いただきまして、大工さんの体験をさせていただいた方が1名。その次、8月23日にこちら須賀川の警察署にご協力をいただきまして、2名の方が体験をしてまいりました。その後24日は、公立岩瀬病院さんのほうにお世話になりまして、看護師さんの体験をさせていただきました。

こちらが今終わっている内容でございますが、この後は9月、来週から1人、中学生の方

が、国連のほうの仕事の関係、将来的にはそういった仕事につきたいということもございまして、この方につきましては、ニューヨークのほうに来週から行くようになっております。こちらについては私どもも心配はしていたんですが、一緒に行ってくださいる方もおりますので、その辺は見守っていきたいというふうに考えております。

その後10月22日に入りまして、陸上関係の、オリンピックとか目指しているお子さん方、中学生お二人と、あと小学生にも陸上で頑張っていきたいというふうにこつこつとやっている方がいましたので、その方を合わせまして、オリンピックに出ていたことがある方をお呼びするというので、今回講師謝礼というのはそちらのほうに組み替えさせていただいたものですから、内容がその子によっていろいろなものですから、補助金だけではなく、需用費ですとか講師謝礼というふうに組み替えさせていただいたものでございます。

お子さん方は大変、面談する中で一生懸命お話ししていただきましたので、その辺で私たちもやっと決められたのかなというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） としますと、この組み替えの50万というのは、この中学生2名小学生1名のための講師というかレッスンのやつということですね。わかりました。

8名の子供たちがいろいろな体験して夢に向かって進む、今聞いて大変よかったなというふうに思います。終わります。

○議長（廣瀬和吉君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第17、議案第25号 平成29年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） 議案第25号 平成29年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

平成29年度天栄村国民健康保険特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ286万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億96万5,000円とし、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ187万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,948万4,000円とする。

平成29年9月5日提出、天栄村長、添田勝幸。

67ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

事業勘定。

歳入、10款繰越金、1項繰越金、1目その他繰越金、補正額286万1,000円の減。こちらにつきましても、前年度繰越金確定に伴う減でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、2目連合会負担金、補正額9,000円。県国保連合会負担金確定による増でございます。

2款保険給付費、1項療養諸費、4目退職被保険者等療養費、補正額20万円。退職被保険者等の療養費不足による増でございます。

10款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目一般被保険者保険税還付金、補正額83万円。一般被保険者保険税還付金不足による増でございます。

3目償還金、補正額23万2,000円。こちらは国・県補助の過年度精算金でございます。

5目一般被保険者還付加算金、補正額1万5,000円。1目と同様で一般被保険者保険税還付加算金の不足による増でございます。

11款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額414万7,000円の減。

次のページをお願いいたします。

続きまして、診療施設勘定でございます。

事項別明細書、診療施設勘定。

歳入、5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額187万5,000円。前年度繰越確定による増でございます。

歳出、1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、補正額1万3,000円。こちらは職員人件費の増でございます。

3款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額186万2,000円の増。

以上であります。よろしく願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第18、議案第26号 平成29年度牧本財産区特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） 議案第26号 平成29年度牧本財産区特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

平成29年度牧本財産区特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額60万6,000円のうちで歳入を補正する。

平成29年9月5日提出、天栄村長、添田勝幸。

73ページをご覧ください。

歳入予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額55万6,000円。前年度繰越金確定による減でございます。

5款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、補正額55万6,000円。繰越金で減となった部分を財政調整基金のほうから繰り入れるものでございます。

以上であります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(廣瀬和吉君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(廣瀬和吉君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(廣瀬和吉君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(廣瀬和吉君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(廣瀬和吉君) 日程第19、議案第27号 平成29年度大里財産区特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、清浄精司君。

[参事兼総務課長 清浄精司君登壇]

○参事兼総務課長(清浄精司君) 議案第27号 平成29年度大里財産区特別会計補正予算につ

いてご説明申し上げます。

平成29年度大里財産区特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ435万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ464万円とする。

平成29年9月5日提出、天栄村長、添田勝幸。

76ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、2款財産収入、2項財産売払収入、1目生産物売払収入、補正額459万9,000円。こちら、ふくしま森林再生事業に伴います素材売払収入でございます。

4款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、補正額24万4,000円の減。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費。補正額435万5,000円。こちら、25節積立金のほうで、基金のほうに積み立てるものでございます。

以上でございます。よろしくご審議願います。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第20、議案第28号 平成29年度湯本財産区特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

湯本支所長、星裕治君。

[湯本支所長 星 裕治君登壇]

○湯本支所長（星 裕治君） 議案第28号 平成29年度湯本財産区特別会計補正予算について
ご説明申し上げます。

平成29年度湯本財産区特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1万9,000円を追加し、歳入歳出予算の
総額を歳入歳出それぞれ177万2,000円とする。

平成29年9月5日提出、天栄村長、添田勝幸。

79ページをお願いします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、4款繰越金、4項繰越金、1目繰越金、補正額1万9,000円。こちらは前年度繰越
金の額の確定によるものでございます。

歳出、4款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額1万9,000円。

以上でございます。よろしくご審議願います。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休議いたします。

3時まで休みます。

(午後 2時44分)

○議長（廣瀬和吉君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午後 3時00分)

◎議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第21、議案第29号 平成29年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） 議案第29号 平成29年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

平成29年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ856万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,849万7,000円とする。

平成29年9月5日提出、天栄村長、添田勝幸。

82ページをお願いいたします。

事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額856万4,000円。繰越金額確定に伴う増であります。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額750万円。11節需用費は、調整池フェンスの修繕であります。

2款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額106万4,000円。

以上です。よろしくをお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第22、議案第30号 平成29年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） 議案第30号 平成29年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

平成29年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ121万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,313万8,000円とする。

平成29年9月5日提出、天栄村長、添田勝幸。

85ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書でご説明申し上げます。

歳入、5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額121万4,000円。前年度繰越金の確定によるものでございます。

次のページをお願いいたします。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額11万5,000円。こちらにつきましては、11節の需用費におきまして、納付書または封筒等の印刷費として計上しております。また、12節としまして、口座振替手数料としましてコンビニ収納等の手数料を上げさせていただきます。

2款予備費、1項予備費、1目予備費、109万9,000円。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

- 議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（廣瀬和吉君） 日程第23、議案第31号 平成29年度天栄村農業集落排水事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

- 建設課長（内山晴路君） 議案第31号 平成29年度天栄村農業集落排水事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

平成29年度天栄村農業集落排水事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ513万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,176万7,000円とする。

平成29年9月5日提出、天栄村長、添田勝幸。

89ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、4款繰入金、1項他会計繰入金、2目大山地区排水処理施設事業特別会計繰入金、補正額10万8,000円の減です。こちらは大山地区排水処理施設からの繰入金となります。こちらの減となります。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額524万5,000円。前年度繰越金の確定によるものでございます。

次のページをお願いいたします。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額315万4,000円。こちらにつきましては、2、3節の人件費の見直しにより増減となっております。11節につきましては、大里第2地区、また湯本の処理場の水中ポンプ、スクリーン等の修繕ということで計上させていただいております。また、帳票印刷等につきましては、納付書等、また封筒等の印刷費として計上しております。12節役務費につきましては、こちらもコンビニ収納等の経費として計上しております。13節委託料につきましては、清掃・警備委託料としまして、沈砂槽の清掃ということで計上させていただいております。

3款予備費、1項予備費、1目予備費198万3,000円。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第24、議案第32号 平成29年度天栄村二岐専用水道特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） 議案第32号 平成29年度天栄村二岐専用水道特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

平成29年度天栄村二岐専用水道特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ264万2,000円とする。

平成29年9月5日提出、天栄村長、添田勝幸。

93ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書でご説明申し上げます。

歳入、4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額9万3,000円。前年度繰越金の額の確定によるものでございます。

歳出、2款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額9万3,000円。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第25、議案第33号 平成29年度天栄村簡易水道事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） 議案第33号 平成29年度天栄村簡易水道事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

平成29年度天栄村簡易水道事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,396万5,000円とする。

平成29年9月5日提出、天栄村長、添田勝幸。

96ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書でご説明申し上げます。

歳入、5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額5万5,000円の減です。前年度繰越金の額の確定によるものでございます。

歳出、3款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額5万5,000円の減でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第26、議案第34号 平成29年度天栄村簡易排水処理施設特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、内山晴路君。

[建設課長 内山晴路君登壇]

○建設課長（内山晴路君） 議案第34号 平成29年度天栄村簡易排水処理施設特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

平成29年度天栄村簡易排水処理施設特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ67万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ208万9,000円とする。

平成29年9月5日提出、天栄村長、添田勝幸。

99ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書でご説明申し上げます。

歳入、2款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額67万9,000円。これは前年度繰越金の額の確定によるものでございます。

歳出、2款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額67万9,000円。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第27、議案第35号 平成29年度天栄村介護保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） 議案第35号 平成29年度天栄村介護保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

平成29年度天栄村介護保険特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,764万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億8,889万4,000円とする。

平成29年9月5日提出、天栄村長、添田勝幸。

103ページをお願いいたします。

事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料、補正額24万9,000円。普通徴収保険料の増でございます。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、補正額150万5,000円。3目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の事業）、補正額27万3,000円。2目、3目ともに総合事業対象者の給付増に伴う交付金の増でございます。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金、補正額9万9,000円。こちらは過年度精算分でございます。

2目地域支援事業支援交付金、補正額168万6,000円。こちらも総合事業対象者の給付費増に伴う交付金でございます。

5 款県支出金、2 項県補助金、1 目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、補正額75万2,000円。2 目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の事業）、補正額13万6,000円。1 目、2 目ともに総合事業対象者の給付費増に伴う県補助金の増でございます。

7 款繰入金、1 項一般会計繰入金、2 目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）、補正額75万2,000円。3 目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の事業）、補正額39万5,000円。こちらも2 目、3 目とも総合事業対象者の給付費増に伴う法定割合分の一般会計繰入金でございます。

2 項基金繰入金、1 目介護給付費準備基金繰入金、補正額1,740万8,000円。準備基金繰入金の増でございます。

8 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、補正額439万2,000円。前年度繰越金確定による増でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出、5 款地域支援事業費、1 項介護予防・生活支援サービス事業費、1 目介護予防・生活支援サービス事業費、補正額600万円。事業対象者の方の通所介護及び訪問介護給付費の不足による増額補正でございます。

2 目介護予防ケアマネジメント事業費、補正額70万円。こちらは事業対象者に係るケアプラン作成費の不足による増でございます。

4 項その他諸費、1 目審査支払手数料、補正額2 万円。国保連合会に支払う審査支払手数料不足によるものでございます。

5 項高額総合事業サービス費、1 目高額総合事業サービス費、補正額3,000円。高額総合事業サービス不足によるものでございます。

6 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目償還金、補正額1,428万2,000円。こちらは過年度償還金でございます。

2 目第1 号被保険者保険料還付金、補正額24万9,000円。過年度還付金加算金の不足によるものでございます。

6 款諸支出金、2 項繰出金、1 目一般会計繰出金、補正額639万3,000円。過年度確定による一般会計繰出分でございます。

以上であります。よろしくをお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第28、議案第36号 平成29年度天栄村風力発電事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） 議案第36号 平成29年度天栄村風力発電事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

平成29年度天栄村風力発電事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,387万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億978万8,000円とする。

平成29年9月5日提出、天栄村長、添田勝幸。

110ページをお願いいたします。

事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、3款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額1,387万1,000円。前年度繰越金確定による増であります。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額1,100万円。基金積立金の増であります。

2款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額287万1,000円。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

- 議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これより採決を行います。
本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（廣瀬和吉君） 日程第29、議案第37号 平成29年度天栄村後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

- 住民福祉課長（熊田典子君） 議案第37号 平成29年度天栄村後期高齢者医療特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

平成29年度天栄村後期高齢者医療特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ23万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,702万7,000円とする。

平成29年9月5日提出、天栄村長、添田勝幸。

113ページをお願いいたします。

事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額10万7,000円。前年度繰越金確定に伴う増でございます。

5款諸収入、3項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金、補正額10万8,000円。こちらは広域からの保険料還付金でございます。

2目還付加算金、補正額1万8,000円。同じく広域からの還付加算金でございます。

歳出、4款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金、補正額10万8,000円。所得修正に伴う過年度還付金でございます。

2目還付加算金、補正額1万8,000円。1目と同じように、こちらに伴う還付加算金でございます。

4款諸支出金、2項繰出金、1目一般会計繰出金、補正額10万7,000円。こちらは前年度確定による一般会計の繰出金の増でございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第30、議案第38号 平成29年度天栄村水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、内山晴路君。

[建設課長 内山晴路君登壇]

○建設課長（内山晴路君） 議案第38号 平成29年度天栄村水道事業会計補正予算についてご説明申し上げます。

（総則）

第1条 平成29年度天栄村水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成29年度天栄村水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款水道事業収益、第1項営業収益、補正予算額100万円減。

支出、第1款水道事業費、第1項営業費用、補正予算額100万円の減。

次のページをお願いいたします。

（資本的収入及び支出）

第3条 平成29年度天栄村水道事業会計予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款資本的収入、第2項負担金、補正予算額100万円の増です。

支出、第1款資本的支出、第1項建設改良費、100万円の増です。

平成29年9月5日提出、天栄村長、添田勝幸。

119ページをお願いいたします。

平成29年度天栄村水道事業会計補正予算実施計画説明書でご説明申し上げます。

収益的収入及び支出。

収入、1款水道事業収益、1項営業収益、2目受託工事収益、補正予算額100万円の減。

こちらは消火栓設置工事に伴う額の確定によるものでございます。

支出、1款水道事業費、1項営業費用、3目受託工事費、100万円の減。消火栓設置工事の額の確定によるものでございます。4目総係費ゼロ。こちらにつきましては、節内での組み替えでございます。

次のページをお願いいたします。

資本的収入及び支出。

収入、1款資本的収入、2項負担金、1目負担金、補正予算額100万円。こちらは大山地区配水管接続工事負担金として計上しております。

支出、1款資本的支出、1項建設改良費、1目配水設備工事費、補正予算額100万円。こちらにつきましては、配水管布設替工事としまして計上しているというものと、あと水源試掘調査業務委託として委託料の確定により減額としたものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

- 議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これより採決を行います。
本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎陳情審査報告

- 議長（廣瀬和吉君） 日程第31、陳情審査報告を議題といたします。

陳情については、本定例会初日において総務常任委員会並びに産業建設常任委員会に付託となっておりました事件2件について、総務常任委員会委員長並びに産業建設常任委員会委員長からの審査の結果の報告を求めます。

初めに、総務常任委員会からの報告を求めます。

総務常任委員会委員長、小山克彦君。

〔発言する者あり〕

- 議長（廣瀬和吉君） 失礼しました。

初めに、産業建設常任委員会委員長から審査の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長。

〔産業建設常任委員会委員長 揚妻一男君登壇〕

- 産業建設常任委員会委員長（揚妻一男君） 平成29年9月8日、天栄村議会議長、廣瀬和吉殿。

天栄村議会産業建設常任委員長、揚妻一男。

陳情審査報告書。

本委員会に付託の陳情を審査した結果、下記のとおり決定したので、天栄村議会会議規則第95条の規定により報告します。

受理番号3。付託年月日、平成29年8月29日。

件名、「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情について。

審査結果、採択。

委員会の意見、平成29年度税制改正大綱において、「市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税（仮称）の創設」に関し、「平成30年度税制改正において結論を得る」と明記されたことから、森林・林業・山村対策の抜本的強化を図るための「全国森林環境税」の早期導入を強く求める。

措置、地方自治法第99条に基づく意見書の提出。

以上です。

○議長（廣瀬和吉君） 報告が終わりましたので、これより産業建設常任委員会委員長より報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

次に、総務常任委員会委員長、小山克彦君より報告を願います。

総務常任委員長、小山克彦君。

〔総務常任委員会委員長 小山克彦君登壇〕

○総務常任委員会委員長（小山克彦君） 平成29年9月8日、天栄村議会議長、廣瀬和吉殿。

天栄村議会総務常任委員長、小山克彦。

陳情審査報告書。

本委員会に付託の陳情を審査した結果、下記のとおり決定したので、天栄村議会会議規則第95条の規定により報告します。

受理番号4。付託年月日、平成29年8月29日。

件名、地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情について。

審査結果、採択。

委員会の意見、地方自治体の安定的な行政運営と公共サービスの質を確保するためには安定的な地方財源の確保が重要となっていることから、地方交付税等の財源について、地方自治体の実態に見合った内容となることが重要である。

国は、地方の実情を十分に把握し、小規模自治体に配慮した財政措置がされるよう、国に

意見書の提出を求める。

措置、地方自治法第99条に基づく意見書の提出。

以上です。

○議長（廣瀬和吉君） 報告が終わりましたので、これより総務常任委員会委員長報告による質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、平成29年度受理番号3、「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより採決を行います。

委員長のとおりの採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり採決することに決定いたしました。

次に、平成29年度受理番号4、地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより採決を行います。

委員長報告のとおり採決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり採決することに決定しました。

◎閉会中の継続審査申出

○議長（廣瀬和吉君） 日程第32、閉会中の常任委員会継続審査申出についてを議題といたします。

初めに議会運営委員会委員長、次に総務常任委員会委員長、続いて産業建設常任委員会委員長、次に議会広報常任委員会委員長の順により申し出願います。

議会運営委員会委員長、大須賀溪仁君。

〔議会運営委員会委員長 大須賀溪仁君登壇〕

○議会運営委員会委員長（大須賀溪仁君） 平成29年9月8日、天栄村議会議長、廣瀬和吉殿。天栄村議会議会運営委員会委員長、大須賀溪仁。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定したので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

1、事件 （1）本会議の会期日程等議会運営に関する事項並びに委員会運営に必要な調査研究のため。

2、理由 地方自治法第109条第3項に基づく審査及び調査のため。

以上でございます。

○議長（廣瀬和吉君） お諮りをいたします。

ただいま議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思えます。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

続いて、総務常任委員会委員長からの申し出を許します。

総務常任委員会委員長、小山克彦君。

〔総務常任委員会委員長 小山克彦君登壇〕

○総務常任委員会委員長（小山克彦君） 平成29年9月8日、天栄村議会議長、廣瀬和吉殿。天栄村議会総務常任委員会委員長、小山克彦。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定したので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

1、事件 （1）総務常任委員会所管業務に係る、研修並びに調査研究及び広報広聴活動。

2、理由 地方自治法第109条第2項に基づく審査及び調査のため。

以上です。

○議長（廣瀬和吉君） お諮りをいたします。

ただいま総務常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思
います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、総務常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに
決定いたしました。

次に、産業建設常任委員会委員長よりの申し出を許します。

産業建設常任委員会委員長、揚妻一男君。

〔産業建設常任委員会委員長 揚妻一男君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（揚妻一男君） 平成29年9月8日、天栄村議会議長、廣瀬和吉
殿。

天栄村議会産業建設常任委員会委員長、揚妻一男。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定し
たので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

1、事件 （1）産業建設常任委員会所管業務に係る、研修並びに調査研究及び広報広聴
活動。

2、理由 地方自治法第109条第2項に基づく審査及び調査のため。

○議長（廣瀬和吉君） お諮りをいたします。

ただいま産業建設常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付したい
と思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、産業建設常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付するこ
とに決定いたしました。

続いて、議会広報常任委員会委員長より申し出を許します。

議会広報常任委員会委員長、渡部勉君。

〔議会広報常任委員会委員長 渡部 勉君登壇〕

○議会広報常任委員会委員長（渡部 勉君） 平成29年9月8日、天栄村議会議長、廣瀬和吉

殿。

天栄村議会議会広報常任委員会委員長、渡部勉。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定したので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

1、事件 (1) 議会広報発行のための、取材並びに編集及び調査研究。

2、理由 地方自治法第109条第2項に基づく審査及び調査のため。

○議長（廣瀬和吉君） お諮りいたします。

ただいま議会広報常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思えます。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、議会広報常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

◎日程の追加

○議長（廣瀬和吉君） お諮りいたします。

本定例会に提出されました全ての議案審議は終了いたしました。

ここで追加議案が2件ございますので、この際、日程に追加し、議題といたしたいと思えますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、議案を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程及び追加議案を事務局に配付させますので、暫時休議いたします。

4時5分まで休みます。

(午後 3時49分)

○議長（廣瀬和吉君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午後 4時05分)

◎発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第33、発議案第1号 「全国森林環境税」の創設に関する意見書

の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

6番、揚妻一男君。

〔6番 揚妻一男君登壇〕

○6番（揚妻一男君） 発議案第1号 「全国森林環境税」の創設に関する意見書の提出について。

この議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び天栄村議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成29年9月8日。

提出者 天栄村議会議員 揚妻一男

賛成者 天栄村議会議員 服部 晃

賛成者 天栄村議会議員 後藤 修

天栄村議会議長、廣瀬和吉殿。

提出理由

平成29年度税制改正大綱において、「市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税（仮称）の創設」に関し、「平成30年度税制改正において結論を得る」と明記されたことから、森林・林業・山村対策の抜本的強化を図るための「全国森林環境税」の早期導入を強く求めるよう意見書を提出する。

意見書送付先

内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣、環境大臣、経済産業大臣、衆議院議長、参議院議長。

意見書については別紙のとおりでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎発議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第34、発議案第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

暫時休議いたします。

(午後 4時09分)

○議長（廣瀬和吉君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午後 4時09分)

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

[5番 小山克彦君登壇]

○5番（小山克彦君） 発議案第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について。

この議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び天栄村議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成29年9月8日。

提出者 天栄村議会議員 小山克彦

賛成者 天栄村議会議員 渡部 勉

賛成者 天栄村議会議員 北島 正

天栄村議会議長、廣瀬和吉殿。

提出理由

地方自治体の安定的な行政運営と公共サービスの質を確保するためには安定的な地方財源の確保が重要となっていることから、地方交付税等の財源について、地方自治体の実態に見合った内容となることが重要である。

国は、地方の実情を十分に把握し、小規模自治体に配慮した財政措置がされるよう、国に意見書を提出する。

意見書送付先

内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、内閣府特命担当大臣（地方創生規制改革担当）、内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）。

なお、意見書については別紙のとおりであります。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（廣瀬和吉君） 申し上げます。

以上で今定例会の会議に付された事件は全て議了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会することにしたいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

これをもって平成29年9月天栄村議会定例会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

（午後 4時12分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成29年11月28日

議 長 廣 瀬 和 吉

署 名 議 員 小 山 克 彦

署 名 議 員 揚 妻 一 男

参 考 资 料

議案等審査結果一覧表

議案番号	件名	議決月日	結果
報告1号	地方公共団体の財政の健全化に関する比率の報告について	9月6日	—
議案1号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	9月6日	同意
2号	固定資産評価委員会委員の選任につき同意を求めることについて	9月6日	同意
3号	大里財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて	9月6日	同意
4号	天栄村中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について	9月6日	原案可決
5号	天栄村消防団活動支援隊設置条例の制定について	9月6日	原案可決
6号	財産の取得に関し議決を求めることについて	9月6日	原案可決
7号	村道の路線の廃止について	9月6日	原案可決
8号	村道の路線の認定について	9月6日	原案可決
9号	平成28年度天栄村一般会計決算認定について	9月8日	認定
10号	平成28年度天栄村国民健康保険特別会計決算認定について	9月8日	認定
11号	平成28年度牧本財産区特別会計決算認定について	9月8日	認定
12号	平成28年度大里財産区特別会計決算認定について	9月8日	認定
13号	平成28年度湯本財産区特別会計決算認定について	9月8日	認定
14号	平成28年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計決算認定について	9月8日	認定
15号	平成28年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計決算認定について	9月8日	認定
16号	平成28年度天栄村農業集落排水事業特別会計決算認定について	9月8日	認定
17号	平成28年度天栄村二岐専用水道特別会計決算認定について	9月8日	認定
18号	平成28年度天栄村簡易水道事業特別会計決算認定について	9月8日	認定

議案番号	件名	議決月日	結果
19号	平成28年度天栄村簡易排水処理施設特別会計決算認定について	9月8日	認定
20号	平成28年度天栄村介護保険特別会計決算認定について	9月8日	認定
21号	平成28年度天栄村風力発電事業特別会計決算認定について	9月8日	認定
22号	平成28年度天栄村後期高齢者医療特別会計決算認定について	9月8日	認定
23号	平成28年度天栄村水道事業会計決算認定について	9月8日	認定
24号	平成29年度天栄村一般会計補正予算について	9月8日	原案可決
25号	平成29年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算について	9月8日	原案可決
26号	平成29年度牧本財産区特別会計補正予算について	9月8日	原案可決
27号	平成29年度大里財産区特別会計補正予算について	9月8日	原案可決
28号	平成29年度湯本財産区特別会計補正予算について	9月8日	原案可決
29号	平成29年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計補正予算について	9月8日	原案可決
30号	平成29年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計補正予算について	9月8日	原案可決
31号	平成29年度天栄村農業集落排水事業特別会計補正予算について	9月8日	原案可決
32号	平成29年度天栄村二岐専用水道特別会計補正予算について	9月8日	原案可決
33号	平成29年度天栄村簡易水道事業特別会計補正予算について	9月8日	原案可決
34号	平成29年度天栄村簡易排水処理施設特別会計補正予算について	9月8日	原案可決
35号	平成29年度天栄村介護保険特別会計補正予算について	9月8日	原案可決
36号	平成29年度天栄村風力発電事業特別会計補正予算について	9月8日	原案可決
37号	平成29年度天栄村後期高齢者医療特別会計補正予算について	9月8日	原案可決

議案番号	件名	議決月日	結 果
38号	平成29年度天栄村水道事業会計補正予算について	9月8日	原案可決

議 員 提 出 議 案

議案番号	件名	議決月日	結 果
発議1号	「全国森林環境税」の創設に関する意見書の提出について	9月8日	原案可決
発議2号	地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について	9月8日	原案可決

陳 情 文 書 表

受理番号	受理年月日	件名	陳情者の住所及び氏名	付託委員会
3	平成29年 8月8日	「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情について	新潟県村上市三之町1 番1号 全国森林環境税創設促進議員連盟 会長 板垣一徳 (新潟県村上市議会議員)	産 業 建 設 常任委員会
4	平成29年 8月24日	地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情について	福島県須賀川市塩田字 池渋沢121 日本労働組合総連合会 福島県連合会 須賀川地区連合 議長 鈴木重一	総 務 常任委員会

陳 情 審 査 結 果

受理番号	付託年月日	件名	結 果
3	平成29年 8月29日	「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情について	採 択

受理番号	付託年月日	件名	結果
4	平成29年 8月29日	地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情について	採択